

(別紙13-1)

22年度成立予算における政策評価体系図 【基本(実施)計画(22年3月策定)】	
基本目標	
施策目標	
I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること	
1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	1 日常生活の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること 2 医療従事者の資質の向上を図ること
3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	1 医療情報化の体制整備の普及を推進すること 2 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること
4 国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること	
5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	1 感染症の発生・まん延の防止を図ること 2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること 3 適正な移植医療を推進すること 4 原子力発電設備等を保護すること
6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること 2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること 3 医薬品の適正使用を推進すること
7 安全で安心な血液製剤を安定的に供給すること	1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備を進めると	1 希少疾病ワクチン・抗毒薬の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること
9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること
11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること 2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること 3 安全・安心な職場づくりを推進すること(基本目標Ⅲ施策目標2を参照) 4 母子保健衛生対策の充実を図ること(基本目標Ⅵ施策目標5を参照) 5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること(基本目標Ⅷ施策目標3-1を参照)
12 健康危機管理を推進すること	1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること
II 安心・快適な生活環境づくりを衛生の観点から推進すること	
1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること	1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること
2 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること	1 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること
3 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること	1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること
4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること	1 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること
5 生活衛生の向上・推進を図ること	1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること
III 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること	
1 労働条件の確保・改善を図ること	1 労働条件の確保・改善を図ること
2 安全・安心な職場づくりを推進すること	1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること
3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	1 迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること 2 被災労働者等の社会復帰促進・支援等を図ること
4 勤労者生活の充実を図ること	1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること 2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
5 バイトタイム労働者の均衡待遇の確保を推進するとともに、在宅就業及び家内労働の適正な就業環境を整備すること(基本目標Ⅵ施策	1 タイム労働者の均衡待遇の確保を推進するとともに、在宅就業及び家内労働の適正な就業環境を整備すること(基本目標Ⅵ施策
6 安定した労働関係の形成を促進すること	1 労働関係が円滑により安定的に移移するよう集団的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに集団的労使紛争の迅速
7 個別労働紛争の解決の促進を図ること	1 個別労働紛争の解決の促進を図ること
8 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること	1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること
IV 経済・社会の発展に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること	
1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること	1 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること
2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること	1 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること
3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること	1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
4 求職活動中の生活の保障等を行うこと	1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること
V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること	
1 多様な職業能力開発の機会を確保すること	1 多様な職業能力開発の機会を確保すること
2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること	1 若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること 2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をする
3 現場力の向上と技能の継承・伝達を推進すること	1 技能継承・振興のための施策を推進すること
VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること	
1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整	1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整
2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスの提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること	1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること 2 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること 3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること
3 子育て家庭の生活の安定を図ること	1 子育て家庭の生活の安定を図ること
4 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目ない支援体制を整備すること	1 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること
5 母子保健衛生対策の充実を図ること	1 母子保健衛生対策の充実を図ること
6 総合的な母子家庭等の自立を図ること	1 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること
VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること	
1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること
2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の実態に合わせた福祉の向上を図ること	1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の実態に合わせた福祉の向上を図ること
3 災害時の被災者等に対し、適切に福祉サービスを提供すること	1 災害に際した緊急的な支援を実施すること
4 福祉サービスを支える人材育成、利用者保護等の基盤整備を図ること	1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、質の高い福祉サービスを提供すること
5 戦後遺児、戦没者遺族、中国残留邦人等を支援するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること	1 戦後遺児、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の支援を行うこと 2 戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること 3 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること 4 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること
VIII 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること	
1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること	1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること 2 障害者の雇用を促進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)
IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること	
1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること	1 国民に信頼される公的年金制度の構築 2 公的年金制度の信頼を確保するため、適正な事業運営を図ること 3 企業年金等の健全な育成を図ること 4 企業年金等の適正な運営を図ること
2 高齢者の雇用就業を促進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)	
3 高齢者の健康づくり、生きがい・花を推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を	1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること 2 介護保険制度の適切な運営等を行うこと(基本目標Ⅰ施策目標1-2を参照)
X 国際化時代にあわせた厚生労働行政を推進すること	
1 国際社会への参画・貢献を行うこと	1 国際機関の活動への参画・協力し、国際社会に貢献すること 2 二国間等の国際協力を推進すること
2 国際化に対応した施策を推進すること(再掲)	1 感染症の発生・まん延の防止等を行うこと(基本目標Ⅰ施策目標5-1、基本目標Ⅰ施策目標8-1を参照) 2 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(基本目標Ⅱ施策目標1-1を参照) 3 公的年金制度の持続可能性を確保すること(基本目標Ⅳ施策目標1-1を参照) 4 外国人労働者対策を推進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)
XI 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること	
1 国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること	1 国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること
2 研究を支援する体制を整備すること	1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること
3 厚生労働分野の研究開発を推進すること(再掲)	1 感染症の発生・まん延の防止を図るための研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ施策目標5-1を参照) 2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等の研究開発を推進すること(基本目標Ⅱ施策目標5-2を参照) 3 バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ施策目標9-1 4 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を行うこと(基本目標Ⅰ施策目標11-2を参照) 5 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するための研究開発を推進すること(基本目標Ⅱ施策目標1-1を参照)
XII 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること	
1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効	1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効
2 医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること(再掲)	1 医療情報化インフラの普及のための取組みを推進すること(基本目標Ⅰ施策目標3-1を参照) 2 レセプトオンライン化のための取組みを推進すること(基本目標Ⅰ施策目標10-1を参照) 3 介護・福祉分野における情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅷ施策目標3-2を参照)
3 その他の政策分野における情報化を推進すること(再掲)	1 仕事と生活の調和を図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅲ施策目標4-1を参照) 2 求人・求職情報への円滑なアクセスを図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅳ施策目標1-1を参照) 3 女性の再就職・再就業支援のための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅵ施策目標1-1を参照)

23年度概算要求における政策評価体系図 【基本(実施)計画(22年3月策定)】		政策評価調書番号
基本目標		
施策目標		
I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること		
1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	1 日常生活の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	I-1-1
2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること 2 医療従事者の資質の向上を図ること	I-2-1 I-2-2
3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	1 医療情報化の体制整備の普及を推進すること 2 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること	I-3-1 I-3-2
4 国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること		
5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	1 感染症の発生・まん延の防止を図ること 2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること 3 適正な移植医療を推進すること 4 原子力発電設備等を保護すること	I-5-1 I-5-2 I-5-3 I-5-4
6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること 2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること 3 医薬品の適正使用を推進すること	I-6-1 I-6-2 I-6-3
7 安全で安心な血液製剤を安定的に供給すること	1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること	I-7-1
8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備を進めると	1 希少疾病ワクチン・抗毒薬の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること	I-8-1
9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	I-9-1
10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること	I-10-1 I-10-2
11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること 2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を行うとともに、がんによる死亡者の減少を図ること 3 安全・安心な職場づくりを推進すること(基本目標Ⅲ施策目標2を参照) 4 母子保健衛生対策の充実を図ること(基本目標Ⅵ施策目標5を参照) 5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること(基本目標Ⅷ施策目標3-1を参照)	I-11-1 I-11-2 I-11-3 I-11-4 I-11-5
12 健康危機管理を推進すること	1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること	I-12-1
II 安心・快適な生活環境づくりを衛生の観点から推進すること		
1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること	1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること	II-1-1
2 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること	1 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること	II-2-1
3 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること	1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること	II-3-1
4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること	1 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること	II-4-1
5 生活衛生の向上・推進を図ること	1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること	II-5-1
III 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること		
1 労働条件の確保・改善を図ること	1 労働条件の確保・改善を図ること	III-1-1
2 安全・安心な職場づくりを推進すること	1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	III-2-1
3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	1 迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること 2 被災労働者等の社会復帰促進・支援等を行うこと	III-3-1 III-3-2
4 勤労者生活の充実を図ること	1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること 2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること	III-4-1 III-4-2
5 バイトタイム労働者の均衡待遇の確保を推進するとともに、在宅就業及び家内労働の適正な就業環境を整備すること(基本目標Ⅵ施策	1 タイム労働者の均衡待遇の確保を推進するとともに、在宅就業及び家内労働の適正な就業環境を整備すること(基本目標Ⅵ施策	III-5-1(再掲)
6 安定した労働関係の形成を促進すること	1 労働関係が円滑により安定的に移移するよう集団的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに集団的労使紛争の迅速	III-6-1
7 個別労働紛争の解決の促進を図ること	1 個別労働紛争の解決の促進を図ること	III-7-1
8 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること	1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること	III-8-1
IV 経済・社会の発展に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること		
1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること	1 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること	IV-1-1
2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること	1 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること	IV-2-1
3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること	1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること	IV-3-1
4 求職活動中の生活の保障等を行うこと	1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること	IV-4-1
V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること		
1 多様な職業能力開発の機会を確保すること	1 多様な職業能力開発の機会を確保すること	V-1-1
2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること	1 若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること 2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をする	V-2-1 V-2-2
3 現場力の向上と技能の継承・伝達を推進すること	1 技能継承・振興のための施策を推進すること	V-3-1
VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること		
1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整	1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整	VI-1-1
2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスの提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること	1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること 2 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること 3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること	VI-2-1 VI-2-2 VI-2-3
3 子育て家庭の生活の安定を図ること	1 子育て家庭の生活の安定を図ること	VI-3-1
4 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目ない支援体制を整備すること	1 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること	VI-4-1
5 母子保健衛生対策の充実を図ること	1 母子保健衛生対策の充実を図ること	VI-5-1
6 総合的な母子家庭等の自立を図ること	1 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること	VI-6-1
VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること		
1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	VII-1-1
2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の実態に合わせた福祉の向上を図ること	1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の実態に合わせた福祉の向上を図ること	VII-2-1
3 災害時の被災者等に対し、適切に福祉サービスを提供すること	1 災害に際した緊急的な支援を実施すること	VII-3-1
4 福祉サービスを支える人材育成、利用者保護等の基盤整備を図ること	1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、質の高い福祉サービスを提供すること	VII-4-1
5 戦後遺児、戦没者遺族、中国残留邦人等を支援するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること	1 戦後遺児、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の支援を行うこと 2 戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること 3 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること 4 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること	VII-5-1 VII-5-2 VII-5-3 VII-5-4
VIII 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること		
1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること	1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること 2 障害者の雇用を促進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)	VIII-1-1 VIII-1-2(再掲)
IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること		
1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること	1 国民に信頼される公的年金制度の構築 2 公的年金制度の信頼を確保するため、適正な事業運営を図ること 3 企業年金等の健全な育成を図ること 4 企業年金等の適正な運営を図ること	IX-1-1 IX-1-2 IX-1-3 IX-1-4
2 高齢者の雇用就業を促進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)		IX-2-1(再掲)
3 高齢者の健康づくり、生きがい・花を推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を	1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること 2 介護保険制度の適切な運営等を行うこと(基本目標Ⅰ施策目標1-2を参照)	IX-3-1 IX-3-2
X 国際化時代にあわせた厚生労働行政を推進すること		
1 国際社会への参画・貢献を行うこと	1 国際機関の活動への参画・協力し、国際社会に貢献すること 2 二国間等の国際協力を推進すること	X-1-1 X-1-2
2 国際化に対応した施策を推進すること(再掲)	1 感染症の発生・まん延の防止等を行うこと(基本目標Ⅰ施策目標5-1、基本目標Ⅰ施策目標8-1を参照) 2 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(基本目標Ⅱ施策目標1-1を参照) 3 公的年金制度の持続可能性を確保すること(基本目標Ⅳ施策目標1-1を参照) 4 外国人労働者対策を推進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)	X-2-1(再掲) X-2-2(再掲) X-2-3(再掲) X-2-4(再掲)
XI 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること		
1 国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること	1 国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること	XI-1-1
2 研究を支援する体制を整備すること	1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること	XI-2-1
3 厚生労働分野の研究開発を推進すること(再掲)	1 感染症の発生・まん延の防止を図るための研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ施策目標5-1を参照) 2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等の研究開発を推進すること(基本目標Ⅱ施策目標5-2を参照) 3 バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ施策目標9-1 4 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を行うこと(基本目標Ⅰ施策目標11-2を参照) 5 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するための研究開発を推進すること(基本目標Ⅱ施策目標1-1を参照)	XI-3-1(再掲) XI-3-2(再掲) XI-3-3(再掲) XI-3-4(再掲) XI-3-5(再掲)
XII 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること		
1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効	1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効	XII-1-1
2 医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること(再掲)	1 医療情報化インフラの普及のための取組みを推進すること(基本目標Ⅰ施策目標3-1を参照) 2 レセプトオンライン化のための取組みを推進すること(基本目標Ⅰ施策目標10-1を参照) 3 介護・福祉分野における情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅷ施策目標3-2を参照)	XII-2-1(再掲) XII-2-2(再掲) XII-2-3(再掲)
3 その他の政策分野における情報化を推進すること(再掲)	1 仕事と生活の調和を図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅲ施策目標4-1を参照) 2 求人・求職情報への円滑なアクセスを図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅳ施策目標1-1を参照) 3 女性の再就職・再就業支援のための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅵ施策目標1-1を参照)	XII-3-1(再掲) XII-3-2(再掲) XII-3-3(再掲)

政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管：厚生労働省
(組織)厚生労働本省

會計：一般會計

【基本(実施)計画22年3月策定に対応するもの】

[illegible]

[illegible]

政策評価 調査番号	政策評価 の対象	概算要求書	基 本 目 標 I										基 本 目 標 II										基 本 目 標 III										基 本 目 標 IV										基 本 目 標 V										基 本 目 標 VI										基 本 目 標 VII										基 本 目 標 VIII										基 本 目 標 IX										基 本 目 標 X										基 本 目 標 XI										基 本 目 標 XII																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
			1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7</	

[illegible]

政策評価 調査番号	政策評価 の対象	概算要求書	基 本 目 標 I										基 本 目 標 II										基 本 目 標 III										基 本 目 標 IV										基 本 目 標 V										基 本 目 標 VI										基 本 目 標 VII										基 本 目 標 VIII										基 本 目 標 IX										基 本 目 標 X										基 本 目 標 XI										基 本 目 標 XII																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
			1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		4		5		6		7</	

政策評価 調査番号	政策評価 の対象	概算要求書	基 本 目 標 I										基 本 目 標 II										基 本 目 標 III										基 本 目 標 IV										基 本 目 標 V										基 本 目 標 VI										基 本 目 標 VII										基 本 目 標 VIII										基 本 目 標 IX										基本目標X										基本目標XI										基本目標XII																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			1										2										3										4										5										6										7										8										9										10										11										12										13										14										15										16										17										18										19										20										21										22										23										24										25										26										27										28										29										30										31										32										33										34										35										36										37										38										39										40										41										42										43										44										45										46										47										48										49										50										51										52										53										54										55										56										57										58										59										60										61										62										63										64										65										66										67										68										69										70										71										72										73										74										75										76										77										78										79										80										81										82										83										84										85										86										87										88										89										90										91										92										93										94										95										96										97										98										99										100										101										102										103										104										105										106										107										108										109										110										111										112										113										114										115										116										117										118										119										120										121										122										123										124										125										126										127										128										129										130										131										132										133										134										135										136										137										138										139										140										141										142										143										144										145										146										147										148										149										150										151										152										153										154										155										156										157										158										159										160										161										162										163										164										165										166										167										168										169										170										171										172										173										174										175										176										177										178										179										180										181										182										183										184										185										186										187										188										189										190										191										192										193										194										195										196										197										198										199										200										201										202										203										204										205										206										207										208										209										210										211										212										213										214										215										216										217										218										219										220										221										222										223										224										225										226										227										228										229										230										231										232										233										234										235										236										237										238										239										240										241										242										243										244										245										246										247										248										249										250										251										252										253										254										255										256										257										258										259										260										261										262										263										264										265										266										267										268										269										270										271										272										273										274										275										276										277										278										279										280										281										282										283										284										285										286										287										288										289										290										291										292										293										294										295										296										297										298										299										300										301										302										303										304										305										306										307										308										309										310										311										312										313										314										315										316										317										318										319										320										321										322										323										324										325										326										327										328										329										330									

政策評価 調査番号	政策評価 の対象	概算要求書	基 本 目 標 I												基 本 目 標 II												基 本 目 標 III												基 本 目 標 IV												基 本 目 標 V												基 本 目 標 VI												基 本 目 標 VII												基 本 目 標 VIII												基 本 目 標 IX												基本目標X												基本目標XI												基本目標XII																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			施策2												施策3												施策4												施策5												施策6												施策7												施策8												施策9												施策10												施策11												施策12												施策13												施策14												施策15												施策16												施策17												施策18												施策19												施策20												施策21												施策22												施策23												施策24												施策25												施策26												施策27												施策28												施策29												施策30												施策31												施策32												施策33												施策34												施策35												施策36												施策37												施策38												施策39												施策40												施策41												施策42												施策43												施策44												施策45												施策46												施策47												施策48												施策49												施策50												施策51												施策52												施策53												施策54												施策55												施策56												施策57												施策58												施策59												施策60												施策61												施策62												施策63												施策64												施策65												施策66												施策67												施策68												施策69												施策70												施策71												施策72												施策73												施策74												施策75												施策76												施策77												施策78												施策79												施策80												施策81												施策82												施策83												施策84												施策85												施策86												施策87												施策88												施策89												施策90												施策91												施策92												施策93												施策94												施策95												施策96												施策97												施策98												施策99												施策100												施策101												施策102												施策103												施策104												施策105												施策106												施策107												施策108												施策109												施策110												施策111												施策112												施策113												施策114												施策115												施策116												施策117												施策118												施策119												施策120												施策121												施策122												施策123												施策124												施策125												施策126												施策127												施策128												施策129												施策130												施策131												施策132												施策133												施策134												施策135												施策136												施策137												施策138												施策139												施策140												施策141												施策142												施策143												施策144												施策145												施策146												施策147												施策148												施策149												施策150												施策151												施策152												施策153												施策154												施策155												施策156												施策157												施策158												施策159												施策160												施策161												施策162												施策163												施策164												施策165												施策166												施策167												施策168												施策169												施策170												施策171												施策172												施策173												施策174												施策175												施策176												施策177												施策178												施策179												施策180												施策181												施策182												施策183												施策184												施策185												施策186												施策187												施策188												施策189												施策190												施策191												施策192												施策193												施策194												施策195												施策196												施策197												施策198												施策199												施策200												施策201												施策202												施策203												施策204												施策205												施策206												施策207												施策208												施策209												施策210												施策211												施策212												施策213												施策214												施策215												施策216												施策217												施策218												施策219												施策220												施策221												施策222												施策223												施策224												施策225												施策226												施策227												施策228												施策229												施策230												施策231												施策232												施策233												施策234												施策235												施策236												施策237												施策238												施策239												施策240												施策241												施策242												施策243												施策244												施策245												施策246												施策247												施策248												施策249												施策250												施策251												施策252												施策253												施策254												施策255												施策256												施策257												施策258												施策259												施策260												施策261												施策262												施策263												施策264												施策265												施策266												施策267												施策268												施策269												施策270												施策271												施策272												施策273												施策274												施策275												施策276												施策277												施策278												施策279												施策280												施策281												施策282												施策283												施策284												施策285												施策286												施策287												施策288												施策289												施策290												施策291												施策292												施策293												施策294												施策295												施策296												施策297												施策298												施策299												施策300												施策301												施策302												施策303												施策304												施策305											

[illegible]

政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管：厚生労働省

会計:労働保険特別会計

組織又は勘定:労災勘定

[illegible]

政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管：厚生労働省

会計：労働保険特別会計

組織又は勘定：雇用勘定

政策評価 調査番号	政策評価 の対象	予定経費要求書 (項) (事項)	基本目標Ⅲ								基本目標Ⅳ				基本目標Ⅴ			基本目標Ⅵ					
			1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	1	2		3	1	2	3	4	5
						(2)		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(2)	(1)	(1)			
Ⅲ－４－２	●	中小企業退職金共済等事業費				●																	
		中小企業退職金共済等事業に必要な経費																					
Ⅲ－６－１	●	労使関係安定形成促進費						●															
		安定した労使関係の形成促進に必要な経費																					
Ⅲ－７－１	●	個別労働紛争対策費							●														
		個別労働紛争対策に必要な経費																					
		職業紹介事業等実施費																					
Ⅳ－１－１	●	職業紹介事業等の実施に必要な経費								●													
Ⅳ－１－１	●	職業安定行政関係システムの最適化実施に必要な経費（成果重視事業）								●													
Ⅳ－２－１	●	地域雇用機会創出等対策費									●												
		地域及び中小企業等における雇用機会の創出等に必要な経費																					
Ⅳ－３－１	●	高齢者等雇用安定・促進費										●											
		高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費																					
Ⅴ－２－１	◆	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費									◇	◇		◇	◆								
		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費交付金に必要な経費																					
Ⅴ－２－１	◆	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費									◇	◇		◇	◆								
		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備に必要な経費																					
Ⅳ－４－１	●	失業等給付費											●										
		失業等給付に必要な経費																					
Ⅴ－１－１	●	職業能力開発強化費												●									
		職業能力開発の強化に必要な経費																					
Ⅴ－２－１	●	若年者等職業能力開発支援費													●								
		若年者等に対する職業能力開発の支援に必要な経費																					
Ⅴ－２－１	◆	独立行政法人雇用・能力開発機構運営費				◇					◇	◇		◇	◆								
		独立行政法人雇用・能力開発機構運営費交付金に必要な経費																					
Ⅴ－２－１	◆	独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費				◇					◇	◇		◇	◆								
		独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備に必要な経費																					
Ⅴ－２－２	●	障害者職業能力開発支援費													●								
		障害者に対する職業能力開発の支援に必要な経費																					
Ⅴ－３－１	●	技能継承・振興推進費														●							
		技能継承・振興の推進に必要な経費																					
Ⅵ－１－１	●	男女均等雇用対策費															●						
		男女労働者の均等な雇用環境等の整備に必要な経費																					
Ⅵ－１－１	◆	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費				◇		◇	◇		◇	◇	◇	◇				◆					
		独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費交付金に必要な経費																					
Ⅵ－１－１	◆	独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費				◇		◇	◇		◇	◇	◇	◇				◆					
		独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備に必要な経費																					
		業務取扱費																					
	×	業務取扱いに必要な経費																					
Ⅳ－４－１	●	失業等給付業務に必要な経費											●										
Ⅳ－１－１	●	職業安定行政関係システムの最適化実施に必要な経費（成果重視事業）								●													
	×	施設整備費																					
		施設整備に必要な経費																					
	×	雇用安定資金へ繰入																					
		雇用安定資金へ繰入れに必要な経費																					
	◆	保険料返還金等徴収勘定へ繰入								◆													
		保険料返還金等の繰入れに必要な経費																					
	×	予備費																					
		予備費																					

政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管:厚生労働省

会計:労働保険特別会計

組織又は勘定:徴収勘定

【基本(実施)計画22年3月策定に対応するもの】

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書		基本目標Ⅲ								基本目標Ⅳ				基本目標Ⅴ				基本目標Ⅵ									
		(項)	(事項)	1	2	3		4		5	6	7	8	1	2	3	4	1	2		4	1	2			3	4	5	6
		業務取扱費		(1)	(1)	(1)	(2)	(1)	(2)		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(2)	(1)	(1)	(1)	(2)	(3)	(1)	(1)	(1)	(1)
	×	業務取扱いに必要な経費（主要経費 95）																											
Ⅲ-8-1	●	労働保険適用徴収業務に必要な経費 （主要経費 95）											●																
Ⅲ-8-1	●	石綿健康被害救済事業に必要な経費 （主要経費 95）											●																
Ⅲ-8-1	●	労働保険適用徴収システムの最適化実施に必要な経 費（主要経費 95）（成果重視事業）											●																
	◆	保険給付費等財源労災勘定へ繰入																											
Ⅲ-7-1		保険給付費等の財源の労災勘定へ繰入れ に必要な経費			◇	◇	◇	◇	◇			◆																	
	◆	失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入																											
Ⅵ-1-1		失業等給付費等の財源の雇用勘定へ繰入 れに必要な経費						◇			◇	◇		◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◆							
	×	諸支出金																											
		保険料の返還等に必要な経費																											
	×	予備費																											
		予備費																											

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

組織又は勘定： 基礎年金勘定

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

- については政策評価の対象となっているもの
- ◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの
- ×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

組織又は勘定： 国民年金勘定

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

- については政策評価の対象となっているもの
- ◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの
- ×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

組織又は勘定： 厚生年金勘定

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

- については政策評価の対象となっているもの
- ◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの
- ×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

勘定:福祉年金勘定

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管：厚生労働省

会計：年金特別会計

組織又は勘定 : 健康勘定

[illegible]

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管：厚生労働省

會計：年金特別會計

勘定：児童手当及び子ども手当勘定

[illegible]

政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管:厚生労働省		会計:年金特別会計		勘定:業務勘定								
政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書		基本目標Ⅷ		基本目標Ⅸ						
				施策1		施策1				施策2	施策3	
		(項)	(事項)	1	2	1	2	3	4	1	1	2
		業務取扱費										
	×	業務取扱いに必要な経費(主要経費04)										
Ⅸ-1-2	●	公的年金制度等の適正な運営に必要な 経費 (主要経費 0 4)					●					
Ⅸ-1-2	●	年金記録問題対策の実施に必要な経費 (主要経費 0 4)					●					
Ⅸ-1-2	●	社会保険オンラインシステム費										
		社会保険オンラインシステムの運用等 に必要な経費 (主要経費 0 4)					●					
		社会保険オンラインシステムの見直し に必要な経費 (主要経費 0 4 ・ 成果重 視事業)					●					
Ⅸ-1-2	◆	日本年金機構運営費										
		日本年金機構運営費交付金に必要な経 費 (主要経費 0 4)					◆					
Ⅸ-1-2	◆	独立行政法人福祉医療機構納付金等相当財源 健康勘定へ繰入										
		独立行政法人福祉医療機構納付金等相 当財源の健康勘定へ繰入れに必要な経 費					◆					
	×	一般会計へ繰入										
		一般会計繰入れに必要な経費										
	×	予備費										
		予備費 (主要経費 9 8)										

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。
●については政策評価の対象となっているもの
◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの
×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供 できる体制を整備すること		評価方式	総合・ ~~実績~~ ・事業	番号	I－1－1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
	(当 初)	34, 482, 888	51, 310, 473	43, 642, 320	40, 427, 272	
	(補 正 後)	38, 908, 060	408, 083, 458			
前年度繰越額（千円）	609, 049	1, 253, 423				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	39, 517, 109	409, 336, 881				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	24, 760, 679	390, 219, 904				
翌年度繰越額（千円）	1, 253, 423	394, 835				
不用額（千円）	13, 503, 007	18, 722, 142				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票②参照					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	本政策に係るすべての達成すべき指標について、改善傾向又は前年度と同水準であり、本施策は一定程度有効と考えられ。翌年度以降も政策目標の達成に向けた取組を行っていく。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	○予算要求 評価結果を踏まえ、医療提供体制を整備するため、必要な予算を要求することとした。 さらに、救急・産科等の支援のための事業等を新規施策として予算要求することとした。 (新規) ・へき地保健医療等対策費 (平成23年度予算概算要求額：0、96百万円) ・救急・周産期医療情報システム機能強化経費 (平成23年度予算概算要求額：140百万円) (継続) ・医療施設近代化施設整備事業 (平成22年度予算概算要求額（医療提供体制施設整備交付金）：4、501百万円の内数) (平成21年度予算額（医療提供体制施設整備交付金）：8、874百万円の内数) ・へき地医療支援機構運営事業 (平成23年度予算概算要求額：293百万円（平成22年度予算額：326百万円）) ・へき地医療拠点病院及びへき地診療所等運営事業 (平成23年度予算概算要求額：1、316百万円（平成22年度予算額：1、421百万円）) ・医療連携体制推進事業 (平成23年度予算概算要求額（医療提供体制推進事業費補助金）：28、715百万円の内数) (平成21年度予算額（医療提供体制推進事業費補助金）：30、603百万円の内数) ・救命救急センター運営事業 (平成23年度予算概算要求額（医療提供体制推進事業費補助金）：28、715百万円の内数) (平成22年度予算額（医療提供体制推進事業費補助金）：30、603百万円の内数) ・小児救急医療拠点病院運営事業 (平成23年度予算概算要求額（医療提供体制推進事業費補助金）：28、715百万円の内数) (平成22年度予算額（医療提供体制推進事業費補助金）：30、603百万円の内数) ・ドクターヘリ導入促進事業 (平成23年度予算概算要求額（医療提供体制推進事業費補助金）：28、715百万円の内数) (平成22年度予算額（医療提供体制推進事業費補助金）：30、603百万円の内数) ○税制改正要望について 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設を検討します。 ○機構・定員について 以下の方向で検討します。 ・増員（地域医療における医師確保及び医療連携の推進のための体制整備の強化のための増員1人）					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること						番号	I－1－1		(千円)		
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額			
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額				
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	医療提供体制確保対策費	医療提供体制確保対策に必要な経費	2,537,879	4,057,977				
	A	2	一般	厚生労働本省	医療提供体制確保対策費	医療提供体制確保対策の推進に必要な経費	345,812	1,871,652				
	A	3	一般	厚生労働本省	医療提供体制基盤整備費	医療提供体制の基盤整備に必要な経費	40,758,629	34,497,643				
	A	4										
	小計						43,642,320	40,427,272				
対応表において◆ となっているもの												
	小計											
対応表において○ となっているもの							<	>	<	>		
							<	>	<	>		
							<	>	<	>		
							<	>	<	>		
	小計						の内数		の内数			
対応表において◇ となっているもの							<	>	<	>		
							<	>	<	>		
							<	>	<	>		
							<	>	<	>		
	小計						の内数		の内数			
合計						43,642,320	40,427,272					
						の内数		の内数				

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

[illegible]

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年 8月

担当部局名：医政局指導課

政策名	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	1－Ⅰ－1														
政策の概要	国民の医療に対する安心と信頼の確保を目指し、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進すること等 施策の概要を通じて、地域全体で、発症から急性期、回復期を経て在宅等生活の場に復帰するまで切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。															
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】															
	（総合的評価） ○本政策に係るすべての達成すべき指標について、改善傾向又は前年度と同水準であり、本施策は一定程度有効と考えられる。 ○一方、引き続き、施策の有効性・効率性を高めるための工夫が必要である。															
	（必要性） ○がん、心疾患及び脳血管疾病は死因別死亡率の第1位から第3位を占め（人口動態統計）、糖尿病等の生活習慣病を患う患者が多い（患者調査）です。特にがん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の四疾病についてはその緊急性に加え、症状の経過に基づくきめ細かな対応が求められていることから、四疾病に対応し医療提供体制を構築することが必要です。 ○救急医療について、第三次救急医療機関、第二次救急医療機関の充実等の提言がなされ（厚生労働省指導課長主宰「救急医療の今後のあり方に関する検討会」平成20年7月中間取りまとめ）、 ○周産期医療について、周産期医療対策事業の見直し、地域の実情に応じた新生児集中治療室（NICU）の整備等の提言がなされ（厚生労働大臣主宰「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会」平成21年3月報告書）、 ○小児の救命救急医療を担う医療機関の整備、小児救急集中治療室の整備等の提言がなされ（厚生労働省指導課長主宰「重篤な小児患者に対する救急医療体制の検討会」平成21年7月中間取りまとめ）、 ○災害派遣医療チーム（DMAT）の強化、医療施設の耐震化促進が決定され（「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン（平成20年度中央防災会議決定）」） ○へき地医療支援機構の強化等の提言がなされていることから（厚生労働省医政局長主宰「へき地保健医療対策検討会」平成22年3月報告書）、 救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）の五事業に対応した医療連携体制の早急な構築が必要です。 ○病院は、良質かつ適正な医療を行う場としてふさわしい状況を保つ必要があることから、病院が医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて立入検査の実施が必要です。 ○医療法人等について、約5割が赤字経営となっている（平成20年度病院経営管理指標）ことから、医療法人等の経営の安定化について必要な税制措置等の支援策を講じていくことが必要です。 ○病院を含む産業部門は、二酸化炭素の総体的な抑制に取り組むこととされている（「京都議定書目標達成計画平成17年4月28日閣議決定」））ことから、病院における地球温暖化対策を支援するため、自主行動計画に対するフォローアップの実施や必要な税制措置等を講じていくことが必要です。															
	（有効性） ○本施策に係るすべての達成すべき指標について、改善傾向又は前年度と同水準であり、本施策は一定程度有効と考えられる ※ 医師不足等の課題がある一方で、全都道府県において、 ・医療計画に基づく医療連携体制の構築が進み、かつ、 ・救命救急センター、総合周産期母子医療センターの機能強化が図られている。 指標上は、各種施策の効果が一定程度反映されているものと考ええる。															
	（効率性） 医療計画制度に基づき、都道府県が四疾病五事業に係る医療連携体制の構築を進めることにより、地域の実情に応じて医療機能の役割分担・連携を推進することとしているが、国が各種国庫補助等により当該地域の実情に応じた都道府県の取組を支援することから、効率的に医療連携体制の構築が進み、施策目標の達成が図られるものと考えられる。															
（反映の方向性） （1）予算について 見直しの上減額の方で検討します。 （2）税制改正要望について 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設を検討します。 （3）機構・定員について 以下の方向で検討します。 ・増員（地域医療における医師確保及び医療連携の推進のための体制整備の強化のための増員1人） （4）指標の見直しについて 今後、有識者の意見等を踏まえ、指標の見直しを検討します。																
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																
<table><tr><td rowspan="2">達成目標</td><td rowspan="2">指標名</td><td rowspan="2">単位</td><td colspan="3">実績値</td></tr><tr><td>19年度</td><td>20年度</td><td>21年度</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		達成目標	指標名	単位	実績値			19年度	20年度	21年度						
達成目標	指標名				単位	実績値										
		19年度	20年度	21年度												

	<table><tr><td rowspan="2">前年以上/ 毎年</td><td>在宅で死亡する者の数</td><td>人</td><td>136,437</td><td>144,771</td><td>集計中</td></tr><tr><td>心肺停止の一ヶ月後の生存率(上段)・社会復帰率(下段)</td><td>%</td><td>10.2% 6.1%</td><td>10.4% 6.2%</td><td>集計中</td></tr><tr><td rowspan="2">前年以下/ 毎年</td><td>周産期死亡率(出産1,000対)</td><td>—</td><td>4.5</td><td>4.3</td><td>集計中</td></tr><tr><td>幼児(1～4歳)死亡率(人口10万対)</td><td>—</td><td>22.8</td><td>22.3</td><td>集計中</td></tr><tr><td>78.1%(平成26年度)</td><td>病院の耐震化率</td><td>%</td><td>—</td><td>50.8%</td><td>56.2%</td></tr><tr><td rowspan="2">前年以上/ 毎年</td><td>無医地区等における医療活動(巡回診療、代診医派遣等)回数</td><td>回</td><td>20,136</td><td>34,652</td><td>集計中</td></tr><tr><td>病院への立入検査における指摘に対する遵守率(総検査項目数に対する適合項目数の割合)</td><td>%</td><td>96.4</td><td>97.3</td><td>集計中</td></tr></table>	前年以上/ 毎年	在宅で死亡する者の数	人	136,437	144,771	集計中	心肺停止の一ヶ月後の生存率(上段)・社会復帰率(下段)	%	10.2% 6.1%	10.4% 6.2%	集計中	前年以下/ 毎年	周産期死亡率(出産1,000対)	—	4.5	4.3	集計中	幼児(1～4歳)死亡率(人口10万対)	—	22.8	22.3	集計中	78.1%(平成26年度)	病院の耐震化率	%	—	50.8%	56.2%	前年以上/ 毎年	無医地区等における医療活動(巡回診療、代診医派遣等)回数	回	20,136	34,652	集計中	病院への立入検査における指摘に対する遵守率(総検査項目数に対する適合項目数の割合)	%	96.4	97.3	集計中
前年以上/ 毎年	在宅で死亡する者の数		人	136,437	144,771	集計中																																		
	心肺停止の一ヶ月後の生存率(上段)・社会復帰率(下段)	%	10.2% 6.1%	10.4% 6.2%	集計中																																			
前年以下/ 毎年	周産期死亡率(出産1,000対)	—	4.5	4.3	集計中																																			
	幼児(1～4歳)死亡率(人口10万対)	—	22.8	22.3	集計中																																			
78.1%(平成26年度)	病院の耐震化率	%	—	50.8%	56.2%																																			
前年以上/ 毎年	無医地区等における医療活動(巡回診療、代診医派遣等)回数	回	20,136	34,652	集計中																																			
	病院への立入検査における指摘に対する遵守率(総検査項目数に対する適合項目数の割合)	%	96.4	97.3	集計中																																			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																					
	第百七十四回国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説	平成22年1月29日	「救急・産科・小児科などの充実を図ります。」 「消防と医療の連携などにより、救急救命体制を充実させます。」																																					
	子ども・子育てビジョン	平成22年1月29日	「妊婦健診や出産に係る経済的負担の軽減、新生児集中治療管理室（NICU）の整備等、相談支援体制の整備(妊娠・出産・人工妊娠中絶など)等により、妊娠・出産の支援や周産期医療体制（産婦人科医師、助産師等を含む。）を確保します。」 「子どもが病気になっても安心して医療にかかれるよう、小児医療体制を整備する」																																					
	新成長戦略	平成22年6月18日	「医療機関の機能分化と高度・専門的医療の集約化、介護施設、居住系サービスの増加を加速させ、質の高い医療・介護サービスを安定的に提供できる体制を整備する。」																																					

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること		評価方式	総合・実績・事業	番号	I - 2 - 1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	6,247,917	6,299,430	5,876,641	5,225,203		
	<256,378>	<250,550>	<251,128>	<334,569>		
（ 補 正 後 ）	6,247,917	6,299,430				
	<256,378>	<250,550>				
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	6,247,917	6,299,430				
	<256,378>	<250,550>				
支出済歳出額（千円）						
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	6,247,917	6,299,430				
	<256,378>	<250,550>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票②参照					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	政策目標の効果は着実に進んでおり、翌年度以降も政策目標の達成に向けた取組を行っていく。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	政策目標の達成に向けて進展しており、今後も医師、看護師等の不足した状況に対応するため、さらなる医師確保や女性医師、看護師等の離職防止、復職支援の強化を進めるべく必要な予算要求を行うこととした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること						番号	I－2－1	(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	医療従事者等確保対策費	医療従事者の確保対策に必要な経費	5,876,641	5,225,203		
	A	2								
	A	3								
	A	4								
	小計						5,876,641	5,225,203		
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計						の内数	の内数		
対応表に おいて○ となっているもの	C	1	一般	地方厚生局	医師等国家試験実施費	医師等国家試験実施に必要な経費	< 251,128 >	< 334,569 >		
	C	2					< >	< >		
	C	3					< >	< >		
	C	4					< >	< >		
	小計						<251,128> の内数	<334,569> の内数		
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >	< >		
	D	2					< >	< >		
	D	3					< >	< >		
	D	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
合計							5,876,641 <251,128> の内数	5,225,203 <334,569> の内数		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

[illegible]

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：医政局医事課

政策名	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること		番号	I－2－1																																																																																																																																					
政策の概要	国民の医療に対する安心・信頼の確保を目指し、質の高い医療サービスが適切に受けられる体制を構築するため、短時間正規雇用の導入促進を行うとともに、女性医師、看護師等の離職防止、復職支援を図ることで、医療従事者の確保を行う。																																																																																																																																								
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																																																																																																																								
	（総合的評価） 医師、看護師等の勤務環境を改善し、医師・看護師等の復職・再就業を行うことは、施策目標の達成に関して評価できる施策と考えられ、就業医師数は確実に増加している。 しかし、依然として産科・小児科などの診療科を中心に医師不足問題が深刻であり、地域で必要な医療が適正に提供できるよう地域の医療従事者を確保するため、施策を着実に実施する必要があると考える。 （必要性） 医療の現場を見ると、高齢化の進展、医療の高度化、医療を巡る紛争の増加、女性医師の増加などを背景に、医療需要が増大するとともに、産科・小児科などの診療科やへき地等で医師不足問題が深刻となっており、必要な医師の確保に効果的な施策を講じ、国民の医療に対する安心・安全を確保するため必要である。 （効率性） 医療従事者の確保を図るため、必要な養成機関を経て養成するよりも、すでに免許を有しているが就業していない医師、看護師の復職及び再就業の支援を行うことは、政策目標の達成に関して効率的な取組であると評価できる。 （有効性） 医療従事者の確保を図るために、離職防止の観点から医師の過酷勤務の軽減の解消を進めるとともに、離職した医療従事者の再就業を促す施策が実施され、医療従事者の確保が推進されていることから政策目標の達成に向けて有効性が高いものと評価できる。 （反映の方向性） 政策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																																																																																																																								
	<table><tr><td colspan="6">施策目標に係る指標</td></tr><tr><td colspan="6">（達成水準／達成時期）</td></tr><tr><td colspan="6">※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）</td></tr><tr><td></td><td></td><td>H 1 7</td><td>H 1 8</td><td>H 1 9</td><td>H 2 0</td><td>H 2 1</td></tr><tr><td>1</td><td>就業医師数（単位：人）（一）</td><td>—</td><td>263,540</td><td>—</td><td>286,699</td><td>—</td></tr><tr><td>2</td><td>就業女性医師数（単位：人）</td><td rowspan="2">—</td><td>45,222</td><td rowspan="2">—</td><td>49,113</td><td rowspan="2">—</td></tr><tr><td></td><td>（前回調査時以上）</td><td>【107.6%】</td><td>【108.6%】</td></tr><tr><td>3</td><td>女性医師バンクの再就業支援件数（単位：人）</td><td rowspan="2"></td><td>4</td><td>57</td><td>141</td><td>211</td></tr><tr><td></td><td>（前年度以上）</td><td></td><td>【1420.5%】</td><td>【247.4%】</td><td>【149.6%】</td></tr><tr><td>4</td><td>就業看護職員数（単位：人）</td><td>1,308,049</td><td>1,333,045</td><td>1,370,264</td><td>1,397,333</td><td rowspan="2">集計中</td></tr><tr><td></td><td>（前年度以上）</td><td>【101.2%】</td><td>【101.9%】</td><td>【102.8%】</td><td>【102.0%】</td></tr><tr><td>5</td><td>中央ナースセンター事業再就業支援件数（単位：人）</td><td>16,107</td><td>16,227</td><td>16,071</td><td>14,864</td><td>13,272</td></tr><tr><td></td><td>（前年度以上）</td><td>【95.7%】</td><td>【100.7%】</td><td>【99.0%】</td><td>【92.5%】</td><td>【89.3%】</td></tr><tr><td colspan="7">（調査名・資料出所、備考）</td></tr><tr><td colspan="7">・ 指標 1 及び 2 は、「医師・歯科医師・薬剤師調査」（大臣官房統計情報部調べ）。</td></tr><tr><td colspan="7">・ 指標 3 は、女性医師バンクにおいて、新たに求職者として登録し、コーディネーターによる就業相談を受け再就業した女性医師の数であり、医政局医事課調べによる。</td></tr><tr><td colspan="7">・ 指標 4 は、医政局看護課調べによる。平成 2 0 年度の数値は現在集計中であり、平成 2 3 年 1 月に公表予定。</td></tr><tr><td colspan="7">・ 指標 5 は、医政局看護課調べによる。</td></tr><tr><td colspan="7"></td></tr><tr><td colspan="7"></td></tr></table>					施策目標に係る指標						（達成水準／達成時期）						※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）								H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	1	就業医師数（単位：人）（一）	—	263,540	—	286,699	—	2	就業女性医師数（単位：人）	—	45,222	—	49,113	—		（前回調査時以上）	【107.6%】	【108.6%】	3	女性医師バンクの再就業支援件数（単位：人）		4	57	141	211		（前年度以上）		【1420.5%】	【247.4%】	【149.6%】	4	就業看護職員数（単位：人）	1,308,049	1,333,045	1,370,264	1,397,333	集計中		（前年度以上）	【101.2%】	【101.9%】	【102.8%】	【102.0%】	5	中央ナースセンター事業再就業支援件数（単位：人）	16,107	16,227	16,071	14,864	13,272		（前年度以上）	【95.7%】	【100.7%】	【99.0%】	【92.5%】	【89.3%】	（調査名・資料出所、備考）							・ 指標 1 及び 2 は、「医師・歯科医師・薬剤師調査」（大臣官房統計情報部調べ）。							・ 指標 3 は、女性医師バンクにおいて、新たに求職者として登録し、コーディネーターによる就業相談を受け再就業した女性医師の数であり、医政局医事課調べによる。							・ 指標 4 は、医政局看護課調べによる。平成 2 0 年度の数値は現在集計中であり、平成 2 3 年 1 月に公表予定。							・ 指標 5 は、医政局看護課調べによる。																				
	施策目標に係る指標																																																																																																																																								
	（達成水準／達成時期）																																																																																																																																								
※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）																																																																																																																																									
		H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1																																																																																																																																			
1	就業医師数（単位：人）（一）	—	263,540	—	286,699	—																																																																																																																																			
2	就業女性医師数（単位：人）	—	45,222	—	49,113	—																																																																																																																																			
	（前回調査時以上）		【107.6%】		【108.6%】																																																																																																																																				
3	女性医師バンクの再就業支援件数（単位：人）		4	57	141	211																																																																																																																																			
	（前年度以上）			【1420.5%】	【247.4%】	【149.6%】																																																																																																																																			
4	就業看護職員数（単位：人）	1,308,049	1,333,045	1,370,264	1,397,333	集計中																																																																																																																																			
	（前年度以上）	【101.2%】	【101.9%】	【102.8%】	【102.0%】																																																																																																																																				
5	中央ナースセンター事業再就業支援件数（単位：人）	16,107	16,227	16,071	14,864	13,272																																																																																																																																			
	（前年度以上）	【95.7%】	【100.7%】	【99.0%】	【92.5%】	【89.3%】																																																																																																																																			
（調査名・資料出所、備考）																																																																																																																																									
・ 指標 1 及び 2 は、「医師・歯科医師・薬剤師調査」（大臣官房統計情報部調べ）。																																																																																																																																									
・ 指標 3 は、女性医師バンクにおいて、新たに求職者として登録し、コーディネーターによる就業相談を受け再就業した女性医師の数であり、医政局医事課調べによる。																																																																																																																																									
・ 指標 4 は、医政局看護課調べによる。平成 2 0 年度の数値は現在集計中であり、平成 2 3 年 1 月に公表予定。																																																																																																																																									
・ 指標 5 は、医政局看護課調べによる。																																																																																																																																									
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																																																																																																						
	第 1 7 0 回国会における内閣総理大臣所信表明演説	平成20年9月29日	救急医療のたらい回し、産科や小児科の医師不足（中略）、いつ自分を襲うやもしれぬ問題であります。日々不安を感じながら暮らさなくてはならないとすれば、こんな憂鬱なことはありません。わたしは、これら不安を我が事として、一日も早く解消するよう努めます。																																																																																																																																						

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	医療従事者の資質の向上を図ること		評価方式	総合・実績・事業	番号	I - 2 - 2
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	19,781,644	20,091,122	19,611,634	16,378,782		
（ 補 正 後 ）	19,781,644	20,091,122				
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	19,781,644 <0>	20,091,122 <0>				
支出済歳出額（千円）						
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	19,781,644 <0>	20,091,122 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票②参照					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	臨床研修をはじめ、医療従事者の資質の向上は順調に実施され散るところであり、翌年度以降も政策目標の達成に向けた取組を行っていく。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	引き続き、政策目標の達成に向けて現在の取組を進めていくため、必要な予算要求を行うこととした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	医療従事者の資質の向上を図ること						番号	I－2－2	(千円)		
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額		
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	医療従事者資質向上対策費	医療従事者の資質の向上に必要な経費	19,611,634	16,378,782			
	A	2									
	A	3									
	A	4									
	小計						19,611,634 の内数	16,378,782 の内数			
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1									
	B	2									
	B	3									
	B	4									
	小計										
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >	< >			
	C	2					< >	< >			
	C	3					< >	< >			
	C	4					< >	< >			
	小計										
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >	< >			
	D	2					< >	< >			
	D	3					< >	< >			
	D	4					< >	< >			
	小計										
合計							19,611,634 の内数	16,378,782 の内数			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

[illegible]

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成２２年８月

担当部局名：医政局医事課

政策名	医療従事者の資質の向上を図ること		番号	Ⅰ－２－２																																											
政策の概要	医療の質と安全を確保するためには、医師をはじめとした医療従事者の脂質の向上を図ることが重要な課題である。そのため、医師等の医療従事者の脂質の向上を図ることを目的として、医師及び歯科医師については臨床研修を必修化するとともに、その他の医療従事者に対して各種研修会を実施している。																																														
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																														
	（総合的評価） 臨床研修においては、医師が、適切な指導体制の下で、医師としての人格を涵養し、プライマリ・ケアを中心に幅広く医師として必要な診療能力を身につけることが目指されており、国としても臨床研修の指導体制の充実のための支援等を多くの研修医が臨床研修の到達目標が達成できたと自己評価しているところである。 臨床研修のほか医療従事者に対する各種研修の着実な実施や、行政処分を受けた医師・歯科医師・看護師・薬剤師に対して再教育研修を義務づけるなどの取組を行っているところであり、医療従事者の資質の向上について着実に取り組まれていると考えられる。 （必要性） 安心・信頼してかけられる医療を確保する観点から、医療従事者の資質の向上は重要であり、医師及び歯科医師についても医師免許取得後の臨床研修を必修化した。臨床研修では基本的な診療能力を修得し、医師及び歯科医師としての資質の向上を図っている。また、看護師をはじめとする医療従事者についても、卒後も様々な研修の機会等を通じ、資質の向上が行われており、職能団体等においても認定看護師・専門看護研修及び認定等の取組をはじめ、資質の向上に向けた取組が行われている。 （効率性） 臨床研修については、診療に従事しようとする医師を対象として、基本的な診療能力の修得を目的として必修化されたものであり、必修化にあたり基本的な考え方としている医師としての人格を涵養し、必要な診療能力を修得するためにアルバイトせずに研修に専念できる環境が整備された全国の厚生労働大臣認定の臨床研修指定病院において当該研修を実施しており、政策目標の達成に関し、効率的な取組であると考ええる。 （有効性） 診療に従事しようとする医師を対象に、幅広く医師としての必要な診療能力を身につける事を目指すプログラムによる臨床研修が着実に実施されており、政策目標の達成に向け有効性が高いものと考えられる。 （反映の方向性） 政策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。																																														
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																														
	<table><tr><td colspan="7">アウトカム指標</td></tr><tr><td colspan="7">（達成水準／達成時期）</td></tr><tr><td colspan="7"></td></tr><tr><td></td><td></td><td>H 1 7</td><td>H 1 8</td><td>H 1 9</td><td>H 2 0</td><td>H 2 1</td></tr><tr><td>1</td><td>医師研修医の満足度調査（満足度５段階評価のうち４以上の回答者の割合 ※施策目標に係る指標１と同じ。</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>74.0%</td><td>集計中</td></tr><tr><td>1</td><td>歯科医師臨床研修における資質向上への貢献度割合（貢献に対する評価70%以上／毎年度）</td><td>—</td><td>81.0%</td><td>70.0%</td><td>72.6%</td><td>72.9%</td></tr></table>					アウトカム指標							（達成水準／達成時期）																H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	1	医師研修医の満足度調査（満足度５段階評価のうち４以上の回答者の割合 ※施策目標に係る指標１と同じ。	—	—	—	74.0%	集計中	1	歯科医師臨床研修における資質向上への貢献度割合（貢献に対する評価70%以上／毎年度）	—	81.0%	70.0%	72.6%	72.9%
	アウトカム指標																																														
（達成水準／達成時期）																																															
		H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1																																									
1	医師研修医の満足度調査（満足度５段階評価のうち４以上の回答者の割合 ※施策目標に係る指標１と同じ。	—	—	—	74.0%	集計中																																									
1	歯科医師臨床研修における資質向上への貢献度割合（貢献に対する評価70%以上／毎年度）	—	81.0%	70.0%	72.6%	72.9%																																									
（調査名・資料出所、備考） - 指標１は、「臨床研修修了者に対するアンケート調査」による。平成２１年度の数値は現在集計中であり、平成２２年度中に公表予定。 - 指標２は、平成１８年度から始まった臨床研修制度に係るアンケート調査による。臨床研修の内容が一定の水準で保たれているかどうかは、歯科医師臨床研修に関するアンケート調査のうち、「臨床研修が資質向上に貢献しているか」という項目において、「貢献している」と回答する割合が毎年一定の水準に達するかどうかで計ることができる。																																															
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）																																															

政策評価調書（個別票①－1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	医療情報化の体制整備の普及を推進すること		評価方式	総合・実績・事業	番号	1－3－1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
	（ 当 初 ）	631,044	1,057,978	1,203,959	1,273,247	
	（ 補 正 後 ）	1,012,251	3,160,482	1,203,959		
前年度繰越額（千円）	0	299,196				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	1,012,251	3,459,678				
支出済歳出額（千円）	627,285	3,186,483				
翌年度繰越額（千円）	299,196	－				
不用額（千円）	85,770	273,195				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	基本目標：安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標①：医療情報化の体制整備の普及を推進すること。 個別目標①：医療のIT化を推進すること。 【統合系医療情報システム（オーダーリングシステム、統合的電子カルテ等の普及率） ・200床以上の医療機関のほとんどに導入すること。 「医療施設調査」（大臣官房統計情報部）により測定					
政策評価結果を受けて改善すべき点	個別目標①：医療機関のIT化を促進するためには、更なる補助金による支援が必要である。					
評価結果の予算要求等への反映状況	○予算要求 評価結果を踏まえ、より医療機関のIT化を進めるため、必要な予算を要求することとした。 ・地域医療連携推進事業 （平成23年度予算概算要求額：248百万円） [平成22年度予算額：592百万円] ・医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業 （平成23年度予算概算要求額：92百万円 [平成22年度予算額：108百万円] ）					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	医療情報化の体制整備の普及を推進すること						番号	I－3－1		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額		
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	医療情報化等推進費	医療情報化等の推進に必要な経費	1,203,959	1,273,247			
	小計						1,203,959	1,273,247			
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1									
	B	2									
	B	3									
	B	4									
	小計						の内数	の内数			
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >	< >			
	C	2					< >	< >			
	C	3					< >	< >			
	C	4					< >	< >			
	小計						の内数	の内数			
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >	< >			
	D	2					< >	< >			
	D	3					< >	< >			
	D	4					< >	< >			
	小計						の内数	の内数			
合計							1,203,959	1,273,247			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

[illegible]

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：厚生労働省医政局

政策名	医療情報化の体制整備の普及を推進すること	番号	I－3－1																																										
政策の概要	医療のIT化を推進するため、「IT新改革戦略」等に基づき、標準化の推進や安全な情報連携基盤の整備を進めるとともに、医療機関における費用負担の軽減に資する取組等を実施する。																																												
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																												
	（総合的評価） 医療分野のIT化は、医療機関の機能等を考慮した情報化が肝要である。そのため、厚生労働省においては、２００７年度に各医療機関がその医療機能等を考慮し、当該医療機能の目的に応じた情報化の必要性と活用度を適切に評価することにより、望ましい情報化の推進を可能とする評価系（医療機関自らが評価の際に用いる指標）を開発したところであり、その普及に努めているところである。これにより、医療情報システム導入によるメリット等の把握、自機関の目的に合致した且つ最適な情報システムの選択を可能にするなど、各医療機関において適切な情報化が可能となり、医療分野の情報化が推進される。 医療の情報化については、「ＩＴ新改革戦略」等に基づき、各種標準化等の取組が進められているが、その効果が見えにくい状況にあることから、今後はさらに多くの医療機関等が医療の情報化のメリットを享受できるよう、評価対象事務事業のほか、医療用語及び用語間の関連性コードの標準化等、各種標準化等の施策によって、より充実した取組を進めることとしている。																																												
	（必要性） 医療を取り巻く環境が、少子高齢化の進展や医療技術の高度化等により大きく変化している中で、医療サービスの質を向上させ、一定の医療資源の中で質の高いサービスを充実させるため、業務の効率化、患者の利便性向上や医療の質の向上が期待される医療情報システムの導入に対して医療機関の関心は高いが、①システムの導入・維持費が高額なこと、②新旧システム間や異なるシステム間の互換性が確保されていないこと等の課題があることから、これらの課題に対応した事業を行う必要がある。																																												
	（効率性） 医療情報システムの導入に当たっては、①システムの導入・維持費が高額なこと、②新旧システム間や異なるシステム間の互換性が確保されていないこと等の課題が挙げられており、地域における中心的役割を果たしている医療機関と周辺の医療機関が医療情報ネットワークを構築し、チーム医療・グループ診療の実践を可能とする地域医療連携体制を構築するための補助事業である地域診療情報連携推進事業による医療機関のシステム導入にかかる費用負担軽減や、医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業によるシステム間の互換性確保などの施策は、それらの課題解決に資するため効率性が高いものと評価できる。																																												
	（有効性） オーダーリングシステムなどの医療情報システムを導入することで、患者情報の共有、受付業務の簡略化、カルテ搬送の軽減など業務の効率化、待ち時間の短縮、診療情報の共有化などによる患者の利便性向上や蓄積されたデータの活用や医療安全など医療の質の向上が期待されることから施策の推進に有効性が高いものと評価できる。																																												
	（反映の方向性） 施策全体として現状維持																																												
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】																																													
<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="4">実　績　値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr><tr><td rowspan="3">統合系医療情報システム (オーダーリングシステム、統合的電子カルテ等)の普及率 (200床以上の医療機関のほとんどに導入すること／400床以上は2008年度まで、400床未満は2010年度まで)</td><td>統合系医療情報システム(オーダーリングシステム、統合的電子カルテ等)の普及率</td><td>%</td><td>－</td><td>23.7</td><td>－</td><td>－</td><td>31.7</td><td>－</td><td>「IT新改革戦略」等に基づき、標準化の推進や安全な情報連携基盤の整備を進めるとともに、医療機関における費用負担の軽減に資する取組等を実施。</td></tr><tr><td>参考統計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>オーダーリングシステムの導入率 (一般病院　400床以上)</td><td>%</td><td></td><td>72.9</td><td>－</td><td>－</td><td>82.4</td><td>3年毎</td><td></td></tr></table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実　績　値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	17年度	18年度	19年度	20年度	統合系医療情報システム (オーダーリングシステム、統合的電子カルテ等)の普及率 (200床以上の医療機関のほとんどに導入すること／400床以上は2008年度まで、400床未満は2010年度まで)	統合系医療情報システム(オーダーリングシステム、統合的電子カルテ等)の普及率	%	－	23.7	－	－	31.7	－	「IT新改革戦略」等に基づき、標準化の推進や安全な情報連携基盤の整備を進めるとともに、医療機関における費用負担の軽減に資する取組等を実施。	参考統計									オーダーリングシステムの導入率 (一般病院　400床以上)	%		72.9	－	－	82.4	3年毎	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実　績　値						目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																														
				17年度	18年度	19年度	20年度																																						
統合系医療情報システム (オーダーリングシステム、統合的電子カルテ等)の普及率 (200床以上の医療機関のほとんどに導入すること／400床以上は2008年度まで、400床未満は2010年度まで)	統合系医療情報システム(オーダーリングシステム、統合的電子カルテ等)の普及率	%	－	23.7	－	－	31.7	－	「IT新改革戦略」等に基づき、標準化の推進や安全な情報連携基盤の整備を進めるとともに、医療機関における費用負担の軽減に資する取組等を実施。																																				
	参考統計																																												
	オーダーリングシステムの導入率 (一般病院　400床以上)	%		72.9	－	－	82.4	3年毎																																					
・参考統計1は、医療施設調査(厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課調べ)による。																																													
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日																																											
	IT新改革戦略	平成18年1月19日																																											
	重点計画－２００８	平成18年8月20日																																											
	デジタル新時代に向けた新たな戦略 ～　三か年緊急プラン　～	平成21年4月9日																																											
	i-Japan戦略2015	平成21年7月6日																																											
	新たな情報通信技術戦略	平成22年5月11日																																											

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	総合的な医療安全確保対策の推進を図ること		評価方式	総合・実績事業	番号	I－3－2
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
（ 当 初 ）	427, 648	609, 367	564, 562		555, 583	
（ 補 正 後 ）	425, 381	609, 367	564, 562			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	425, 381 <0>	609, 367 <0>				
支出済歳出額（千円）	405, 145	579, 184				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	20, 236 <0>	30, 183 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別表②の記載により、省略					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	医療の安全の確保に関する総合的な取組が効果的に実施されていることから、次年度以降も施策目標の達成に向けた取組を更に推し進めることとする。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	施策目標の達成に向けて着実に進展しており、今後も各般の必要な施策を実施し、国民の医療に対する信頼の回復に努めていく。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	総合的な医療安全確保対策の推進を図ること						番号	1－3－2		(千円)		
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額			
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額				
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	医療安全確保推進費	医療安全確保対策に必要な経費	386,359	430,202				
	A	2	一般	厚生労働本省	医療安全確保推進費	医療安全確保の推進に必要な経費	178,203	125,381				
	A	3										
	A	4										
	小計						564,562	555,583				
対応表において◆ となっているもの	B	1										
	B	2										
	B	3										
	B	4										
	小計											
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<	>		
	C	2					<	>	<	>		
	C	3					<	>	<	>		
	C	4					<	>	<	>		
	小計											
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>		
	D	2					<	>	<	>		
	D	3					<	>	<	>		
	D	4					<	>	<	>		
合計							564,562	555,583				

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

[illegible]

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：医政局総務課医療安全推進室

政策名	総合的な医療安全確保対策の推進を図ること		番号	I－3－2																																					
政策の概要	医療の安全の確保は医療政策における最も重要な課題の一つであり、安全な医療の提供、患者、国民から信頼される医療の実現について、患者の安全を最優先に考え、医療の質の向上という観点を重視した医療安全確保対策を総合的に推進することにより、医療の安全の確保を図り、もって効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供に寄与することを目的とする。																																								
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																								
	（総合的評価） 医療安全の確保について、医療機関としての組織的な取組としては、参考指標においても、より充実した安全管理対策の実施体制が整備された医療機関が、開始時点と比べ着実に増加していることから、一定の成果があったと評価することができる。 さらに、医療の安全性を向上させていくためには、医療事故による死亡の原因究明・再発防止を図る仕組みが必要であり、このような新たな仕組みの構築に向けた取組を精力的に行っており、また、産科医療補償制度が平成21年1月から運用が開始され、制度加入医療機関の割合もほぼ100%となり、着実に進展していると評価することができる。 以上のように、医療の安全の確保に関する総合的な取組が効果的に実施されており、施策目標の達成に向けて着実に進展していると評価することができる。																																								
	（必要性） わが国におけるこれまでの医療安全対策は、関係者、関係機関、関係団体、地方自治体、国により、それぞれの役割に応じた取組が進められ、様々な施策の推進が図られてきたが、こうした関係者の努力にもかかわらず、十分な医療安全体制が確立されなかったことから、医療の安全と信頼を高めるために、より一層の医療安全対策の推進を図ることが必要となったため、有識者により構成される医療安全対策検討会議において、これまでの対策の強化と新たな課題への対応について「今後の医療安全対策について」が平成17年6月に取りまとめられ、以降この報告書に基づき、各般の施策の充実強化を図ってきたところであり、今後も引き続き、各般の施策を実施する必要がある。 また、近年、医療紛争が増加の傾向にあり、医療紛争はその解決に長時間を要することから、患者遺族、医療機関の双方に大きな負担となっていることを踏まえ、医療事故における死亡の死因究明・再発防止を行う仕組みの検討や出産に起因して重度脳性まひとなった者への速やかな補償を行うなどの産科医療補償制度の円滑な運用を進めることにより、医療の透明性の確保や医療に対する国民の信頼の回復につなげ、医師等が萎縮することなく医療を行える環境整備に資することが、早急に取組むべき課題となっている。																																								
	（効率性） 事業成果への影響が発生しないことに留意しつつ、各予算の費用積算にあたっては取組内容の見直しなどを行い、より低いコストでの実施を検討し、概算要求へ反映した。																																								
	（有効性） 医療の安全の確保の観点から、現在、「今後の医療安全対策について」（平成17年6月）に基づき、「医療の質と安全性の向上」、「医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止の徹底」、「患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進」について、具体的な施策を総合的に講じているところであり、参考指標においても、より充実した医療安全管理対策の実施体制が整備された医療機関が開始当初と比べ着実に増加していることから、施策目標の達成に向けて有効であったと評価できる。																																								
	（反映の方向性） 施策目標の達成に向けて着実に進展しており、今後も各般の必要な施策を実施し、国民の医療に対する信頼の回復に努めていく。また、施策の取組内容についてはより効果的な実施方法へ見直すとともに、併せて効率化の観点から積算を見直すことで結果として予算規模の減額を行っている。																																								
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																								
	<table><tr><th colspan="2">アウトプット指標</th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th></tr><tr><td>1</td><td>医療事故情報収集・分析・提供事業の参加登録医療機関の数 （前年度以上／毎年度）</td><td>283</td><td>300</td><td>285</td><td>283</td><td>427</td></tr><tr><td colspan="2">達成率</td><td>131.6%</td><td>106.0%</td><td>95.0%</td><td>99.3%</td><td>150.9%</td></tr><tr><td>2</td><td>医療安全対策加算届出医療機関の割合 （前年度以上／毎年度）</td><td>—</td><td>12.2</td><td>15.8</td><td>15.8</td><td>18.3</td></tr><tr><td colspan="2">達成率</td><td>—</td><td>—</td><td>129.5%</td><td>100.0%</td><td>115.8%</td></tr></table>						アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21	1	医療事故情報収集・分析・提供事業の参加登録医療機関の数 （前年度以上／毎年度）	283	300	285	283	427	達成率		131.6%	106.0%	95.0%	99.3%	150.9%	2	医療安全対策加算届出医療機関の割合 （前年度以上／毎年度）	—	12.2	15.8	15.8	18.3	達成率		—	—	129.5%	100.0%	115.8%
	アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21																																		
	1	医療事故情報収集・分析・提供事業の参加登録医療機関の数 （前年度以上／毎年度）	283	300	285	283	427																																		
達成率		131.6%	106.0%	95.0%	99.3%	150.9%																																			
2	医療安全対策加算届出医療機関の割合 （前年度以上／毎年度）	—	12.2	15.8	15.8	18.3																																			
達成率		—	—	129.5%	100.0%	115.8%																																			
【調査名・資料出所、備考等】 ・指標1は、（財）日本医療機能評価機構調べ ・指標1は、医療法施行規則により医療事故等の報告が義務づけられた医療機関以外に当該事業に任意で参加している医療機関の数であり、各年の12月31日現在の施設数である。 ・指標2は、保険局医療課調べ。なお、医療安全対策加算は、平成18年度診療報酬改定において、入院患者にとってより安全で効果的な入院医療の提供を一層促進させる観点から、急性期医療の高度化・複雑化に対応できる医療安全管理対策の実施体制について、新たに診療報酬上の評価を行うとされたものである。そのため、平成17年度以前は記載できない。 ・指標2の医療安全対策加算届出医療機関の割合は、「医療安全対策加算届出医療機関数／全国の病院数」により算出した。																																									
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																						
	第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	医療事故の原因究明制度の検討を進め、事故の再発防止と併せて、医師が安心して医療に取り組めるようにします。																																						

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	政策医療を向上、均てん化させること		評価方式	総合・実績・事業	番号	I－4－1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
	（ 当 初 ）	51, 173, 872	49, 189, 289	85, 905, 660		79, 832, 911
	（ 補 正 後 ）	51, 173, 872	49, 189, 289			
前年度繰越額（千円）	3, 171, 421	2, 841, 245				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	54, 345, 293	52, 030, 534				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	51, 454, 561	50, 077, 485				
翌年度繰越額（千円）	2, 841, 245	1, 839, 346				
不用額（千円）	49, 486	113, 703				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法						
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況						

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	政策医療を向上、均てん化させること						番号	I－4－1		(千円)		
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額			
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額				
対応表に おいて● となっ てい るもの												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
対応表に おいて◆ となっ てい るもの	B	1	一般	厚生労働本省	独立行政法人国立がん研究センター運営費	独立行政法人国立がん研究センター運営費交付金に必要な経費	8,802,905	10,199,821				
	B	2	一般	厚生労働本省	独立行政法人国立がん研究センター施設整備費	独立行政法人国立がん研究センター施設整備に必要な経費	520,136	1,282,178				
	B	3	一般	厚生労働本省	独立行政法人国立循環器病研究センター運営費	独立行政法人国立循環器病研究センター運営費交付金に必要な経費	5,901,571	5,811,219				
	B	4	一般	厚生労働本省	独立行政法人国立循環器病研究センター施設整備費	独立行政法人国立循環器病研究センター施設整備に必要な経費		193,566				
	B	5	一般	厚生労働本省	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費交付金に必要な経費	4,595,334	4,952,454				
	B	6	一般	厚生労働本省	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備に必要な経費	1,618,342					
	B	7	一般	厚生労働本省	独立行政法人国立国際医療研究センター運営費	独立行政法人国立国際医療研究センター運営費交付金に必要な経費	8,454,975	8,083,390				
	B	8	一般	厚生労働本省	独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費	独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備に必要な経費	742,491	261,270				
	B	9	一般	厚生労働本省	独立行政法人国立成育医療研究センター運営費	独立行政法人国立成育医療研究センター運営費交付金に必要な経費	5,008,265	5,007,478				
	B	10	一般	厚生労働本省	独立行政法人国立成育医療研究センター施設整備費	独立行政法人国立成育医療研究センター施設整備に必要な経費		399,500				
	B	11	一般	厚生労働本省	独立行政法人国立長寿医療研究センター運営費	独立行政法人国立長寿医療研究センター運営費交付金に必要な経費	3,459,433	4,044,680				
	B	12	一般	厚生労働本省	独立行政法人国立長寿医療研究センター施設整備費	独立行政法人国立長寿医療研究センター施設整備に必要な経費		283,500				
	B	13	一般	厚生労働本省	独立行政法人国立病院機構運営費	独立行政法人国立病院機構運営費交付金に必要な経費	43,681,522	37,911,610				
	B	14	一般	厚生労働本省	独立行政法人国立病院機構施設整備費	独立行政法人国立病院機構施設整備費に必要な経費	3,120,686	1,402,245				
	小計							85,905,660	79,832,911			
合計							85,905,660	79,832,911				

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	政策医療を向上、均てん化させること					番号	I－4－1		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)＋(C)－重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
合計									

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：医政局政策医療課

政策名	政策医療を向上、均てん化させること					番号	I－4－1		
政策の概要	国が医療政策として担うべき医療（政策医療）について、国立高度専門医療センター（ナショナルセンター）の担う、がん、脳卒中、心臓病等の分野ごとに、施設の有する機能に応じて、診療・臨床研究・教育研修・情報発信を行うことで、効率的かつ効果的な政策医療の開発・確立及び均てん化を図る。								
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】								
	（総合的評価） ナショナルセンターは、高度先駆的な医療技術の開発・普及、専門的従事者の研修等を通じ政策医療の向上・均てん化を図るため、多数の論文の発表、ホームページを通じた情報発信、研修会等を通じた地域の医療従事者の質の向上による人材育成といった取り組みを行っているところである。平成21年度において、論文発表数は大幅に増加し、ホームページへの年間アクセス数についても大幅に増加するなど、政策医療の向上、均てん化に寄与していると評価できる。								
	（必要性） ナショナルセンターは、がん、脳卒中、心臓病など、その制圧が国民的課題になっている疾病について、高度先駆的な医療技術の開発・普及、病因・病態の解明、新たな診断・治療法の開発・研究、専門的従事者の研修及び情報発信を総合的・一体的に行うための中核的機関として設置され、従来よりその研究への取り組みなどにより、政策医療の着実な推進に取り組んでい								
	（効率性） ナショナルセンターにおいては、高度な医療を開発・確立するため、研究開発の推進に取り組んでおり、研究成果を活かすための一環として、論文という形で発表していくことを通じて研究成果の共有などを図っており、効率的に政策医療の開発に寄与している。さらに開発確立された高度な医療を均てん化するため、地方の中核的な医療機関との連携を図るとともに、医療従事者等に対する研修や国民、医療従事者向け情報発信をホームページの活用により行うことで、効果的に政策医療の向上、均てん化に寄与している。								
	（有効性） ナショナルセンター職員の発表論文数については、平成21年度は前年度より大幅に増加し3500件以上の論文を発表している。また、研究部数が前年度より増加し、治験受入件数も前年度より大幅に増加し、平成21年度においては600件以上の治験を行っていることから、今後も、更なる増加が期待され、ひいては政策医療の確立が期待される。また、ホームページアクセス数についても毎年大幅に増加していることから、国民へ情報発信がなされており政策医療の均てん化に寄与している。								
	（反映の方向性） ナショナルセンターは、行政改革推進法（平成18年法律第47号）及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）により、独立行政法人に移行させるとともに、国立高度専門医療センター特別会計が平成21年度末をもって廃止されることとなった。このため、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第63号）に基づき、国の医療政策として、国民の健康に関する影響のある特定の疾患に関する高度かつ専門的な医療等の向上を図ることを目的とした研究開発型の独立行政法人である、国立高度専門医療研究センターへ平成22年4月より移行している。								
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値(達成率)			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
					19年度	20年度	21年度		
	政策医療を開発・確立すること	ナショナルセンター職員の発表論文数		前年度	3,073 (103.8%)	3,145 (102.3%)	3,783 (120.3%)	前年度以上	論文発表を通じて、研究成果の共有などを図っており、効率的に政策医療の開発に寄与しているため
政策医療の均てん化を図ること	ナショナルセンターのホームページ年間アクセス数		前年度	26,196,683 (142.9%)	36,830,123 (140.6%)	49,589,087 (134.6%)	前年度以上	国民、医療従事者向け情報発信をホームページの活用により行うことで、効果的に政策医療の向上、均てん化に寄与しているため	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等		年月日		記載事項（抜粋）				

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	感染症の発生・まん延の防止を図ること		評価方式	総合 ^① 実績・事業	番号	I - 5 - 1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	27,074,928	25,600,031	30,226,263	30,427,724		
	及び1,700,000の内数	及び735,000の内数	及び1,229,000の内数	及び1,143,000の内数		
（ 補 正 後 ）	64,940,169	46,319,727	30,226,263			
	及び1,381,197の内数	及び954,591の内数	及び1,229,000の内数			
前年度繰越額（千円）	0	23,841,059				
	2,618の内数	及び180,430の内数				
予備費使用額（千円）	0	21,753,309				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	0	0				
	△7,548の内数	<0>				
歳出予算現額（千円）	64,940,169	91,914,095				
	及び1,376,267の内数	及び1,135,021の内数				
支出済歳出額（千円）	32,922,076	57,004,664				
	及び251,181の内数	及び676,759の内数				
翌年度繰越額（千円）	23,841,059	23,553,514				
	及び180,430の内数	及び118,953の内数				
不用額（千円）	8,177,034	11,355,917				
	及び1,305,516の内数	及び339,309の内数				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保することにより、感染症のまん延を防止し、安心できる衛生環境を確保する。このために、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法等により、必要な措置等を行うとともに、予算事業として啓発事業等を行うものとする。					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政の構築が求められており、国内への病原体の侵入を防止するための水際対策の強化、緊急時における国内での感染症対策の強化等、総合的な感染症予防対策の推進を図る必要がある。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果を踏まえ、更なる感染症対策の充実や予防接種の推進等により、感染症の発生の予防・まん延を防止を図るため、必要な予算の確保に努めることとした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	感染症の発生・まん延の防止を図ること						番号	1－5－1		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額		
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	感染症対策費	感染症予防事業等に必要な経費	28,430,000	28,476,069			
	A	2	一般	厚生労働本省	感染症対策費	結核に関する試験研究に必要な経費	473,380	473,380			
	A	3	一般	厚生労働本省	感染症対策費	感染症の発生・まん延防止対策に必要な経費	481,793	764,930			
	A	4	一般	検疫所	検疫業務等実施費	検疫業務等に必要な経費	841,090	713,345			
	A	5									
	小計						30,226,263	30,427,724			
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1									
	B	2									
	B	3									
	B	4									
	小計										
対応表に おいて○ となっているもの	C	1	一般	厚生労働本省	保健衛生施設整備費	保健衛生施設等施設整備に必要な経費	< 1,229,000 >	< 1,143,000 >			
	C	2									
	C	3									
	C	4									
	小計						<1,229,000> の内数	<1,143,000> の内数			
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1									
	D	2									
	D	3									
	D	4									
合計							30,226,263	30,427,724			
							<1,229,000>の内数	<1,143,000>の内数			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

[illegible]

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成２２年８月

担当部局名：健康局結核感染症課

政策名	感染症の発生・まん延の防止を図ること	番号	I－５－１
政策の概要	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保することにより、感染症のまん延を防止し、安心できる衛生環境を確保する。このために、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法等により、必要な措置等を行うとともに、予算事業として啓発事業等を行うものとする。		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） ○ 世界保健機関(WHO)は、「我々は、今や地球規模で感染症による危機に瀕している。もはやどの国も安全ではない。」との警告を発しており、我が国においても、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政の構築が求められている。また、患者の把握については、個々の発生例ではなく、集団発生を探知し、対策につなげることに重点を置いた対策を講じることとしているところである。 ○ こうした中で、 ・ 予防接種は、感染症を予防する手段として極めて重要であり、一定の感染症について、引き続き予防接種を受けられる機会の確保を図る必要がある。また、これまでの一類定期接種に係る予防接種率は、高水準で維持されており、接種は適正に実施されていると評価できる。今後は、感染症のまん延のさらなる防止のため、より積極的に接種を推進し、感染者の発生を抑制していく必要がある。 ・ 結核の罹患率は着実に減少しているところであるが、平成19年4月に感染症法が改正され、結核についても感染症法の中で対策が推進されることとなり、入院の勧告手続きについて、人権を尊重しつつ、よりの確に入院手続きを実施することが可能となったほか、積極的疫学調査の実施や直接服薬確認療法事業など、さらなる対策の推進が可能になっているところであり、これらを引き続き実施することで今後も罹患率を減少できるものと考えることができ、評価できる。 ・ 抗インフルエンザウイルス薬については、平成17年度より備蓄を開始し、平成20年度には備蓄目標量を国民の23%から45%分に引き上げ、目標に向け備蓄を進めているところである。国の備蓄分については、平成21年度末にタミフル:3,000万人分、リレンザ:300万人分の備蓄が完了し、目標数量に達成したところであり、適正に管理を行っているところである。国備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬については、平成21年度末で目標量に到達したところだが、今般の新型インフルエンザ(A/H1N1)の発生では、十代の若年層の罹患者が多かったことや、今後のタミフル耐性ウイルスの発生に備えるため、リレンザの追加備蓄や新薬の備蓄についての検討が必要である。 ・ 肝炎対策については、平成20年度から新たに実施している肝炎総合対策も2年目となり、主な事業の実施主体である都道府県等の自治体において、早期発見・早期かつ適切な治療の推進のための制度面での対応(肝炎医療費助成制度や肝炎ウイルス検査の無料実施体制及び肝疾患診療連携拠点病院を中心とした地域の肝疾患診療連携体制の整備)に関しては、取組の遅れている自治体も散見されるものの、着実に進展している。 しかしながら、未だ十分とはいえないため、引き続き、自治体に対し、肝炎ウイルス無料検査実施体制の充実(委託医療機関での実施、委託医療機関数の増加等)及び未指定都県に対する肝疾患診療連携拠点病院の早期指定について、個別重点的な働き掛けを行うことが必要である。 （必要性） ○ 平成２１年４月に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の対策に当たっては、以下の対応を行った。 ・ 海外発生当初は、致死率が高い、または不明という情報であったことから、政府として取りまとめられた「基本的対処方針」（平成21年４月28日策定）に沿って、厚生労働省では、「新型インフルエンザ対策行動計画」及び「新型インフルエンザ対策ガイドライン」に基づき対処。 ・ ５月２２日の「基本的対処方針」改定をもって、「新型インフルエンザ対策ガイドライン」のそのままの適用をやめ、地域の実情などに応じた柔軟な対応を取ることにした。また、同日「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」を策定。 ・ ８月１９日に厚生労働大臣メッセージを発表し、また、同月２８日に「新型インフルエンザ患者数の増加に向けた医療提供体制の確保等について」（平成２１年８月２８日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務連絡）を発出。本格的な流行シーズン入りに備えて、都道府県等を通じて医療提供体制の整備等を依頼した。 ・ １０月１日にはワクチンの接種等に関する基本的な考え方を示した「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種の基本方針」を策定し、同月19日より、国を実施主体としたワクチン接種事業を開始。 ・ １２月４日には、厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種による健康被害の迅速な救済を図るとともに、必要な海外生産分の輸入を行うため副作用被害等に関する企業への国の損失補償を行うために、「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法」を制定。 ○ 今般、厚生労働省が講じてきた上記対策の総括を行い、今後の新型インフルエンザ（A/H1N1）の再流行時の対応及び鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の対策の見直しに活かすため、「新型インフルエンザ（A/H1N1）対策総括会議」を、平成２２年３月に設置し、６月１０日に報告書が取りまとめられたところであり、今後は、総括会議の提言等を踏まえ、行動計画やガイドライン等の見直しに取り組むこととなる。 ○ 予防接種については、その目的や基本的な考え方、対象疾病の範囲、評価・検討組織、関係者の役割分担、費用負担等について抜本的な見直しの議論が必要であり、現在、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において有識者からのヒアリング等を進めているところ。 ○ B型・C型ウイルス性肝炎（以下、「肝炎」）は、国内最大級の慢性感染症であり、その対策は国民的課題である。肝炎は自覚症状が現れにくいため、肝炎ウイルスに感染していることに気がつかないまま、肝硬変・肝がん等の重い病気に進行してしまう方が多い。しかしながら、早期に適切な治療を実施すれば、肝炎の治癒あるいは肝がん等への進行を遅らせることが可能である。このため、国民の健康保持の観点から、B型・C型肝炎ウイルスの感染を早期に発見し、早期かつ適切な治療を推進することが非常に重要である。 ○ 適正な結核医療を確保するための医療費公費負担制度（入院及び通院）、保健師などが結核患者の服薬状況を確認する直接服薬確認療法事業などは、結核の感染拡大・再発の防止や多剤耐性結核菌の発生防止に非常に有効であり、必要な対策である。		

(効率性)

- 新型インフルエンザの患者等に対し迅速に抗インフルエンザ薬の投与を行うことは、患者の重症化を防止する上で効率的である。
- 予防接種率を向上させることにより、感染症の罹患者を減少させることができるため、国民の健康を確保する手段として効率的である。
- 結核医療費の公費負担制度により、結核の確実な治療や感染拡大の防止を図ることが可能であり、効率的な手段であり、結核の直接服薬確認療法事業等を実施することで、結核患者の早期治療につながり、効率的な手段であるといえる。

(有効性)

- 抗インフルエンザウイルス薬を備蓄しておくことで、新型インフルエンザ発生時に患者等への迅速な投与が可能となり、有効である。
- 予防接種の接種機会を安定的に確保するとともに、社会全体として高い接種率を維持することにより、国民全体の免疫水準を維持することが可能となり、感染症の発生及び蔓延の防止に有効である。
- 結核医療費の公費負担制度は、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の確保だけでなく、感染拡大の防止にも有効である。また、結核の直接服薬確認療法事業等を実施することで、結核患者の治療を確実に行うことができるとともに、多剤耐性結核菌の発生を防ぐこともできるので、有効である。

(反映の方向性)

- 国備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬については、平成21年度末で目標量に到達したところであるが、今般の新型インフルエンザ(A/H1N1)の発生においては、十代の若年層の罹患者が多かったことや、今後のタミフル耐性ウイルスの発生に備えるため、リレンザの追加備蓄や新薬の備蓄についての検討が必要である。
- 予防接種は、感染症を予防する手段として極めて重要であり、一定の感染症について、引き続き予防接種を受けられる機会の確保を図る必要がある。また、これまでの一類定期接種に係る予防接種率は、高水準で維持されており、接種は適正に実施されていると評価できる。今後は、感染症のまん延のさらなる防止のため、引き続き積極的に接種を推進し、感染者の発生を抑制していく必要がある。
- 結核については、平成19年4月に感染症法が改正され、感染症法の中で結核対策が推進されることとなり、入院の勧告手続きについて、人権を尊重しつつ、よりの確に入院手続きを実施することが可能となったほか、同法に基づく結核医療費の公費負担、積極的疫学調査、直接服薬確認療法事業等を実施することが可能となっており、これらの施策を引き続き実施していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				19年度	20年度	21年度		
感 染 症 の 発 生 ・ ま ん 延 の 防 止 を 図 る こ と	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄	万人分		2,535	3,217	5,595	国民の45%相当量、かつ、前年度以上	・国民の45%相当量／平成23年度末、かつ、前年度以上／平成20年度
	予防接種の接種率（麻疹・風疹）	麻疹：人 風疹：人		94.5 94.8	86.9 86.9	集計中 集計中	概ね95% 以上	・概ね95%以上/毎年度
	結核患者罹患率の推移	人		19.8 	19.4 	19.0 	18人以下	・人口10万人対比18人/平成22年度

関係する施政方針演説等 内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること		評価方式	総合 ~~実績~~ 事業	番号	I－5－2
歳出予算額（千円）	20年度		21年度	22年度	23年度要求額	
	(当 初)		47,677,949	41,800,234	45,616,795	45,078,312
			及び1,700,000の内数	及び735,000の内数	及び1,229,000の内数	及び1,143,000の内数
	(補 正 後)		47,541,990	44,567,253	45,616,795	
前年度繰越額（千円）			0	0		
			2,618の内数	180,430の内数		
予備費使用額（千円）			0	0		
			<0>	<0>		
流用等増△減額（千円）			0	0		
			△7,548の内数	<0>		
歳出予算現額（千円）			47,541,990	44,567,253		
			及び1,376,267の内数	及び1,135,021の内数		
支出済歳出額（千円）			46,807,173	42,896,770		
			及び251,181の内数	及び676,759の内数		
翌年度繰越額（千円）			0	0		
			及び180,430の内数	及び118,953の内数		
不用額（千円）			734,817	1,670,483		
			及び944,656の内数	及び339,309の内数		
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	達成すべき目標：安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること。 目標の達成度：難病情報センターへのホームページアクセス件数 国立ハンセン病資料館への入館者数 保健所等におけるHIV抗体検査件数 測定方法：健康局疾病対策課の調べによる					
政策評価結果を受けて改善すべき点	難病情報センターにおける情報の充実を図るなど、引き続き難病に関する情報提供を効果的に行うとともに、調査研究の推進等難病対策を推進することが必要である。 国立ハンセン病資料館の入館者数について、一定数を維持していることから、ハンセン病の正しい知識についての普及啓発が効率的に進んでいると評価できる。 エイズ対策について、普及啓発及び教育の推進に取り組むとともに、検査・相談体制の充実、医療提供体制の再構築など、引き続きエイズ対策を推進することが必要である。					
評価結果の予算要求等への反映状況	評価結果を踏まえ、治療方法が確立していない特殊な疾病等の予防・治療等を充実させるため、必要な予算の確保に努めることとした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること					番号	I－5－2		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	特定疾患等対策費	特定疾患等対策に必要な経費	5,700,804	5,532,523		
	A	2	一般	厚生労働本省	特定疾患等対策費	特定疾患の治療研究に必要な経費	27,544,204	27,544,204		
	A	3	一般	厚生労働本省	特定疾患等対策費	特定疾患等の予防、治療等の充実に必要な経費	1,298,540	1,021,948		
	A	4	一般	ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所運営費	国立ハンセン病療養所の運営に必要な経費	11,073,247	10,979,637		
	A	5								
	小計						45,616,795	45,078,312		
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計									
対応表において○ となっているもの	C	1	一般	厚生労働本省	保健衛生施設整備費	保健衛生施設等施設整備に必要な経費	< 1,229,000 >	< 1,143,000 >		
	C	2								
	C	3								
	C	4								
	小計						<1,229,000> の内数	<1,143,000> の内数		
対応表において◇ となっているもの	D	1								
	D	2								
	D	3								
	D	4								
合計							45,616,795 <1,229,000> の内数	45,078,312 <1,143,000> の内数		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

[illegible]

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 22 年 8 月

担当部局名：健康局疾病対策課

政策名	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること	番号	I－5－2
政策の概要	健康を脅かす特殊の疾病等の予防・治療等を充実させるために、希少性があり、原因不明で効果的な治療法が確立しておらず、生活面で長期にわたり支障をきたす疾患について、調査研究の推進や医療の確保等を図る。 また、特殊の疾病等の対策として、ハンセン病療養所の運営や、ハンセン病療養所退所者・非退所者等に対する生活支援、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発等のハンセン病対策とともに、HIV・エイズに関する普及啓発及び教育、検査・相談体制の充実、医療提供体制の再構築など、エイズ対策を推進する。		
	【評価結果の概要】 （総合的評価） 難病患者に対する受診機会の増加及び国民への情報提供は、難病情報センターホームにより、有効かつ効果的に行われており、国民への情報提供により、国民の受診機会の増加や治療研究の促進につながっており、難病対策の推進が図られているものと評価できる。 今後とも、難病情報センターにおける情報提供の充実を図るなど、難病に関する情報提供を効果的に行うとともに、調査研究の推進等、難病対策を推進することが重要である。 ハンセン病対策の推進については、国立ハンセン病資料館が、偏見・差別の解消に向けた拠点とし多くの入館者を集めるなど、目標の達成に向けて有効な取組が行われていると評価できる。 この他、中学生向けパンフレットの配布事業や補償金の支給、「ハンセン病問題に関する検証会議」の提言の十分な検討や検討結果の実現に向けた道筋等を明らかにする再発防止検討調査事業や社会復帰を希望する者の生活基盤の確立及び自立の促進に資するために必要な費用の支援を行う社会復帰支援事業が着実に実施されており、今後も元患者等と協議を重ねながら必要な政策の実施を図ることが重要である。 HIV・エイズ対策の推進については、昨年は新型インフルエンザの影響等により、保健所等におけるHIV抗体検査・相談件数が減ったものの、年々検査・相談件数は増えてきており、普及啓発の効果及び利用者の利便性に配慮した検査体制の整備について、有効に進んでいるものと認められる。 また、引き続き、HIV感染予防の普及啓発を強化することで、早期に感染を発見し、治療につなげていくことが必要である。 （必要性） 難病対策については、厚生省（当時）が難病プロジェクトチームを設置し、難病対策の考え方、対策項目などについて検討を行った結果、昭和47年に策定された「難病対策要綱」において、「①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定められている。 この要綱を踏まえ、「①調査研究の推進、②医療施設の整備、③医療費の自己負担の軽減、④地域における保健医療福祉の充実・連携、⑤ＱＯＬの向上を目指した福祉施策の推進」の5本の柱に基づき、症例数が少なく原因不明で治療方法も未確立であり、かつ、生活面で長期に渡る疾病を研究する難治性疾患克服研究事業及び難病患者の医療費の助成制度である特定疾患治療研究事業など、各種の施策を推進している。 なお、特定疾患治療研究事業の受給者証件数は、昭和63年度169,906件、平成10年423,124件、平成20年度647,604件と年々増加している状況にあり、引き続き、難病対策の充実・強化が必要である。 ハンセン病対策については、療養所入所者の社会復帰が、高齢化や社会に今なお偏見・差別が残っていることなどから困難となっており、引き続き、対策が必要である。 HIV・エイズ対策については、正しい知識とそれに基づく個人個人の注意深い行動により、多くの場合、予防することが可能な疾患であり、その感染はHIV検査を行わなければ、確認できない。 また、HIV・エイズは治療法の確立により、コントロール可能な疾患となったが、早期に治療を行い、服薬を続けなければその効果が十分に現れない。そのため、夜間・休日での検査等、国民が受検しやすいHIV検査体制を整えることで、早期にHIV感染を発見し、治療へとつなげる必要がある。		

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

(効率性)
難病情報センターのホームページアクセス件数は過去おは、難病に対する一般的な情報の他、医療従事者に向けた診断・治療指針も掲載しており、難病に関する情報を一元的に閲覧できるものと考えている。これらの情報を掲載することで、ホームページにより、難病に関する適切な情報提供が有効かつ効率的に行われていると認められる。
国立ハンセン病資料館の入館者数が増えていることなどから、ハンセン病の正しい知識についての普及啓発が効率的に進んでいるものと評価できる。
HIV・エイズに関する正しい知識の普及啓発及び教育の推進により、HIV抗体検査件数、HIV・エイズに関する相談件数が増加してきており、効率的に普及啓発が行われたものと評価できる。

(有効性)
難病情報センターへのホームページアクセス件数が、最近3カ年増加傾向にあるが、このホームページには、診断・治療指針等を掲載し、患者から医療関係者まで、幅広く情報を入手できるものであることから、国民への情報提供が有効に行われているものと評価できる。また、これにより、国民の受診機会の増加、また、治療研究の促進につながっているものと評価できる。
国立ハンセン病資料館の入館者数について、入館者が増え、多くの国民に情報提供を行うことができ、ハンセン病に関する国民への情報提供が有効に行われているものと評価できる。
保健所等におけるHIV抗体検査件数については、年々検査件数が増えてきており、普及啓発の効果及び利用者の利便性に配慮した検査体制の整備について、効果的に進んでいるものと評価できる。

(反映の方向性)
難病対策については、平成22年度において、当該事業について都道府県等に対し、本補助金の活用周知に努めるとともに、難病患者の実態を踏まえ、引き続き平成23年度要求においても難病対策の推進に必要な経費を要求する。
なお、難病情報センターについては、難病に関する医療従事者からの相談に対応するために必要な提供情報か掲載内容について、必要に応じての見直し等を行う。
また、平成22年度より厚生労働副大臣を座長とした「新たな難治性疾患対策の在り方検討チーム」が設置され、医療費助成（特定疾患治療研究事業）のあり方も含めた今後の難病対策について省内横断的な議論が進められている。
エイズ対策については、新規患者・感染者の報告数が増加していることを踏まえ、より効率的な普及啓発を実施するため、HIV抗体検査受検の普及啓発の対象を重点化するなど事業を見直すとともに、平成23年度要求においても引き続きエイズ対策に必要な経費を要求する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				19年度	20年度	21年度		
難病対策を推進すること	難病情報センターへのホームページアクセス件数	千件		13,174	13,655	13,798		
ハンセン病対策を推進すること	ハンセン病資料館入館者数	人		21,120	23,044	21,881		
エイズ対策を推進すること	保健所等におけるHIV抗体検査件数	件数		153,816	177,156	150,252		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	難病対策（や肝炎対策）を一層推進する。

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	適正な移植医療を推進すること		評価方式	総合・実績・事業	番号	I－5－3
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
	（ 当 初 ）	2,372,888	2,300,209	2,590,185		2,538,697
		<0>	<0>	<0>		<0>
	（ 補 正 後 ）	2,372,888	2,300,209	2,590,185		
	<0>	<0>	<0>			
前年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	2,372,888	2,300,209				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	2,369,422	2,294,660				
	<0>	<0>				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
不用額（千円）	3,466	5,549				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	達成すべき目標：臓器移植対策等を推進すること 目標の達成度合いの測定方法：臓器提供意思登録システム登録者数、骨髄移植ドナー登録者数、非血縁者間骨髄移植実施数					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	・移植医療に関する必要な情報の提供など、引き続き適正な移植医療の推進に取り組んでいく必要がある。 ・骨髄移植を希望する患者が一人でも多く移植を受けられるよう、引き続きドナー登録者の拡大を図るとともに、コーディネート期間の短縮等、総合的な対策に取り組んでいく必要がある。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果を踏まえ、経費効率化等の観点より見直しを行う一方、今後も適正な移植医療を推進するため、必要な予算の確保に努めることとした。 ・臓器移植対策事業費【平成23年度予算概算要求：725,727千円（平成22年度予算額：807,778千円）】 ・骨髄移植対策事業費等【平成23年度予算概算要求：1,773,181千円（平成22年度予算額：1,733,453千円）】 ・移植対策費【平成23年度予算概算要求：39,789千円（平成22年度予算額：48,954千円）】					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	適正な移植医療を推進すること					番号	I－5－3				
	予 算 科 目									政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	移植医療推進費	移植医療推進事業に必要な経費	2,541,231	2,498,908			
	A	2	一般	厚生労働本省	移植医療推進費	移植医療の推進に必要な経費	48,954	39,789			
	A	3									
	A	4									
	小計						2,590,185	2,538,697			
対応表において◆ となっているもの	B	1									
	B	2									
	B	3									
	B	4									
	小計										
対応表において○ となっているもの	C	1									
	C	2									
	C	3									
	C	4									
	小計										
対応表において◇ となっているもの	D	1									
	D	2									
	D	3									
	D	4									
合計							2,590,185 の内数	2,538,697 の内数			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

[illegible]

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：健康局臓器移植対策室

政策名	適正な移植医療を推進すること	番号	I－5－3
政策の概要	適正な移植医療の推進を図るため、あっせん機関の体制整備や移植医療に関する知識の普及啓発等を行う		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 臓器移植については、臓器提供に関する意思表示を従来から公共機関等に設置している「臓器提供意思表示カード（シール）」を入手して記入する方法に加え、インターネット及びモバイルサイトから行うことができるようにしたことにより、普及が進んでいるパソコン等を使用することで手軽に登録が可能となったため、意思登録者数が年々伸びており、本施策は効率的に実施されていると評価できる。 なお、平成21年の臓器移植法改正により、国は移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずると規定されていたことから、一人でも多くの方に移植医療に関する知識を深めていただき、臓器提供に関する意思表示をしていただけるよう環境整備を図ることとしている。また、改正法施行後の臓器移植が円滑かつ適正に実施されるようあっせん体制の整備・強化を図る。 骨髄移植については、骨髄移植件数は年々増加している一方、骨髄移植のコーディネート期間（患者が骨髄バンクに登録してから移植を受けるまでの期間）は短縮傾向にあり、平成21年度は移植件数が約1割増となった一方でコーディネート期間は前年度と同じであったことから、本事業は効率的に実施されていると評価できる。 しかしながら、骨髄バンクにより適合するドナー候補者が検索される率は95.1%（平成21年実績。国内患者に限る。）に達したが、骨髄移植を希望し骨髄バンクに登録した年間患者数に対し、移植を受けられる率は60.6%（同上）にとどまっている。一人でも多くの患者が移植を受けられるよう、引き続きドナー登録者の拡大を図るとともに、コーディネート期間の短縮や提供者（ドナー）登録者の提供意思の維持（リテンション）対策等、総合的な対策に取り組んでいく必要がある。 また、骨髄移植と同様の治療効果が得られる造血幹細胞移植の方法として、末梢血から造血幹細胞を採取する末梢血幹細胞移植があるが、これまでは血縁者間（骨髄バンクを介さない）のみで実施されてきた。今後はドナーの選択肢を増やすためにも、平成21年度末まで実施した薬剤の長期的安全性に係る研究結果を踏まえ、非血縁者間における末梢血幹細胞移植を骨髄バンク事業の一環として、段階的に導入する方向で検討する。 （必要性） 移植対策は、「患者」と「医療機関」だけでは成立せず、ドナーがあつて、はじめて成立するという他の医療にない特徴を有しているが、ドナー数は、移植を待っている者の数に比べると少ない状況にあり、ドナーを確保するための様々な施策（普及啓発、関係者間の連携等）を引き続き行っていく必要がある。 また、移植医療においては、移植機会の公平性を確保するための第三者機関である「あっせん機関」が必要不可欠であり、その安定的な運営が求められている。 （効率性） 臓器移植については、臓器提供に関する意思表示を従来から公共機関等に設置している「臓器提供意思表示カード（シール）」を入手して記入する方法に加え、インターネット及びモバイルサイトから行うことができるようにしたことにより、手軽に登録が可能でかつ普及が進んでいるパソコン等を使用するため、意思登録者数が年々伸びており、本施策は効率的に実施されていると評価できる。 骨髄移植については、骨髄移植件数は年々増加している一方、骨髄移植のコーディネート期間（患者が骨髄バンクに登録してから移植を受けるまでの期間）は短縮傾向にあり、平成21年度は移植件数が約1割増となった一方でコーディネート期間は前年度と同じであったことから、本事業は効率的に実施されていると評価できる。 （有効性） 臓器移植については、平成19年3月に供用を開始した臓器提供意思登録システムを平成19年3月に共用開始してから年々増加し、平成21年度における登録者数は58,114人となっており、本事業は有効に実施されていると評価できる。 骨髄移植については、骨髄バンク事業におけるドナー登録者数及び骨髄移植実施数は年々増加し、平成21年度末におけるドナー登録者数は357,378人、平成21年度における骨髄移植実施数は1,232件に達したことから、本事業は有効に実施されていると評価できる。		

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	原子爆弾被爆者等を援護すること		評価方式	実績	番号	I－5－4
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
（ 当 初 ）	154,567,075	154,000,973	155,424,240		148,143,295	
	及び1,700,000の内数	及び735,000の内数	及び1,229,000の内数		及び1,143,000の内数	
（ 補 正 後 ）	154,557,532	153,924,971	155,424,240			
	及び1,381,197の内数	及び735,000の内数	及び1,229,000の内数			
前年度繰越額（千円）	0	0				
	2,618の内数	180,430の内数				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	△6,374	0				
	及び△7,548の内数	<0>				
歳出予算現額（千円）	154,551,158	153,924,971				
	及び1,376,267の内数	及び915,430の内数				
支出済歳出額（千円）	153,744,128	153,045,762				
	及び251,181の内数	及び560,978の内数				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
	180,430の内数	118,953の内数				
不用額（千円）	807,030	879,209				
	及び944,656の内数	及び235,499の内数				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	被爆者に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な援護施策を講ずることを目標とする。 被爆者健康診断の受診率を目標達成の水準とする。					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	—					
評価結果の予算要求等 への反映状況	平成22年度に実施した実績評価の評価結果を踏まえ、原子爆弾被爆者の援護に効果があったと評価できたことから、今後も被爆者に対する保健、医療、福祉にわたる総合的な施策を推進するため、必要な予算の確保に努めることとした。 【具体例】 ・原爆被爆者援護対策費 （平成23年度概算要求額：148,143,295千円[平成22年度予算額：155,424,240千円]）					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	原子爆弾被爆者等を援護すること						番号	I－5－4	(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者の老人医療等に必要な経費	1,586,616	800,000		
	A	2	一般	厚生労働本省	原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者の援護対策事業に必要な経費	150,715,903	144,389,245		
	A	3	一般	厚生労働本省	原爆被爆者等援護対策費	原爆放射線の医学的影響の調査研究に必要な経費	2,155,970	2,042,921		
	A	4	一般	厚生労働本省	原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者等の援護に必要な経費	965,751	911,129		
	A	5								
	小計						155,424,240	148,143,295		
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	小計									
対応表において○ となっているもの	C	1	一般	厚生労働本省	保健衛生施設整備費	保健衛生施設等施設整備に必要な経費	< 1,229,000 >	< 1,143,000 >		
	C	2								
	C	3								
	C	4								
	小計						<1,229,000> の内数	<1,143,000> の内数		
対応表において◇ となっているもの	D	1								
	D	2								
	D	3								
	D	4								
合計							155,424,240 <1,229,000> の内数	148,143,295 <1,143,000> の内数		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

[illegible]

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：健康局総務課

政策名	原子爆弾被爆者等を援護すること		番号	I－5－4																																				
政策の概要	被爆者（被爆者健康手帳の交付を受けた者）に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な援護施策を講ずるという観点から、被爆者に対し、健康診断や医療費の支給等を行っている。																																							
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																							
	（総合的評価） 平成21年度の被爆者健康診断受診率は74.3％となっており、減少傾向にある。これは高齢化に伴い健康診断を受診せず、医療機関にかかっている被爆者が増えてきており、医療を受ける一環として健康管理を行う者が増加していることが原因と考えられる。しかしながら過去5年間の受診率は77.2％となっており、高水準を維持しており、今後も疾病の早期発見・早期治療を図り、被爆者の援護のために適切な施策を行っていくため事業を継続する必要があると考える。																																							
	（必要性） 原爆被爆者対策については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の前文のとおり、「国の責任」において実施することとされている。被爆者の平均年齢が75歳を超えた現在、健康状態に応じて支給される各種手当及び福祉サービス等に対する個々の被爆者の需要はますます増大しており、健康診断を通じ、各被爆者の健康状態を予め把握することにより、疾病の早期発見、治療を行う必要がある。																																							
	（効率性） 被爆者に対する健康診断や医療費の支給等は、各被爆者の健康状態を予め把握することにより、疾病の早期発見・早期治療が可能となるため、被爆者の健康の保持・増進を図る上で効率的な手段といえる。																																							
	（有効性） 被爆者の援護に関しては、健康診断の実施、医療の給付を実施しており、各被爆者の健康状態を予め把握することにより、被爆者の疾病の早期発見・早期治療が可能となる。また、疾病後や被爆者の高齢化に対する援護施策についても、諸手当の支給、居宅生活支援及び原爆養護ホーム等への入所事業も実施しており、被爆者等の援護が有効に行われていると評価できる。																																							
（反映の方向性） 評価結果を踏まえ、原子爆弾被爆者の援護に効果があったと評価できたことから、今後も引き続き保健、医療、福祉にわたる総合的な施策を推進していくことが必要と考えられる。																																								
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																								
<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>19年</th><th>20年</th><th>21年</th></tr><tr><td>－</td><td>被爆者健康診断受診率</td><td>％</td><td>－</td><td>77.0</td><td>76.2</td><td>74.3</td><td>－</td><td rowspan="3">健康診断の実施により被爆者の健康状態を予め把握し、疾病の早期発見・早期治療が可能となるため。</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年	20年	21年	－	被爆者健康診断受診率	％	－	77.0	76.2	74.3	－	健康診断の実施により被爆者の健康状態を予め把握し、疾病の早期発見・早期治療が可能となるため。																
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実 績 値					目標値 (年)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																										
				19年	20年	21年																																		
－	被爆者健康診断受診率	％	－	77.0	76.2	74.3	－	健康診断の実施により被爆者の健康状態を予め把握し、疾病の早期発見・早期治療が可能となるため。																																
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等		年月日	記載事項（抜粋）																																				

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること	評価方式	総合・実績・事業	番号	I-6-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額	
（ 当 初 ）	756,455	688,034	1,581,129	1,212,313	
	<610,554>	<569,739>	<442,553>	<352,620>	
（ 補 正 後 ）	738,974	2,348,987	1,581,129		
	<610,554>	<569,739>	<442,553>		
前年度繰越額（千円）					
予備費使用額（千円）					
流用等増△減額（千円）					
歳出予算現額（千円）	738,974	2,348,987			
	<610,554>	<569,739>			
支出済歳出額（千円）	625,783	2,263,830			
	<610,554>	<569,739>			
翌年度繰越額（千円）					
不用額（千円）	113,191	85,157			
	<0>	<0>			
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすることを目指しており、新医薬品・医療機器の総審査期間（中央値）をもって、目標の達成度合いを測定している。				
政策評価結果を受けて改善すべき点					
評価結果の予算要求等への反映状況	○予算要求 執行状況等を踏まえ、平成23年度予算要求を行った。 平成23年度概算要求額：1,212百万円 ○機構・定員要求 評価結果を踏まえ、平成23年度定員要求を行った（定員要求：1名） この他、新医薬品の開発から承認までの期間を平成23年度までに2.5年短縮することを目指とし、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の（以下「機構」という。）の審査人員を増員することとしている。また、医療機器の承認審査についても一層の迅速化が求められており、新医療機器の開発から承認までの総審査期間を平成25年度までに19ヶ月短縮することを目指とし、機構の審査人員を平成21年度から平成25年度までの5年間で104名に増員することとしている。				

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること						番号	I-6-1	(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	医薬品承認審査等推進費	医薬品の承認審査等の推進に必要な経費	1,581,129	1,212,313	-870,479	
	A	2								
	A	3								
	A	4								
	小計						1,581,129	1,212,313	-870,479	
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >	< >		
	C	2					< >	< >		
	C	3					< >	< >		
	C	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1	一般	厚生労働本省	独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営費	独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営費交付金に必要な経費	< 442,553 >	< 352,620 >		
	D	2					< >	< >		
	D	3					< >	< >		
	D	4					< >	< >		
							< 442,553 > の内数	< 352,620 > の内数		
合計							1,581,129 < 442,553 > の内数	1,212,313 < 352,620 > の内数	-870,479	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること				番号		I-6-1	
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)+ (C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
医薬品等承認審査費	A	1	1,034,450	163,971	△ 870,479	△ 870,479	-	△ 870,479	未承認薬等審査迅速化特例交付金及び業務庁費全般において、執行実績や各事業内容の必要性の有無を精査し、要求額の見直しを実施。
</									

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 年 月		担当部局名：医薬食品局審査管理課							
政策名	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること		番号	I -6-1					
政策の概要	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供することが、国民の保健衛生の向上に極めて重要であることから、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が必要な審査業務を迅速に行い、厚生労働大臣が承認を行う。								
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】								
	（総合的評価） 以下の通り、有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供するための施策を、効果的かつ効率的に実施していると評価できる。								
	（必要性） 医療技術・科学技術等が日進月歩の進歩を遂げている中、海外の医療現場で利用されている医薬品・医療機器が国内では利用できないといった声もあり、有効で安全な医薬品・医療機器を迅速に国民へ提供していくことが求められている。 そのような中、「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」（平成19年4月策定、平成20年5月・平成21年2月改定）に基づき、承認審査の迅速化・質の向上に関する取組を進めており、いわゆる「ドラッグ・ラグ」及び「デバイス・ラグ」の解消に向け、各種施策を実施している。								
	（効率性） 新医薬品・医療機器とも、承認審査前に通常行われる企業と機構との間での相談（治験相談等）の拡充に努めており、審査過程において科学的に議論のポイントとなる点を事前に洗い出すなど、治験相談等を通じた承認審査の効率化に努めている。 また、審査担当職員の研修プログラムの充実・強化、各種ガイドラインの作成、審査基準の明確化などを通じて、承認審査を効率的に迅速化していると評価できる。								
	（有効性） 平成19年度より機構における新薬審査の審査人員を増員することとし、また医療機器については平成21年度から5年間で104名に増員することとしているところである。平成20年度においては、新医薬品（優先審査品目及び通常品目）の総審査期間が、それぞれ15.4ヶ月及び22.0ヶ月であったのに対し、21年度には、それぞれ11.9ヶ月及び19.2ヶ月と期間短縮が達成された。 さらに、新医療機器（優先審査品目及び通常品目）についても、平成20年度においては、それぞれ28.8ヶ月及び14.4ヶ月であった総審査期間が、平成21年度においては、それぞれ13.9ヶ月及び11.0ヶ月と大幅な期間短縮となった。								
（反映の方向性） 今後も当該施策を適切に実施するため、必要な予算の確保に努めるとともに、定員要求を行うこととした。（当該施策は、有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすることを目標としており、審査事務処理期間内に処理すること、リスクの低いものについて基準を定めて第三者認証制度等の対象とすること等の施策を実施するために必要と考えられる審査体制の充実・強化（審査要員の拡充等）については、平成23年度においても引き続き行う予定である。）。									
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】									
達成目標	指標名	単位	実 績 値	目標値	達成目標・指標の設定根拠・考え方				
有効性・安全性の高い新医薬品の提供の迅速化	新医薬品（優先審査品目）の総審査期間（中央値）	月	17年度 4.9月 (9件) 	18年度 13.7月 (20件) 	19年度 12.3月 (20件) 	20年度 15.4月 (24件) 	21年度 11.9月 (15件) 	12ヶ月 (20年度末まで) 11ヶ月 (21年度以降)	機構の中期計画における新医薬品・医療機器の総審査期間の達成目標
	新医薬品（通常品目）の総審査期間（中央値）	月	18.1月 (15件) 	20.3月 (29件) 	20.7月 (53件) 	22.0月 (53件) 	19.2件 (92件) 	19ヶ月 (平成21年度)	
有効性・安全性の高い新医療機器の提供の迅速化	新医療機器（優先審査品目）の総審査期間（中央値）	月	— 	14.2月 (1件) 	15.7月 (4件) 	28.8月 (4件) 	13.9月 (3件) 	16ヶ月 (平成21年度)	
	新医療機器（通常品目）の総審査期間（中央値）	月	10.3月 (5件) 	15.7月 (14件) 	15.1月 (19件) 	14.4月 (12件) 	11.0月 (33件) 	21ヶ月 (平成21年度)	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)				
	科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について		平成18年12月25日		「このような機構の治験相談や承認審査の遅延を解消するためには、審査手続の透明性・効率性の向上とともに質の高い人員を増やす必要があると考えられる。そのために、機構は人員の拡大（審査人員をおおむね3年間で倍増）、治験着手から新薬承認までの期間短縮や、人材の育成を図るための工程表を示すべきである。その際には、製薬企業からの審査費用の増額により民間活力の活用を含む審査体制の拡充を図るべきである。」等				
	革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略		平成19年4月26日策定、平成20年5月23日・平成21年2月12日一部改定		「審査人員の拡充・質の向上」				
	経済財政改革の基本方針2008		平成20年6月27日		・「医療現場で最先端の機器を世界に先駆けて使える魅力的な国内市場とするよう、厚生労働省、経済産業省等関係府省及び産官学等が連携して、審査体制の拡充を始めとする、「デバイス・ラグ」の解消に向けたアクションプログラムを平成20年秋中に策定する」 ・「「革新的医薬品・医療機器創出のための五か年戦略」（平成19年4月26日）に基づき、研究資金の集中投入、ベンチャー企業の育成、臨床研究・治験研究の整備、アジアとの連携、審査の迅速化・質の向上、イノベーションの適切な評価、官民の推進体制の整備などを行う」				

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること		評価方式	総合・実績・事業	番号	I-6-2
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	3,363,357	3,756,472	3,327,350	4,368,831		
	<610,554>	<569,739>	<442,553>	<352,620>		
（ 補 正 後 ）	3,345,753	3,756,472	3,327,350			
	<610,554>	<569,739>	<442,553>			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	3,345,753	3,756,472				
	<610,554>	<569,739>				
支出済歳出額（千円）	2,298,712	2,256,361				
	<610,554>	<569,739>				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	1,047,041	1,500,111				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	医薬品等の品質確保の徹底を図ること、医薬品等の安全対策等を推進すること、医薬品副作用被害等救済制度の適正な管理を行うこと（副作用救済給付業務等に関する評価については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。）を目標としている。 安全対策・品質確保については、健康被害の発生を未然に防止することが重要であり、数値目標の設定になじまないため、目標達成率を設定していない。					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	○予算要求 評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算概算要求額：3,755百万円					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること						番号	I-6-2	(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	医薬品安全対策等推進費	医薬品の安全対策等の推進に必要な経費		2,704,176	3,755,431	-14,869
	A	2	一般	厚生労働本省	医薬品安全対策等推進費	重症スモン患者介護事業に必要な経費		102,646	99,146	
	A	3								
	A	4								
	小計							2,806,822 の内数	3,854,577 の内数	-14,869
対応表において◆ となっているもの	B	1	一般	厚生労働本省 試験研究機関	血清等製造及検定費	血清その他の製造及び検定に必要な経費		507,218	501,210	
	B	2	一般	厚生労働本省 試験研究機関	血清等製造及検定費	医薬品等の国家検定及び検査等に必要な経費		13,310	13,044	
	B	3								
	B	4								
	小計							520,528 の内数	514,254 の内数	
対応表において○ となっているもの	C	1						< >	< >	
	C	2						< >	< >	
	C	3						< >	< >	
	C	4						< >	< >	
	小計							の内数	の内数	
対応表において◇ となっているもの	D	1	一般	厚生労働本省	独立行政法人医薬品医療機器総合機 構運営費	独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営費交付金に必 要な経費		< 442,553 >	< 352,620 >	
	D	2						< >	< >	
	D	3						< >	< >	
	D	4						< >	< >	
							<442,553> の内数	<352,620> の内数		
合計								3,327,350 <442,553> の内数	4,368,831 <352,620> の内数	-14,869

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること				番号	I-6-2		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B) + (C) - 重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
医薬品等副作用等被害救済事務費等補助	A	1	279,692	278,285	△ 1,407	△ 1,407		△ 1,407	管理諸費の見直しによる削減
医薬品等副作用等被害救済事務費等補助事業	A	1	501,772	497,542	△ 4,230	△ 4,230		△ 4,230	管理諸費の見直しによる削減
医薬品等監視指導対策費	A	1	39,691	39,448	△ 243	△ 191		△ 191	事業実績を踏まえて旅費を見直したこと等による削減
医薬品等GMP対策事業	A	1	20,337	17,700	△ 2,637	△ 2,585		△ 2,585	事業実績を踏まえて会議に係る経費を見直したこと等による削減
後発医薬品品質確保対策事業	A	1	37,408	30,731	△ 6,677	△ 6,456		△ 6,456	事業実績を踏まえて品質確認試験に係る経費を見直したこと等による削減
合計			878,900	863,706	△ 15,194	△ 14,869		△ 14,869	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：医薬食品局総務課副作用被害対策室、安全対策課、監視指導・麻薬対策課

政策名	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること	番号	I -6-2																																																																		
政策の概要	医薬品等の品質の確保の徹底を図るため、立入検査、不良品の回収等を行う。また、医薬品等の安全対策を推進するため、ホームページにおいて広く国民、医療関係者等へ情報提供等を行う。																																																																				
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 必要に応じて不良医薬品の流通防止、医薬品等の安全性に係る情報提供を充実させており、また効率的に当該事務を行う取組も進めていることから、医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進していると評価できるが、年間に収集される副作用報告の件数は4万5千件にのぼり、そうした安全性情報の分析・評価を始めとした安全対策にかかる体制の充実・強化が必要と考えられる。 また、医薬品副作用等被害救済事業では、医薬品による副作用及び生物由来製品を介した感染等によって健康被害を受けられた方々に対して適正かつ迅速な救済が行われる必要があり、医薬品副作用等被害救済事業の運営主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構では、平成22年度計画において、標準的事務処理期間内に支給決定等の70%以上を処理することを維持しつつ、さらなる迅速な処理を図ることによって、6ヶ月以内に処理する件数を対前年度の10%増加させることとしている。 （必要性） 近年、医療技術の進歩等に伴い、生命工学等の様々な科学技術を利用した医薬品、医療機器等が開発され、より効果の強い医薬品や、より精密な医療機器等、市場に流通する製品も多様化、高度化していることから、製造段階や流通段階における医薬品等の品質の確保は以前にも増して重要となってきたところである。そのため、立入調査、不良医薬品の回収等の監視指導により品質確保の徹底を図るとともに、副作用報告等の安全性情報の分析・評価、適切な情報提供等により安全対策を推進している。 また、医薬品及び生物由来製品は適正に使用しても副作用や感染等の予見可能性には限度があるなど、その使用に当たり、万全の注意を払い、最新の科学的知見に基づく安全対策を講じたとしても、副作用や感染等を完全になくすことは困難であることから、副作用や感染等によって健康被害を受けられた方々に対して、迅速な救済を行うことが必要である。 （効率性） 監視指導業務については、自主回収を行った業者に対し、重点的に監視指導を行い、また、医薬品等の安全性に係る情報提供については厚生労働省のホームページの他に（独）医薬品医療機器総合機構のホームページに掲載する等、効果的かつ効率的に医薬品等の品質確保、安全対策を推進していると評価できる。 また、医薬品副作用被害等救済事業は、横ばいの予算の中、平成21年度の救済給付請求件数が増加しているにも関わらず、標準的事務処理期間内に支給決定等が行われた率は、前年度同様の水準であることから、事務処理面では効率的な運営がされていると考えられる。 （有効性） 保健衛生上の危害を発生させるおそれのある医薬品等については、薬事法第77条の4の規定等により、その製造販売業者に対して、自主回収等の適切な措置を講じることを義務づけているところであり、平成21年度においては658件の自主回収が行われ、必要に応じて保健衛生上の危害を発生させるおそれのある医薬品が市場に流通することを防いでいる。 また、医薬品等は、基本的にヒトの身体に何らかの影響を及ぼして疾患の治療等を行うものであるため、予期しない副作用が起きることも避けられない。そこで、収集された副作用報告等の安全性情報を分析・評価し、必要に応じて使用上の注意の改訂を行っているところであり、平成21年度には、293件の医薬品等の安全対策上の措置が行われており、医薬品等の安全性に係る情報提供を充実させていると評価できる。 また、平成21年度の救済給付請求件数が増加していることから、積極的な広報活動の実施等により、制度の利用が進んでいることが伺われますが、一方で、標準的事務処理期間内に支給決定等が行われた率は、前年度同様の水準であることから、事務処理面では一定の成果が上がっていると考えられます。 （反映の方向性） C型肝炎の問題を契機として、医薬品による健康被害の再発防止に向けた安全対策等にかかる体制の充実・強化を含めた医薬品行政の見直しを図りつつ、引き続き実施することとした。																																																																				
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																																																				
	<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え</th></tr><tr><th>H19年度</th><th>H20年</th><th>H21年度</th></tr><tr><td rowspan="3">医薬品等の品質確保の徹底を図ること</td><td>自主回収の件数</td><td>件</td><td>－</td><td>650</td><td>670</td><td>658</td><td></td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td>製造所、薬局等への立入検査件数</td><td>件</td><td>－</td><td>205,816</td><td>200,054</td><td>集計中</td><td></td></tr><tr><td>製造所、薬局等への指導件数</td><td>件</td><td>－</td><td>9,407</td><td>9,331</td><td>集計中</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">医薬品等の安全対策を推進すること。</td><td>安全対策上の措置数</td><td>件</td><td>－</td><td>170</td><td>161</td><td>293</td><td></td><td rowspan="7"></td></tr><tr><td>医薬品副作用情報収集件数</td><td>件</td><td>－</td><td>52,612</td><td>45,675</td><td>45,211</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">医薬品副作用被害等救済制度の適正な管理を行うこと(副作用救済給付業務等に関する評価については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。)</td><td>医薬品副作用被害救済制度により支給決定等がされた件数のうち、標準処理期間(8ヶ月)内に処理が終わった割合</td><td>%</td><td>－</td><td>74.2</td><td>74.3</td><td>74.0</td><td></td></tr><tr><td>生物由来製品感染等被害救済制度により支給決定等された件数のうち、標準処理期間内(8ヶ月)に処理が終わった割合</td><td>%</td><td>－</td><td>100.0</td><td>100.0</td><td>100.0</td><td></td></tr></table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え	H19年度	H20年	H21年度	医薬品等の品質確保の徹底を図ること	自主回収の件数	件	－	650	670	658			製造所、薬局等への立入検査件数	件	－	205,816	200,054	集計中		製造所、薬局等への指導件数	件	－	9,407	9,331	集計中		医薬品等の安全対策を推進すること。	安全対策上の措置数	件	－	170	161	293			医薬品副作用情報収集件数	件	－	52,612	45,675	45,211		医薬品副作用被害等救済制度の適正な管理を行うこと(副作用救済給付業務等に関する評価については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。)	医薬品副作用被害救済制度により支給決定等がされた件数のうち、標準処理期間(8ヶ月)内に処理が終わった割合	%	－	74.2	74.3	74.0		生物由来製品感染等被害救済制度により支給決定等された件数のうち、標準処理期間内(8ヶ月)に処理が終わった割合	%	－	100.0	100.0	100.0	
	達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実 績 値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え																																																							
				H19年度	H20年	H21年度																																																															
医薬品等の品質確保の徹底を図ること	自主回収の件数	件	－	650	670	658																																																															
	製造所、薬局等への立入検査件数	件	－	205,816	200,054	集計中																																																															
	製造所、薬局等への指導件数	件	－	9,407	9,331	集計中																																																															
医薬品等の安全対策を推進すること。	安全対策上の措置数	件	－	170	161	293																																																															
	医薬品副作用情報収集件数	件	－	52,612	45,675	45,211																																																															
医薬品副作用被害等救済制度の適正な管理を行うこと(副作用救済給付業務等に関する評価については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。)	医薬品副作用被害救済制度により支給決定等がされた件数のうち、標準処理期間(8ヶ月)内に処理が終わった割合	%	－	74.2	74.3	74.0																																																															
	生物由来製品感染等被害救済制度により支給決定等された件数のうち、標準処理期間内(8ヶ月)に処理が終わった割合	%	－	100.0	100.0	100.0																																																															
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日	記載事項(抜粋)																																																																	

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	医薬品の適正使用を推進すること		評価方式	総合・実績・事業	番号	I-6-3
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	388,585	248,840	180,213	85,269		
（ 補 正 後 ）	381,992	238,140	180,213			
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	381,992	238,140				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	300,423	231,386				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	81,569	6,754				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	引き続き、医薬分業率（全国・地域別）の上昇及び、薬剤師研修・講習会等受講者数の増加等により、各事業における対前年度比の平均値の上昇					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	—					
評価結果の予算要求等 への反映状況	執行状況等を踏まえ、専門薬剤師研修事業を廃止とするなど実施研修事業を重点化したことにより、予算の減額要求を行った。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	医薬品の適正使用を推進すること						番号	I-6-3	(千円)		
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額		
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	医薬品適正使用推進費	医薬品の適正使用に必要な経費	180,213	85,269			
	A	2									
	A	3									
	A	4									
	小計						180,213 の内数	85,269 の内数			
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1	一般								
	B	2									
	B	3									
	B	4									
	小計						の内数	の内数			
対応表に おいて○ となっているもの	C	1	一般				< >	< >			
	C	2					< >	< >			
	C	3					< >	< >			
	C	4					< >	< >			
	小計						の内数	の内数			
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1	一般				< >	< >			
	D	2	一般				< >	< >			
	D	3					< >	< >			
	D	4					< >	< >			
	小計						の内数	の内数			
合計							180,213 の内数	85,269 の内数			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

[illegible]

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 年 月 担当部局名：医薬食品局総務課

政策名	医薬品の適正使用を推進すること			番号	I-6-3																																						
政策の概要	品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにするためには、医薬品等の適正な使用のために必要な情報を提供することが重要である。その実効性を確保することを目的として、薬局機能の強化による医薬分業の推進、薬剤師研修の充実、医薬品の適正使用の普及啓発等を行																																										
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																										
	（総合的評価） 医薬品の適正使用の推進に係る施策については、公報を通じた全国的な啓発等の結果、全国的な医薬分業率の上昇、研修・講習会等受講者数の増加等にみられるように、順調に進展していると評価できる。 また、平成18年の薬事法一部改正において、医薬品等の適正な使用に関する啓発及び知識の普及に努めることを盛り込み、一層の普及啓発を推進することとした。																																										
	（必要性） 医薬分業を推進することにより、 ①薬剤師による医師と独立した立場からの処方チェックが可能となる。 ②患者がかかりつけ薬局を持つことにより、薬歴管理による重複投薬防止や相互作用のチェックが可能となる。 ③医師が手持ちの薬にしばられず、自由な処方が可能となる。 など患者が薬を適正に使用していく上でメリットがある。																																										
	（効率性） ①医薬分業については、地域格差が大きく、各地域の医薬分業の進展状況に応じて推進するため、地域の実情を熟知する都道府県を通じて各推進事業を行っている。 ②薬剤師研修については、各事業において専門的な研修・講習会を地域ごとに開催している。 ③適正使用の普及啓発については、医薬品の販売に際し、薬剤師が適切な指導・助言を行うためのツールとして、リーフレット、ポスター等を作成し、活用している。																																										
	（有効性） 地域における医薬分業の進展により、かかりつけ薬局において薬歴が管理されることで、複数診療科受診による重複投薬や相互作用の有無の確認を行うことができるなどの点が期待される。 厚生労働省が行った各種施策は、医薬品等の適正な使用のために必要な情報を提供し、医薬分業を推進するために必要な事項を、各地域の必要性に応じて総合的に行うものであり、全国的な分業率の上昇に見られるように、医薬品の適正使用の推進に寄与してきていると考																																										
（反映の方向性） 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。																																											
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																											
<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr><tr><td>1</td><td>医薬分業率(全国・地域別)</td><td>%</td><td></td><td>55.8</td><td>57.2</td><td>59.1</td><td></td><td rowspan="3">目標1は、社団法人日本薬剤師会調べ「医薬分業進捗状況」によるものである。 目標2は、財団法人日本薬剤師研修センター及び社団法人日本病院薬剤師会調べによるものです。数値は、薬剤師実務研修(平成9年度～平成18年度)、認定実務実習指導薬剤師養成研修(平成17年度～平成21年度)、4年制卒業薬剤師研修(平成19年度～平成21年度)及びがん専門薬剤師研修(平成18年度～)の各々の受講者数前年度比の平均を算出したものである。</td></tr><tr><td>2</td><td>研修・講習会等受講者数の前年度比</td><td>%</td><td></td><td>236.2</td><td>166.3</td><td>104.8</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	1	医薬分業率(全国・地域別)	%		55.8	57.2	59.1		目標1は、社団法人日本薬剤師会調べ「医薬分業進捗状況」によるものである。 目標2は、財団法人日本薬剤師研修センター及び社団法人日本病院薬剤師会調べによるものです。数値は、薬剤師実務研修(平成9年度～平成18年度)、認定実務実習指導薬剤師養成研修(平成17年度～平成21年度)、4年制卒業薬剤師研修(平成19年度～平成21年度)及びがん専門薬剤師研修(平成18年度～)の各々の受講者数前年度比の平均を算出したものである。	2	研修・講習会等受講者数の前年度比	%		236.2	166.3	104.8									
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																															
				18年度	19年度	20年度																																					
1	医薬分業率(全国・地域別)	%		55.8	57.2	59.1		目標1は、社団法人日本薬剤師会調べ「医薬分業進捗状況」によるものである。 目標2は、財団法人日本薬剤師研修センター及び社団法人日本病院薬剤師会調べによるものです。数値は、薬剤師実務研修(平成9年度～平成18年度)、認定実務実習指導薬剤師養成研修(平成17年度～平成21年度)、4年制卒業薬剤師研修(平成19年度～平成21年度)及びがん専門薬剤師研修(平成18年度～)の各々の受講者数前年度比の平均を算出したものである。																																			
2	研修・講習会等受講者数の前年度比	%		236.2	166.3	104.8																																					
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)																																						

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること		評価方式	総合・実績・事業	番号	I-7-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	1,270,377	1,237,563	1,066,893	977,616		
（ 補 正 後 ）	1,267,721	1,236,396	1,066,893			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	1,267,721 <0>	1,236,396 <0>				
支出済歳出額（千円）	1,256,580	1,218,981				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	11,141 <0>	17,415 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	目標：安定供給に必要な血液量を献血により90%以上確保すること。 測定方法：献血により確保した血液量／安定供給に必要な血液量					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	○予算要求 評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算概算要求額：978百万円					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること						番号	I -7-1	(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	血液製剤対策費	血液製剤対策に必要な経費	987,750	878,850		
	A	2	一般	厚生労働本省	血液製剤対策費	血液製剤対策の推進に必要な経費	79,143	98,766		
	小計						1,066,893 の内数	977,616 の内数		
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計						の内数	の内数		
対応表において○ となっているもの	C	1					< >	< >		
	C	2					< >	< >		
	C	3					< >	< >		
	C	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >		
	D	2					< >	< >		
	D	3					< >	< >		
	D	4					< >	< >		
							の内数	の内数		
合計							1,066,893 の内数	977,616 の内数		

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること					番号	I-7-1	
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B) + (C) - 重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	
合計								

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年 月

担当部局名：医薬食品局血液対策課

政策名	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること		番号	I-7-1																													
政策の概要	安全な血液製剤の安定供給の確保等を目的として、献血の推進に関する計画を策定し、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保及び適正使用の推進を図る。																																
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																
	（総合的評価） 以下の通り、効率性及び有効性の観点から、効果的かつ効率的に安全で安心な血液製剤を安定的に供給していると評価できる。 （必要性） 近年、献血者数は減少傾向にあり、将来にわたって血液を安定的に供給していくため、平成17年度より「献血構造改革」として、若年層、集団献血、複数回献血者に重点を置いた活動を展開している。その中でも、特に将来の献血者である若年層の献血者の減少が著しくなっていることから、若年層に重点を置いて幅広く献血に関する情報を伝え、若年層への普及啓発の充実・強化を図りつつ献血の推進に取り組むものである。 また、わが国のアルブミン製剤の使用量はかつて世界生産量の1／3に達し、自国で使用する血液は自国で賄うというWHOの原則との関係において問題となったが、その後医療機関における適正使用の推進により減少傾向が見られたものの、いまだ諸外国に比べ使用量が多い状態が続いている。このため、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第9条に基づき定められる基本方針（「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」）において、血液製剤の適正使用における安全性の向上や取組の基本的な方向が明らかにされており、これにより血液製剤の適正使用の一層の推進に取り組むものである。																																
	（効率性） 献血により、確保した血液量については概ね達成水準に90％を維持しており、また血液製剤使用適正化推進に係る調査研究については全ての都道府県の合同輸血療法委員会で実施するのではなく、自主的に協力を申し出た合同委員会の中で積極的な取組が見られるところに限って委託し、その調査研究結果を全国的に共有することにより、効率的に安全で安心な血液製剤を安定的に供給している。																																
	（有効性） 安定供給に必要な献血量を確保することができており、血液製剤についても相当程度国内献血により確保されている。また、以前は大量に使用されていたアルブミン製剤の使用量着実に減少し、あわせてその自給率も増加しており、安全で安心な血液製剤を安定的に供給していると評価できる。																																
	（反映の方向性） 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。																																
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																	
<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr><tr><td>安定供給に必要な血液量</td><td>献血により確保した血液量の確保率</td><td>％</td><td>90％ 毎年度</td><td>97.8％ (188.7万L / 193万L)</td><td>100.2％ (197.3万L / 197万L)</td><td>100.3％ (206.9万L / 201万L)</td><td>90％ 毎年度</td><td rowspan="2">達成水準としている「安定供給に必要な血液量」は、国が毎年度策定する献血の推進に関する計画によるが、当該計画では、供給不足を防止する観点から実際の需要量よりも大きい数値を目安として設定しているため、概ね水準の90％を達成すると適正な需給バランスが実現するものである。</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	安定供給に必要な血液量	献血により確保した血液量の確保率	％	90％ 毎年度	97.8％ (188.7万L / 193万L)	100.2％ (197.3万L / 197万L)	100.3％ (206.9万L / 201万L)	90％ 毎年度	達成水準としている「安定供給に必要な血液量」は、国が毎年度策定する献血の推進に関する計画によるが、当該計画では、供給不足を防止する観点から実際の需要量よりも大きい数値を目安として設定しているため、概ね水準の90％を達成すると適正な需給バランスが実現するものである。								
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																							
				19年度	20年度	21年度																											
安定供給に必要な血液量	献血により確保した血液量の確保率	％	90％ 毎年度	97.8％ (188.7万L / 193万L)	100.2％ (197.3万L / 197万L)	100.3％ (206.9万L / 201万L)	90％ 毎年度	達成水準としている「安定供給に必要な血液量」は、国が毎年度策定する献血の推進に関する計画によるが、当該計画では、供給不足を防止する観点から実際の需要量よりも大きい数値を目安として設定しているため、概ね水準の90％を達成すると適正な需給バランスが実現するものである。																									
関係する施政方針演説等 内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等		年月日	記載事項(抜粋)																													

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること		評価方式	総合 実績 事業	番号	I-8-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	803,102	7,453,185	2,073,575	2,063,630		
（ 補 正 後 ）	8,183,456	230,317,318				
前年度繰越額（千円）		1,493,000				
予備費使用額（千円）		28,023,551				
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	8,183,456	259,833,869				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	6,674,305	208,240,145				
翌年度繰越額（千円）	1,493,000	25,851,627				
不用額（千円）	16,151	25,742,097				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	目標：希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること。 測定方法：狂犬病ワクチン等の都道府県からの申請に基づく需要量に占める供給量の割合					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	○予算要求 評価結果を踏まえ、 1. 希少疾病に対するワクチン・抗毒素の安定供給を確保するための買上経費 2. インフルエンザワクチンの需要調査及び需要予測について検討するインフルエンザワクチン需要検討会の開催経費 3. 新型インフルエンザワクチン製造株の開発、製造及び検査にかかる経費 を継続して要求することとした。（平成23年度概算要求；2,064百万円）					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること						番号	I -8-1	(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	重要医薬品供給確保対策費	重要医薬品の供給確保に必要な経費	2, 073, 575	2, 063, 630	-9, 945	
	小計						2, 073, 575 の内数	2, 063, 630 の内数	-9, 945	
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計						の内数	の内数		
対応表において○ となっているもの	C	1					< >	< >		
	C	2					< >	< >		
	C	3					< >	< >		
	C	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >		
	D	2					< >	< >		
	D	3					< >	< >		
	D	4					< >	< >		
							の内数	の内数		
合計							2, 073, 575 の内数	2, 063, 630 の内数	-9, 945	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること				番号	I-8-1		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B) + (C) - 重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
ワクチン対策事業	A	1	2,073,575	2,063,630	△ 9,945	△ 9,945		△ 9,945	旅費等の単価や医薬品の買上げ数量を適正なものに見直しを行った。
合計			2,073,575	2,063,630	△ 9,945	△ 9,945		△ 9,945	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年 月

担当部局名：医薬食品局血液対策課

政策名	保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備をすすめること	番号	I-8-1
政策の概要	感染症等は、発生の予測ができず、また、ワクチンについては、製造に長期間を有する反面、有効期間が短いもの多い等の実情にあることから、乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン等を国が買い上げ、一定量備蓄している。インフルエンザワクチンについては、インフルエンザワクチン需要検討会による需要予測により、インフルエンザワクチンの国内需給化を図っている。また、新型インフルエンザについては、製造株としての適格性を判断し、新型インフルエンザワクチン製造株の開発・製造及び試作ワクチンの品質管理検査を国立感染症研究所において行っている。		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 各種ワクチンについては、必要に応じて毎年度計画的にコレラワクチン等の国家買上げを行い、一定量の備蓄を行うことにより、緊急時の供給要請に対応がとられており、安定した供給を確保していると評価できる。インフルエンザワクチンについては、需要予測及び流通調査等により、毎年度需給対策を図っているところであり、必要なワクチンが確保されていると評価できる。また、新型インフルエンザ対策については、ワクチン株を作製する必要があるが、生産及び供給できるようにするためには、長期間を要することから、複数種類のH5N1型のワクチン株をあらかじめ用意し、流行株と性質が似たものをすぐに使用できる体制を構築していることから、新型インフルエンザ対策への迅速な対応に有効であると評価できる。 （必要性） 1. ワクチン・抗毒素は、感染症等の予防や治療に用いられる医薬品であるが、病原微生物等を原料とすることから、その製造に当たっては、高度な製造技術と設備を必要とし、製品ができるまで長期間を要する。また、比較的有効期間が短く、しかも伝染病の発生・流行は極めて予測し難いことから、需給調整も極めて困難である。 そこで、外来伝染病用としてコレラワクチン、緊急治療用として乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン、乾燥ガスえそウマ抗毒素及び乾燥ジフテリア抗毒素等について国家買上げを行い、一定量の備蓄を行うことにより、緊急時の供給要請に対応し、安定した供給を確保することが必要である。 2. インフルエンザワクチンについては、インフルエンザワクチン需要検討会において需要予測を行うことにより、需要に見合う量のワクチンを確保してきた。また、国が流通状況の情報を把握し、都道府県及び関係団体に情報提供する体制を整備することにより、円滑な流通が可能となったことから、引き続きインフルエンザワクチンの需給対策が必要である。 3. また、新型インフルエンザワクチンの安定供給を図るためには、予想される新型インフルエンザワクチン製造株をある程度準備することにより、できる限り製造期間を短縮する必要がある、その開発やワクチンに反映させるための基礎研究、抗血清の作製を国立感染症研究所において行っているところである。 特に、鳥インフルエンザが世界的に発生しており日本でも流行の危険性がある今般の状況においては、鳥インフルエンザウイルスが人から人に感染する新型インフルエンザに変異した際には、その予防のためのワクチンが必要となるが、現時点では人から人に感染する新型インフルエンザウイルスが実際には存在しないため、実際に流行しているウイルスからワクチン株を作製することはできない。しかし、鳥から人に感染した鳥インフルエンザウイルスを用いて作製したワクチン株にも新型インフルエンザに対する効果が期待されることから、あらかじめ鳥インフルエンザウイルスを用いてワクチン株を作製しておくことは非常に重要である。 （効率性） 1. 国がワクチンの買上を行わず、市場原則に任せた場合、採算性等の観点から、医薬品メーカーが自ら製造、供給することは困難であると考えられることから、ワクチンの安定供給を確保する上で、国家による買上は必要不可欠であるとともに、毎年度計画的に買上げを行っているため、効率的である。 2. インフルエンザワクチンの需要量の増加を需給予測に基づく供給量の増加が支えており、需要調査及び需給予測は効率的である。 3. 新型インフルエンザワクチン製造株の開発が行われないとすると、新型インフルエンザが発生した場合に、ワクチン製造株の作製から着手する必要がある、製品が供給されるまでに、長期間要することから、迅速に必要な量を確保することは困難となる。 また、ウイルスの抗原性が変化することから、新しく分離された株を取り入れていく必要がある。このため、ワクチン製造株の作製によりワクチンの製造期間が短縮させることで、新型ウイルス感染拡大により健康被害を減らすことが可能になることを考慮すれば、社会全体の費用対便益という観点から、効率的である。 （有効性） 1. 供給要請に対して保管場所から、迅速に供給が行われており、国家買上げ及び備蓄はワクチンの安定供給を確保する上で有効である。 2. 需要予測の結果は、製造業者が製造量を決定するための材料とされており、需要に見合った供給を確保する上で有効である。 3. 新型インフルエンザ流行株を入手し、ワクチン開発株の作製、試作ワクチンの作製などを行うことにより、ワクチンの製造期間が短縮されることで、新型ウイルス感染拡大による健康被害を減らすことが可能になるため有効である。 （反映の方向性） 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。		

	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
					19年度	20年度	21年度		
	狂犬病ワクチン等の都道府県からの申請に基づく需要量に占める供給量の割合	—	% 年度	— 毎年度	100	100	100	— 毎年度	・都道府県から提出された供給申請書に基づく実績(医薬食品局血液対策課調べ)
	インフルエンザワクチンの需要量に占める供給可能割合	—	% 年度	— 毎年度	113	110	—	— 毎年度	・ワクチン製造業者からの報告に基づく実績(医薬食品局血液対策課調べ) ※平成21年度の実績について、ワクチン製造業者は新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンを製造する必要があったことから、通常のインフルエンザワクチンの供給は前年度実績の8割程度(訳2, 220万本)となる見込みであり、当初から供給量が決まっていたため、需要予測は実施しなかった
関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等			年月日	記載事項(抜粋)				

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること		評価方式	総合・実績・事業	番号	I-9-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	2,620,539	89,361,743	1,946,597	6,815,279		
	<610,554>	<569,739>	<442,553>	<352,620>		
（ 補 正 後 ）	2,620,539	23,355,834				
	<610,554>	<569,739>				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	2,620,539	23,355,834				
	<610,554>	<569,739>				
支出済歳出額（千円）	2,289,935	22,617,177				
	<610,554>	<569,739>				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	330,604	738,657				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況						

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること						番号	1-9-1		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額		
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	医薬品等研究開発推進費	医薬品等研究開発の強化に必要な経費	1,197,744	6,257,102			
	A	2	一般	厚生労働本省	医薬品等研究開発推進費	医薬品等研究開発の推進に必要な経費	748,853	558,177			
	小計						1,946,597	6,815,279			
対応表において◆ となっているもの	B	1	一般	厚生労働本省	独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営費	独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営費交付金に必要な経費	< 442,553 >	< 352,620 >			
	小計						<442,553> の内数	<352,620> の内数			
対応表において○ となっているもの	C	1					< >	< >			
	C	2					< >	< >			
	C	3					< >	< >			
	C	4					< >	< >			
	小計						の内数	の内数			
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >			
	D	2					< >	< >			
	D	3					< >	< >			
	D	4					< >	< >			
							の内数	の内数			
合計							1,946,597 <442,533> の内数	6,815,279 <352,620> の内数			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

[illegible]

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年 月 担当部局名：医政局経済課

政策名	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	番号	I－9－1
政策の概要	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ることにより、世界最高水準の医薬品・医療機器を迅速に国民に提供することを目的としている。 この目的を達成するため、 ①画期的な医薬品、医療機器等に係る研究開発の促進、治験環境の整備等による治癒率の向上、患者のＱＯＬの向上を図る観点から、医薬品、医療機器の開発を促進し、基礎研究推進等事業等による研究開発費の確保や、医薬品、医療機器の開発に必要な治験を実施する環境を充実させるための治験拠点病院活性化事業、助成事業、研究事業等を実施している。 ②後発医薬品の使用を促進し、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するという観点から、「平成24年度までに、後発医薬品の数量シェアを30％以上にする」ことを目標に、広く後発医薬品の普及、啓発等を行うため後発医薬品使用促進事業を実施している。 ③取引慣行の改善による公正な競争を実現するとともに流通の効率化を推進する観点から、医薬品については、取引価格の妥結率の向上等の近代化事業、医療機器についてはバーコード貼付率向上等のコード表示情報化促進事業を実施している。		
	【評価結果の概要】 （総合的評価） 革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略（平成19年4月 内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省策定、平成21年2月改訂）及び新たな治験活性化5か年計画（平成19年3月 文部科学省・厚生労働省策定）に基づき、医薬品・医療機器の産業振興及び治験環境の整備を着実に進めた。 また、後発医薬品の使用促進については、平成21年9月現在、数量ベースで20.2％の普及状況であるが、平成22年4月診療報酬改定において調剤薬局等に対する新たな使用促進策を導入したところである。平成19年10月に「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」を策定し、後発医薬品の安定供給、品質確保、情報提供体制の強化等に関し、国及び後発医薬品企業が行うべき取組を取りまとめたところであり、今後、これらの取組の効果や後発医薬品のシェアの動向を十分踏まえつつ、施策目標の達成に向け、薬局における後発医薬品取扱いリストの作成や都道府県における後発医薬品安心使用促進協議会の拡充等の取組を進めていく。 医薬品・医療機器の流通改善については、これまでの取組みにより一定程度成果が上がっているが、まだ十分とは言えないことから、公正かつ適正な取引の実現に向け、引き続き改善のための取組を進めていく。また、医薬品・医療機器のバーコード表示については、表示率が向上しており、表示に向けた取組は一定の成果と評価できることから、引き続き表示普及に向けた取組を進めていく。 （必要性） ○ 高付加価値・知識集約型の医薬品・医療機器産業は、資源の乏しい我が国にとって経済成長を担う重要な産業であり、国民の生命・健康の維持・増進の観点から、世界最高水準の医薬品を国民に迅速に提供することが期待されている。このため、医薬品・医療機器の研究から販売に至る過程を支援していく必要がある。 ○ 臨床研究・治験環境の整備については、「新たな治験活性化5か年計画」（平成19年3月 文部科学省・厚生労働省策定）に基づく取組に関して、中間年である平成21年度に前半の進捗評価及び後半より一層取組を強化すべき点についてとりまとめたところである。これまでの関係者の取組により全体として着実な改善が見られたものの、我が国が治験を実施する環境について世界的な視点から一定の評価を得るためにはまだ解決すべき課題があること等が示されており、引き続き臨床研究・治験環境の整備を図る必要がある。 ○ 薬事法の承認等が得られていない医薬品・医療機器の使用を伴う先進的な医療技術については、一般的な治療法ではないなどの理由から原則として保険との併用が認められていないが、医学医療の高度化やこれらの医療技術を安全かつ低い負担で受けたいと言う患者のニーズに対応するためにも、高度医療評価制度は必要な制度である。 ○ 後発医薬品については、先発医薬品と同等であるとして厚生労働大臣が承認したものだが、中央社会保険医療協議会による実施された「後発医薬品の使用状況調査」によると、現場の医療関係者等からは、その品質、供給体制、情報提供体制等に対して不安を感じるとの回答が多いなど、後発医薬品に対する医療関係者等の信頼は必ずしも高いとはいえない状況にある。したがって、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう品質確保や安定供給等に関し、国及び関係者が必要な取組を行う必要がある。 ○ 医薬品・医療機器の流通については、長期にわたる未妥結・仮納入や総価取引等の改善すべき取引慣行に一定の改善は見られるものの、引き続き、流通改善策の着実な実施が求められている。 （効率性） ○ 革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略（平成21年2月12日一部改定 内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省）に基づく研究開発の促進等については関係省庁・関係部局が効率的に施策を実施するため、その策定・実施に当たり、連携・調整を行っている。 ○ 臨床研究・治験環境の整備については、初級者を対象としたもの、上級者を対象としたものなど、目的ごとに受講対象を区分した上で効率的に、CRC（臨床研究コーディネーター）等を養成する研修を実施している。 ○ 高度医療評価制度について、事務処理の迅速化のため、外部委託契約を締結し、効率化を図っている。 ○ 後発医薬品について、その使用の促進のためには、患者や医療関係者の理解を得ることが重要であるため、医師、薬剤師、業界関係者、保険者、市民団体等からなる都道府県協議会での検討を踏まえて事業の計画・実施を行っている。 ○ 医薬品、医療機器等流通近代化事業について、医薬品及び医療機器の公正な競争を確保するための施策を効率的に進めるために、業界の自主団体である公正取引協議会と連携した取組を実施している。 ○ コード表示情報化促進事業について、バーコード表示の普及促進を効率的に進めるために、業界団体の代表や有識者等が参加している医療機器の流通改善に関する懇談会（厚生労働省医政局長主催）において、関係者の理解を得つつ、普及に向けた検討を実施している。		

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

(有効性)

○ 医薬品については対前年度比で減少しているが、承認取得件数全体としては増加傾向にあることから、医薬品・医療機器の開発促進事業については一定程度の有効性が認められる。
医薬品等の開発には10年超の期間を有することから、長期的な視野に立ち、開発促進等の取組を継続していくことが必要である。

○ 例年、医薬品製造販売業及び卸売業並びに医療機器製造販売業及び卸売業の企業より約80％の回答を得ていることから、医薬品製造販売業及び卸売業、医療機器製造販売業及び卸売業の経営実態等を把握するための調査を実施できていると評価することができる。

○ 市場シェアが着実に拡大していることから、後発医薬品の使用促進に係る取組の有効性が認められる。

○ 前回薬価改定時との比較となる平成18年度と20年度、平成19年度と平成21年度との比較において取引価格の妥結率が増加しており、医薬品及び医療機器の公的保険制度下における不適切な取引慣行が一定程度改善されていることから、取引慣行の改善に関する取組の有効性が認められる。
※ 薬価改定1年目は、薬価水準が変わりますので、新たな薬価で価格交渉を行います。が、薬価改定2年目は薬価水準に変化がないので、比較的順調に価格交渉が行われるとの特徴がある。

○ バーコード表示率が着実に増加しており、流通の効率化、高度化とともにトレーサビリティの確保や医療事故防止等を図るためのバーコード表示の普及が進んでいることから、バーコード表示促進に関する取組の有効性が認められる。

(反映の方向性)

○ 「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）に基づき、関係業界団体や関係研究機関、関係省庁と連携しつつ、医薬品・医療機器の研究から販売に至る過程を支援していく。

○ 臨床研究・治験環境の整備について、人材の確保にあたっては、国際共同治験の増加に伴う業務量の増大、臨床研究への支援の拡大等を踏まえ、各機関における治験・臨床研究の実施状況の分析に基づく適正なCRO等の人材の配置のために、医療機関内において安定して雇用される体制の整備について引き続き支援していく。

○ 高度医療評価制度について、担当者の役割分担を明瞭にし、進捗状況の把握を徹底することで、新規医療技術の申請があった場合の書類の修正作業等の効率化を図り処理の迅速化を図るよう努める。

○ 後発医薬品について、政府目標の達成に向けて引き続きその使用促進に向けた取組を行う。

○ 医薬品、医療機器等流通近代化事業について、取引慣行の是正については一定程度成果が上がっているが、十分ではない。引き続き改善に向けた取組が必要であり、今後も定期的に妥結率を把握するための調査を実施し、調査結果に基づき必要な指導等を行うとともに、医療用医薬品・医療機器の流通改善に関する懇談会に報告することにより取組状況をフォローしていく。

○ コード表示情報化促進事業について、コード表示については、普及に向け更なる取組が必要である。医療機器の流通改善に関する懇談会（厚生労働省医政局長主催）において平成22年度にはコードの利用促進に向けた検討を行っており、検討結果も踏まえながら、コード化に向けた取組を進めていく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	新医薬品・医療機器の承認取得 件数 医薬品 医療機器 （前年度以上／毎年度）	21 17	25 23	36 24	32 16	26 37
達成率 医薬品		131.3%	119.0%	144.0%	88.9%	81.3%
医療機器		850.0%	135.3%	104.3%	66.7%	231.3%
2	医薬品産業実態調査の回答率 （前年度以上／毎年度）	72.6%	88.9%	81.4%	78.3%	調査予定
達成率		97.0%	122.5%	91.6%	96.2%	-
3	医療機器産業実態調査の回答 率（前年度以上／毎年度）	68.2%	79.2%	77.1%	73.6%	調査予定
達成率		103.2%	100.4%	116.1%	95.5%	-
4	後発医薬品の市場規模 ・数量全体に占める割合（率） ・金額全体に占める割合（率） （前年度以上／毎年度）	17.1% 5.2%	16.9% 5.7%	18.7% 6.6%	-	20.2% 7.6%
達成率		101.8% 98.1%	98.8% 111.8%	110.7% 115.8%	-	-
5	医療用医薬品に係る取引価格 の妥結率 7月 10月 1月 3月 （前年度以上／毎年度）	- - - -	43.4% 54.2% 61.1% -	75.1% 79.6% - -	41.5% 70.9% 81.6% 98.0%	80.5% 82.9% 84.2% -
達成率 7月		-	-	173.0%	-	194%
10月		-	-	146.9%	-	116.9%
1月		-	-	-	-	103.2%
3月		-	-	-	-	-
6	バーコード貼付率 医薬品 医療機器 （前年度以上／毎年度）	- 70.8%	- 70.2%	- 79.8%	70.7% 81.1%	91.2% 80.8%
達成率 医薬品		-	-	-	100%	129.0%
医療機器		140.5%	99.2%	113.6%	101.6%	99.6%

	【調査名・資料出所、備考等】 ・指標 1 は、医薬食品局審査管理課調べによる（医薬品については、承認を取得した医療用医薬品の新有効成分数を記載） ・指標 2 は、平成 17, 18 年度は日本ジェネリック製薬協会調べ（参考値）、平成 19、21 年度は医政局経済課調べ（2 年に 1 回実施される薬価本調査）による。 ・指標 3 は、医政局経済課調べ（毎年 1 回実施する医薬品産業実態調査）による。 ・指標 4 は、医政局経済課調べ（毎年 1 回実施する医療機器産業実態調査）による。 ・指標 5 は、医政局経済課調べによる。なお、指標の集計は平成 18 年度からである。 注 1）妥結率とは、販売総額（品目別販売本数×薬価）に対する価格が妥結したものの販売額（品目別販売本数×薬価）の割合 注 2）2 年に一度薬価改定を行っており、平成 18、20 年度は薬価改定の年度である。このため平成 19 年度と平成 20 年度は薬価が異なるため比較対象とはならない。 ・指標 6 は、医政局経済課調べによる。						
	参考統計						
			H17	H18	H19	H20	H21
	1	不公正な競争事案数	3 件	12 件	7 件	9 件	25 件
	【調査名・資料出所、備考等】 ①医療用医薬品製造販売業公正取引協議会及び医療機器業公正取引協議会（両協議会とも、景品表示法に基づき消費者庁の認定を受けた公正競争規約を運用する業界団体）調べによる。なお、標記事案数は当該協議会調査委員会で処理された件数であり、平成 21 年度からは、支部相談グループ事案（これまで報告事案でなかった極めて軽微な事案）についても調査委員会で処理されることとなったため件数が増加した。 ②不公正な競争とは、公正競争規約に抵触する事案であり、例えば顧客を誘引する手段として取引に付随して相手方に金品の提供や供応、労務の提供を行うことである。						
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等		年月日		記載事項（抜粋）		

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること		評価方式	実績	番号	I－１０－１
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
	（ 当 初 ）	12, 533, 639, 285	16, 096, 052, 817	16, 803, 820, 011	17, 242, 576, 251	
	（ 補 正 後 ）	7, 530, 544, 904	8, 266, 362, 659			
前年度繰越額（千円）	0	4, 309, 169				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	13, 064, 996, 442	16, 561, 300, 174				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	12, 385, 651, 876	16, 122, 156, 476				
翌年度繰越額（千円）	4, 309, 169	4, 128, 712				
不用額（千円）	675, 035, 397	435, 014, 986				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票②参照					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	—					
評価結果の予算要求等 への反映状況	医療費の自然増に応じて、各医療保険制度等に係る国庫負担に要する経費を確保し、その円滑な実施を図る必要があることから、引き続き予算要求を行っている。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること						番号	I－１０－１	(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	医療保険給付諸費	医療保険給付に必要な経費	8,072,045,895	8,410,085,088		
	A	2	一般	厚生労働本省	医療保険給付諸費	医療保険制度の適切な運営に必要な経費	81,691,967	74,693,564		
	A	3	一般	厚生労働本省	医療保険給付諸費	医療保険制度の推進に必要な経費	2,208,710	2,589,469		
	A	4	一般	地方厚生局	保険医療機関等指導監督等実施費	保険医療機関等に対する指導及び監督等に必要な経費	1,917,981	1,725,863		
	小計						8,157,864,553	8,489,093,984		
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1	一般	厚生労働本省	健康保険事業借入金諸費年金特別会計へ繰入	健康保険事業借入金諸費の財源の年金特別会計健康勘定へ繰入れに必要な経費	15,208,911	14,332,708		
	B	2	年金特別会計	健康勘定	保険料等交付金	保険料等交付金	7,107,699,912	7,219,513,119		
	B	3	年金特別会計	健康勘定	業務取扱費等業務勘定へ繰入	業務勘定へ繰入	18,474,628	15,064,433		
	B	4	年金特別会計	健康勘定	国債整理基金特別会計へ繰入	国債整理基金特別会計へ繰入	1,504,572,007	1,504,572,007		
	小計						8,645,955,458	8,753,482,267		
合計							16,803,820,011	17,242,576,251		

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月		担当部局名：保険局	
政策名	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	番号	I－10－1
政策の概要	○保険者の再編・統合や保険者の財政基盤の強化を通じて、医療保険制度の安定を図ること ○保険者の適用・徴収・給付事務を適切かつ効率的なものとする ○審査支払機関の事務が適正かつ効率的なものとなるようにすること		
	【評価結果の概要】 （総合的評価） 高齢化の進展や医療技術の進歩に伴う医療費の増加、平成20年度後半からの厳しい経済状況のもとでの所得の落ち込みにより、国民健康保険、全国健康保険協会、後期高齢者医療制度それぞれの平成22年度以降の保険料について大幅な上昇が見込まれていました。 このような現状を受け、 Ⅰ 平成22年度から24年度までの協会けんぽに対する国庫補助率の引上げ Ⅱ 市町村国保に対する財政安定化措置の4年間の延長及び広域化の推進 Ⅲ 高齢者の保険料軽減のための措置 等を内容とする「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が22年5月に成立し（5月19日施行、一部の規定については7月1日施行）、それぞれの制度における保険料の上昇を抑制するための財政支援措置等が講じられています。 （必要性） ○高齢化の進展や医療技術の向上に伴い、年々医療費が増大しているなか、各医療保険者において必要な給付を行うためには、給付費に対する定められた割合の国庫補助を確実に行うことが必要です。 ○医療保険制度を円滑に運営していくためには、各保険者が被保険者の適用事務や保険料（税）徴収事務、給付事務等を適切かつ効率的に行っていく必要があります。医療保険財政が厳しい中で、保険料を納めている被保険者等の負担を考えれば、保険料の収納率の下落が保険料率の更なる増要因となることを十分認識し、保険料の収納のための取組を強化していくことが必要です。 ○医療費が増大していく中で、適正な保険診療の確保、保険料等を原資とする審査支払事務の更なる効率化が求められています。審査支払機関の業務の効率化に関する指標の一つとして、審査支払手数料を段階的に引き下げていくことが重要です。 （効率性） ○健康保険組合の保険料の徴収率については、厳しい経済情勢の下でも、高い値を維持しており、適切な納付の督促等が効率的に実施されていると評価できます。一方、全国健康保険協会については、保険料の徴収率は、旧政管健保時代を含め、経済状況の落込み等により平成18年以降低下傾向にあり、保険料収納のための更なる取組が必要です。 ○市町村国保の保険料収納率は平成17年度から平成19年度までは上昇傾向にあったが、平成20年度に収納率が低下しています。これは、主に、平成20年度に後期高齢者医療制度が導入され、収納率の高い75歳以上の高齢者が市町村国保から後期高齢者医療制度へ移行したためですが、これに加え、景気悪化の影響などもあると考えられます。一方、国保組合の保険料収納率は、高水準を維持していると評価できます。 ○また、医療事務全体の効率化を図るため、平成18年度からレセプトオンライン化を進めており、平成21年度において、レセプトの電子化率が、75.6%（医科病院97.4%、医科診療所71.6%、調剤薬局99.9%、歯科診療所3.0%）と着実に導入が進んでいます。		

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	(有効性) ○健康保険組合の平成20年度決算見込みの経常収支状況を見ると、経常収支は3,060億円の赤字であり、前年度の黒字から大幅な赤字に転じ、健康保険組合の財政は、厳しい傾向にあります。なお、一人当たりの平均標準月報酬は平成19年度の約37万円から約36万9千8百円へのほぼ横ばいにとどまっているが、平成21、22年度の健保組合全体の予算を見れば、健康保険組合の財政状況は医療費の増加等によりさらに厳しくなると見込まれており、引き続き注視していく必要があります。 ○市町村国保の平成20年度の財政収支は、市町村の一般会計からの赤字補てん分を除いた実質的な収支でみた場合、約2,400億円の赤字となっています。これは、後期高齢者医療制度及び前期高齢者の財政調整制度が導入される前の平成19年度よりも約1,200億円改善しているものの、依然として厳しい状況が続いていると認識しています。この背景には、加入者の平均年齢が高く、所得が低い者が多いなど、市町村国保が抱える構造的な問題があると考えています。 一方、国保組合の平成20年度の財政収支は、制度改革の影響により、約200億円の黒字となっています。 ○後期高齢者医療制度の平成20年度の財政収支は、すべての後期高齢者医療広域連合において黒字となっています。その主な理由としては、後期高齢者医療制度の保険料率は2年間の財政運営期間を通じて財政の均衡を保つことができる率となっているため、初年度においては、剰余が発生する仕組みとなっていること等が挙げられます。 ○主に中小企業の従業員とその御家族が加入する全国健康保険協会の財政については、平成20年秋以降の景気の急激な悪化の影響を受け、大変厳しい状況にあります。その原因として、平成21年度の報酬が落ち込んだことにより、保険料収入が大幅に減少したことや、そもそも医療費が自然増により伸び続けている中、平成21年秋からの新型インフルエンザの流行の影響などにより更に医療費が増加したことが挙げられます。																																																																						
	(反映の方向性) 医療費の自然増に応じて、各医療保険制度等に係る国庫負担に要する経費を確保し、その円滑な実施を図る必要があることから、引き続き予算要求を行っている。																																																																						
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																																																						
	<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr><tr><td rowspan="6">達成目標 毎年度において前年度以下とする(改善すること(後期高齢者医療制度にあっては、H22年度をH20年度以下とすること))</td><td>各医療保険制度別における決算での総収支差が赤字である保険者数の割合(全国健康保険協会については経常収支・単位は億円)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="6"></td></tr><tr><td>健康保険組合(経常収支)</td><td></td><td></td><td>44.8</td><td>68.8</td><td>集計中</td><td></td></tr><tr><td>市町村国保</td><td></td><td></td><td>71.1</td><td>45.4</td><td>集計中</td><td></td></tr><tr><td>国保組合</td><td></td><td></td><td>52.7</td><td>18.2</td><td>集計中</td><td></td></tr><tr><td>後期高齢者広域連合</td><td></td><td></td><td>-</td><td>0</td><td>集計中</td><td></td></tr><tr><td>全国健康保険協会</td><td></td><td></td><td>▲1,390</td><td>▲2,290</td><td>集計中</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	達成目標 毎年度において前年度以下とする(改善すること(後期高齢者医療制度にあっては、H22年度をH20年度以下とすること))	各医療保険制度別における決算での総収支差が赤字である保険者数の割合(全国健康保険協会については経常収支・単位は億円)								健康保険組合(経常収支)			44.8	68.8	集計中		市町村国保			71.1	45.4	集計中		国保組合			52.7	18.2	集計中		後期高齢者広域連合			-	0	集計中		全国健康保険協会			▲1,390	▲2,290	集計中									
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																																										
19年度					20年度	21年度																																																																	
達成目標 毎年度において前年度以下とする(改善すること(後期高齢者医療制度にあっては、H22年度をH20年度以下とすること))	各医療保険制度別における決算での総収支差が赤字である保険者数の割合(全国健康保険協会については経常収支・単位は億円)																																																																						
	健康保険組合(経常収支)			44.8	68.8	集計中																																																																	
	市町村国保			71.1	45.4	集計中																																																																	
	国保組合			52.7	18.2	集計中																																																																	
	後期高齢者広域連合			-	0	集計中																																																																	
	全国健康保険協会			▲1,390	▲2,290	集計中																																																																	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)																																																																		

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること		評価方式	モニタリング	番号	I－１０－２
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
	（ 当 初 ）	53,674,101	48,781,836	29,792,892	24,399,058	
	（ 補 正 後 ）	38,428,016	24,021,597			
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	38,428,016	24,021,597				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	13,888,196	19,777,162				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	24,539,820	4,244,435				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票②参照					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	—					
評価結果の予算要求等 への反映状況	２３年度に実績評価を行う予定					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること					番号	I－１０－２		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	医療費適正化推進費	医療費適正化の推進に必要な経費	29,792,892	24,399,058		
	小計						29,792,892	24,399,058		
合計							29,792,892	24,399,058		

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：保険局

政策名	生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長 期的医療費の適正化を図ること			番号	I－10－2			
政策の概要	○医療保険者における特定健診・特定保健指導を実施すること ○療養病床から老人保健施設への転換を促進することの転換の促進に関する事業							
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】							
	(総合的評価) 23年度に実績評価を行う予定。							
	(必要性) 23年度に実績評価を行う予定。							
	(効率性) 23年度に実績評価を行う予定。							
	(有効性) 23年度に実績評価を行う予定。							
	(反映の方向性) 23年度に実績評価を行う予定。							
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】							
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値		目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
	達成目標 前年度以下であること。	メタボリック クシンド ローム(内 臓脂肪症 候群)該 当者・予 備群の数	人		5,356,368	集計中		
		平均在院 日数の全 国平均と 最短県の 差	日		7.3	集計中		
関係する施政方針演説等 内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)			

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること		評価方式	総合・実績・事業	番号	1-11-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	2,757,676	2,175,616	5,023,423	2,390,442		
	及び1,700,000の内数	及び735,000の内数	及び1,229,000の内数	及び1,143,000の内数		
（ 補 正 後 ）	5,739,369	3,768,091	5,023,423			
	及び1,381,197の内数	及び735,000の内数	及び1,229,000の内数			
前年度繰越額（千円）	0	1,851,507				
	及び2,618の内数	及び180,430の内数				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	0	0				
	△7,548の内数	<0>				
歳出予算現額（千円）	5,739,369	5,619,598				
	及び1,376,267の内数	及び915,430の内数				
支出済歳出額（千円）	2,897,582	3,123,538				
	及び251,181の内数	及び560,978の内数				
翌年度繰越額（千円）	1,851,507	1,561,090				
	及び180,430の内数	及び118,953の内数				
不用額（千円）	990,280	934,970				
	及び944,656の内数	及び235,499の内数				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図ることを目的とする。 市町村保健師数の推移を目標達成の指標とする。					
政策評価結果を受けて改善すべき点	—					
評価結果の予算要求等への反映状況	評価結果を踏まえ、引き続き地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図るため予算要求をすることとした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること						番号	I-11-1		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額		
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	地域保健対策費	保健所の地域保健活動の推進等に必要な経費	4,943,812	2,320,906			
	A	2	一般	厚生労働本省	地域保健対策費	地域における保健医療体制の確保に必要な経費	79,611	69,536			
	A	3	一般	厚生労働本省	保健衛生施設整備費	保健衛生施設等施設整備に必要な経費	< 1,229,000 >	< 1,143,000 >			
	A	4									
	小計						5,023,423 <1,229,000> の内数	2,390,442 <1,143,000> の内数			
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1									
	B	2									
	B	3									
	B	4									
	小計										
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >	< >			
	C	2					< >	< >			
	C	3					< >	< >			
	C	4					< >	< >			
	小計										
対応表に おいて◇ となっているもの											
合計						5,023,423 <1,229,000> の内数	2,390,442 <1,143,000> の内数				

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

[illegible]

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：健康局総務課保健指導室

政策名	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること			番号	I-11-1																																													
政策の概要	地域住民の健康の保持・増進や安心して暮らせる保健医療体制の確保を図るため、保健師など専門技術職員の確保や地域の健康問題に的確に対応できるよう研修等を開催し、地域保健従事者の資質の向上を図る。																																																	
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																																	
	（総合的評価） 保健師未設置又は1人設置市町村は年々解消する傾向にある等、保健師等の専門職の計画的な動員により地域保健従事者の確保が進展していると評価できる。また、研修等により地域保健従事者の人材育成が進んでおり、地域住民の健康の保持、増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保が着実に図られていると評価できる。																																																	
	（必要性） 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進するため、地域住民の健康の保持・増進や安心して暮らせる保健医療体制の確保を図る必要がある。																																																	
	（効率性） 地方自治体において指導的立場にある保健師が、厚生労働行政の動向や地域保健活動に必要な知識・技術を習得することにより、地域保健対策に関する企画立案能力及び保健指導の実践能力の向上に資するための研修会を開催することが、効率性の観点から適当である。																																																	
	（有効性） 地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図るためには、生活習慣病予防や児童虐待の予防の新たな健康課題に対し、保健師中央会議などにより、的確に対応できる保健活動の体制強化を図ることが有効である。																																																	
（反映の方向性） 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。																																																		
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																																		
<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実績値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr><tr><td rowspan="3">前年度以上</td><td>市町村保健師数</td><td>人</td><td>－</td><td>20,082</td><td>20,087</td><td>20,462</td><td>毎年度</td><td rowspan="3">市町村保健師の業務量の増加に対し、人員は不足している状況であることから、市町村保健師の人員確保を目標としている。</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	前年度以上	市町村保健師数	人	－	20,082	20,087	20,462	毎年度	市町村保健師の業務量の増加に対し、人員は不足している状況であることから、市町村保健師の人員確保を目標としている。																							
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																						
				18年度	19年度	20年度																																												
前年度以上	市町村保健師数	人	－	20,082	20,087	20,462	毎年度	市町村保健師の業務量の増加に対し、人員は不足している状況であることから、市町村保健師の人員確保を目標としている。																																										
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等		年月日		記載事項（抜粋）																																													

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること		評価方式	総合(実績)事業	番号	I-11-2
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
(当 初)	17,355,360	5,644,730	17,088,687	35,724,050		
	及び256,378の内数	及び250,550の内数	及び251,128の内数	及び334,569の内数		
(補 正 後)	16,560,662	5,644,730	17,088,687			
	及び256,378の内数	及び250,550の内数	及び251,128の内数			
前年度繰越額（千円）	1,394,684	1,362,981				
	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	17,955,346	7,007,711				
	及び256,378の内数	及び256,378の内数				
支出済歳出額（千円）	12,456,406	3,947,144				
	及び242,493の内数	及び242,493の内数				
翌年度繰越額（千円）	1,362,981	0				
	<0>	<0>				
不用額（千円）	4,135,959	3,060,567				
	及び13,885の内数	及び13,885の内数				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	別紙（13-4）参照					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	別紙（13-4）参照					
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果を踏まえ、必要な予算を要求した。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること。						番号	I-11-2		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額		
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	健康増進対策費	健康増進対策に必要な経費	15,822,331	34,677,671			
	A	2	一般	厚生労働本省	健康増進対策費	健康増進に必要な経費	1,266,356	1,046,379			
	A	3	一般	地方厚生局	医師等国家試験実施費	医師等国家試験実施に必要な経費	< 251,128 >	< 334,569 >			
	小計						17,088,687 <251,128> の内数	35,724,050 <334,569> の内数			
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1									
	B	2									
	B	3									
	B	4									
	小計										
対応表に おいて○ となっているもの	C	1									
	C	2									
	C	3									
	C	4									
	小計						の内数	の内数			
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1									
	D	2									
	D	3									
	D	4									
							の内数	の内数			
合計							17,088,687 <251,128> の内数	35,724,050 <334,569> の内数			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

[illegible]

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月 担当部局名：健康局総務課生活習慣病対策室・がん対策推進室

政策名	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること			番号	I－11－2																																																						
政策の概要	すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするために、健康に関連する全ての関係機関・団体等を始めとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意志決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取組を促そうとするものである。（平成20年度は以下追加：また、がんによる死亡者の減少を図るため、がん対策基本法（平成18年法律第98号）及び同法に基づく「がん対策推進基本計画」（平成19年6月15日閣議決定）等により、がん対策を総合的かつ計画的に推進するものである。）																																																										
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																																										
	（総合的評価） 生活習慣病対策を一層推進するため、平成20年度から、健やか生活習慣国民運動や特定健康診査・特定保健指導などの新たな取組を開始したところである。これらの取組を引き続き推進していくとともに、既存の事業についても実施状況を踏まえ、適宜見直しを行いながら実施していく。																																																										
	（必要性） 我が国では、近年、急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加しており、これら生活習慣病に係る医療費は、国民医療費の約3割となっていることから、疾病の一次予防に重点を置いた施策により、地域の住民の健康づくりを効果的に推進することが重要である。 特に、がんは、我が国において昭和56年から死因の第1位であり、がん対策基本法及び同法に基づくがん対策推進基本計画により、「がんによる死亡者数の減少」及び「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の向上」を目指し、専門医等の育成を含めた放射線療法及び化学療法の推進などに取り組むことが重要である。																																																										
	（効率性） 生活習慣病対策を効率的に実施する上で重要なことは、地域の実情に応じた対策を講じることと、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチを組み合わせることで実施することである。そのため、「食事バランスガイド」「エクササイズガイド」「禁煙支援マニュアル」といった最新の科学的知見に基づき作成したツールを各都道府県等に提供し、各都道府県等が事業を立案する上での参考にしてもらうとともに、メタボリックシンドローム予防戦略事業やたばこ対策促進事業により各自治体の取組を支援するなど、地域の実情に応じた対策が実施できる体制を整備している。また、平成20年度から、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施するとともに、「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」に焦点を当てた新たな国民運動として「健やか生活習慣国民運動」を展開するなど、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチを組み合わせた生活習慣病対策を実施している。 さらに、がん対策を効率的に推進するためには、その先導役としてがん診療連携拠点病院における機能の一層の強化や、都道府県において「都道府県がん対策推進計画」に基づき、地域の特性等に応じた施策を実施する必要がある。そのため、がん診療連携拠点病院機能強化事業により、拠点病院においてがん医療従事者への研修、がん患者等への相談支援等を実施するとともに、がん対策推進特別事業（平成20年度で終了）により、地域の特性に応じた事業への支援などの対策を推進した。																																																										
	（有効性） 平成19年4月に公表された「健康日本21中間評価報告書」（厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会）によると、健康づくりに関する各種の指標について数値目標を設定し、国民が一体となった健康づくり運動を推進する手法を導入したことや、都道府県や市町村において健康増進計画の策定が進んできたことにより、脂肪エネルギー比率や女性の肥満者の割合の増加に歯止めがかかっている一方で、男性の肥満者の割合や日常生活における歩数のように、健康日本21策定時の値より改善していない項目や、悪化している項目が見られるなど、これまでの取組状況が全体として必ずしも十分ではない点も見られると評価できる。 また、がんの年齢調整死亡率については、年々減少しているところである。																																																										
	（反映の方向性） 見直しは行わず、引き続き実施していくこととしている。																																																										
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																																										
	<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="4">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr><tr><td rowspan="2">メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者・予備群(40歳～74歳)の減少率</td><td>該当者数の減少率</td><td></td><td></td><td>—</td><td>—</td><td>14.5</td><td>集計中</td><td>(10%以上／2012年)かつ(前年度以上／平成20年度)</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>予備群の減少率</td><td></td><td></td><td>—</td><td>—</td><td>12.4</td><td>集計中</td><td>(10%以上／2012年)かつ(前年度以上／平成20年度)</td></tr><tr><td>糖尿病有病者数</td><td>国民健康・栄養調査</td><td>万人</td><td></td><td>820</td><td>890</td><td>—</td><td>—</td><td>(1,000万人/2010年)かつ(前年度以下／平成20年度)</td><td></td></tr><tr><td>がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の減少</td><td>人口動態統計に基づき、がん対策情報センターが算出</td><td>人口10万対</td><td></td><td>90.0</td><td>88.5</td><td>87.2</td><td>集計中</td><td>(20%／平成28年度)かつ(前年度同程度／平成20年度)</td><td></td></tr></table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	21年度	メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者・予備群(40歳～74歳)の減少率	該当者数の減少率			—	—	14.5	集計中	(10%以上／2012年)かつ(前年度以上／平成20年度)		予備群の減少率			—	—	12.4	集計中	(10%以上／2012年)かつ(前年度以上／平成20年度)	糖尿病有病者数	国民健康・栄養調査	万人		820	890	—	—	(1,000万人/2010年)かつ(前年度以下／平成20年度)		がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の減少	人口動態統計に基づき、がん対策情報センターが算出	人口10万対		90.0	88.5	87.2	集計中	(20%／平成28年度)かつ(前年度同程度／平成20年度)	
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																														
					18年度	19年度	20年度	21年度																																																			
	メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者・予備群(40歳～74歳)の減少率	該当者数の減少率			—	—	14.5	集計中	(10%以上／2012年)かつ(前年度以上／平成20年度)																																																		
		予備群の減少率			—	—	12.4	集計中	(10%以上／2012年)かつ(前年度以上／平成20年度)																																																		
糖尿病有病者数	国民健康・栄養調査	万人		820	890	—	—	(1,000万人/2010年)かつ(前年度以下／平成20年度)																																																			
がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の減少	人口動態統計に基づき、がん対策情報センターが算出	人口10万対		90.0	88.5	87.2	集計中	(20%／平成28年度)かつ(前年度同程度／平成20年度)																																																			
<table><tr><td>施政方針演説等</td><td>年月日</td><td>記載事項(抜粋)</td></tr><tr><td>「経済財政改革の基本方針2008」（閣議決定）</td><td>平成20年6月27日</td><td>(抜粋) 「がん対策推進基本計画」に基づき、がんの総合的な対策を講ずる。</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>							施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)	「経済財政改革の基本方針2008」（閣議決定）	平成20年6月27日	(抜粋) 「がん対策推進基本計画」に基づき、がんの総合的な対策を講ずる。																																															
施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																									
「経済財政改革の基本方針2008」（閣議決定）	平成20年6月27日	(抜粋) 「がん対策推進基本計画」に基づき、がんの総合的な対策を講ずる。																																																									

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること		評価方式	総合・実績・事業	番号	I－１２－１
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	2 2 年度		23年度要求額	
（ 当 初 ）	281, 919	271, 979	217, 188		160, 198	
（ 補 正 後 ）	281, 919	271, 979				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	281, 919 <0>	271, 979 <0>				
支出済歳出額（千円）	99, 677					
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	182, 242 <0>	271, 979 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	【達成すべき目標】 1. 健康危機管理調整会議の定期開催件数 2. 健康危機管理保健所長等研修の受講者出席率 3. 健康危機管理保健所長等研修の受講者の理解度向上における割合 【目標の達成度合いの測定方法】 1. 月2回開催 2. 出席率前年度以上 3. 理解度向上の割合前年度以上					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	平成21年度実績評価において、健康危機管理保健所長等研修の受講者の出席率が低調であったことを踏まえて、具体的カリキュラムの周知徹底を図るとともに、健康危機管理担当職員が受講し易い研修方法を検討すること等により、有効性を高めていきたいと考えている。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	平成21年度実績評価において、国の健康危機管理体制については、着実に整備されてきていると評価されており、現在取り組んでいる政策を引き続き実施できるよう要求している。 地域における健康危機管理体制の確立に向けた人材育成は着実に実施しているが、課題を克服しつつ施策目標の一層の達成に向けて引き続き実施していけるよう要求をしている。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること						番号	I－１２－１		(千円)		
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額			
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額				
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	健康危機管理推進費	健康危機管理の推進に必要な経費	57,383	47,198	-2,155			
	A	2	一般	厚生労働本省	健康危機管理推進費	保健所の地域健康危機管理活動の推進に必要な経費	159,805	113,000	-46,805			
	A	3										
	A	4										
	小計						217,188	160,198	-48,960			
対応表において◆ となっているもの	B	1										
	B	2										
	B	3										
	B	4										
	小計											
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<	>		
	C	2					<	>	<	>		
	C	3					<	>	<	>		
	C	4					<	>	<	>		
	小計											
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>		
	D	2					<	>	<	>		
	D	3					<	>	<	>		
	D	4					<	>	<	>		
合計							217,188	160,198	-48,960			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること				番号	I－１２－１		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)＋(C)－重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
健康危機管理推進費（健康危 険情報収集・確認等経費等）	A	1	57,383	47,198	△ 2,155	△ 2,155		△ 2,155	執行状況を踏まえ、借料等を見直し、予算の減額要求を行った。 （平成21年度不用額6,166千円）
地域健康危機管理対策事業費	A	2	159,805	113,000	△ 46,805	△ 46,805		△ 46,805	過去の執行実績を踏まえて一部の事業を見直したことによる削減を行った （平成21年度不用額189,612千円）
合計						△ 48,960		△ 48,960	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年7月

担当部局名：大臣官房厚生科学課

政策名	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること	番号	I－12－1
政策の概要	公衆衛生上の緊急事態やテロリズム等国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して迅速かつ適切に対処することを目的として、厚生労働省及び地域における健康危機管理体制を整備する。		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して、迅速かつ適切に対処するためには、国や地域における円滑な情報交換、保健従事者の人材育成などが重要である。平成21年度に実施した健康危機管理調整会議、健康危機管理保健所長等研修などの実施状況を見ると、国及び地域における健康危機管理体制の確立に向けて、円滑な情報交換、人材育成が着実になされていることから、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。 （必要性） すべての国民の生命や健康の安全を守るために、感染症、食中毒、医薬品や飲料水その他何らかの原因により生じる事態に対して、生物・化学テロへの対応を含めた、迅速かつ適切な対応が強く求められており、このような緊急事態に対して的確に対応するため、省内一体となった危機管理の体制を整備する必要がある。 また、人口の高齢化や地方分権等が急速に進行する中で、地域においては、新型インフルエンザや自然災害等の健康危機事例の発生等の新たな課題に取り組む必要がある。 （効率性） 医薬品、食中毒、感染症、飲料水による健康被害など、各部局にわたる健康危機管理業務を適切に実施するためには、関係部局をあらかじめ明確にし、その担当官等による会議を定期及び随時に開催することが、効率性及び迅速性の観点から適当である。 また、地域における健康危機管理体制の整備を推進するためには、危機管理に関する情報収集、健康危機管理を担う人材育成が重要であることから、健康危機管理支援システムによる情報提供、保健所等の職員を対象とした研修を実施することが、効率性の観点から適当である。 （有効性） 厚生労働省における健康危機管理体制については、定期的に健康危機管理調整会議を開催し、関係部局間の情報共有・連携強化を図ることにより健康危機管理体制が着実に整備されてきていると評価でき、本施策は有効であると考えられる。 地域における健康危機管理体制については、保健所をはじめとする地域保健の第一線の機関における人材の資質向上など、その体制整備が進められている。平成２１年度における健康危機管理保健所長等研修では、研修カリキュラムを高度かつ実践的な内容を加える等により、質的向上を図ったため、平成２０年度よりも受講者の満足度は上昇したと考えられる。 		

政策評価調書（個別票①－1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること		評価方式	総合・実績・事業	番号	Ⅱ-1-1																																																																																																																																																																																																																																						
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額																																																																																																																																																																																																																																								
	（ 当 初 ）	4, 474, 061	4, 636, 753	4, 198, 335	3, 503, 407																																																																																																																																																																																																																																							
	（ 補 正 後 ）	5, 236, 084	4, 636, 753	4, 198, 335																																																																																																																																																																																																																																								
前年度繰越額（千円）																																																																																																																																																																																																																																												
予備費使用額（千円）																																																																																																																																																																																																																																												
流用等増△減額（千円）																																																																																																																																																																																																																																												
歳出予算現額（千円）	5, 236, 084	4, 636, 753																																																																																																																																																																																																																																										
	<0>	<0>																																																																																																																																																																																																																																										
支出済歳出額（千円）	5, 103, 914	3, 983, 402																																																																																																																																																																																																																																										
翌年度繰越額（千円）																																																																																																																																																																																																																																												
不用額（千円）	132, 170	653, 351																																																																																																																																																																																																																																										
	<0>	<0>																																																																																																																																																																																																																																										
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	<table><tr><th colspan="6">指標と目標値（達成水準／達成時期）</th></tr><tr><th colspan="2">アウトカム指標</th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th></tr><tr><td>1</td><td>大規模食中毒の発生件数（過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度）</td><td>2</td><td>6</td><td>5</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="2">達成率</td><td>116.7%</td><td>0.0%</td><td>43.8%</td><td>166.7%</td><td>128.6%</td></tr><tr><td>2</td><td>許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数（前年度以下/毎年度）</td><td>724</td><td>845</td><td>825</td><td>778</td><td>集計中</td></tr><tr><td colspan="2">達成率</td><td>95.8%</td><td>83.2%</td><td>102.8%</td><td>105.7%</td><td>—</td></tr><tr><td>3</td><td>輸入食品の規格基準等の違反件数（前年(度)以下/毎年(度)）</td><td>935</td><td>1530</td><td>1150</td><td>1150</td><td>1559 (速報値)</td></tr><tr><td colspan="2">達成率</td><td>118.2%</td><td>36.3%</td><td>124.8%</td><td>100.0%</td><td>64.4%</td></tr><tr><td>4</td><td>食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合（60%以上/平成22年度）</td><td>45.7</td><td>66.4</td><td>57.6</td><td>49.7</td><td>55.6</td></tr><tr><td colspan="2">達成率</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="6">【調査名・資料出所、備考等】</td></tr><tr><td colspan="6">・指標1は、「食中毒統計」（医薬食品局食品安全部監視安全課調べ）による。なお、食中毒患者数が500名以上の事例を大規模食中毒としている。（参考：平成16年度の発生件数は0）</td></tr><tr><td colspan="6">・指標2は、各都道府県等からの報告及び衛生行政報告例（大臣官房統計情報部）によるが、平成21年度の数値は現在集計中であり、平成22年10月に公表予定である。</td></tr><tr><td colspan="6">・指標3は、医薬食品局食品安全部企画情報課検査業務管理室調べによるものであり、毎年度末（ただし、平成18年までは年次、平成19年以降は年度。）現在の数値である。</td></tr><tr><td colspan="6">・指標4は、「食育白書」中のアンケート調査「食品安全確保総合調査」（食品安全委員会）による。</td></tr><tr><td colspan="6">・なお、指標1は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1＋（達成水準－実績値）／達成水準」として算定。</td></tr></table> <table><tr><th colspan="6">アウトプット指標</th></tr><tr><th></th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th></tr><tr><td>5</td><td>輸入食品モニタリング検査達成率（100%/毎年度）</td><td>102</td><td>102</td><td>103</td><td>105</td><td>104 (速報値)</td></tr><tr><td colspan="2">達成率</td><td>102.0%</td><td>102.0%</td><td>103.0%</td><td>105.1%</td><td>104.4%</td></tr><tr><td>6</td><td>ポジティブリスト制度（農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度）の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数（前年度以上/毎年度）</td><td></td><td>7</td><td>29</td><td>16</td><td>21</td></tr><tr><td colspan="2">達成率</td><td>—</td><td>—</td><td>414%</td><td>55%</td><td>131%</td></tr><tr><td>7</td><td>健康食品等に関する健康被害報告数（過去5年の報告数の平均と同水準以下/毎年度）</td><td>39</td><td>15</td><td>30</td><td>22</td><td>27</td></tr><tr><td colspan="2">達成率</td><td>—</td><td>—</td><td>247.3%</td><td>189.1%</td><td>111.9%</td></tr><tr><td colspan="6">【調査名・資料出所、備考等】</td></tr><tr><td colspan="6">・指標5は、指標5は「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」（医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室）による。</td></tr><tr><td colspan="6">・指標6は、医薬食品局食品安全部基準審査課調べによるものであり、ポジティブリスト制度が施行された平成18年5月29日からのものである。 ※ポジティブリスト制度とは、原則禁止の中で、禁止していないものを例外的に一覧表に示す制度のこと。食品中に残留する基準が定められていない農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（農薬等）に関し、一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則として禁止する制度。</td></tr><tr><td colspan="6">・指標7は、医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室調べによる。（参考：平成16年度の報告数は45）</td></tr><tr><td colspan="6">・なお、指標7は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1＋（達成水準－実績値）／達成水準」として算定。</td></tr><tr><td colspan="6">参考統計</td></tr><tr><th></th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th></tr><tr><td>1</td><td>食品の安全に関する意見交換会の参加者数</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・主催、共催</td><td>8,750</td><td>10,963</td><td>1,936</td><td>1,331</td><td>1,197</td></tr><tr><td>・出席参加含む</td><td>10,484</td><td>13,127</td><td>3,709</td><td>2,316</td><td>1,839</td></tr><tr><td colspan="6">【調査名・資料出所、備考等】</td></tr><tr><td colspan="6">・指標1は、医薬食品局食品安全部企画情報課調べによるもの。</td></tr></table>					指標と目標値（達成水準／達成時期）						アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21	1	大規模食中毒の発生件数（過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度）	2	6	5	1	2	達成率		116.7%	0.0%	43.8%	166.7%	128.6%	2	許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数（前年度以下/毎年度）	724	845	825	778	集計中	達成率		95.8%	83.2%	102.8%	105.7%	—	3	輸入食品の規格基準等の違反件数（前年(度)以下/毎年(度)）	935	1530	1150	1150	1559 (速報値)	達成率		118.2%	36.3%	124.8%	100.0%	64.4%	4	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合（60%以上/平成22年度）	45.7	66.4	57.6	49.7	55.6	達成率		—	—	—	—	—	【調査名・資料出所、備考等】						・指標1は、「食中毒統計」（医薬食品局食品安全部監視安全課調べ）による。なお、食中毒患者数が500名以上の事例を大規模食中毒としている。（参考：平成16年度の発生件数は0）						・指標2は、各都道府県等からの報告及び衛生行政報告例（大臣官房統計情報部）によるが、平成21年度の数値は現在集計中であり、平成22年10月に公表予定である。						・指標3は、医薬食品局食品安全部企画情報課検査業務管理室調べによるものであり、毎年度末（ただし、平成18年までは年次、平成19年以降は年度。）現在の数値である。						・指標4は、「食育白書」中のアンケート調査「食品安全確保総合調査」（食品安全委員会）による。						・なお、指標1は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1＋（達成水準－実績値）／達成水準」として算定。						アウトプット指標							H17	H18	H19	H20	H21	5	輸入食品モニタリング検査達成率（100%/毎年度）	102	102	103	105	104 (速報値)	達成率		102.0%	102.0%	103.0%	105.1%	104.4%	6	ポジティブリスト制度（農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度）の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数（前年度以上/毎年度）		7	29	16	21	達成率		—	—	414%	55%	131%	7	健康食品等に関する健康被害報告数（過去5年の報告数の平均と同水準以下/毎年度）	39	15	30	22	27	達成率		—	—	247.3%	189.1%	111.9%	【調査名・資料出所、備考等】						・指標5は、指標5は「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」（医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室）による。						・指標6は、医薬食品局食品安全部基準審査課調べによるものであり、ポジティブリスト制度が施行された平成18年5月29日からのものである。 ※ポジティブリスト制度とは、原則禁止の中で、禁止していないものを例外的に一覧表に示す制度のこと。食品中に残留する基準が定められていない農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（農薬等）に関し、一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則として禁止する制度。						・指標7は、医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室調べによる。（参考：平成16年度の報告数は45）						・なお、指標7は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1＋（達成水準－実績値）／達成水準」として算定。						参考統計							H17	H18	H19	H20	H21	1	食品の安全に関する意見交換会の参加者数					・主催、共催	8,750	10,963	1,936	1,331	1,197	・出席参加含む	10,484	13,127	3,709	2,316	1,839	【調査名・資料出所、備考等】						・指標1は、医薬食品局食品安全部企画情報課調べによるもの。					
指標と目標値（達成水準／達成時期）																																																																																																																																																																																																																																												
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21																																																																																																																																																																																																																																						
1	大規模食中毒の発生件数（過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度）	2	6	5	1	2																																																																																																																																																																																																																																						
達成率		116.7%	0.0%	43.8%	166.7%	128.6%																																																																																																																																																																																																																																						
2	許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数（前年度以下/毎年度）	724	845	825	778	集計中																																																																																																																																																																																																																																						
達成率		95.8%	83.2%	102.8%	105.7%	—																																																																																																																																																																																																																																						
3	輸入食品の規格基準等の違反件数（前年(度)以下/毎年(度)）	935	1530	1150	1150	1559 (速報値)																																																																																																																																																																																																																																						
達成率		118.2%	36.3%	124.8%	100.0%	64.4%																																																																																																																																																																																																																																						
4	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合（60%以上/平成22年度）	45.7	66.4	57.6	49.7	55.6																																																																																																																																																																																																																																						
達成率		—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																						
【調査名・資料出所、備考等】																																																																																																																																																																																																																																												
・指標1は、「食中毒統計」（医薬食品局食品安全部監視安全課調べ）による。なお、食中毒患者数が500名以上の事例を大規模食中毒としている。（参考：平成16年度の発生件数は0）																																																																																																																																																																																																																																												
・指標2は、各都道府県等からの報告及び衛生行政報告例（大臣官房統計情報部）によるが、平成21年度の数値は現在集計中であり、平成22年10月に公表予定である。																																																																																																																																																																																																																																												
・指標3は、医薬食品局食品安全部企画情報課検査業務管理室調べによるものであり、毎年度末（ただし、平成18年までは年次、平成19年以降は年度。）現在の数値である。																																																																																																																																																																																																																																												
・指標4は、「食育白書」中のアンケート調査「食品安全確保総合調査」（食品安全委員会）による。																																																																																																																																																																																																																																												
・なお、指標1は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1＋（達成水準－実績値）／達成水準」として算定。																																																																																																																																																																																																																																												
アウトプット指標																																																																																																																																																																																																																																												
	H17	H18	H19	H20	H21																																																																																																																																																																																																																																							
5	輸入食品モニタリング検査達成率（100%/毎年度）	102	102	103	105	104 (速報値)																																																																																																																																																																																																																																						
達成率		102.0%	102.0%	103.0%	105.1%	104.4%																																																																																																																																																																																																																																						
6	ポジティブリスト制度（農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度）の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数（前年度以上/毎年度）		7	29	16	21																																																																																																																																																																																																																																						
達成率		—	—	414%	55%	131%																																																																																																																																																																																																																																						
7	健康食品等に関する健康被害報告数（過去5年の報告数の平均と同水準以下/毎年度）	39	15	30	22	27																																																																																																																																																																																																																																						
達成率		—	—	247.3%	189.1%	111.9%																																																																																																																																																																																																																																						
【調査名・資料出所、備考等】																																																																																																																																																																																																																																												
・指標5は、指標5は「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」（医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室）による。																																																																																																																																																																																																																																												
・指標6は、医薬食品局食品安全部基準審査課調べによるものであり、ポジティブリスト制度が施行された平成18年5月29日からのものである。 ※ポジティブリスト制度とは、原則禁止の中で、禁止していないものを例外的に一覧表に示す制度のこと。食品中に残留する基準が定められていない農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（農薬等）に関し、一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則として禁止する制度。																																																																																																																																																																																																																																												
・指標7は、医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室調べによる。（参考：平成16年度の報告数は45）																																																																																																																																																																																																																																												
・なお、指標7は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1＋（達成水準－実績値）／達成水準」として算定。																																																																																																																																																																																																																																												
参考統計																																																																																																																																																																																																																																												
	H17	H18	H19	H20	H21																																																																																																																																																																																																																																							
1	食品の安全に関する意見交換会の参加者数																																																																																																																																																																																																																																											
・主催、共催	8,750	10,963	1,936	1,331	1,197																																																																																																																																																																																																																																							
・出席参加含む	10,484	13,127	3,709	2,316	1,839																																																																																																																																																																																																																																							
【調査名・資料出所、備考等】																																																																																																																																																																																																																																												
・指標1は、医薬食品局食品安全部企画情報課調べによるもの。																																																																																																																																																																																																																																												
政策評価結果を受けて改善すべき点																																																																																																																																																																																																																																												
評価結果の予算要求等への反映状況																																																																																																																																																																																																																																												

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること						番号	Ⅱ-1-1		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額		
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	食品等安全確保対策費	食品等の飲食による危害発生防止に必要な経費	1,899,722	1,494,510	-49,612		
	A	2	一般	検疫所	輸入食品検査業務実施費	輸入食品の検査に必要な経費	2,298,613	2,008,897			
	小計						4,198,335	3,503,407	-49,612		
対応表において◆ となっているもの	B	1									
	B	2									
	B	3									
	B	4									
	小計										
対応表において○ となっているもの	C	1									
	C	2									
	C	3									
	C	4									
	小計										
対応表において◇ となっているもの	D	1									
	D	2									
	D	3									
	D	4									
合計							4,198,335	3,503,407	-49,612		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること					番号	Ⅱ-1-1		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)+(C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
輸入食品の監視体制強化等事業	A	1	299,837	270,809	△ 29,028	△ 29,028		△ 29,028	検査施設のデータ分析等の評価にかかる事業について実態を勘案し、見直したことによる削減。なお、食品安全情報相談の衛生関係指導者養成等委託費について、天下り法人に対する補助金等の見直しの観点により削減で既に22年度に廃止済み。
BSE対策など食肉の安全確保対策推進事業	A	1	43,791	30,065	△ 13,726	△ 13,726		△ 13,726	BSEの確認検査実績等を踏まえ見直したことによる削減
健康食品の安全性の確保等事業	A	1	42,852	36,585	△ 6,267	△ 6,267		△ 6,267	事業実績を勘案し安全性確認のための試験検査を見直したことによる削減
食品安全に関するリスクコミュニケーション事業	A	1	12,880	12,289	△ 591	△ 591		△ 591	事業実績を勘案し連絡調整会議を見直したことによる削減
					</				

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	安全で質が高く災害に強い水道を確保すること		評価方式	実績	番号	Ⅱ－２－１
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
（ 当 初 ）	71,047,660	66,641,813	47,082,755		38,680,469	
	<0>	<0>	<0>		<0>	
（ 補 正 後 ）	79,496,148	72,242,525	47,082,755			
	<0>	<0>	<0>			
前年度繰越額（千円）	28,908,441	34,926,566				
	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	108,404,589	107,169,091				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	68,660,774	63,925,598				
	<0>	<0>				
翌年度繰越額（千円）	34,926,566	29,623,345				
	<0>	<0>				
不用額（千円）	4,817,249	13,620,148				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	別紙13-4参照					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	—					
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果を踏まえ、今後も安全で質が高く災害に強い水道を確保するため、必要な予算を要求した。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	安全で質が高く災害に強い水道を確保すること						番号	Ⅱ－２－１	(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	水道安全対策費	水道の安全確保に必要な経費	100,575	154,969		
	A	2	一般	厚生労働本省	水道施設整備費	水道施設整備に必要な経費	46,982,180	38,525,500		
	A	3								
	A	4								
	小計						47,082,755 の内数	38,680,469 の内数		
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計									
対応表に おいて○ となっているもの	C	1								
	C	2								
	C	3								
	C	4								
	小計									
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1								
	D	2								
	D	3								
	D	4								
合計							47,082,755 の内数	38,680,469 の内数		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

[illegible]

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期:平成22年8月

担当部局名:健康局水道課

政策名	安全で質が高く災害に強い水道を確保すること	番号	Ⅱ－2－1
政策の概要	現在及び将来の需要者に対し、安心して飲める水を安定的に適切な負担で供給するため、経営・技術の両面にわたり運営基盤の強化を図る。また、国民の安心が得られる安全性の確保、さらには地域差のある快適性の向上に向けた施策を展開する。さらに、地震、渇水等の災害発生時、テロ等の事態においても、断減水による国民生活・社会経済活動への影響を未然に防止あるいは軽減するため、水道施設の耐震化や渇水対策を推進する。		
政策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 水道の運営基盤の強化等の課題に対処するためには、水道事業者等が自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、これを計画的に実行していくことが必須であるため、水道事業者等に対し「地域水道ビジョン」の策定を推奨し、地域水道ビジョンを策定済みの水道事業者等は毎年着実に増加している。 「水道広域化検討の手引き」をとりまとめ、都道府県及び水道事業者等に配布した。水道事業者数は年々減少しており、補助制度、水道ビジョンのフォローアップ、地域水道ビジョンの策定促進と相まって水道事業の広域化が進んでいると評価できる。 大臣認可事業体を対象に、「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)の取組状況に関する調査」を実施した。アセットマネジメント着手率は73.6%であり、アセットマネジメントの普及・促進に係る積極的な取り組みが必要である。 高度浄水処理技術について、国庫補助により浄水施設等への導入促進を図ることにより、水道水質の改善が図られている。 水道水質基準については、常に最新の知見に照らして改正していくべきとされており、最近では、平成22年4月1日からカドミウム等に係る水質基準を改正することとし、これについて、水道事業者等へ周知した。この取組により、ここ数年、水質基準適合率はほぼ100%であるが、水道水の安全を確保するために今後も継続的かつ着実な業務の推進が必要である。 水道施設の耐震性の改善は着実に進んでおり、国庫補助等の施策が災害対応力の強化に有効に機能している。しかしながら、水道は国民生活や経済活動を支えるライフラインとして不可欠なものであり、地震等の災害時においても安定的な給水を確保することが非常に重要であるという点では、水道施設の耐震化が十分進んでいるとは言えないため、基幹施設の耐震化の推進に重点を置いた国庫補助による財政的措置を今後とも進めることにより、水道事業者等における耐震化の取組を支援し、水道施設の耐震性の改善をより一層促進していく必要がある。 （必要性） 高度浄水処理技術について、国庫補助により浄水施設等への導入促進を図ることにより、水道水質の改善が図られている。なお、クリプトスポリジウム等感染症の原虫に対する対策として行う紫外線処理設備の整備についても、平成19年度より国庫補助の対象としたところであり、施設整備の推進が期待される。 水道水質基準については、常に最新の知見に照らして改正していくべきとされており、最近では、平成22年4月1日からカドミウム等に係る水質基準を改正することとし、これについて、水道事業者等へ周知した。これらの取組により、ここ数年、水質基準適合率はほぼ100%であるが、水道水の安全を確保するために、今後も継続的かつ着実な業務の推進が必要である。 地震に強いダクトイル鋳鉄管の布設延長割合は、毎年着実に増加し、国庫補助等の施策が災害対応力の強化に有効に機能している。しかしながら、水道は国民生活や経済活動を支えるライフラインとして不可欠なものであり、地震等の災害時においても安定的な給水を確保することが非常に重要であるという点では、水道施設の耐震化が十分進んでいるとは言えない。このため、基幹施設の耐震化の推進に重点を置いた国庫補助による財政的措置を今後とも進めることにより、水道事業者等における耐震化の取組を支援し、水道施設の耐震性の改善をより一層促進していく必要がある。また、基幹管路における耐震適合管の新規布設延長は年々増加しており、平成20年度は平成19年度に比べ20%以上増加するなど、これまでの施策の効果を評価できる一方、未だ耐震化されていない管路に対しては、引き続き、耐震化を呼び掛けていく必要がある。 （効率性） 水道広域化施設整備費に係る国庫補助事業については、事業費が一定額を超える場合、費用対効果について確認した上で補助採択しているところであり、対象となる平成21年度に水道広域化施設整備費として国庫補助採択を行った事業の費用便益比はいずれも1以上であり、水道事業の統合に向けた効率的な水道施設の整備が行われているといえる。 簡易水道再編推進事業に係る国庫補助事業については、事業費が一定額を超える場合、費用対効果について確認した上で補助採択しているところであり、対象となる平成21年度に簡易水道再編推進事業として新規国庫補助採択を行った事業の費用便益比はいずれも1以上であり、簡易水道事業の統合に向けた効率的な再編事業が行われているといえる。 高度浄水施設等整備に係る国庫補助事業については、事業費が一定額を超える場合、費用対効果について確認した上で補助採択しているところであり、高度浄水処理の導入による安全で質の高い水道の確保が効率的に行われている。対象となる平成21年度に高度浄水処理施設等整備費として新規国庫補助採択を行った事業の費用便益比は高度浄水処理施設の導入により需要者が浄水器等の代替手段の支出を回避できる費用を事業費で除したものの等を用いて算出し、いずれも1以上であるため原水の水質悪化等に対応した効率的な水道施設の整備が行われているといえる。 ライフライン機能強化等事業(水道管路近代化推進事業)に係る国庫補助事業については、事業費が一定額を超える場合、費用対効果について確認した上で補助採択しているところであり、対象となる平成21年度に水道管路近代化推進事業費として新規国庫補助採択を行った事業の費用便益比は事業が実施されない場合の減断水被害額等を事業費で除したものの等を用いて算出しており、いずれも1以上であり特に老朽度の高い管路の更新等、効率的な水道施設の整備が行われているといえる。今後、老朽化した施設の更新にあわせて耐震化の着実な推進を図る。 （有効性） 水道の運営基盤の強化等の課題に対処するためには、水道事業者等が自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、これを計画的に実行していくことが必須である。このため、水道事業者等に対し「地域水道ビジョン」の策定を推奨し、地域水道ビジョンを策定済みの水道事業者等は毎年着実に増加しており、これまでの継続的な施策の効果を評価できる。一方、未だ地域水道ビジョンを策定していない水道事業者等に対しては、引き続き、策定を呼びかけていく必要がある。 また、基幹管路における耐震適合管の新規布設延長は年々増加しており、平成20年度は平成19年度に比べ20%以上増加するなど、これまでの施策の効果を評価できる一方、未だ耐震化されていない管路に対しては、引き続き、耐震化を呼び掛けていく必要がある。 （反映の方向性） 評価結果を踏まえ、今後も安全で質が高く災害に強い水道を確保するため、必要な予算の確保に努めることとした。		

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	H17	H18	H19	H20	H21	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
水道の運営基盤を強化すること	地域水道ビジョン策定状況 (①策定率100％／H25年度、②前年度以上／毎年度)	%	－ (30)	－ (44)	－ (51)	30 (71)	37 (77)	・指標1は、健康局水道課調べ。全国の上水道事業者に対し地域水道ビジョン策定済み上水道事業者数の割合(H20年度分より実施) ()は全国の水道給水人口に対し地域水道ビジョン策定済み上水道事業者から給水を受ける人口の割合。 ・指標2、3、5、7は、「水道統計」(社団法人日本水道協会)の数値をもとに集計。 ・「調査中」としている数値は調査終了後にそれぞれ公表予定。(指標2は平成23年8月頃、指標3は20年度、21年度の数値について、それぞれ平成22、23年9月頃、指標5は平成23年8月頃、指標7は平成23年8月頃にそれぞれ公表予定) ・指標3は、(水道料金格差)=(家庭用20㎡当たり最高水道料金(上位5%の水道事業者を除いた最高値))／(家庭用20㎡当たり平均水道料金)として計算。 ・指標4は、健康局水道課による「水道事業者等におけるアセットマネジメントの取組状況調査」において、回答のあった水道事業者のうち、更新需要・財政収支見通しの検討を実施していると回答した水道事業者の割合(H21年度分より実施)。 ・指標6は、水質関連調査(全国の水道事業者及び水道行政部局を対象)を実施し、データを集計(平成21年度の数値は平成22年秋頃とりまとめ予定)。 ・指標8は、健康局水道課によるH22.3実施「水道事業の運営状況に関する調査」より基幹管路の耐震化計画について「計画がある」と回答した水道事業者の割合。(H21年度分より実施) ・指標9は、健康局水道課によるH21.6実施「水道施設の耐震化状況調査」より基幹管路の耐震適合性がある管の整備延長。(平成21年度の数値は平成22年10月頃にとりまとめ予定)
			－	－	－	①30% ②－	①37% ②123.3%	
	水道事業者数 (毎年度以下／毎年度)		9,498	9,304	9,071	8,772	調査中	
			－	102.1%	102.6%	103.4%	調査中	
	水道料金格差 (①1.5／毎年度、②毎年度以下／毎年度)		1.57	1.57	1.57	調査中	調査中	
			①95.5% ②－	①95.5% ②100%	①95.5% ②100%	調査中	調査中	
	アセットマネジメント着手率 (①100％／H23年度、②前年度以上／毎年度)	%	－	－	－	－	73.6	
			－	－	－	－	①73.6% ②－	
	安心・快適な給水を確保すること	カビ臭物質の基準超過数 (①0件／H27年度、②毎年度以下／毎年度)	件	43	27	14	5	調査中
				－	②159%	②193%	②280%	調査中
		クリプトスポリジウム等対策率(導入済または計画中の施設の割合) (①100％／H27年度、②前年度以上／毎年度)	%	－	－	－	71.3	集計中
				－	－	－	①71.3% ②－	集計中
安定給水対策・災害対策等の充実を図ること	水質基準適合率 (適合率100％／毎年度)	%	99.94	99.96	99.97	99.97	99.97	調査中
			99.94	99.96	99.97	99.97	99.97	調査中
	耐震化計画策定率 (①策定率100％／H25年度、②前年度以上／毎年度)	%	－	－	－	－	－	22
			－	－	－	－	－	①22% ②－
	基幹管路の耐震適合管新規布設延長 (前年比10％増以上／毎年度)	km	－	941.9	926.0	1136.3	1136.3	集計中
			－	－	－17%	227%	227%	集計中

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等

記載事項(抜粋)

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること		評価方式	総合(実績)事業	番号	Ⅱ-3-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	2,024,424	1,834,788	1,977,017	1,939,862		
（ 補 正 後 ）	2,024,266	1,834,414				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	2,024,266 <0>	1,834,414 <0>				
支出済歳出額（千円）	1,817,163	1,706,980				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	207,103 <0>	127,434 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	目標：規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること 方法：検挙人者数や押収量について目標を設定して取締りを行う施策ではなく、国家の治安維持及び国民の保健衛生の向上を目的とした、薬物事犯の取締や薬物乱用防止啓発活動を実施するための施策であり、目標の設定は困難であるため、目標は設定していない。					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況						

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること						番号	Ⅱ-3-1	(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	麻薬・覚せい剤等対策費	あへんの供給確保等に必要な経費	1,097,574	1,110,561	-2,848	
	A	2	一般	厚生労働本省	麻薬・覚せい剤等対策費	麻薬・覚せい剤等対策に必要な経費	292,118	249,651	-17,680	
	A	3	一般	地方厚生局	麻薬・覚せい剤等対策費	麻薬・覚せい剤等対策に必要な経費	587,325	579,650		
	A	4								
	小計						1,977,017	1,939,862	-20,528	
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計									
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>		
	C	2					<	>		
	C	3					<	>		
	C	4					<	>		
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>		
	D	2					<	>		
	D	3					<	>		
	D	4					<	>		
							の内数	の内数		
合計							1,977,017 の内数	1,939,862 の内数	-20,528	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること				番号	Ⅱ-3-1		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B) + (C) - 重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
あへん供給確保事業	A	1	1,097,106	1,110,093	12,987	△ 2,848		△ 2,848	事業実績を踏まえてあへんの分析に係る経費を見直したこと等による削減
麻薬・覚せい剤等対策費	A	2	130,447	114,595	△ 15,852	△ 15,423		△ 15,423	事業実績を踏まえて分析に係る経費を見直したこと等による削減
向精神薬対策費	A	2	4,126	2,873	△ 1,253	△ 1,253		△ 1,253	新条約指定原料物質等実態調査費について、事業実績を踏まえて廃止したこと等による削減
医療用麻薬適正使用推進事業	A	2	9,483	8,479	△ 1,004	△ 1,004		△ 1,004	事業実績を踏まえて会議に係る経費を見直したこと等による削減
合計			1,241,162	1,236,040	△ 5,122	△ 20,528		△ 20,528	

関係する施政方針演説等 内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第三次薬物乱用防止5か年戦略	平成20年8月22日 薬物乱用対策推進本部策定	・青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上 ・「薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底。」との方針に基づき、麻薬取締官を増員する等して暴力団、イラン人等外国人犯罪組織の取締りを強化するとともに、ますます巧妙化している密売方法に的確に対処し、また、末端乱用者の検挙の徹底を図っている。 ・「薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進」との方針に基づき、密輸事犯の検挙を進めるとともに、国際会議への出席や職員の派遣等を通じて外国当局等との関係強化を図っている。
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	平成20年12月22日 犯罪対策閣僚会議決定	・薬物需要の削減を図るため、「第三次薬物乱用防止5か年戦略」に 基づき、薬物乱用防止に係る予防啓発活動を推進するとともに、受刑者、少年院在院者及び保護観察対象者に対する処遇プログラムの実施等による再乱用を防止する。また、薬物依存者を抱える家族への相談体制の充実を検討するとともに、学校における薬物乱用防止教育の充実強化を図るため、薬物乱用防止教室の開催、教職員、保護者等を対象とした薬物乱用防止の普及啓発のためのシンポジウムや広報啓発活動等の実施を推進する。さらに、薬物の供給遮断を図るため、乱用薬物の麻薬等への新規指定等を適時適切に実施する。 ・「国民の治安に対する不安感を解消し、真の治安再生を実現する」との方針に基づき、薬物犯罪等から経済、社会を防護するため、暴力団やイラン人等外国人薬物密売組織の壊滅、末端乱用者の検挙、 薬物密輸の水際での阻止等薬物事犯取締りの徹底等を図っている。

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること		評価方式	総合・ <u>実績</u> 事業	番号	Ⅱ-4-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	700,798	526,042	656,087	550,841		
（ 補 正 後 ）	647,728	526,042				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	647,728 <0>	526,042 <0>				
支出済歳出額（千円）	607,306	471,681				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	40,422 <0>	54,361 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	化学物質による人への健康被害を防止するため、①毒物・劇物の適正な管理を推進、②化学物質の毒性について評価し、適正な管理を推進、③家庭用品等身の回りの化学物質の安全性を確保することとし、それぞれ①毒物及び劇物取締法違反の改善確認率、②高生産既存化学物質国際安全性点検実施率、③家庭用品試買等試験検査における違反率により、目標の達成度合いを測定することとしている。					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況						

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること						番号	Ⅱ-4-1	(千円)		
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額		
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	化学物質安全対策費	化学物質の安全対策に必要な経費	656,087	550,841	-5,456		
	A										
	A										
	A										
	小計						656,087 の内数	550,841 の内数	-5,456		
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1									
	B	2									
	B	3									
	B	4									
	小計						の内数	の内数			
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >	< >			
	C	2					< >	< >			
	C	3					< >	< >			
	C	4					< >	< >			
	小計						の内数	の内数			
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >	< >			
	D	2					< >	< >			
	D	3					< >	< >			
	D	4					< >	< >			
	小計						の内数	の内数			
合計							656,087 の内数	550,841 の内数	-5,456		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること				番号	Ⅱ-4-1		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)+(C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
毒物劇物取締法施行費	A	1	47,380	43,971	△ 3,409	△ 3,409		△ 3,409	毒物劇物営業者登録等システムについて利用率の低いシステムを見直した事による削減
家庭用品規制法施行事務費	A	1	48,599	46,552	△ 2,047	△ 2,047		△ 2,047	家庭用品規制基準設定費の一部について、家庭用品安全対策推進指導費へ統合し、効率化したことによる削減
合計			95,979	90,523	△ 5,456	△ 5,456		△ 5,456	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成２２年８月

担当部局名：医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

政策名	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること	番号	Ⅱ-4-1
政策の概要	人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは成育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前に審査する制度を設けるとともに、既存化学物質については、国が中心となって必要な試験等を実施し、これらの化学物質の有する性状等により、製造、輸入等に関し必要な規制を行う。 また、家庭用品に使用される化学物質については、含有量等について規制を設け、健康被害の防止を図る。 このほか、急性毒性作用がある物質については、毒物又は劇物に指定し、その製造、輸入又は販売について登録を義務付ける等の規制を行い、適正な管理を推進する。		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 化学物質の毒性に基づく毒物及び劇物の指定、高生産既存化学物質国際安全性点検、家庭用品に含有される化学物質による健康被害の拡大を未然に防止するための多面的な取組を、それぞれ着実に、かつ効率化を図りながら行っており、化学物質の適正な評価・管理を総合的に推進し、化学物質の安全対策推進に大きく貢献していると評価できる。 （必要性） 化学物質は、幅広い産業において基幹的基礎素材として使用され、国民生活においても不可欠であるが、適正な取扱いを行わなければ、人への健康被害や環境への悪影響が発生する恐れがある。 化学物質の安全性に関する情報は、当該化学物質やそれを含有する製品を適切に使用・管理するために必要となる基本的情報であり、化学物質を取り扱う事業者のみならず、最終使用者である一般消費者にとっても必要不可欠な公共的要素の強い情報である。 そのため、製造、輸入、販売等に関し必要な規制を行うとともに、国民や事業者が情報を共有できるデータベースを整備することにより情報を公開し、また、化学物質などの調査、安全性点検及びマニュアルの作成等の各種施策を実施することで、化学物質の安全性を確保することが必要である。 （効率性） 毒物及び劇物の指定のための調査については、危険物の安全輸送を確保するために国際統一要件として国連が定めている国連危険物輸送勧告において毒物類若しくは腐食性物質に指定された特に毒性を有する可能性が高いと見込まれる化学物質、又はその毒性が社会的に問題視された化学物質の中から優先的に調査を行うことで調査の効率化を図っている。 既存化学物質の安全性点検については、生産量の用途、化学構造と毒性の関係等を考慮の上、優先順位をつけて実施してきている。世界的に高生産量の化学物質の安全性点検については、各国で協力して重複を排除しながら行っており、効率化を図っている。 また、全国の自治体で連携することにより、家庭用品規制法において規定される有害物質を基準以上に含有する製品の流通を効率的に防止し、家庭用品に含有される化学物質による健康被害の拡大に迅速に対応できるよう努めている。 （有効性） 毒物及び劇物の指定のための調査については、平成２１年度において２件行っている。また、平成２０年度において実施した当該調査の結果を用いて新たに劇物を指定したことから、施策の有効性が認められる。 化学物質やそれを含有する製品を取り扱う事業者における適正使用・管理のため、化審法制定時に製造・輸入していた既存化学物質の安全性点検を行っており、また、世界的に高生産の化学物質については、日本において平成１７年から平成２２年の間に９６物質を点検するという目標に向け、平成２１年度の数値は現在集計中であるが、平成２０年度までで７８物質の安全性点検を行ったところであり、着実に進展している。 家庭用品等身の回りの化学物質については、有害物質が原因であると考えられる健康被害に係る情報の収集を継続して行うとともに、家庭用品に含有される化学物質の理化学試験、毒性試験等、毎年度必要と考えられる安全性等評価を実施している。これらの結果を踏まえ、随時、基準を策定すべきものの有無を検討し、必要と認められる基準を策定することとしている。 （反映の方向性） 引き続き事業を推進する。		

	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
					18年度	19年度	20年度		
		毒物及び劇物取締法違反の改善確認率	%	-	49.1 【102.5%】	65.8 【134.0%】	78.8 【119.8%】	前年度	前年度以上／毎年度
		高生産既存化学物質国際安全性点検実施率	%	前年度	41.7 【235.6%】	54.2 【130.0%】	81.3 【150.0%】	22年度	(化学物質(96物質)の安全性点検の実施：100％／2010年、かつ、前年度以上／毎年度)
		家庭用品試験等試験検査における違反率	%	-	0.29 【344.8%】	0.43 【232.6%】	0.40 【250.0%】	-	1.0%以下／毎年度
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等			年月日		記載事項(抜粋)			

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること		評価方式	総合 ~~実績~~ 事業	番号	Ⅱ－５－１
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	1,796,561	2,055,645	2,164,566	2,413,974		
	<0>	<0>	<0>	<0>		
（ 補 正 後 ）	1,905,195	2,959,790	2,164,566			
	<0>	<0>	<0>			
前年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	1,905,195	2,959,790				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	1,722,838	2,751,132				
	<0>	<0>				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
不用額（千円）	182,357	208,658				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別表②参照					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	—					
評価結果の予算要求等 への反映状況	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等並びに建築物衛生の確保のために継続的に推進する必要があるため、平成23年度においても、引き続き必要な予算の確保に努める。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること						番号	Ⅱ－５－１		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	生活衛生対策費	生活衛生金融対策に必要な経費	1,229,016	1,568,857			
	A	2	一般	厚生労働本省	生活衛生対策費	生活衛生の向上及び増進に必要な経費	935,550	845,117			
	A	3									
	A	4									
	小計						2,164,566	2,413,974			
対応表において◆ となっているもの	B	1									
	B	2									
	B	3									
	B	4									
	小計										
対応表において○ となっているもの	C	1									
	C	2									
	C	3									
	C	4									
	小計										
対応表において◇ となっているもの	D	1									
	D	2									
	D	3									
	D	4									
合計							2,164,566	2,413,974			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

[illegible]

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成２２年８月

担当部局名：健康局生活衛生課

政策名	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること			番号	Ⅱ－５－１
政策の概要	理容、美容、クリーニングをはじめとした生活衛生関係営業の振興策及び多数の者が使用・利用する建築物の衛生的環境の確保等により、公衆衛生の向上、増進を図り、もって利用者又は消費者の利益の擁護に資し、国民生活の安定に寄与することを目的とする。				
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 生活衛生の向上及び増進を図るため、生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興について、営業施設の経営の近代化及び合理化等が図られ、一定の措置が図られていると評価できる。しかし、経営基盤がぜい弱な中小零細企業が多く、景気の動向や消費者の嗜好の変化などの影響を受けやすく、経営の悪化等により衛生水準が損なわれることが懸念されるため、引き続き関係施策の推進が必要である。 空気環境について建築物環境衛生管理基準の不適合率が増加傾向にあることから、近年の省エネの推進等建築物を取り巻く周辺環境の変化を考慮した更なる建築物維持管理に係る検討が必要である。また、都道府県等の建築物衛生行政担当者向けの研修会等を通じ、正しい知識の浸透を図ることで、衛生的な維持管理の向上に寄与しており、引き続き関係施策の推進が必要である。 （必要性） 生活衛生関係営業は、その施設数が平成２１年３月末現在で約２５０万施設に上っており、我が国の経済において大きな位置を占める産業であるとともに、国民の日常生活に密接に関係する営業であることから、公衆衛生の向上、増進を図っていくことが必要である。 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の対象となる特定建築物は、平成２０年末現在、全国で４万棟余り存在しており、増加傾向にある。建築物の増加及び施設の多様化により、建築物における環境衛生の維持管理は複雑化しており、今後とも適切な維持管理がなされ、環境衛生が良好に保たれるよう努めていく必要がある。 （効率性） 生活衛生の向上及び増進を図るためには、生活衛生関係営業における衛生水準の向上や経営の健全化は必要不可欠である。振興計画による振興事業の実施等により、厨房器具・備品など施設設備の改善等、経営の近代化及び合理化が図られ、一定の措置が図られていると評価できる。 個別空調設備やＩＰＭ（総合的有害生物管理）に対応した衛生害虫の防除などを行うため、平成２０年１月に改正した「建築物環境衛生維持管理要領」及び管理方法の一例を示した「建築物における維持管理マニュアル」を都道府県等に周知し、適切かつ効率的な維持管理の浸透を図っている。 （有効性） 振興指針の認定率についてはほぼ横ばいで推移しているが、生活衛生関係営業者においては当該計画に基づいた営業施設の改善等により経営の近代化及び合理化が図られていると考えられ、これまで一定の措置が図られていると評価できる。なお、振興指針についてはそれぞれの業種について５年ごとに見直しを行っているが、平成２１年度においては公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的とした飲食店営業（めん類）、旅館業及び浴場業の振興指針の改正を行った。 また、標準営業約款の登録率については、昨今の消費者の嗜好の変化や景気の低迷等により、厳しい経営環境に置かれているなか、いずれの業種もほぼ横ばいであるが、本約款に則した事業の取組が図られることで施設の衛生水準等の維持向上が一層確実に行われるものである。 建築物環境衛生管理基準は、規制基準に見られるような最低基準ではなく、より望ましいレベルで衛生的な維持管理をするよう指導するという衛生指導的性格を有しており、不適合率を把握し適切な助言等を行うことで、都道府県等が行う維持管理に係る行政指導に資することができるため、高いレベルでの衛生的維持管理の推進に有効である。 （反映の方向性） 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等並びに建築物衛生の確保のために継続的に推進する必要があるため、平成２３年度においても、引き続き必要な予算の確保に努める。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 ※別添資料参照				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)		

(別添資料)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	振興計画の認定率（単位：％） （前年度以上／毎年度）	89.1	89.3	89.3	89.2	89.6
達成率		100.5%	100.2%	100%	99.9%	100.4%
2	標準営業約款の登録率 （単位：％） （前年度以上／毎年度） ・理容業、美容業、クリーニング業の合計	15.7	14.4	14.1	14.1	調査中
	達成率	88.7%	91.7%	97.9%	100%	
	・理容業	36.9	34.0	33.6	33.6	調査中
	達成率	87.4%	92.1%	98.8%	100%	
	・美容業	10.7	9.7	9.3	9.2	調査中
	達成率	88.4%	90.1%	95.9%	98.9%	
	・クリーニング業	3.0	2.9	2.5	2.8	調査中
	達成率	88.2%	96.7%	86.2%	112.0%	
	・めん類飲食店営業（登録施設数）	149	269	288	317	304
	達成率	-	180.5%	107.1%	110.1%	95.9%
	・一般飲食店営業（登録施設数）	157	284	317	353	355
	達成率	-	180.9%	111.6%	111.4%	100.6%
達成率		上記	上記	上記	上記	上記
3	建築物環境衛生管理基準への 不適合率（単位：％） （前年度以下／毎年度） ・浮遊粉じんの量	2.3	2.1	2.3	2.5	2.0
	達成率	121.1%	91.3%	109.5%	108.7%	80.0%
	・一酸化炭素含有率	0.7	0.4	0.4	0.6	0.4
	達成率	140.0%	57.1%	100%	150.0%	66.7%
	・二酸化炭素含有率	12.5	13.8	15.3	17.5	17.7
	達成率	117.9%	110.4%	110.9%	114.4%	101.1%
	・温度	11.4	14.3	14.2	16.2	18.6
	達成率	114.0%	125.4%	99.3%	114.1%	114.8%

・相対湿度	38.8	42.8	42.5	47.4	46.1
達成率	106.3%	110.3%	99.3%	111.5%	97.3%
・気流	1.3	1.7	1.4	1.7	1.6
達成率	108.3%	130.8%	82.4%	121.4%	94.1%
・ホルムアルデヒドの量	3.9	2.2	1.9	2.6	1.7
達成率	169.6%	56.4%	86.4%	136.8%	65.4%
・水質基準	0.4	1.4	0.2	0.6	0.6
達成率	100%	350.0%	14.3%	300.0%	100%
・残留塩素含有率	1.8	1.9	2.0	2.0	2.6
達成率	112.5%	105.6%	105.3%	100%	130.0%
達成率	上記	上記	上記	上記	上記
【調査名・資料出所、備考等】 ・指標１は、健康局生活衛生課の調べによる。 ・指標２は、（財）全国生活衛生営業指導センター調べによる。めん類飲食店営業及び一般飲食店営業に係る標準営業約款は、平成１７年１１月から登録が開始されている。また、両営業については、全体の施設数を調査していないことから登録施設数を記載した。 ・指標２において、「調査中」とあるものは、平成２２年１０月末に公表予定である。 ・指標３は平成１９年まで健康局生活衛生課調べ、平成２０年及び２１年は「衛生行政報告例」による。 ・指標３の各指標は、都道府県等が建築物に立入検査をした際の、項目ごとの不適合率を示している。 ・指標３の各年度の欄の数値は、前年度（例：平成２１年の場合は、平成２０年４月～２１年３月）の調査結果である。 ※振興計画：生活衛生関係営業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の増進に資することを目的として５年おきに設定する振興指針に基づき、生活衛生同業組合又は生活衛生同業小組合が設定する計画。 【参考】平成２２年４月時点での組合数 生活衛生同業組合 ５７５ 生活衛生同業小組合 ３ ※標準営業約款：サービス・商品の内容や品質に関する表示の適正化、施設等の表示の適正化及び損害賠償の実施の確保に関する事項を定めた約款。					

※ 当該指標について評価する上で母数となる組合数や事業者数については時代の変化等により増減するものであり、また、本施策は衛生水準の維持向上等を目的として継続的に推進する必要があるため、達成水準及び時期は設定できないものである。

政策評価調書（個別票①－1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	労働条件の確保・改善を図ること		評価方式	総合 ~~実績~~ 事業	番号	Ⅲ－１－１
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
	（ 当 初 ）	1, 274, 084	1, 270, 694	1, 220, 469	1, 130, 264	
	（ 補 正 後 ）	1, 241, 236	1, 256, 065	1, 220, 469		
前年度繰越額（千円）	－	－				
予備費使用額（千円）	－	－				
流用等増△減額（千円）	－	－				
歳出予算現額（千円）	1, 241, 236	1, 256, 065				
支出済歳出額（千円）	913, 292	853, 400				
翌年度繰越額（千円）	－	－				
不用額（千円）	327, 944	402, 665				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	「政策評価調書（個別票②）」に記載					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	○予算要求 労働条件の確保・改善を着実に図る観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。 ・労働基準監督指導等経費（厚生労働本省・都道府県労働局） 22年度予算額：180, 076千円 23年度概算要求額：133, 563千円 ・労働条件確保対策推進費（厚生労働本省・都道府県労働局） 22年度予算額：335, 310千円 23年度概算要求額：363, 416千円 ・司法事務効率化推進費（厚生労働本省・都道府県労働局） 22年度予算額：15, 761千円 23年度概算要求額：19, 522千円 ・最低賃金制度充実強化費（厚生労働本省・都道府県労働局） 22年度予算額：639, 275千円 23年度概算要求額：564, 305千円 ・賃金制度改善指導等経費（厚生労働本省・都道府県労働局） 22年度予算額：50, 047千円 23年度概算要求額：49, 458千円 ○翌年度以降の達成目標 これまでの取組を引き続き推進する。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	労働条件の確保・改善を図ること						番号	Ⅲ-1-1	(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額	
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般会計	厚生労働本省	労働条件確保・改善対策費	労働条件の確保・改善に必要な経費	274,158	217,016	△ 114,870
	A	2	一般会計	都道府県労働局	労働条件確保・改善対策費	労働条件の確保・改善に必要な経費	946,311	913,248	△ 21,311
	A	3							
	A	4							
	小計						1,220,469 の内数	1,130,264 の内数	△ 136,181
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計						の内数	の内数	
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >	< >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計						の内数	の内数	
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
							の内数	の内数	
合計							1,220,469 の内数	1,130,264 の内数	△ 136,181

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	労働条件の確保・改善を図ること					番号	Ⅲ-1-1		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)+ (C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
法定労働条件の確保・改善を図るための経費	A	1, 2	534, 329	499, 715	△ 34, 614	△ 34, 614		△ 34, 614	評価結果を踏まえ、労働条件の確保・改善を着実に図る観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
労働契約に係るルールの明確化を図るための経費	A	1	19, 481	39, 541	20, 060				評価結果を踏まえ、労働条件の確保・改善を着実に図る観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
最低賃金制度の推進のための経費	A	1, 2	485, 143	511, 059	25, 916				評価結果を踏まえ、労働条件の確保・改善を着実に図る観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
最低賃金調査等のための経費	A	1, 2	131, 469	30, 491	△ 100, 978	△ 100, 978		△ 100, 978	評価結果を踏まえ、労働条件の確保・改善を着実に図る観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
賃金制度の改善指導等のための経費	A	1, 2	50, 047	49, 458	△ 589	△ 589		△ 589	評価結果を踏まえ、労働条件の確保・改善を着実に図る観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
合計			1, 220, 469	1, 130, 264	△ 90, 205	△ 136, 181		△ 136, 181	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：労働基準局監督課
労働基準局労働条件政策課

政策名	労働条件の確保・改善を図ること	番号	Ⅲ－１－１
政策の概要	労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督署による事業場への監督指導等を行うとともに、最低賃金制度の周知啓発活動を行う。また、個別労働関係紛争の未然防止や早期解決を図るため、望ましい労働契約の在り方について、中小企業事業主に対する周知・広報活動及び相談事業を実施する。		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 以下により、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。 引き続き、監督指導、最低賃金制度の周知啓発活動、望ましい労働契約の在り方についての中小企業事業主に対する周知等を実施していくこととする。 また、 ①厳しい経済・雇用情勢であること ②最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして重要なものであり、就業形態の多様化等といった社会経済情勢の変化に対応して、セーフティネットとして一層適切に機能することが求められていること ③個別労働紛争が増加傾向にあること など、労働条件等を巡る動向を踏まえ、平成２１年度においては、 （１）労働基準法等で定める法定労働条件を遵守することはもとより、特に、解雇や雇止め、労働条件の切下げ等について、労働契約法や裁判例等に照らして、不適切な取扱いが行われないことがないように、啓発指導を行うこと （２）広く国民に最低賃金の周知啓発を図るとともに、引き続き監督指導等を実施すること （３）労働者が安心・納得して働くことができるようにするため、労働条件の決定、変更など労働契約に関する基本的なルールを定める労働契約法の趣旨・内容について、労使双方の理解を進めること 等について重点的に取り組んでおり、今後とも、行政需要に応じて機動的に対応していくことにより、効率的な行政運営に努めていくこととする。 （必要性） 景気の急速な悪化を受け、雇用失業情勢が厳しさを増している中、全国の労働基準監督署には、賃金の不払や、会社都合による解雇に関連し解雇予告がなされていないなど、法定労働条件が守られていない事業の申告、相談が多く寄せられている。これらの問題の解消に重点を置いて、積極的な行政運営に努めていく必要がある。 （効率性） 臨検監督を実施する対象事業場を選定する際には、労働者等から寄せられる情報等を活用し、労働基準関係法令違反が認められる可能性の高い事業場に対して臨検監督を実施するほか、労働条件等を巡る動向や各産業分野の特徴を踏まえた監督を実施するなど、効率的な運営を行っている。 最低賃金制度については、住民全戸に配布される市町村広報誌へ掲載する等、効率的に周知広報を行っている。 中小企業労働契約支援事業については、我が国の雇用・就業機会の約８割を提供している中小企業の事業主に対し、望ましい労働契約の在り方についてセミナー開催及び個別の相談事業を実施する等効率的な事業運営を実施している。 （有効性） 労働基準監督機関による事業場への臨検監督の結果、労働基準関係法令違反が認められたものについては、それを是正するよう適切に指導を行っているおり、労働者の法定労働条件の確保に対し有効な施策である。 また、最低賃金法の遵守徹底のために、最低賃金制度及び最低賃金額等の情報を広く周知啓発することは必要かつ有効なものである。 また、個別労働紛争の早期解決のために、労働契約法のあり方について、中小企業事業主に対し周知・広報活動及び相談事業を実施することは必要かつ有効である。 （反映の方向性） 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討。 【理由】 法定労働条件が守られない事業場が後を絶たない状況であり、今後も引き続き法定労働条件の確保を図るため、適切な監督指導の実施や最低賃金制度の周知徹底など、積極的な行政運営に努めていく必要があるため。		

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】									
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	
				19年度	20年度	21年度			
	労働条件 の確保・ 改善を図 ること	定期監督 等の実施 件数			126,499	115,993	100,535		-
	市町村広 報誌への 最低賃金 制度の掲 載割合	%	—	92.2	83.0	92.7	80%以 上 毎年度		
	中小企業 労働契約 支援事業 を活用し た利用者 数	人	—	—	14,563	24,141	9400人 以上 平成21 年度		
(調査名・資料出所、備考)									
・指標1は、労働基準局監督課調べによる。平成20年は現在集計中であり、平成21年9月目途で確定予定。 ・指標1は、労働基準監督署が1年間に事業場に対して監督指導を実施した件数である（再監督、申告監督を除く）。 ・指標2は、全市町村の広報誌のうち最低賃金制度が掲載されたものの割合であり、労働基準局労働条件政策課の調べによる。 ・指標3は、当該事業は労働契約法の成立に併せて平成19年度より行う予定であったが、法案の成立が遅れ、開始時期が平成20年度に変更となったため、平成19年度までについては未記入。									
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)				
	成長力底上げ戦略		平成19年2月15日		「最低賃金の国民への広報の推進」				
	新雇用戦略		平成20年4月23日		「改正最低賃金法の適切な施行、各種広報媒体による労使をはじめ国民に対する最低賃金額等の周知・徹底」				

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	労働者の安全と健康が確保され、労働者として安心して働くことができる職場づくりを推進すること		評価方式	総合(実績)事業	番号	Ⅲ-2-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
	(当 初)	30,037,340	28,759,560	24,259,482	23,726,040	
	(補 正 後)	30,037,340	28,759,560	24,259,482		
前年度繰越額（千円）	338,258	283,789				
予備費使用額（千円）	-	-				
流用等増△減額（千円）	-	-				
歳出予算現額（千円）	30,375,598	29,043,349				
支出済歳出額（千円）	29,436,875	27,276,207				
翌年度繰越額（千円）	283,789	331,152				
不用額（千円）	654,934	1,435,990				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	「政策評価調書（個別票②）」に記載					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	労働者の安全と健康が確保され、労働者として安心して働くことができる職場づくりを推進すること						番号	Ⅲ-2-1	(千円)		
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額		
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	労働保険特別会計	労災勘定	労働安全衛生対策費	労働安全衛生対策に必要な経費	18,053,004	21,466,918	△ 981,221		
	A	2	労働保険特別会計	労災勘定	労働安全衛生対策費	労働基準行政情報システムの最適化実施に必要な経費	3,900,401		△ 3,900,401		
	A	3									
	A	4									
	小計						21,953,405 の内数	21,466,918 の内数	△ 4,881,622		
対応表において◆ となっているもの	B	1	労働保険特別会計	労災勘定	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金に必要な経費	1,471,599	1,560,323			
	B	2	労働保険特別会計	労災勘定	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備に必要な経費	230,868	210,868	△ 20,000		
	B	3	一般会計	厚生労働本省	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金に必要な経費	603,610	487,931	△ 115,679		
	B	4									
	小計						2,306,077 の内数	2,259,122 の内数	△ 135,679		
対応表において○ となっているもの	C	1					< >	< >			
	C	2					< >	< >			
	C	3					< >	< >			
	C	4					< >	< >			
	小計						の内数	の内数			
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >			
	D	2					< >	< >			
	D	3					< >	< >			
	D	4					< >	< >			
							の内数	の内数			
合計							24,259,482 の内数	23,726,040 の内数	△ 5,017,301		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		労働者の安全と健康が確保され、労働者として安心して働くことができる職場づくりを推進すること				番号	Ⅲ-2-1		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減		うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	
労働安全衛生対策に必要な一般行政経費	A	1	18,230	18,298	68				労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
安全衛生関係等調査研究費	A	1	13,435	10,833	△ 2,602	△ 2,602		△ 2,602	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
労働安全衛生等事務費	A	1	215,202	260,560	45,358				労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
事業場における安全衛生水準の向上を図るための経費	A	1	665,991	522,114	△ 143,877	△ 143,877		△ 143,877	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
職場における健康確保対策の推進に必要な経費	A	1	7,332,535	7,527,477	194,942				労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
重点分野における労働災害防止活動の促進に必要な経費	A	1	1,266,979	853,217	△ 413,762	△ 413,762		△ 413,762	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
家内労働安全衛生管理費	A	1	23,577	23,572	△ 5	△ 5		△ 5	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
女性労働者健康管理等対策費	A	1	63,349	62,080	△ 1,269	△ 1,269		△ 1,269	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
労働災害防止対策強化推進委託費	A	1	43,819	40,269	△ 3,550	△ 3,550		△ 3,550	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
小規模事業場産業保健活動支援促進事業のための経費	A	1	74,224	27,735	△ 46,489	△ 46,489		△ 46,489	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
労働安全衛生融資資金利子補給費等経費	A	1	94,893	184,756	89,863				労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
労働災害防止対策費補助金経費	A	1	2,047,329	1,843,709	△ 203,620	△ 203,620		△ 203,620	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
産業医学振興経費	A	1	5,316,934	5,345,101	28,167				労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
安全衛生施設整備費	A	1	302,294	311,635	9,341				労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
労働基準行政情報システム管理運営費	A	1		3,898,963	3,898,963				労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を要求することとした。

事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減		うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	
男女ワークライフ支援事業	A	1		121,953	121,953				労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を要求することとした。
女性と仕事総合支援事業費	A	1	134,884		△ 134,884	△ 134,884		△ 134,884	
短時間労働者安全衛生対策推進費	A	1	341,030	321,128	△ 19,902	△ 19,902		△ 19,902	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
就労条件総合調査費	A	1	25,767	32,247	6,480				労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
雇用均等行政情報化推進経費	A	1	72,532	61,271	△ 11,261	△ 11,261		△ 11,261	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
労働基準行政情報システムの最適化実施に必要な経費	A	2	3,900,401		△ 3,900,401	△ 3,900,401		△ 3,900,401	
独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	B	1	1,471,599	1,560,323	88,724				中期計画に基づき予算要求を行う。
独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費	B	2	230,868	210,868	△ 20,000	△ 20,000		△ 20,000	中期計画に基づき予算要求を行う。
独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	B	3	603,610	487,931	△ 115,679	△ 115,679		△ 115,679	中期計画に基づき予算要求を行う。
合計			24,259,482	23,726,040	△ 533,442	△ 5,017,301		△ 5,017,301	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：労度基準局安全衛生部

政策名	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	番号	Ⅲ－2－1
政策の概要	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び第11次労働災害防止計画（平成20年3月19日厚生労働大臣策定）に基づき、死亡災害等の重篤な労働災害の一層の減少を図るため、重篤な労働災害が多く発生している墜落・転落等の作業や機械設備等について、労働災害防止対策の効果的な推進を図るとともに、その強化について検討し、必要な対策の充実を図る。 また、事業者健康診断の実施や産業医の選任等を義務付けることにより、労働者の健康確保を図る。 さらに、労働災害全体を一層減少させるためには、事業場における危険性又は有害性の特定、リスクの見積もり、リスク低減措置の検討等を行い、それに基づく措置の実施を行う「危険性又は有害性等の調査等」が広く定着することが必要であり、その取組を促進する。		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） それぞれの業種、事業規模、事故の型等における労働災害の発生状況を分析し、行政において重点的な対策を講じるとともに、それと連動した事業場における安全衛生対策の実施を引き続き推進するとともに、労働災害が長期的に減少している要因のひとつとして考えられる、事業者が自主的に行うリスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムといった、先取り型の安全衛生対策がより多くの事業場において展開されるよう、都道府県労働局を通じて働きかけを行っていく必要がある。 定期健康診断における有所見率の改善のためには、事業者が、健康診断結果に基づき適切な健康管理の措置を実施することや、保健指導、健康教育等に取り組むことが必要であることから、事業者に対し、①有所見とされた労働者に対する医師の意見聴取、②作業転換や労働時間短縮等の措置の実施等を指導又は周知啓発するなどの更なる取組の強化が必要である。 （必要性） ○労働災害防止対策 労働災害の発生件数は、長期的には、減少傾向にあるが、依然として休業4日以上死傷者数は年間10万人を超えており、引き続き労働災害の防止に取り組む必要がある。また、経済がグローバル化し、産業構造、就業構造や、現場での作業の様相が急速に変化してきている中にあることは、従来の手法に頼るだけではなく、新しい災害防止手法を検討していく必要がある。 ○定期健康診断における有所見率の改善 定期健康診断における有所見率は年々上昇しており、健康診断結果に基づく健康管理措置を確実に実施させるとともに、職場における健康づくり対策を推進する必要がある。 （効率性） 労働災害防止対策については、業種、事業場規模、事故の型ごとの労働災害の発生状況を分析し、重点とすべき行政施策を5年ごとに決定するとともに、それを踏まえて、事業場で実施されるべき安全衛生対策等について定めているところであり、行政資源を効率的に振り分けて施策を実施している。 また、定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組については、取組事項を明確化し、都道府県労働局に対し、改善を図るための計画を作成するとともに、取組結果や好事例を報告するように指示している。このため、都道府県ごとに現場の状況に応じた取組がなされる体制となっているとともに、各地の実施状況や好事例を本省が把握し、必要な改善を適宜全国展開できる体制となっており、効率的な取組を図っている。 （有効性） 労働災害の発生状況は、平成21年は死亡者数が1,075人、休業4日以上死傷者数が105,718人といずれについても、前年に比べ減少しており、施策は有効であった。 （反映の方向性） 施策全体として予算の新規要求等の見直しを検討。また、定員要求を検討。 【理由】 新成長戦略において、目標が定められているメンタルヘルス対策、受動喫煙対策等更なる取組が必要な対策や、専門家による検討の結果、新たな取組が必要とされた対策等について、次年度の実施事項及び体制について検討した上で、現状の体制では実施が難しい部署について定員要求の必要があるため。		

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること						評価方式	実績	番号	Ⅲ－３－１
歳出予算額（千円）	20年度		21年度			22年度			23年度要求額	
（当　初　）	811,349,999		813,689,908			825,611,132			823,800,732	
（補　正　後　）	811,349,999		813,689,908			825,611,132				
前年度繰越額（千円）	734,874		1,304,120							
予備費使用額（千円）	0		0							
流用等増△減額（千円）	0		0							
歳出予算現額（千円）	812,084,873		814,994,028							
支出済歳出額（千円）	783,655,910		762,773,844							
翌年度繰越額（千円）	1,304,120		1,450,701							
不用額（千円）	27,124,843		50,769,483							
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	医学的に判断が難しい等により労災保険給付の決定に長期間を要している事案の解消を図ること。									
政策評価結果を受けて 改善すべき点										
評価結果の予算要求等 への反映状況	・本施策は「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」に定める施策目標「Ⅲ－３－Ⅰ　迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること」に属するものである。 ・本施策については平成22年度にモニタリングを行っており、概要は以下のとおりである。 【概要】 ・本施策は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うことにより労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 労災保険給付の決定に長期間（６ヶ月以上）を要している事案数は平成１９年度以降、年々減少傾向にあることから、引き続き長期未決案件の減少に努めてまいりたい。									
	予算額 （百万円）		H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2			
			814,818	812,210	810,893	813,287	825,237			
	労災保険給付の決定 に長期間（６が月以 上）を要している事 案数		1,911	1,435	1,237	980	-			

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること						番号	Ⅲ－３－１	(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	労働保険 特別会計	労災勘定	保険給付費	保険給付に必要な経費	796,954,268	793,825,644	△ 3,128,624	
	A	2	労働保険 特別会計	労災勘定	業務取扱費	保険給付業務に必要な経費	5,417,254	10,851,200		
	A	3	労働保険 特別会計	労災勘定	業務取扱費	労災行政情報管理システムの最適化実施に必要な経費	4,026,006	0	△ 4,026,006	
	小計						806,397,528	804,676,844	△ 7,154,630	
対応表において◆ となっているもの	B	1	労働保険 特別会計	労災勘定	職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	職務上年金給付費の財源の年金特別会計厚生年金勘定へ繰入れに必要な経費	11,039,922	10,542,385	△ 497,537	
	B	2	労働保険 特別会計	労災勘定	職務上年金給付費等交付金	職務上年金給付費等交付金に必要な経費	7,799,329	8,244,969		
	B	3	一般会計	厚生労働本省	労働者災害補償保険保険給付費労働保険特別会計へ繰入	労働者災害補償保険保険給付費の財源の労働保険特別会計労災勘定へ繰入れに必要な経費	370,628	332,842	△ 37,786	
	B	4	一般会計	厚生労働本省	職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	職務上年金給付費の財源の年金特別会計厚生年金勘定へ繰入れに必要な経費	3,725	3,692		
小計						19,213,604	19,123,888	△ 535,323		
対応表において○ となっているもの							<	>		
							<	>		
							<	>		
							<	>		
	小計									
対応表において◇ となっているもの							<	>		
							<	>		
							<	>		
							<	>		
合計						825,611,132	823,800,732	△ 7,689,953		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること				番号	Ⅲ－３－１		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)＋(C)－重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
保険給付に必要な経費	A	1	796,954,268	793,825,644	△ 3,128,624	△ 3,128,624	0	△ 3,128,624	迅速かつ適正な労災保険給付を実施するための組織的な進行管理等の取組を行ったところ、給付決定に長期間を要する事案が着実に減少していることから、目標の達成に向けて進展しており、進行管理等の事務見直しが有効に機能しているものである。 今後も引き続き、組織的な進行管理等により、迅速かつ適正な労災保険給付に係る事務処理に取り組む。
保険給付業務に必要な経費	A	2	5,417,254	10,851,200	5,433,946				迅速かつ適正な労災保険給付を実施するための組織的な進行管理等の取組を行ったところ、給付決定に長期間を要する事案が着実に減少していることから、目標の達成に向けて進展しており、進行管理等の事務見直しが有効に機能しているものである。 今後も引き続き、組織的な進行管理等により、迅速かつ適正な労災保険給付に係る事務処理に取り組む。
労災行政情報管理システムの最適化実施に必要な経費	A	3	4,026,006	0	△ 4,026,006	△ 4,026,006	0	△ 4,026,006	（成果重視事業）前年度限りの経費
職務上年金給付費の財源の年金特別会計厚生年金勘定へ繰入れに必要な経費	B	1	11,039,922	10,542,385	△ 497,537	△ 497,537	0	△ 497,537	「国民年金法等の一部を改正する法律」（昭和60年法律第34号）に基づく本会計が負担すべき額の年金特別会計厚生年金勘定への繰入れに必要な経費であり、平成23年度においては対象となる受給者の減少に伴い、所要額も減少しているものである。
職務上年金給付費等交付金に必要な経費	B	2	7,799,329	8,244,969	445,640				船員保険の統合に伴う施行日前に支給事由の生じた職務上年金給付費及び職務上疾病給付費相当分に係る全国健康保険協会に対する交付金であり、平成23年度は、平成21年度における保険給付費等の不足分を計上していることから、対前年度と比べ約4億円の増となっている。
労働者災害補償保険保険給付費の財源の労働保険特別会計労災勘定へ繰入れに必要な経費	B	3	370,628	332,842	△ 37,786	△ 37,786		△ 37,786	
職務上年金給付費の財源の年金特別会計厚生年金勘定へ繰入れに必要な経費	B	4	3,725	3,692	△ 33				
合計			825,611,132	823,800,732	△ 1,810,400	△ 7,689,953	0	△ 7,689,953	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年 8月

担当部局名：労働基準局労災補償部労災管理課

政策名	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること			番号	Ⅲ－3－1																																
政策の概要	業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うもの。																																				
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 迅速かつ適正な労災保険給付を実施するための組織的な進行管理等の取組を行ったところ、労災保険給付の決定に長期間（6ヶ月以上）を要している事案数については年々減少傾向にある。引き続き、長期未決案件の減少に努めて参りたい。 （必要性） 労働基準法に基づく使用者の災害補償責任を担保し、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行う。 （効率性） 迅速かつ適正な労災保険給付を実施するための組織的な進行管理等の取組を行ったところ、給付決定に長期間を要する事案が着実に減少している。 （有効性） 当該施策目標によって、労災保険給付の決定に長期間（6ヶ月以上）を要している事案数が減少した。 （反映の方向性） 給付決定に長期間を要する事案が着実に減少していることから、目標の達成に向けて進展しており、進行管理等の事務見直しが有効に機能しているものである。 引き続き今後も、組織的な進行管理等により、迅速かつ適正な労災保険給付に係る事務処理に取り組む。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 <table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実績値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr><tr><td>迅速かつ適正な 労災保険給付を 行い、被災労働 者等の保護を図る こと</td><td>労災補償給付の 決 定 に 長 期 間 (6ヶ月以上)を要 している事案数</td><td>件</td><td>—</td><td>1,435</td><td>1,237</td><td>980</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	迅速かつ適正な 労災保険給付を 行い、被災労働 者等の保護を図る こと	労災補償給付の 決 定 に 長 期 間 (6ヶ月以上)を要 している事案数	件	—	1,435	1,237	980	—										
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																								
19年度					20年度	21年度																															
迅速かつ適正な 労災保険給付を 行い、被災労働 者等の保護を図る こと	労災補償給付の 決 定 に 長 期 間 (6ヶ月以上)を要 している事案数	件	—	1,435	1,237	980	—																														
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)																																

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること		評価方式	実績	番号	Ⅲ－３－２															
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額																
	（ 当 初 ）	187,006,979	178,605,719	173,012,779	169,333,019																
	（ 補 正 後 ）	187,006,979	186,037,504	173,012,779																	
前年度繰越額（千円）	250,044	167,091																			
予備費使用額（千円）	0	0																			
流用等増△減額（千円）	0	0																			
歳出予算現額（千円）	187,257,023	186,204,595																			
支出済歳出額（千円）	178,194,894	173,357,425																			
翌年度繰越額（千円）	167,091	1,519,080																			
不用額（千円）	8,895,038	11,328,090																			
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること																				
政策評価結果を受けて 改善すべき点	－																				
評価結果の予算要求等 への反映状況	・本施策は「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」に定める施策目標「Ⅲ－３－２ 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること」に属するものである。 ・平成21年度の実績評価の概要は以下のとおりである。 【概要】 労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業として必要な事業を行っている。 労災保険においては、被災労働者の稼得能力のてん補が重要であるが、保険給付のみでは被災労働者の個別具体的な事情（介護、石綿関連疾患の診断、リハビリテーション等）に対応することが困難であるので、保険給付と同様に事業主の責任で適切な措置を講ずる必要がある。 各事業について、PDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価に基づき予算を毎年精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施している。 【反映状況事項例】 <table><tr><td>予算額 （百万円）</td><td>H 1 8</td><td>H 1 9</td><td>H 2 0</td><td>H 2 1</td></tr><tr><td></td><td>197,089</td><td>190,315</td><td>187,007</td><td>186,038</td></tr><tr><td>社会復帰促進等事業 において成果目標を 達成した事業の割合</td><td>77.8</td><td>74.5</td><td>55.8</td><td>集計中</td></tr></table>						予算額 （百万円）	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1		197,089	190,315	187,007	186,038	社会復帰促進等事業 において成果目標を 達成した事業の割合	77.8	74.5	55.8	集計中
予算額 （百万円）	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1																	
	197,089	190,315	187,007	186,038																	
社会復帰促進等事業 において成果目標を 達成した事業の割合	77.8	74.5	55.8	集計中																	

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること						番号	Ⅲ－３－２	(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表に おいて● となっているもの	A	1	労働保険 特別会計	労災勘定	社会復帰促進等事業費	被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要な経費	162,349,176	156,950,036	△ 5,399,140	
	小計						162,349,176	156,950,036	△ 5,399,140	
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1	労働保険 特別会計	労災勘定	独立行政法人労働者健康福祉機構運 営費	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金に必要な 経費	9,476,959	9,470,365	△ 6,594	
	B	2	労働保険 特別会計	労災勘定	独立行政法人労働者健康福祉機構施 設整備費	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備に必要な経費	1,186,644	2,912,618		
	小計						10,663,603	12,382,983	△ 6,594	
対応表に おいて○ となっているもの										
	小計									
対応表に おいて◇ となっているもの										
合計							173,012,779	169,333,019	△ 5,405,734	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること				番号	Ⅲ－３－２		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）－重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度当初予算額	23年度要求額	増減				
被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要な経費	A	1	162,349,176	156,950,036	△ 5,399,140	△ 5,399,140	0	△ 5,399,140	①在宅で介護、看護等を必要としている重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施すること等により、重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る労災ケアサポート事業においては、利用者から、介護、看護、健康管理、生活維持等の上で有用であった旨の評価を９０％以上得て、②医療関係者に対し、石綿関連疾患に係る診断技術の向上・労災補償制度の周知を図るため、研修プログラムを作成し、研修を実施した石綿関連疾患診断技術研修においては、受講者からの「有意義であった」旨の回答を８０％以上得ており、③また事業の効率化、交付金の縮減等の観点から、平成２１年度末をもって、海外勤務健康管理センターや労災リハビリテーション工学センターの廃止を行うなど事業の見直し等に努めている。 また、これらなどの事業については、PDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価に基づき予算を毎年精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施している。 今後とも引き続き、いわゆるPDCAサイクルによる目標管理を厳格に行うことで、効率的な事業の実施に努める。
独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金に必要な経費	B	1	9,476,959	9,470,365	△ 6,594	△ 6,594	0	△ 6,594	①在宅で介護、看護等を必要としている重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施すること等により、重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る労災ケアサポート事業においては、利用者から、介護、看護、健康管理、生活維持等の上で有用であった旨の評価を９０％以上得て、②医療関係者に対し、石綿関連疾患に係る診断技術の向上・労災補償制度の周知を図るため、研修プログラムを作成し、研修を実施した石綿関連疾患診断技術研修においては、受講者からの「有意義であった」旨の回答を８０％以上得ており、③また事業の効率化、交付金の縮減等の観点から、平成２１年度末をもって、海外勤務健康管理センターや労災リハビリテーション工学センターの廃止を行うなど事業の見直し等に努めている。 また、これらなどの事業については、PDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価に基づき予算を毎年精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施している。 今後とも引き続き、いわゆるPDCAサイクルによる目標管理を厳格に行うことで、効率的な事業の実施に努める。
独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備に必要な経費	B	2	1,186,644	2,912,618	1,725,974				中期計画（労災病院以外の施設に係る計画）に基づき予算要求を行う。
合計			173,012,779	169,333,019	△ 3,679,760	△ 5,405,734	0	△ 5,405,734	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年 8月

担当部局名：労働基準局労災補償部労災管理課

政策名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること			番号	Ⅲ－3－2																																														
政策の概要	業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して行う労災保険給付にあわせて、当該労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護を図り、また、労働者の安全及び衛生の確保並びに、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。																																																		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 社会復帰促進等事業において成果目標を達成した事業の割合は、平成20年度においては減少しており、引き続き、施策の有効性を高めるための工夫が必要である。 社会復帰促進等事業のうち主な事業の評価については以下のとおり。 ①労災ケアサポート事業においては、在宅で介護、看護等を必要としている重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施すること等により、重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図っているところである。利用者から、介護、看護、健康管理、生活維持等の上で有用であった旨の評価を90％以上得ている。 ②石綿関連疾患診断技術研修においては、医療関係者に対し、石綿関連疾患に係る診断技術の向上・労災補償制度の周知を図るため、研修プログラムを作成し、研修を実施しているところである。受講者からの「有意義であった」旨の回答を80％以上得ている。 ③事業の効率化、交付金の縮減等の観点から、平成21年度末をもって、海外勤務健康管理センターや労災リハビリテーション工学センターの廃止を行うなど事業の見直し等に努めている。 また、これらの事業については、PDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価に基づき予算を毎年精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施している。 （必要性） 労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業として必要な事業を行っている。 労災保険においては、被災労働者の稼得能力のてん補が重要であるが、保険給付のみでは被災労働者の個別具体的な事情（介護、石綿関連疾患の診断、リハビリテーション等）に対応することが困難であるので、保険給付と同様に事業主全体の責任で適切な措置を講ずる必要がある。 なお、各事業について、PDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価に基づき予算を毎年精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施していく。 （効率性） 各事業の合目的性と効率性を確保し、社会復帰促進等事業の趣旨・目的に沿った運用を図るため、各事業の廃止も含めて適切な見直しを行っている。 （有効性） 本指標について、平成20年度においては、評価対象事業52事業のうち、目標を達成した事業は29事業（55.8％）であった。平成17年度以降、目標の達成率は前年度と同水準が続いていたが、平成20年度においては目標管理を厳格にしたことから、減少したものと考えられる。 この結果を踏まえ、引き続き、施策の有効性を高めるための工夫が必要であると考える。 （反映の方向性） 今後とも引き続き、いわゆるPDCAサイクルによる目標管理を厳格に行うことで、効率的な事業の実施に努める。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 <table><thead><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実績値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考</th></tr><tr><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること</td><td>社会復帰促進等事業において成果目標を達成した事業の割合</td><td>%</td><td>—</td><td>77.8</td><td>74.5</td><td>55.8</td><td>—</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考	18年度	19年度	20年度	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	社会復帰促進等事業において成果目標を達成した事業の割合	%	—	77.8	74.5	55.8	—																								
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)					達成目標・指標の 設定根拠・考																																							
				18年度	19年度	20年度																																													
被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	社会復帰促進等事業において成果目標を達成した事業の割合	%	—	77.8	74.5	55.8	—																																												
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																

政策評価調書（個別票①－1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること		評価方式	総合・実績事業	番号	Ⅲ－４－１
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
	（ 当 初 ）	2, 629, 634	2, 974, 941	1, 656, 762	1, 396, 591	
	（ 補 正 後 ）	2, 629, 634	2, 974, 683	1, 656, 762		
前年度繰越額（千円）	－	－				
予備費使用額（千円）	－	－				
流用等増△減額（千円）	－	－				
歳出予算現額（千円）	2, 629, 634	2, 974, 683				
支出済歳出額（千円）	2, 013, 128	1, 993, 304				
翌年度繰越額（千円）	－	－				
不用額（千円）	616, 506	981, 379				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	「政策評価調書（個別票②）」に記載。					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	○予算要求 労働時間の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進するために必要な予算を継続して要求することとした。 労働時間等の設定改善に向けた取組の推進 （平成23年度予算概算要求額：1, 397百万円）					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和对策を推進すること						番号	Ⅲ－４－１		(千円)		
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額			
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額				
対応表に おいて● となっているもの	A	1	労働保険特別会計	労災勘定	仕事生活調和推進費	仕事と生活の調和の推進に必要な経費	1, 656, 762	1, 396, 591	△ 450, 226			
	A	2										
	A	3										
	A	4										
	小計						1, 656, 762 の内数	1, 396, 591 の内数	△ 450, 226			
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1										
	B	2										
	B	3										
	B	4										
	小計						の内数	の内数				
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >	< >				
	C	2					< >	< >				
	C	3					< >	< >				
	C	4					< >	< >				
	小計						の内数	の内数				
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >	< >				
	D	2					< >	< >				
	D	3					< >	< >				
	D	4					< >	< >				
	小計						の内数	の内数				
合計							1, 656, 762 の内数	1, 396, 591 の内数	△ 450, 226			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること				番号	Ⅲ－４－１		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） (B)+ (C)-重複			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減		うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
労働時間等改善に必要な一般行政経費	A	1	12,103	12,158	55				評価結果を踏まえ、労働時間の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進する観点から、必要な予算を継続して要求することとした。
労働時間等設定改善援助事業	A	1	199,697		△ 199,697	△ 199,697		△ 199,697	
労働時間等設定改善推進助成金	A	1	1,112,016	884,496	△ 227,520	△ 227,520		△ 227,520	評価結果を踏まえ、労働時間の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進する観点から、必要な予算を継続して要求することとした。
長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自主的取組への技術的な援助	A	1	196,904	386,904	190,000				評価結果を踏まえ、労働時間の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進する観点から、必要な予算を継続して要求することとした。
特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及	A	1	76,036	68,327	△ 7,709	△ 7,709		△ 7,709	評価結果を踏まえ、労働時間の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進する観点から、必要な予算を継続して要求することとした。
テレワークの普及促進等対策	A	1	60,006	44,706	△ 15,300	△ 15,300		△ 15,300	評価結果を踏まえ、労働時間の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進する観点から、必要な予算を継続して要求することとした。
合計			1,656,762	1,396,591	△ 260,171	△ 450,226		△ 450,226	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：労働基準局労働条件政策課

政策名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること	番号	Ⅲ－４－１
政策の概要	平成１９年１２月にワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議で決定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下「憲章」という。）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）においては、仕事と生活の調和の実現した社会、すなわち、 ① 就労による経済的自立が可能な社会 ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会 ③ 多様な働き方・生き方の選択できる社会 を目指すとの観点から、国は、企業や働く者、国民の取組を積極的に支援するとともに社会的基盤づくりを積極的に行うこととされている。 上記②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会に向けて、国は労使による長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進など労働時間等の設定改善の取組支援等を行うこととされていることを踏まえ、厚生労働省において仕事と生活の調和実現に向けた労働時間の設定改善の促進等の取組を実施しているところである。		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 施策対象に応じた効果的・効率的な取組が行われ、各指標の目標も達成していることから、我が国における仕事と生活の調和の実現に向けた取組として適切に運営されていると考えられる。 （必要性） 平成２１年における労働者１人あたりの年間総実労働時間は、事業所規模３０人以上で１，７６８時間となっており、長期的には減少傾向にある。しかし、一般労働者（常用労働者のうち、パートタイム労働者を除いた労働者）については、年間総実労働時間は事業所規模３０人以上で１，９５７時間となっており、長期的に見るとほぼ横ばいで推移している。また、週労働時間別の雇用者の分布をみると、３５時間未満の雇用者の全体に占める割合が増加する一方、６０時間以上の雇用者の割合が高い水準で推移するなど「労働時間分布の長短二極化」の状況にある。 また、平成２０年における年次有給休暇の平均取得率は４７．４％となっており、近年取得率は５割を下回る状態で推移している。仕事と生活の調和の実現に向けては、年次有給休暇の取得促進についても一層の推進が求められるところである。 一人ひとりの働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和の実現を図っていくことは、個々人はもとより、我が国の社会を持続可能で確かなものとするために不可欠な取組であり、また、前掲の憲章及び行動指針において、各主体の取組を推進するための社会全体の目標として、中長期的な数値目標も設定されたところであり、厚生労働省として仕事と生活の調和の実現に向けた取組を一層推進していく必要がある。 （効率性） （１）社会全体の気運醸成を図るため、 ○全国的な気運醸成を図る取組として、我が国を代表する１０社の仕事と生活の調和の取組状況や成果を社会全体に広く周知する「仕事と生活の調和推進プロジェクト」を展開し、さらに ○各地方の実情に応じた効果的な気運醸成を図るため、都道府県ごとに「仕事と生活の調和推進会議」を設置し、労使、学識経験者等の関係者相互の合意形成の促進を図るとともに、「仕事と生活の調和推進プロジェクト（地方版）」を実施。 （２）個別企業の取組の促進に向けては、 ○憲章及び行動指針の趣旨を踏まえ、事業主及びその団体が労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項について定めた「労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）」の改正及びその周知を実施したほか、 ○事業主団体を通じた「労働時間等設定改善援助事業」の実施 ○中小企業団体に対する「労働時間等設定改善推進助成金」の支給 ○中小企業事業主に対する「職場意識改善助成金」の支給 ○都道府県労働局への「労働時間設定改善コンサルタント」の配置等を実施。 （１）社会全体の気運醸成に向けた取組においては、平成２１年１１月の行政刷新会議による事業仕分けにおける指摘を踏まえつつ、見直しを行った。（２）個別企業の取組の促進に向けた取組においては、事業主団体の取組促進から個別企業労使による自主的な取組支援に至るまで、施策対象に応じた取組を実施しているところであるが、今後さらに事業効果を発揮できるよう支給要件を見直すなどの検討をしているところである。 （有効性） 近年の労働時間等の状況は、上記のとおりであり、労働者が健康を保持しながら労働以外の生活のための時間を確保して働くことができるよう労働環境を整備することが重要な課題となっていることから、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等労働時間等の設定の改善に向けた取組を推進すべく様々な施策を着実に実施しているところであり、各指標の目標も達成していることから、その有効性を確認することができ		

(反映の方向性)
施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討。
【理由】
新成長戦略や憲章及び行動指針において設定された目標達成に向けて、仕事と生活の調和の実現に向けた取組の一層の推進が求められているため。
上記の現状、課題を踏まえ、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等労働時間等の設定の改善に向けた取組を推進する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				19年度	20年度	21年度		
労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること	1 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	%	—	41.5	46.2	52.1	前年以下 毎年	左記指標は、「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成19年12月、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定)」に掲げられたものを踏襲(平成22年6月改定)
	2 週労働時間60時間以上の雇用者の割合	%	—	10.3	10.0	9.2	前年以下 毎年	
	3 年次有給休暇取得率	%	—	46.7	47.4	— (11月公表予定)	前年以下 毎年	

(調査名・資料出所、備考)
・上記指標は、「仕事と生活の調和推進のための行動指針（平成19年12月、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定）」に掲げられたものを踏襲（平成22年 6 月改定）。それぞれの指標には以下のような目標数値が掲げられている。
指標 1：52.1%（H21）→全ての企業で実施（H32）
指標 2：10.0%（H20）→5割減（H32）
（H20の10.0%を基準として毎年0.4ポイントずつ減少させる）
指標 3：47.4%（H20）→70.0%（H32）
（H20の47.4%を基準として毎年1.5ポイントずつ上昇させる）
※指標 2，3については、「新成長戦略（平成22年 6 月18日閣議決定）」においても同じ目標数値が掲げられている。

なお、調査名は以下のとおり。
1：厚生労働省「労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査」
2：総務省「労働力調査」

3：厚生労働省「就労条件総合調査」（企業規模30人以上）

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政改革の基本方針2009	平成21年6月23日	「＜前略＞仕事と生活の調和の推進など、雇用を軸とした生活安心保障政策の再構築を行う。」
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	「国・地方・労使を始めとする社会全体の取組により、「憲章」及び「行動指針」に掲げられた数値目標の達成を目指し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する。」 「「子供と家族を応援する日本」重点戦略等に基づき、保育サービスや放課後対策等の子育て支援の拡充及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現を車の両輪として、少子化対策を行う。」
	社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～	平成20年7月29日	「3．未来を担う「子どもたち」を守り、育てる社会②仕事と生活の調和の実現」として項目立てがなされ、「子育て中の多様な働き方等を実現するために、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「行動指針」に基づく取組を推進するとともに」
	新雇用戦略	平成20年4月23日	「安定した雇用・生活の実現」、「安心・納得して働くことのできる環境整備」として、「仕事と生活の調和の実現」が取り上げられている。

政策評価調書（個別票①－1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること		評価方式	総合・実績・事業	番号	Ⅲ－４－２
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
	（ 当 初 ）	12, 571, 313	11, 986, 755	9, 943, 935	9, 537, 972	
	（ 補 正 後 ）	12, 571, 313	11, 986, 755	9, 943, 935		
前年度繰越額（千円）	－	－				
予備費使用額（千円）	－	－				
流用等増△減額（千円）	－	－				
歳出予算現額（千円）	12, 571, 313	11, 986, 755				
支出済歳出額（千円）	12, 054, 580	10, 823, 231				
翌年度繰越額（千円）	－	－				
不用額（千円）	516, 733	1, 163, 524				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	「政策評価調書（個別票②）」に記載。					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	豊かで安定した勤労者生活の実現を図るために必要な予算を継続して要求することとした。 （平成２３年度予算概算要求額：9, 538百万円）					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること						番号	Ⅲ－４－２	(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表に おいて● となっているもの	A	1	労働保険特別会計	労災勘定	中小企業退職金共済等事業費	中小企業退職金共済等事業に必要な経費	2,741,573	2,266,667	△ 474,906	
	A	2	労働保険特別会計	雇用勘定	中小企業退職金共済等事業費	中小企業退職金共済等事業に必要な経費	7,020,530	6,534,796	△ 485,734	
	A	3	労働保険特別会計	雇用勘定	独立行政法人勤労者退職金共済機構 運営費	財形融資業務の移管に伴う経費		567,617		
	小計						9,762,103 の内数	9,369,080 の内数	△ 960,640	
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1	労働保険特別会計	労災勘定	独立行政法人労働政策研究・研修機 構運営費	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費交付金に必 要な経費	141,723	139,335		
	B	2	労働保険特別会計	労災勘定	独立行政法人労働政策研究・研修機 構施設整備費	独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備必要な経 費	40,109	29,517		
	B	3								
	B	4								
	小計						181,832 の内数	168,852 の内数		
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >	< >		
	C	2					< >	< >		
	C	3					< >	< >		
	C	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >	< >		
	D	2					< >	< >		
	D	3					< >	< >		
	D	4					< >	< >		
							の内数	の内数		
合計							9,943,935 の内数	9,537,932 の内数	△ 960,640	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること					番号	Ⅲ－４－２		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）＋（C）－重複			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減		うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	
中小企業退職金共済事業	A	1	2,336,977	2,250,014	△ 86,963	△ 86,963		△ 86,963	評価結果を踏まえ、豊かで安定した勤労者生活の実現を図る観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
〃	A	2	6,651,760	6,534,057	△ 117,703	△ 117,703		△ 117,703	評価結果を踏まえ、豊かで安定した勤労者生活の実現を図る観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
勤労者財産形成促進事業	A	1	1,282	1,049	△ 233	△ 233		△ 233	評価結果を踏まえ、豊かで安定した勤労者生活の実現を図る観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
〃	A	2	972	739	△ 233	△ 233		△ 233	評価結果を踏まえ、豊かで安定した勤労者生活の実現を図る観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
中小企業勤労者総合福祉推進事業	A	1	386,355		△ 386,355	△ 386,355		△ 386,355	
〃	A	2	367,798		△ 367,798	△ 367,798		△ 367,798	
退職手当の保全措置等の適正化の推進	A	1	16,959	15,604	△ 1,355	△ 1,355		△ 1,355	評価結果を踏まえ、豊かで安定した勤労者生活の実現を図る観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費	A	3		567,617	567,617				評価結果を踏まえ、豊かで安定した勤労者生活の実現を図る観点から、そのために必要な予算を要求することとした。
独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	B	1	141,723	139,335	△ 2,388				
独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	B	2	40,109	29,517	△ 10,592				
合計			9,943,935	9,537,932	△ 406,003	△ 960,640		△ 960,640	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：労働基準局勤労者生活課

政策名	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること	番号	Ⅲ－４－２
政策の概要	近年、経済社会情勢が急速に変化し、中終身雇用や年功賃金を中心とする雇用慣行が変容しつつある中、勤労者が豊かで安定した生活を送れるようにすることを目的として、中小企業退職金共済制度の運営、勤労者の財産形成への支援、労働金庫の健全性確保といった施策を推進する。 ・中小企業退職金共済制度関係 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づき、中小企業の従業員の福祉の増進等を図るため、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互扶助の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立しようとするもの。 ・勤労者財産形成促進制度関係 勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）に基づき、事業主が勤労者の給与から一定額の給与天引きを行い、金融機関に積み立てていく財形貯蓄制度、財形貯蓄を行っている勤労者に対し自宅の購入に必要な資金等を融資する財形融資制度など、勤労者が豊かで安定した生活を送るための資産形成を事業主や国が支援するもの。 ・労働金庫関係 労働金庫は、労働金庫法（昭和28年法律第227号）に基づき設立された、労働組合等労働者の団体による協同組織金融機関であり、労働者団体の健全な発展の促進と労働者の経済的地位の向上に資することを目的としている。内閣総理大臣（金融庁長官）及び厚生労働大臣は、労働金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、立入検査を実施することとができるとされている。		
	【評価結果の概要】 （総合的評価） （1）中小企業退職金共済制度については、新規加入被共済者数の実績が目標を上回っており、施策目標の達成に向けて着実に取組を進めていると評価できる。 （2）勤労者財産形成促進制度については、金融商品の多様化等の影響により契約件数が減少傾向にあるものの、財形制度の利用件数が約1,000万件であり、企業の約半数は財形貯蓄制度を導入している（※1）ことから、豊かで安定した勤労者生活の実現に資する施策として重要な役割を果たしていると評価できる。今後、制度の重点化、効率化を図るため、利用実績が低調な財形教育融資（※2）を廃止した上で、制度の適正な運営を図る。 ※1 財形貯蓄制度の導入率 46.4% 資料出所 厚生労働省「平成21年就労条件総合調査」 ※2 財形教育融資貸付決定件数（平成21年度） 32件 （3）労働金庫監督検査事業については、全労働金庫に対する検査実施率が平成19年度以外は目標値に達しており、着実かつ計画的に検査を実施している。これにより、労働金庫の健全性の確保に資していると評価できる。 （必要性） （1）中小企業においては、退職金制度が大企業に比べ普及しておらず、独力で退職金制度を設けることが困難であるため、機構が中小企業に代わって退職金の支給を行う中小企業退職金共済制度の普及を引き続き図る必要がある。 （2）急激な高齢化の進展、公的年金給付見込額の減少により老後に不安を抱く人が多く、また、勤労者は自営業者と比べ、自宅等の資産を所有している割合が低い（※2）ことから、引き続き勤労者財産形成促進制度の普及を図る必要がある〔施策小目標2関係〕。 ※1 財形貯蓄制度の導入率 46.4% 資料出所 厚生労働省「平成21年就労条件総合調査」 ※2 持家率 勤労者世帯58.9% 自営業者世帯79.0% 資料出所 総務省「平成20年住宅・土地統計調査」 （3）労働金庫は、労働組合、消費生活協同組合等が行う福利共済活動及びこれらの構成員等のために金融の円滑を図ること等を目的として設立された会員制の協同組織金融機関であり、その業務の健全かつ適切な運営の確保のため、労働金庫法第94条において準用する銀行法第25条に基づく立入検査を引き続き適切に実施していく必要がある。 また、平成18年6月に金融商品取引法が成立（平成19年10月施行）し、金融機関が金融商品を販売（国債や投資信託の窓口販売等）するに際して遵守すべきルールとして、顧客への適切な説明・情報提供が重要になってきている。そのため、「顧客保護等管理態勢の整備・確認状況」が金融検査の独立した項目として新設されたところであり、このような観点からも、金融機関の業務の健全性等が図られるよう適切な立入検査を実施していく必要がある。		

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

(効率性)
(1)事業運営に係る経費の削減を図りつつも着実に新規加入被共済者数の目標を達成し、また、平成23年度末で廃止される適格退職年金からの移行について重点的な加入促進活動を実施しており、効率的な普及促進等を実施していると評価できる。
(2)勤労者財産形成促進制度については、事業運営に係る経費の削減を図りつつ、外部事業者による広報活動を実施し、また、都道府県ごとに説明会を開催し、説明会参加者が財形制度を理解した割合が80%を超えるよう実施するなど、効率的な普及促進等を実施していると評価できる。他方で、金融商品の多様化等の影響により契約件数が縮小傾向にあることから、利用実績が低調である財形教育融資業務(※)を廃止し、制度の重点化、更なる効率化を図ることとします。
※2 財形教育融資貸付決定件数(平成21年度) 32件
(3)労働金庫に対する検査については、全ての労働金庫に対して概ね2年に1回実施しており、金融関係法令の制定・改正に対応した検査を実施している。

(有効性)
(1)「雇用動向調査」(厚生労働省)によれば、常用労働者数5～299人の中小企業における労働者数に大きな変動がない状況にもかかわらず、平成20年度末における在籍被共済者数については、約295万人と前年から4万人程度増加するなど着実に増加しているところであり、中小企業における退職金制度の確立に資している。
(2)勤労者財産形成促進制度については、これからの高齢化社会において、公的年金の支給開始年齢が引き上げられ、職業生涯が長期化する中、勤労者の財産形成の重要性は一層増大していくと考えられることから、引き続き施策の有効性を高めるための工夫が必要である。
※ 持家率 勤労者世帯58.9% 自営業者世帯79.0%
資料出所 総務省「平成20年住宅・土地統計調査」
(3)全労働金庫に対する検査実施率が平成19年度以外は目標値に達しており、労働金庫に対する検査は確実に実施している。また、検査時の指摘事項に係る改善状況等のフォローアップ等を行うことにより、労働金庫の健全性の確保に資している。

(反映の方向性)
豊かで安定した勤労者生活の実現に資する施策であるため、今後とも適切に政策を実施することとするが、事務経費等の効率的執行に努めることなどにより、全体としては予算規模を前年度より縮小する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				19年度	20年度	21年度		
	中小企業退職金共済制度における新規加入被共済者数	人	415,249	411,561	404,586	400,600人以上		
	勤労者財産形成促進制度の利用件数	件	10,528,158	10,180,064	9,873,198	前年度以上		
	全労働金庫に対する検査実施率	%	43	50	50	50%以上		
・指標1は、独立行政法人勤労者退職金共済機構の調べによる。主に常用雇用者を対象とした一般の中小企業退職金共済制度の新規被共済者数である。 ・指標2は、労働基準局勤労者生活部企画課の調べによる。 ・指標3は、労働基準局勤労者生活部企画課労働金庫業務室の調べによる。								

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	労使関係が将来にわたり安定的に推移するように集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること		評価方式	総合 ~~実績~~ 事業	番号	Ⅲ－6－1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	1,498,451	1,416,942	1,290,153	1,257,534		
（ 補 正 後 ）	1,477,633	1,400,717				
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	1,477,633 <0>	1,400,717 <0>				
支出済歳出額（千円）	1,348,472	1,303,470				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	129,161 <0>	97,247 <0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している当事者の割合（単位：％）（事業所の50％以上／平成21年度）					
政策評価結果を受けて改善すべき点	現在の事務については効果的・効率的に行われていると評価でき、引き続き実施することが適当。					
評価結果の予算要求等への反映状況	平成22年度予算に引き続き、集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図るための経費を要求。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	労使関係が将来にわたり安定的に推移するように集团的労使関係のルールの確立及び普及等を 図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること						番号	Ⅲ－６－１		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表に において● となっているもの	A	1	一般会計	中央労働委員会	労使関係等安定形成促進費	安定した労使関係等の形成の促進に必要な経費	389,391	390,121		
	A	2	労働保険特別会計	雇用勘定	労使関係安定形成促進費	安定した労使関係等の形成の促進に必要な経費	447,198	436,042	▲ 11,156	
	A	3								
	A	4								
	小計						836,589	826,163	▲11,156	
対応表に において◆ となっているもの	B	1	一般会計	厚生労働本省	独立行政法人労働政策研究・研修機 構運営費	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費交付金に必 要な経費	453,564	431,371		
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計						453,564	431,371		
対応表に において○ となっているもの	C	1					<	>		
	C	2					<	>		
	C	3					<	>		
	C	4					<	>		
	小計						の内数	の内数		
対応表に において◇ となっているもの	D	1					<	>		
	D	2					<	>		
	D	3					<	>		
	D	4					<	>		
							の内数	の内数		
合計							1,290,153 の内数	1,257,534 の内数	▲ 11,156	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	労使関係が将来にわたり安定的に推移するように集团的労使関係の ルールの確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ 適切な解決を図ること				番号	Ⅲ－６－１		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)＋(C)－重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)
安定した労使関係等の形成の 促進に必要な経費	A	1	389,391	390,121	730			
国際労働関係事業	A	2	447,198	436,042	△ 11,156	△ 11,156		△ 11,156
合計			836,589	826,163	△ 10,426	△ 11,156		△ 11,156

執行状況を踏まえ、不用の反映の視点から、招へい人数の見直しを行った
こと等による削減を行った（平成21年度不用額31,403千円）。

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：政策統括官（労働担当）、中央労働委員会事務局

政策名	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること				番号	Ⅲ－6－1
政策の概要	労使関係が将来にわたり安定的に推移することを目的として、労働組合法、労働関係調整法等、我が国の集团的労使関係法制の普及啓発等を図るとともに、中央労働委員会において、労働組合法、労働関係調整法等に基づき、労働者の団結権等の保護、集团的労使紛争の解決を図るため、不当労働行為の審査並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁を実施している。					
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】					
	(総合的評価) 労使関係が安定的に維持されていると認識している労働組合の割合が80%に達したことから、安定した労使関係等の形成を促進するために行っている個別の事務事業が効果的かつ効率的に行われているものと評価することができる。					
	(必要性) 経済社会構造の変革や価値観の多様化、グローバル化による国際競争の激化等に伴い、労働を取り巻く環境が大きく変化しつつある中で、わが国の産業競争力の源泉である長期的に安定した労使関係を確保していくことがますます重要となってきた。このような状況においては、集团的労使関係のルール確立及び普及を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ることは引き続き大きな課題である。 労働委員会が取り扱う事件としては、不当労働行為審査事件と調整事件（労働争議等の調整及び個別労働紛争のあっせん）があり、労働者が団結することを擁護し、労働関係の公正な調整を図るために引き続き取り組む必要がある。					
	(効率性) 不当労働行為事件の審査については、平成16年の労働組合法の改正により、部会制の導入など不当労働行為事件の審査体制の整備等が行われた結果、長期滞留事件数が大幅に減少するなど、事件の迅速な処理が進んできている。 労働争議のあっせん、調停、仲裁については、その構成する委員が公労使の三者構成であるという特長を生かして、労使紛争の早期かつ適切な解決が図られている。					
	(有効性) H21実績は9月公表予定であるが、H19、H20の実績を見ても、労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している当事者の割合が80%程度で推移しており、本施策は有効であると評価できる。 不当労働行為事件の審査では、都道府県労働委員会及び中央労働委員会のそれぞれにおいて、約8割の事件が終結しており、本施策は有効であると評価できる。 労働争議調整事件数は景気動向、雇用失業情勢等を反映しつつ増減を繰り返しており、約6割の事件が解決しており、本施策は有効であると評価できる。					
	(反映の方向性) 現在の事務については効果的・効率的に行われていると評価でき、引き続き実施することが適当であり、平成21年度予算に引き続き、集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図るための経費を要求。					
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】					
	指標と目標値（達成水準／達成時期）					
	アウトカム指標					
	1	労使関係が「安定的に維持されている」及び概ね安定的に維持されている」と認識している当事者の割合（単位：％） （事業所の50%以上／平成21年度）	H17	H18	H19	H20
		-	-	79.9%	80.9%	【集計中】
達成率		-	-	159.8%	161.8%	P%
【調査名・資料出所、備考等】 指標1は、大臣官房統計情報部の「平成21年労使コミュニケーション調査」による。 （平成21年の数値を現在集計中であり、平成22年9月頃に公表予定。）						
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等		年月日		記載事項（抜粋）	

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	個別労働紛争の解決の促進を図ること		評価方式	実績	番号	Ⅲ－７－１
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
（ 当 初 ）	1,378,984	1,489,230	1,561,815		1,697,619	
（ 補 正 後 ）	1,376,786	1,489,110	1,561,815			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	1,376,786 <0>	1,489,110 <0>				
支出済歳出額（千円）	1,278,338	1,418,183				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	98,448 <0>	70,927 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることとし、都道府県労働局長による助言・指導の処理期間1ヶ月以内のものの割合90%以上及びあっせん手続終了件数に占める処理期間2ヶ月以内のものの割合90%以上					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果を踏まえ、労働紛争調整官の増員要求2名、総合労働相談員謝金の増額要求を行う。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	個別労働紛争の解決の促進を図ること						番号	Ⅲ－７－１		(千円)		
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額			
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額				
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	都道府県労働局	個別労働紛争対策費	個別労働紛争対策に必要な経費	120,359	102,961	-17,398			
	A	2	労働保険特別	労災勘定	個別労働紛争対策費	個別労働紛争対策に必要な経費	720,724	797,325				
	A	3	労働保険特別	雇用勘定	個別労働紛争対策費	個別労働紛争対策に必要な経費	720,732	797,333				
	小計						1,561,815 の内数	1,697,619 の内数	-17,398			
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1										
	B	2										
	B	3										
	B	4										
	小計						の内数	の内数				
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >	< >				
	C	2					< >	< >				
	C	3					< >	< >				
	C	4					< >	< >				
	小計						の内数	の内数				
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >	< >				
	D	2					< >	< >				
	D	3					< >	< >				
	D	4					< >	< >				
							の内数	の内数				
合計							1,561,815 の内数	1,697,619 の内数	-17,398			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		個別労働紛争の解決の促進を図ること				番号	Ⅲ－７－１		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)＋(C)－重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
個別労働紛争対策の推進	A	1	120,359	102,961	△ 17,398	△ 17,398	△ 17,398		評価結果を踏まえ紛争調整委員会実施回数見込みを算出し、委員手当、参考人謝金、職員旅費、委員等旅費、庁費の削減を行った。
個別労働紛争対策の推進	A	2	720,724	797,340	76,616				
個別労働紛争対策の推進	A	3	720,732	797,348	76,616				
合計						△ 17,398	△ 17,398		

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月担当部局名:大臣官房地方課労働紛争処理業務室

政策名	個別労働紛争の解決の促進を図ること			番号	Ⅲ－7－1																													
政策の概要	労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働紛争」という。）を実情に即して迅速かつ適正に解決するため、以下の総合的な個別労働関係紛争解決システムの整備を図る。 ①総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談等 ②都道府県労働局長による助言・指導 ③紛争調整委員会によるあっせん																																	
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																	
	（総合的評価） 社会経済情勢の変化に伴う企業組織の再編、人事労務管理の個別化を背景として、個別労働紛争が増加を続ける中で、個別労働紛争解決制度が効率的に運用されることによって、紛争当事者にとって簡易、迅速かつ無料で利用できる紛争解決手段として有効に機能していると評価できる。 今後も本制度に対する行政需要はますます高まっていくものと予想されることから、増加を続ける個別労働紛争に対して、引き続き効率的な制度運用を行うことによって、紛争の迅速かつ適正な解決の促進を図っていく必要がある。																																	
	（必要性） 社会経済情勢の変化に伴う企業組織の再編、人事労務管理の個別化等を背景として、個々の労働者と事業主との間の紛争は、平成13年の制度発足以来増加を続けている。さらに、平成21年度の個別労働紛争解決制度の運用状況は、 ・民事上の個別労働紛争相談件数 約25万件（前年度比4.3％増） ・助言・指導申出受付件数 約7,800件（前年度比2.4％増） ・あっせん申請受理件数 約7,800件（前年度比7.5％減） と、引き続き増加傾向にあり、紛争の解決を援助する当制度へのニーズはますます高まっていると考えられる。																																	
	（効率性） 個別労働紛争解決制度の利用件数が増加している中で、助言・指導事案、あっせん事案のほとんどについて迅速な処理が図られており、限られた予算、人員で、制度が効率的に運用されていると評価できる。																																	
	（有効性） 制度の趣旨に沿った迅速かつ適正な処理が行われることで、多くの紛争当事者にとって有効な紛争解決手段として利用され、あっせん申請受理件数は減少したものの、民事上の個別労働紛争相談件数、助言・指導申出受付件数ともに増加していることから、個別労働紛争解決制度が簡易、迅速かつ無料で利用できる紛争解決手段として有効に機能していると評価できる。																																	
（反映の方向性） 助言・指導申出受付件数は年々増加の一途を辿っており、助言・指導に係る事務処理を行う労働紛争調整官の増員を図るための組織要求について検討し、併せて23年度予算要求において総合労働相談員謝金の増額要求を行う。																																		
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																		
<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr><tr><td rowspan="2">個別労働紛争の解決の促進を図ること</td><td>助言・指導手続き終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合</td><td>%</td><td>—</td><td>95.5</td><td>96.1</td><td>95.6</td><td>90%以上 (毎年)</td><td rowspan="2">紛争当事者が紛争解決の援助を求める事案には様々なものが含まれることから、すべての事案を一律の処理期間で適正に処理することは困難であるが、迅速な紛争解決の促進の観点から、原則として助言・指導の申出から1ヶ月以内、あっせんの申請から2ヶ月以内での処理を図る</td></tr><tr><td>あっせん手続き終了件数に占める処理期間2ヶ月以内のもの割合</td><td>%</td><td>—</td><td>92.2</td><td>92.2</td><td>90.5</td><td>90%以上 (毎年)</td></tr></table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	個別労働紛争の解決の促進を図ること	助言・指導手続き終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合	%	—	95.5	96.1	95.6	90%以上 (毎年)	紛争当事者が紛争解決の援助を求める事案には様々なものが含まれることから、すべての事案を一律の処理期間で適正に処理することは困難であるが、迅速な紛争解決の促進の観点から、原則として助言・指導の申出から1ヶ月以内、あっせんの申請から2ヶ月以内での処理を図る	あっせん手続き終了件数に占める処理期間2ヶ月以内のもの割合	%	—	92.2	92.2	90.5	90%以上 (毎年)
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																						
				19年度	20年度	21年度																												
個別労働紛争の解決の促進を図ること	助言・指導手続き終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合	%	—	95.5	96.1	95.6	90%以上 (毎年)	紛争当事者が紛争解決の援助を求める事案には様々なものが含まれることから、すべての事案を一律の処理期間で適正に処理することは困難であるが、迅速な紛争解決の促進の観点から、原則として助言・指導の申出から1ヶ月以内、あっせんの申請から2ヶ月以内での処理を図る																										
	あっせん手続き終了件数に占める処理期間2ヶ月以内のもの割合	%	—	92.2	92.2	90.5	90%以上 (毎年)																											
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)																													
	第4回雇用戦略対話		平成22年6月3日		労働基準関係法令の履行確保のため、労働基準監督行政の強化を図るとともに、増加を続ける個別労働紛争の円滑かつ迅速な解決の促進を図るため、体制の強化及び一層の業務効率化を図る。																													

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること		評価方式	総合・実績・事業	番号	Ⅲ－８－１
歳出予算額（千円） （ 当 初 ） （ 補 正 後 ）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
	84,009,996	80,502,771	85,560,505	87,699,747		
	<0>	<0>	<0>	<0>		
	84,009,996	80,502,771				
	<0>	<0>				
前年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	84,009,996	80,502,771				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	80,699,919	77,236,926				
	<0>	<0>				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
不用額（千円）	3,310,077	3,265,845				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票②参照					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	労働保険の適用促進については、毎年着実に未手続事業の解消を図っているものの、依然として相当数の未手続事業が残されており、関係機関との連携を強化し、「未手続事業一層対策」に取り組む必要がある。 労働保険料等の徴収についても、景気の低迷等の経済を取り巻く状況にも左右されることとなるが、労働保険料等の収納率向上を目指して適正な徴収を図っていく必要がある。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	平成23年度概算要求においては、平成21年度における政策評価等を踏まえ、より効率的に施策を実行できるよう、事務費の一部について単価等の見直しを行うことにより経費の削減を図るとともに、算定基礎調査及び滞納整理について、対象の重点化等により一層効果的に実施する。また、口座振替制度を全事業主へ拡大する（平成23年度第3期納付分から実施予定）とともに、納付督促の外部委託化により、事業主における利便性向上及び業務の更なる効率化を図り、収納率の向上を目指す。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること						番号	Ⅲ－８－１	(千円)		
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額		
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	労働保険 特別会計	徴収勘定	業務取扱費	労働保険適用徴収業務に必要な経費	16,056,800	14,826,563	△ 400,862		
	A	2	労働保険 特別会計	徴収勘定	業務取扱費	石綿健康被害救済事業に必要な経費	10,062,419	8,766,375	△ 6,867		
	A	3	労働保険 特別会計	徴収勘定	業務取扱費	労働保険適用徴収システムの最適化実施に必要な経費	5,420,185	6,237,831			
	小計						31,539,404	29,830,769	△ 407,729		
対応表において◆ となっているもの	A	4	労働保険 特別会計	労災勘定	保険料返還金等徴収勘定へ繰入	保険料返還金等の財源の徴収勘定へ繰入れに必要な経費	54,021,101	57,868,705			
	小計						54,021,101	57,868,705			
対応表において○ となっているもの							<	>			
							<	>			
							<	>			
							<	>			
							<	>			
	小計						の内数	の内数			
対応表において◇ となっているもの							<	>			
							<	>			
							<	>			
							<	>			
							<	>			
							の内数	の内数			
合計						85,560,505 の内数	87,699,474 の内数	△ 407,729			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること					番号	Ⅲ－８－１		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)＋(C)－重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
事業用印刷製本費	A	1	332,126	308,903	△ 23,223	△ 23,223		△ 23,223	政策評価結果及び執行状況を踏まえ、より効率的かつ効果的に施策を実施すべく、事務費の一部について単価等の見直しを行い、予算の減額要求を行った。
年度更新等事務促進費	A	1	864,777	1,276,138	411,361				労働保険料を適正に徴収する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
保険料算定基礎調査費	A	1	67,892	67,607	△ 285	△ 285		△ 285	政策評価結果及び執行状況を踏まえ、より効率的かつ効果的に施策を実施すべく、事務費の一部について規模の見直しを行い、予算の減額要求を行った。
滞納整理費	A	1	97,582	105,970	8,388				労働保険料を適正に徴収する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
徴収事務一元化推進費	A	1	4,591	4,556	△ 35	△ 35		△ 35	政策評価結果及び執行状況を踏まえ、より効率的かつ効果的に施策を実施すべく、事務費の一部について規模の見直しを行い、予算の減額要求を行った。
未加入事業場適用促進費	A	1	404,520	698,542	294,022				労働保険の未手続事業を解消し、労働者のセーフティネットの確保及び費用負担の公平性を確保する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
労働保険事務組合育成強化費	A	1	410,358	33,039	△ 377,319	△ 377,319		△ 377,319	政策評価結果及び執行状況を踏まえ、より効率的かつ効果的に施策を実施すべく、委託費に係る事務費の一部について単価等の見直しを行い、予算の減額要求を行った。
一般拠出金徴収事務費	A	2	236,614	229,747	△ 6,867	△ 6,867		△ 6,867	政策評価結果及び執行状況を踏まえ、より効率的かつ効果的に施策を実施すべく、事務費の一部について規模の見直しを行い、予算の減額要求を行った。
労働保険適用徴収システム最適化実施に必要な経費	A	3	5,420,185	6,237,831	817,646				(成果重視事業)
保険料返還金等徴収勘定へ繰入	A	4	54,021,101	57,868,705	3,847,604				「特別会計に関する法律」第102条第3項の規定による徴収勘定への繰入に必要な経費を継続して要求することとした。
合計			61,859,746	66,831,038	4,971,292	△ 407,729		△ 407,729	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：労働基準局労災補償部労働保険徴収課

政策名	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること			番号	Ⅲ－8－1																																													
政策の概要	労働保険（労災保険及び雇用保険の総称）の適正な適用及び労働保険料等の適正な徴収を図るため、労働保険の適用対象事業場（原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用される）の適正把握・適用促進を実施し、労働保険料等の適正徴収を実施する。																																																	
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 経済情勢が厳しい中、前年度の数値を上回ることが出来なかったものの、依然として高水準を維持しており、適正な徴収確保については成果があったと評価できる。 （必要性） 事業主が労働保険の手続を行わないことは、労働者が迅速な保険給付を受けられない等の不利益を被るおそれがあり、労働者のセーフティネットの確保の観点から、これを解消する必要がある。また、労働保険料等の未納は費用負担の公平の観点からこれを解消する必要がある。 これまでも労働保険の適用促進を図るため、民間団体と連携した取組み等を行ってきたところであるが、依然として相当数の未手続事業が残されており、関係行政機関との連携を強化し、「未手続事業一掃対策」に取り組む必要がある。 労働保険料等の徴収についても、評価指標である労働保険料等収納率は、景気の低迷等の経済を取り巻く状況にも左右されることとなるが、労働保険料等の収納率向上を目指して適正な徴収を図るべきである。 （効率性） 毎年、都道府県労働局では労働保険料算定基礎調査及び滞納整理に係る年間業務計画を立て、管内事業場の特性に応じて対象事業場を選定し、効率的に実施している。また、労働保険事務組合制度や社会保険労務士制度を有効活用し、事業主の事務負担を軽減することで、労働保険料等の適正徴収が効率的・効果的に行われてる。 （有効性） 労働保険料等収納率については、経済情勢が厳しい中、前年度の数値を上回ることが出来なかったものの、高水準を維持しており、労働保険料等を滞納している事業場に対する滞納整理等が有効に行われたと評価出来る。 （反映の方向性） 算定基礎調査及び滞納整理について、対象の重点化等により一層効果的に実施する。また、口座振替制度を全事業主へ拡大する（平成23年度第3期納付分から実施予定）とともに、納付督促の外部委託化により、事業主における利便性向上及び業務の更なる効率化を図り、収納率の向上を目指す。																																																	
	<table><tr><th>達成目標</th><th>指標名</th><th>単位</th><th>基準値</th><th colspan="3">実績値</th><th>目標値</th><th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th></tr><tr><th></th><th></th><th></th><th>(年度)</th><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th><th>(年度)</th></tr><tr><td></td><td>労働保険料等収納率</td><td>%</td><td>—</td><td>97.64</td><td>97.56</td><td>96.99</td><td>前年度以上/毎年度</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (調査名・資料出所、備考等) 労働基準局労災補償課労働保険徴収課調べ							達成目標	指標名	単位	基準値	実績値			目標値	達成目標・指標の設定根拠・考え方				(年度)	19年度	20年度	21年度	(年度)		労働保険料等収納率	%	—	97.64	97.56	96.99	前年度以上/毎年度																		
達成目標	指標名	単位	基準値	実績値			目標値	達成目標・指標の設定根拠・考え方																																										
			(年度)	19年度	20年度	21年度	(年度)																																											
	労働保険料等収納率	%	—	97.64	97.56	96.99	前年度以上/毎年度																																											
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)																																													
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)																																													

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること		評価方式	実績	番号	IV－１－１
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
（ 当 初 ）	38, 235, 667	39, 935, 274	66, 584, 767		66, 134, 477	
（ 補 正 後 ）	39, 894, 621	68, 445, 228	-			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	39, 894, 621 <0>	68, 445, 228 <0>				
支出済歳出額（千円）	34, 452, 274	59, 508, 222				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	5, 442, 347 <0>	8, 937, 006 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	特になし					
評価結果の予算要求等 への反映状況	事業の実施状況等を踏まえ、効率的な運用を図ることなどで、予算規模の縮小を検討しているが、早急な対策が求められている分野については拡充を図るなど、施策目標の達成に向け、メリハリをつけた措置を講じてたところ。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること						番号	IV－１－１	(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	都道府県労働局	職業紹介事業等実施費	職業紹介事業等の実施に必要な経費	189,026	289,724		
	A	2	労働保険特別	雇用勘定	職業紹介事業等実施費	職業紹介事業等の実施に必要な経費	46,151,219	65,844,753	▲ 1,760,920	
	A	3	労働保険特別	雇用勘定	職業紹介事業等実施費	職業安定行政関係システムの最適化実施に必要な経費	20,244,522			
	A	4								
	小計						66,584,767	66,134,477	▲ 1,760,920	
対応表に おいて◆ となっているもの										
対応表に おいて○ となっているもの										
対応表に おいて◇ となっているもの										
合計							66,584,767	66,134,477	▲ 1,760,920	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること					番号	Ⅳ－１－１		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)＋(C)－重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
正社員就職増大対策	A	2	1,039,243		△ 1,039,243	△ 1,039,243	△ 1,039,243	△ 1,039,243	政策評価や行政事業レビューを踏まえ、求人開拓事業については効率化を図り、当該事業を廃止した。
再就職支援プログラム事業	A	2	3,658,823	4,028,131	369,308	△ 212,696		△ 212,696	行政事業レビューを踏まえ、就職支援アドバイザー事業を統合し、人員については合理化した。（合理化による減△212,696千円）
非正規労働者就職支援事業	A	2	3,297,265	3,197,199	△ 100,066	△ 260,895		△ 260,895	行政事業レビューを踏まえ、求人開拓事業については効率化を図り、予算の減額要求を行った。
職業紹介事業指導援助事業	A	2	76,429	66,614	△ 9,815	△ 9,815		△ 9,815	行政事業レビューを踏まえ、積算内容を見直し、予算の減額要求を行った。
求人情報提供機能強化推進費	A	2	102,659	51,408	△ 51,251	△ 4,966		△ 4,966	行政事業レビューを踏まえ、積算内容を見直し、予算の減額要求を行った。また平成22年度の事業実施から、競争性のある契約方式（一般競争入札）を実施することとした。
労働者派遣事業雇用管理等推進事業	A	2	236,914	3,609	△ 233,305	△ 233,305		△ 233,305	行政刷新会議での指摘を踏まえ、要求額を縮減することとした。
合計						△ 1,760,920	△ 1,039,243	△ 1,760,920	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成２２年８月

担当部局名：職業安定局

政策名	公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること	番号	Ⅳ－１－１
政策の概要	１ 求職者のニーズに応じた求人の確保、早期再就職に向けた個別支援の推進、求人―者サービスの充実による就職促進 ２ 労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保 ３ 官民の連携による労働力需給調整機能の強化		
	【評価結果の概要】 （総合的評価） 雇用失業情勢が厳しい中、公共職業安定所の需給調整機能の強化が引き続き重要となっているところ、その有効性や効率性はともに評価できる。 しかしながら、平成２２年５月の有効求人倍率（季節調整値）が0.50倍、完全失業率が5.2％、正社員の有効求人倍率が0.26倍となるなど、雇用失業情勢が持ち直しの動きが見られるものの依然として厳しい状況にある。また、非正規労働者の雇止め数の状況についても平成20年10月から平成22年４月までにおいて約27.５万人と見込まれるなど、今なお厳しい情勢が続いている。 このため、雇用保険受給資格者を含めた非正規労働者等に対する就職支援について、引き続き効率的・効果的な事業運営を行う必要がある。 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、平成２１年度において、職業安定法第５条の３の違反率及び第３２条の１５の違反率が減少しており、成果がでてしていると評価でき、引き続き実施する必要があると考えられる。また、各都道府県労働局において行われる、派遣元事業主、派遣先等を対象としたセミナーを開催するなどの周知啓発活動によっても、労働者派遣事業の円滑な運営が図られていると評価できるところであり、引き続き制度の円滑な運用に取り組んでいくこととする。 しごと情報ネットを通じて利用者が求人情報に応募するなど具体的な行動を起こした割合（予定も含む）については、「平成２１年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」によると34％と目標には達しなかったものの依然高水準を維持しており、利用者の求職活動のツールとしても一定の効果を上げていると評価でき、引き続き制度の円滑な運用に取り組んでいくこととする。 （必要性） 平成２１年度の雇用失業情勢は、同年７月には有効求人倍率（季節調整値）が0.42倍（過去最低）、完全失業率が5.7％（過去最高）となるなど、非常に厳しいものとなった。また、平成２２年７月の有効求人倍率は0.53倍、完全失業率は5.2％となり、持ち直しの動きが見られるものの依然として厳しい状況にある。 平成２２年８月時点で把握している平成２０年１０月から平成２２年９月までの非正規労働者の雇止め数は28.8万人(職業安定局調べ)となるなど、非正規労働者の雇止め等も問題となっているところ。このため、公共職業安定所においては、引き続き、個々の求人・求職者ニーズに応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施するとともに、特に、最近増加している能力・経験や求職活動のノウハウ不足等により、安定した職業に就くことが難しい非正規労働者等に対して、担当者制によるきめ細かな就職支援等を行うなど、その労働力需給調整機能の強化を図っていくことが重要である。 また、就職の実現に当たって、住居等の生活支援が必要な方も増えていることから、平成２１年１１月、１２月にワンストップ・サービス・デイを開催、１２月には平成２０年度に引き続き年末緊急相談窓口を開設するなど、求職者の生活・住居支援を図っていくことも必要となっている。 また、官のみならず、以下のとおり事業所数が増加傾向にある職業紹介事業、労働者派遣事業等の適正な運営を確保し、産業構造の変化や働き方の多様化等に対応し、労働力需給の迅速、円滑かつ的確な結合が図られるようにする必要性も高まっている。加えて、官民の連携による労働力需給調整機能の強化により、悪化する雇用失業情勢等に対応する必要もある。 ・一般労働者派遣事業 25,001事業所（平成22年3月現在）（対前年度比約9.3％減少） ・特定労働者派遣事業 58,676事業所（平成22年3月現在）（対前年度比約4.7％増加） ・有料職業紹介事業 17,823事業所（平成22年3月末現在）（対前年度比約0.7中％増加） ・無料職業紹介事業（※）701事業所（平成22年3月末現在）（対前年度比約3.2％増加） （※）学校等、特別の法人及び地方公共団体によるものを除く さらに、労働者派遣制度については、日雇派遣など社会的に問題のある形態が出てきているほか、やむを得ず労働者派遣を選択する者の存在や法違反事案の顕在化などが課題となっており、これらに的確に対応する必要がある。 （効率性） 平成２１年度の有効求人倍率が前年度比で▲0.33ポイントと急減している中、個々の求人・求職者ニーズに応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施するために、未充足求人のフォローアップを徹底するなどにより、求人の充足率（常用）を向上（平成21年度目標達成率120％）させた。このため、効率的な事業の実施が図られていると評価できる。 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、計画的かつ効果的に実施するために、重点対象を選定するとともに、集団指導、文書の送付による指導、事業所訪問による指導監督等多用な手法を活用し、効率的な実施が図られていると評価できる。 しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運用コストをもって、全国の多数の求職者が、官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであり、求人情報等へのアクセスの円滑化が効率的に図られていると評価できる。		

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

(有効性)

指標 1、2 は、予想を上回る厳しい雇用失業情勢が影響し、目標値を達成していない。

しかしながら、前述のとおり、平成 2 1 年 7 月には有効求人倍率（季節調整値）が0.42倍（過去最低）、完全失業率が5.7%（過去最高）となり、平成 2 1 年度の有効求人倍率が前年度比で▲0.33ポイントとなるなど、予想を上回る厳しい雇用失業情勢の中、再就職が非常に困難になっているにもかかわらず、就職件数は前年度比8.6%増となっていることを踏まえれば、個々の求人・求職者のニーズに応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施したことにより、公共職業安定所の需給調整機能は有効に機能したものと評価できる。

一方、3 の指標について、目標を達成しており、1、2 の指標についても達成率は前年度より向上していることから、本施策は有効と考えられる。

指標 4、5 につき、労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、集団指導、文書の送付による指導等を実施するとともに、定期的に又は申告等に応じて、事業所を訪問し、指導監督を実施したところである。これらの指導監督により職業安定法第 5 条の 3、同法第32条の15の違反率の低下等法令違反が是正され、職業紹介事業の適正な運営の確保が有効に図られている。

指標 6 について、しごと情報ネットへの 1 日当たりのアクセス件数（平成21年度約147万件）及び求人情報件数（平成 2 1 年度約 6 1 万件）については、雇用情勢の影響等により実績の増減が見られるが、求人情報提供サイトとして引き続き高い水準を保っているところである。さらに、しごと情報ネットの参加機関数（平成22年 3 月31日現在11, 412機関）が増加していることから、しごと情報ネットの運営により、求人情報等へのアクセスの円滑化が有効に図られていると評価できる（データは全て職業安定局調べ）。

また、指標 7 について、各都道府県労働局において、派遣元事業主、派遣先等に対し、労働者派遣事業制度や関係法令に係るセミナーを開催する等の周知啓発を行うことによっても、労働者派遣事業の適正な運営の確保が有効に図られていると評価できる。

(反映の方向性)

施策全体として、予算規模の適正化等の見直しを検討

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				19年度	20年度	21年度		
	1. 公共職業安定所の求職者の就職率(常用)	(%)		31.8	25.4	23.7	24%以上 (21年度)	
	2. 雇用保険受給者の早期再就職割合	(%)		29.6	23.1	21.4	24%以上 (21年度)	
	3. 公共職業安定所の求人の充足率(常用)	(%)		21.1	24.6	32.5	27%以上 (21年度)	
	4. 職業安定法第5条の3(労働条件等の明示)の違反率	(%)		8.3	7.7	7.1	前年度より1ポイント以上減少 (21年度)	
	5. 職業安定法第32条の15(帳簿の備付け)の違反率	(%)		9.1	7.3	6.8	前年度より1ポイント以上減少 (21年度)	
	6. しごと情報ネットの利用者がこれを通じて求人情報に応募するなど具体的な行動を起こした割合	(%)		38.6	35.3	34.3	35%以上 (21年度)	

関係する施政方針演説等 内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること		評価方式	実績	番号	IV-2-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	42,812,080	120,527,366	811,038,278	490,452,209		
	<78,634,041>	<74,679,358>	<63,141,818>	<58,061,202>		
（ 補 正 後 ）	298,417,218	735,583,383	811,038,278			
	<78,634,041>	<74,679,358>	<63,141,818>			
前年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	298,417,218	735,583,383				
	<78,634,041>	<74,679,358>				
支出済歳出額（千円）	288,916,998	700,868,584				
	<78,418,672>	<74,396,423>				
翌年度繰越額（千円）	0	2,510,000				
	<0>	<0>				
不用額（千円）	9,500,220	32,204,799				
	<215,369>	<282,935>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること					
政策評価結果を受けて改善すべき点	特になし					
評価結果の予算要求等への反映状況	事業の実施状況等を踏まえ、効率的な運用を図ることなどで、予算規模の縮小を検討しているが、早急な対策が求められている分野については拡充を図るなど、施策目標の達成に向け、メリハリをつけた措置を講じてたところ。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること						番号	Ⅳ－２－１		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額		
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表に おいて● となっているもの	A	1	労働保険特別	雇用勘定	地域雇用機会創出等対策費	地域及び中小企業等における雇用機会の創出等に必要な経費	811,038,278	490,452,209	▲ 290,970,444		
	A	2									
	A	3									
	A	4									
	小計						811,038,278	490,452,209	▲ 290,970,444		
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1									
	B	2									
	B	3									
	B	4									
	小計										
対応表に おいて○ となっているもの	C	1									
	C	2									
	C	3									
	C	4									
	小計										
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1	労働保険特別会計	雇用勘定	独立行政法人雇用・能力開発機構運営費	独立行政法人雇用・能力開発機構運営費交付金に必要な経費	< 61,946,066 >	< >			
	D	2	労働保険特別会計	雇用勘定	独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費	独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備に必要な経費	< 1,195,752 >	< >			
	D	3	労働保険特別会計	雇用勘定	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費交付金に必要な経費	< >	< 56,522,116 >			
	D	4	労働保険特別会計	雇用勘定	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援施設整備に必要な経費	< >	< 1,539,086 >			
							<63,141,818> の内数	<58,061,202> の内数			
合計							811,038,278 <63,141,818> の内数	490,452,209 <58,061,202> の内数	▲ 290,970,444		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること					番号	Ⅳ－２－１		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)＋(C)－重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
雇用開発支援事業費等補助金 （助成金業務）	A	1	8,227,446	7,981,701	△ 245,745	△ 597,136		△ 597,136	行政事業レビューを踏まえ、支給対象分野を限定するなど見直しを行い、 予算の減額要求を行った。
地域雇用創造推進事業	A	1	5,531,539	5,147,966	△ 383,573	△ 383,573		△ 383,573	行政事業レビューを踏まえ、新規採択地域数の見直しを行い、予算の減額 要求を行った。
雇用調整助成金	A	1	725,740,565	421,985,071	△ 303,755,494	△ 287,630,075		△ 287,630,075	支給実績を踏まえ、予算の減額要求を行った。
産業雇用安定センター補助金	A	1	2,375,296	2,319,608	△ 55,688	△ 55,688		△ 55,688	行政事業レビューを踏まえ、人件費及び事務所借料を見直し、予算の減額 要求を行った。
労働移動支援助成金（再就職 支援給付金）	A	1	655,886	354,024	△ 301,862	△ 301,862		△ 301,862	行政事業レビューを踏まえ、大企業分を廃止し、予算の減額要求を行っ た。
建設労働者雇用安定支援事業 費	A	1	24,758	71,085	46,327	△ 9,705		△ 9,705	執行実績を踏まえ、事業の見直しを行った。（なお、(独)雇用・能力開発 機構の廃止による事業の見直しにより23年度要求額は増となった。）
港湾労働者派遣事業対策費	A	1	231,747	228,442	△ 3,305	△ 3,305		△ 3,305	行政事業レビュー等を踏まえ、22年度予算で既に対前年度11％程度削減し ているが、23年度要求では更に事業内容を精査し、1％程度縮減した。
介護未経験者確保等助成金	A	1	9,222,000	8,397,000	△ 825,000	△ 825,000		△ 825,000	執行実績を踏まえ、予算の減額要求を行った。
介護基盤人材確保等助成金	A	1	1,563,800	399,700	△ 1,164,100	△ 1,164,100		△ 1,164,100	執行実績を踏まえ、平成22年度限りで廃止することとした。
合計						△ 290,970,444		△ 290,970,444	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月 担当部局名：職業安定局

政策名	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること	番号	Ⅳ－2－1
政策の概要	人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組む必要がある。 このような観点から、 （１）中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援 （２）事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進 （３）雇用機会の不足している地域における雇用の促進 （４）産業の特性に応じた雇用管理の改善等 といった雇用機会の創出、雇用の安定等のための諸施策を講じているところである。		
	【評価結果の概要】 （総合的評価） （１）中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援 受給資格者創業支援助成金に関する指標１、中小企業人材確保推進事業助成金に関する指標２について、平成21年度実績は目標を達成し、中小企業等における創業・新分野進出に係る支援、雇用管理改善等が有効かつ効率的に進んだものと評価できる。また、中小企業人材確保推進事業助成金については、今後、効率的、効果的な支援を行う観点から、支給対象とする分野を重点化するとともに、支給対象とする団体の数を絞り、その取組の成果を全国に普及させること等を検討している。 （２）事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防 雇用調整助成金に関する指標３について、実績は目標を上回っており、事業縮小の際の失業予防が有効かつ効率的に進んだものと評価できる。今後も施策を継続することとするが、今後の経済情勢や雇用情勢の推移を踏まえつつ、予算額を適切な水準とする。 （３）離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進 平成21年度は経済情勢等の悪化に伴い予算を大きく上回って支出されるなど、労働者の再就職支援の措置として有効に機能しているところであり、今後も本事業は必要不可欠な事業といえる。しかしながら、労働移動支援助成金に関する指標４については、実績がいずれも目標を下回っていることから、再就職の援助・促進を有効かつ効率的に進めるため、今後も不断の見直しを行い、予算額を適切な水準とする。 （必要性） （１）（２）中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善に係る支援、事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進 ① 創業・新分野進出等に係る支援、中小企業における雇用管理改善に係る支援、事業規模の縮小等の際の失業の予防 平成21年度の雇用情勢についてみると、完全失業率、有効求人倍率ともに７月に過去最低の値となった後、緩やかに回復しているものの、平成22年3月においては完全失業率5.0%、有効求人倍率0.49倍と、依然として注意を要する状態にある。 また、景気変動等に伴い事業活動の縮小を余儀なくされる事業主が存在しており、労働経済動向調査（厚生労働省）によると、平成20年10月－12月期に雇用調整を実施した事業所の割合は、35％と前期16％に比べ増加している。こうした中、引き続き失業者の就労支援や、休業等又は出向といった一時的な雇用調整を行う事業主を支援し失業の予防を図るとともに、経済活性化や雇用機会創出の中核となる中小企業の雇用管理の改善等を推進する必要がある。 また、景気の回復ペースが落ち込んでいる中、創業支援策をより一層積極的に展開していく必要があります。 ② 離職を余儀なくされる者に対する再就職の援助・促進 雇用のミスマッチが依然として大きく構造調整が進展する中で、労働者の雇用の安定を図るためには、離職を余儀なくされる労働者に対して事業主が行う在職中からの求職活動の援助や労働移動前後の職場体験講習等を効果的に支援することにより、円滑な労働移動の実現に重点的に取り組むことが一層求められている。また、現在の経済状況を受け、やむを得ず派遣労働者、有期契約労働者等の雇用契約の中途解除や雇い止めが行われており、当該労働者が社員寮等に居住している場合、雇用と住居を同時に失う状況があることから、円滑な就職活動を実施するためには、離職後の住居支援が重要となっている。 ③出向・移籍支援事業による円滑な労働移動の促進 最近の労働移動の状況をみると、依然として厳しい雇用失業情勢にありますが、在職者に対する入職者及び離職者の割合である労働移動率は横ばいの傾向にある。（延べ労働移動率：平成16年 31.7%、平成17年 34.9%、平成18年 32.2%、平成19年31.3%、平成20年28.9%「雇用動向調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）」） 労働移動が一定割合にある中で、出向・移籍などによる産業間・企業間の円滑な労働移動は、労働者が失業を経ずして次の職場に移動できることから、雇用の安定を図るために引き続き重要となっている。 （３）雇用機会の不足している地域における雇用の促進 全国的に雇用失業情勢が厳しさを増していますが、その中でも雇用失業情勢が特に厳しい地域があるなど地域差がみられる。こうした中で、雇用情勢が特に厳しい地域と雇用情勢の改善に向けた意欲が高い地域に対して支援を重点化する必要がある。そのため地域求職者の雇入れを伴う施設・設備の設置・整備を行う事業主等に対し地域雇用開発助成金を支給することで雇用機会の創出を促進するとともに、地域雇用創造推進事業等を積極的に実施することで地域の創意工夫を生かした雇用機会の創出への取組を支援することが求められている。		

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

(4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等

① 建設労働者及び港湾労働者の雇用の改善等

建設労働者については、建設投資の減少による厳しい経営環境の中で、必要な教育訓練や雇用管理教育等の実施が困難となっているとともに、業界全体として技能の承継や能力開発に取り組まなければならない状況にあることから、こうした取組を支援し、建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上を図る必要がある。

港湾運送事業は、貨物の取扱量が日ごとに変動するという特徴（港湾運送の波動性）を有しており、企業外労働力に依存せざるを得ない状況にあります。企業外労働力として日雇労働者に依存することは労働者の雇用の安定上も問題があるだけでなく、その就労に際し、第三者が不当に介入する弊害も生ずる恐れがある。また、港湾運送事業主には、中小企業が多いこともあり、他の産業に比して、雇用改善、能力開発について、なお改善の余地があります。このため、港湾運送事業については、港湾労働法に基づき常用労働者による対応を基本とするなどの雇用秩序を確立・維持し、港湾労働者の雇用の安定等を図る必要がある。

② 林業の事業体の雇用管理改善及び林業への円滑な就業の促進、農林業等への多様な就業の促進

林業労働力については、林業経営の収益性の低下、林業労働者の雇用管理面での改善の立ち後れ等に伴い、減少・高齢化が進行しており、平成17年国勢調査の結果では林業労働者は4万7千人と平成12年度（6万7千人）から減少し、また、50歳以上の者の割合は6割以上を占めている。

また、農業生産法人の増加に伴い、公共職業安定所における関係求人や農業等への求職者数が増加傾向にある。こうしたなか、賃金、労働時間、安全面等厳しい労働環境にあり、雇用管理等の面で改善すべき問題が多いことから、農林業等従事者の雇用管理の改善等を図る必要がある。

③ 介護労働者の雇用管理の改善

介護分野については、我が国の急速な高齢化の進展等を背景として、今後も労働需要の拡大が見込まれる分野であり（介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護又は要支援とされる高齢者等は、平成16年度は410万人程度であったものが、平成20年度には460万人となり、今後も増加が見込まれている。）、一方、介護労働者については、賃金、労働時間、健康面等の不安や不満が多く見られるように厳しい労働環境にあり、定着率が低いこと等、雇用管理等の面で解決すべき問題が多いことから、介護分野を労働者にとって魅力ある職場とするために、介護労働者の雇用管理の改善等を図っていく必要がある。

(効率性)

(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援

指標1については、①受給資格者の開始した事業及び雇い入れた労働者の雇用の継続性を担保する必要がある一方、②創業に係る立ち上げの支援のため、迅速な資金供給が求められることから、支給を事業開始3か月後及び6か月後の2回に分けて半額ずつ支給する方式を採るなど、効率的に行われている。

指標2については、事業協同組合等を通じた支援を行うことにより、個別に中小企業主の取り組みを支援するものに比べ雇用管理の改善による雇用の創出等を幅広く行えたため効果的であったと考えられる。

(2) 事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防

指標3については、雇用調整を行う事業所の実情にあわせて休業・教育訓練又は出向のいずれかの雇用調整を選択することが可能であること、雇用調整を行う企業の規模に応じ、中小企業には高率助成を行っていることなどから、効率的な助成が行われている。

(3) 離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進

指標4については、支給申請について、個々の支給対象労働者ごと又は一括で行うことができ、事業者のニーズに応じて選択できるようになっており、効率的に助成を行っているところである。

(有効性)

(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援

指標1について、平成21年度においては、受給資格者創業支援助成金を利用した法人等の設立から1年経過後の平均雇用労働者数は2.0人であり、また、事業を継続している割合も97.3%と目標を達成し、概ね有効に機能していると考えます。平成22年度からは、法人等の設立後1年以内に2人以上労働者を雇い入れた場合に、上乗せ助成を行う措置を図ったところであり、さらなる政策効果が期待される。

指標2について、目標（アウトカム：22%）を上回る39.2%の求人が充足されたことから、本助成金が事業協同組合等の構成中小企業者における雇用管理の改善からなる雇用創出等に有効に機能したのと考えられる。

(2) 事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防

指標3について、本助成金を利用した事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額が利用事業所の総支給額の2.06%（10%以下）となっており、失業の予防・雇用維持のために有効かつ適正に活用されたといえる。

(3) 離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進

指標4について、離職を余儀なくされる労働者等に対して、求職活動のための休暇付与、再就職先となりうる事業所において行う職場体験講習を受講させる等の支援を行う事業主等に対し、助成金を支給することにより円滑な労働移動支援の促進を図っているところ。

しかしながら、求職活動等支援給付金にかかる離職後3か月以内の平成21年度における就職率は23.8%と目標値を下回っていることから、より有効な再就職支援に向けて方策を検討する。

(反映の方向性)

施策全体として、予算規模の適正化等の見直しを検討

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】								
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				19年度	20年度	21年度		
	1. 受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が法人等を設立し、雇用保険適用事業所となった日から1年経過後に雇用している							
	① 平均労働者数	(人)		2	1.9	2	2人以上 (21年度)	
	② 事業継続割合	(%)		97.4	97.3	97.3	95%以 (21年度)	
	2. 中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の平均求人充足率(%)	(%)		29.3	31.7	39.2	22%以 上 (21年度)	
	3. 雇用調整助成金利用事業所のうち保険関係消滅事業所(支給した後に倒産した等の事業所)に対して支給した額	(%)		—	—	—	利用事業所の総支給額の10%以下 (21年度)	※助成金の利用後に、保険関係消滅事業所が判明するまで期間を要するため、現時点では18年度までしか判明しない。
	4. 求職活動等支援給付金による離職後3か月以内の就職率	(%)		34.1	35	23.8	34%以 上 (21年度)	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)			

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること		評価方式	実績	番号	IV-3-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	102,153,353	206,105,885	158,932,477	167,902,406		
	<95,382,005>	<91,623,631>	<76,953,086>	<71,437,049>		
（ 補 正 後 ）	256,919,003	665,383,581	-			
	<95,382,005>	<91,623,631>	-			
前年度繰越額（千円）	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	256,919,003	665,383,581				
	<95,382,005>	<91,623,631>				
支出済歳出額（千円）	241,629,738	526,296,070				
	<95,166,484>	<91,340,696>				
翌年度繰越額（千円）	<0>	<0>				
不用額（千円）	15,289,265	139,087,511				
	<215,521>	<282,935>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	特になし					
評価結果の予算要求等 への反映状況	事業の実施状況等を踏まえ、効率的な運用を図ることなどで、予算規模の縮小を検討しているが、早急な対策が求められている分野については拡充を図るなど、施策目標の達成に向け、メリハリをつけた措置を講じてたところ。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること						番号	Ⅳ－３－１	(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	高齢者等雇用安定・促進費	高年齢者等就業機会確保事業の実施等に必要な経費		25,720,120	27,767,573	▲ 129,600
	A	2	一般	厚生労働本省	高齢者等雇用安定・促進費	高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費		857,224	573,324	
	A	3	一般	都道府県労働局	高齢者等雇用安定・促進費	高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費		10,769,794	10,884,403	
	A	4	労働保険特別	雇用勘定	高齢者等雇用安定・促進費	高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費		121,585,339	128,677,106	▲ 381,191
	小計							158,932,477	167,902,406	▲ 510,791
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
対応表において○ となっているもの	C	1								
	C	2								
	C	3								
	C	4								
対応表において◇ となっているもの	D	1	労働保険特別会計	雇用勘定	独立行政法人雇用・能力開発機構運営費	独立行政法人雇用・能力開発機構運営費交付金に必要な経費		< 61,946,066 >	><	
	D	2	労働保険特別会計	雇用勘定	独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費	独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備に必要な経費		< 1,195,752 >	><	
	D	3	労働保険特別会計	雇用勘定	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費交付金に必要な経費		< 13,811,268 >	< 69,728,734 >	
	D	4	労働保険特別会計	雇用勘定	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援施設整備に必要な経費		<	< 1,708,315 >	
	小計							<76,953,086> の内数	<71,437,049> の内数	
合計							158,932,477 <76,953,086> の内数	167,902,406 <71,437,049> の内数	▲ 510,791	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること					番号	Ⅳ－３－１		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）＋（C）－重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減				
定年引上げ等奨励金	A	4	5,535,547	11,903,465	6,367,918	△ 64,105	△ 64,105	△ 64,105	政策評価や行政事業レビューを踏まえ、実績が低調な高年齢者雇用モデル企業助成金について、廃止した。
「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト	A	4	319,273	181,582	△ 137,691	△ 137,691		△ 137,691	省内事業仕分けの結果及び実績を踏まえ、予算の減額要求を行った。
障害者雇用促進関係経費	A	4	644,689	741,401	96,712	△ 52,926		△ 52,926	行政事業レビューを踏まえ、一部相談員の整理統合を行った。
障害者試行雇用奨励金	A	1	993,600	864,000	△ 129,600	△ 129,600		△ 129,600	執行状況等を踏まえ、予算の減額要求を行った。
高校新卒者等に対する就職支援	A	3	2,681,497	4,038,650	1,357,153	△ 1,840		△ 1,840	行政事業レビューを踏まえた削減をしたが、学卒者の就職環境が非常に厳しいため、昨年度の緊急経済対策等を踏まえて、対策を強化する必要があったこと、「高校生等の職業意識形成支援」を整理・統合したことから、予算の増額要求を行った。
フリーター等正規雇用化支援事業	A	3	1,239,943	1,732,393	492,450	△ 39,202		△ 39,202	行政事業レビューを踏まえ、事業の見直しを行ったところであるが、成長戦略において、フリーター数半減等が盛り込まれたこと等を踏まえ、施策を強化した。
ホームレス等就業支援事業	A	3	441,951	440,208	△ 1,743	△ 26,583		△ 26,583	過去の実績平均を踏まえ、職場体験講習の受講見込者数を見直した。
日系人就職支援プログラム	A	3	149,434	90,590	△ 58,844	△ 58,844		△ 58,844	相談件数等を踏まえ、相談員数を見直し、予算の減額要求を行った。
合計						△ 510,791	△ 64,105	△ 510,791	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成２２年８月

担当部局名：職業安定局

政策名	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること	番号	Ⅳ－３－１
政策の概要	人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組む必要がある。 このような観点から、 （１）高齢者等の雇用の安定・促進 （２）障害者の雇用の安定・促進 （３）若年者の雇用の安定・促進 （４）就職困難者等の円滑な就職支援 といった労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図るための諸施策を講じているところである。		
	【評価結果の概要】 （総合的評価） （１）高齢者等の雇用の安定・促進 当該施策中目標に係る指標（希望者全員が65歳まで働ける企業の割合）は、平成22年度末までに50％とすることを目標とし、平成25年3月までにさらなる普及に努めることとされている。これらの施策については、当該目標達成に向けて、有効・効率的に取り組んでいるところであり、高齢者雇用の安定・促進のために、今後も引き続き継続していく必要がある。 （２）障害者の雇用の安定・促進 平成21年6月1日現在の民間企業の実雇用率が1.63％となっており、法定雇用率の1.8％を下回っているものの、厳しい雇用情勢の中でも、障害者雇用は進展が見られる。（平成21年障害者雇用状況報告による）法定雇用率の1.8％を下回っているものの、引き続き、法定雇用率の達成に向けた事業主指導を徹底して実施する必要があるが、その際、実雇用率が大企業に比べて低い水準にある中小企業に対する雇用率達成指導の充実強化を図るとともに、未達成企業を対象とした集団指導を行うなどの取組を着実に実施する必要がある。 また、精神障害者や発達障害者などの新規求職申込件数が増加していることから、それらの障害特性に応じたきめ細やかな支援の充実を図る必要がある。特に精神障害者については、その新規求職申込件数の増加などを背景として、平成22年度に精神障害者雇用安定奨励金を創設した。これにより、カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場作りを行った事業主に対して、支援を行っている。今後とも引き続き、障害者の雇用の安定・促進に向け、取り組んでいく必要がある。 （３）若年者の雇用の安定・促進 雇用失業情勢の悪化に伴い、若年者の就職環境が厳しくなり安定した雇用の確保が懸念される状況を踏まえ、平成22年度においては、フリーター等が安定した職に就くことを目的とした「フリーター等正規雇用化プラン」の推進などにより、若年者の一層の雇用の安定・促進に向けた取り組みを進める必要がある。 （４）就職困難者等の円滑な就職支援 特定求職者雇用開発助成金については、当該助成金支給後の事業主都合離職割合が対象ではない者の事業主都合離職割合以下とすることを施策中目標に係る指標としており、上記のとおり当該目標を達成したこと、有効性及び効率性の観点から就職困難者の円滑な再就職を図る上で良好に機能している。 しかしながら、昨今の雇用失業情勢の悪化に伴い、中小企業事業主における就職困難者等の新規雇用の意欲の低下が懸念されたため、平成２１年度には、中小企業事業主の就職困難者の新規雇用に係る助成金の支給額を増額し、就職困難者等の新規雇用の雇用機会の増大に係る支援の拡充を図ったところであり、今後においても引き続き就職困難者の雇用機会の増大に向けた取り組みを行う必要がある。 （必要性） （１）高齢者等の雇用の安定・促進 少子高齢化が急速に進行し、近い将来、社会を支える労働力人口が大幅に減少することが懸念されている中で、今後我が国の経済・社会の活力を維持していくためには、高齢者が長年培った知識や経験を活かし、意欲と能力のある限り社会の支え手として活躍し続けることができる社会を実現することが必要不可欠である。 また、高齢者の生活の安定のためには、公的年金の支給開始年齢が、平成25年度には定額部分が65歳に引き上げられ、報酬比例部分の引上げが始まることも踏まえ、60歳台前半における働く場の確保が重要な課題となっている。 このような中で、高い就労意欲を有する高齢者が長年培ってきた知識と経験を活かし、社会の支え手として生き生きと活躍し続けることができる環境を社会全体で築きあげることで、我が国経済社会の活力の維持を図ることが必要である。 以上を踏まえ、高齢者の安定した雇用の確保等を図るために、①事業主に対する定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の廃止のうちのいずれかの措置による年金支給開始年齢までの高齢者雇用確保措置の義務付け、②高齢者の再就職の促進に関する措置、③定年退職者等に対する臨時的かつ短期的又は軽易な就業等の機会の確保に関する措置の充実を図ること、等を内容とした法改正が行われ、（「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年法律第103号）これに基づくものの他、知識・経験を生かして雇用の継続を希望する高齢者のニーズに応えるため、希望者全員が65歳まで働ける企業の普及に努める等の高齢者の雇用対策に取り組んでいるところ。 （２）障害者の雇用の安定・促進 障害者の雇用については、平成21年6月1日現在の民間企業の実雇用率が、1.63％と前年比0.04ポイント上昇し、就職件数も前年度比1.8％増の45,257件であるなど、厳しい雇用情勢の中においても進展がみられる。 また、平成21年度のハローワークにおける新規求職申込件数は、前年度比5.1％増の125,888件であり、障害者の方々の「働きたい」という意欲は一層の高まりをみせている。 このように、障害者の雇用情勢の一定の改善はみられるものの、中小企業の実雇用率は低い水準であり、又、雇用率の達成企業割合も全体で45.5％であるなど、引き続き厳しい状況であることから、障害者の雇用機会の確保と促進のための取組を進める重要性は以前にも増して高いものであると考えられる。 また、近年、精神障害者や発達障害者などの新規求職申込件数が増加しており、それらの障害特性が様々であることから、その雇用管理も困難であり、一人ひとりの特性に応じたきめこまやかな支援を行う必要がある。 さらに、障害者雇用納付金制度の対象事業主が拡大されること及び短時間労働者が障害者雇用率制度の対象となること等を内容とした「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（平成20年法律第96号）が、平成21年４月から段階的に施行されており、企業に対する雇用率達成指導を強化する等障害者の雇用機会の確保を図る必要がある。 資料出所：「職業安定局調べ」「平成21年障害者雇用状況報告」		

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

(3) 若年者の雇用の安定・促進
若年者の雇用情勢については、失業率については、年齢計に比べて相対的に高い水準で推移するとともに、平成22年3月卒業の高校生の就職内定率は93.9%（平成22年3月末現在）と前年同期に比べ1.7ポイント低下し、平成22年3月卒業の大学生の就職率は91.8%（平成22年4月1日現在）と前年同期に比べ3.9ポイント低下している。
また、フリーターの数については、平成15年の217万人をピークに5年連続で減少したものの、平成21年には6年ぶりに増加している。以上の現状を踏まえれば、将来を担う若年者の雇用の安定を促進するための取組を進める必要性は依然として高いものであると考えられる。

(参考)
・フリーター数（平成21年） 178万人(対前年比8万人増)
・失業率（平成21年）
15～24歳 9.1% (対前年比1.9ポイント増)
25～34歳 6.4% (対前年比1.2ポイント増)
年齢計 5.1% (対前年比1.1ポイント増)
資料出所：総務省「労働力調査（基本集計／詳細集計）」 厚生労働省「職業安定業務統計」

(4) 就職困難者等の円滑な就職支援
高齢者、障害者、ホームレス、母子家庭の母等の就職困難者については、例えば、高齢者（60歳以上65歳未満）の平成20年度平均の完全失業率（労働力調査（総務省統計局）による）が4.3%（年齢計4.0%）となるなど、依然として高水準で推移し、職業安定業務統計（厚生労働省職業安定局）による同年度平均の有効求人倍率も0.77倍（年齢計0.74倍）と極めて低いものである。
さらに、福祉行政報告例（厚生労働省統計情報部）によると、近年、生活保護受給者は大幅な増加傾向にあり（約66万世帯（平成10年）、約131万世帯（平成21年））、受給期間の長期化や、その抱える問題の多様化がみられる状況にある。
また、児童扶養手当受給者（母子家庭）についても増加傾向（約62万人（平成7年）、約102万人（平成21年））にある。
平成22年1月実施のホームレスの実態に関する全国調査（厚生労働省社会・援護局）の結果によると、すべての都道府県でホームレスが確認され、全国でのホームレスの数は、13,124人となっている。また、19年1月実施の調査によるとホームレスとなった主な理由として、「仕事が減った」が31.4%、次いで「倒産・失業」が26.6%と仕事関係が多くを占めており、ホームレスとなる原因は、現下の厳しい経済情勢であると考えられる。
ホームレスの高齢化、路上生活の長期化、就労自立の意欲の低下が指摘されているところであるが、今後の望む生活については、「きちんと就職して働きたい」が35.9%となっており、就業機会の確保を望む者が多数いることが確認されている。

平成20年秋以降の厳しい雇用情勢の中で、解雇や雇い止め等の離職に伴ってそれまで入居していた社員寮等からの退去を余儀なくされる等により、住居を喪失する離職者が依然として発生している。
これらの者は、ひとたび住居を喪失すると、就職活動が困難となり、安定就労への再就職が困難となることから、その再就職を支援するためには、迅速に住居の確保を図ることが必要である。

以上の現状を踏まえれば、これらの就職困難者等に対する就職支援の必要性は高いと考えられる。

外国人の雇用対策については、東京、愛知及び大阪に外国人雇用サービスセンターを設置して対応し、来所する外国人留学生の新規求職件数は年々増加（H18：4,926人、H19：5,957人、H20：6,680人（業務取扱状況報告（職業安定局調べ）））している。このため、留学生を中心とした専門的・技術的分野の外国人労働者からの需要は高いと言える。

日系人重点支援地域の公共職業安定所9所（群馬局太田所、長野局松本所、岐阜局大垣所、美濃加茂所、静岡局浜松所、愛知局豊橋所、豊田所、刈谷所、三重局四日市所）に来所する外国人の新規求職件数は年々増加（H18：3,452人、H19：4,786人、H20：24,585人（業務取扱状況報告（職業安定局調べ）））している。このため、引き続き日系人労働者に対する就職支援を実施する必要性は高いと言える。

深刻な経済危機の中で、製造業を中心とした雇用調整により離職を余儀なくされた非正規労働者等については、失業期間が長期化することが懸念される。このため、非正規労働者など、十分な技能及び経験を有さない求職者に対する再就職支援を強化する必要があり、実習型雇用等を通じた正規の雇入れの促進を図るほか、民間職業紹介事業者を活用し、長期失業者や住居を喪失し就職活動が困難な者に対する再就職支援の強化等を図っている。

(有効性)
(1) 指標1について(高齢者等の雇用の安定・促進関連)
高年齢者等職業安定対策基本方針（平成21年厚生労働省告示第252号）に基づき、希望者全員が65歳まで働ける企業の割合を平成22年度末までに50%とすることを目標としたことを踏まえ、平成21年度においてはその割合を48%とすることを目指し、取組を実施した。実績については平成22年度高年齢者雇用状況報告により把握するが、平成21年度と同報告では、希望者全員が65歳まで働ける企業の割合が44.6%と前年比5.6ポイント増加しており、平成22年度と同報告においてもさらなる増加が見込まれるため、施策目標の達成に向けて進展があったと評価できる。
(2) 指標2について(障害者の雇用の安定・促進関連)
平成21年度のハローワークにおける就職率は、現下の厳しい雇用情勢により対前年度比0.3ポイント減の16.8%でした。しかしながら一方で、ハローワークにおける就職件数は過去2番目に高い45,257件であり、特に、平成21年度の下半期においては、厳しかった上半期と比べ、大幅に持ち直しています。またトライアル雇用事業を始めとした他の個別目標は達成していることから（5（2）参照）、トライアル雇用事業等を活用した障害者に対するきめ細やかな職業相談・職業紹介が効果的かつ効率的に実施されたものと考えられる。
(3) 指標3について(若年者の雇用の安定・促進関連)
平成21年のフリーター数については、6年ぶりに増加し、若年者の就職環境は厳しい状況となっている。こうした状況を踏まえ、フリーター等が安定した職業に就くことができるよう支援を行うことは一層重要となっている。平成21年度においては、ハローワークにおける職業紹介により約25.6万人が正規雇用を実現したところであり、設定目標の22.7万人を上回る結果となった。これは、一人ひとりの課題に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介等による支援が、若年者の雇用の安定に向けた手段として有効に機能していると評価できる。
(4) 指標4について(就職困難者等の円滑な就職支援関連)
特定求職者雇用開発助成金においては、平成21年度には当該助成金の対象者の事業主都合離職割合（1.9%）が同時期における対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合（3.5%）以下となっており、施策目標を上回る効果を出している。このように、就職困難者等の事業主都合による離職率が低く抑えられていることで、就職困難者等の雇用の安定等を図ることに寄与していると考えられる。

	(有効効率性) (1) 指標1について(高齢者等の雇用の安定・促進関連) 改正高齢法により、事業主に対して、65歳までの雇用確保措置の実施が義務づけられたところですが、その具体的な実施については、労使間合意に基づく事業主の自主的取組が基本となっている。 これを推進していくために、各都道府県労働局及び公共職業安定所による雇用確保措置の実施状況及び企業規模に応じた重点的な指導のほか、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の高年齢者雇用アドバイザー等による技術的な相談・援助や定年引上げ等奨励金の活用による事業主への助成措置を行うにより、事業主の負担を軽減しつつ、自主的な取組を促すことで効率的な事業を行っている。 また、65歳までの雇用基盤の確立と「70歳まで働ける企業」の創出を確実に図るための取組を総合的に推進するため、労働局が事業主団体等に対し、傘下企業への情報、ノウハウの提供及び制度導入の働きかけを行う事業を委託することにより、事業主団体の傘下企業への影響力を活用するなど、効率的に取組を進めている。 (2) 指標2について(障害者の雇用の安定・促進関連) トライアル雇用事業においては、前年度と比べ開始者数及び常用雇用移行率が上昇しているにもかかわらず、決算額では前年度を下回っており、障害者就業・生活センター事業でも前年度と比べ就職件数が伸びているものの、1件あたりの費用は低下している所であり、効率的な事業の実施となっている。 また、障害者の「福祉から雇用へ」を進めるため、これまでも雇用・福祉・教育等の関係機関が就労支援に関して連携して、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を一体的に行う「チーム支援」を実施しており、効率的に取り組むことができたものと評価できる。 (3) 指標3について(若年者の雇用の安定・促進関連) フリーターをはじめとする若年者の雇用の安定を促進するためには、①早い段階から職業理解を促進し、学校から職業への円滑な移行を図ること、②フリーター一人ひとりの抱える課題に応じて必要な支援を行い、正規雇用化を図ることが不可欠だが、①については、学校との密接な連携による高校新卒者等に対する就職支援、②については、フリーター等常用就職支援事業や若年者等トライアル雇用事業など、ハローワークにおいて、フリーターをはじめとする若年者の個々のニーズに応じ、各種就職支援施策を組み合わせて提供できるなど、効率的に取り組むことができたものと評価できる。 (4) 指標4について(就職困難者等の円滑な就職支援関連) 特定求職者雇用開発助成金は、就職困難者の雇い入れにつき、その困難さ度合いに応じて助成率を変更することとしている。そのため必要に応じた負担のみで、指標においては目標を大きく上回る実績を達成することを実現しており、効率的であると言える。 (反映の方向性) 施策全体として、予算規模の適正化等の見直しを検討 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																																		
	<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr><tr><td rowspan="3"></td><td>希望者全員が65歳まで働ける企業の割合</td><td>(%)</td><td></td><td>37</td><td>39</td><td>44.6</td><td>48%以上 (21年度)</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td>公共職業安定所における就職率(障害者)</td><td>(%)</td><td></td><td>17.5</td><td>17.1</td><td>16.8</td><td>前年度実績以上 (21年度)</td></tr><tr><td>ハローワークの職業紹介により正規雇用に結びついたフリーター等の数</td><td>(万人)</td><td></td><td>17.2</td><td>18</td><td>25.6</td><td>22.7万人 (21年度)</td></tr><tr><td></td><td>特定求職者雇用開発助成金の支給終了から1年後における支給対</td><td>(%)</td><td></td><td>1.6 (3.4)</td><td>1.5 (3.3)</td><td>1.9 (3.5)</td><td>当該助成金支給終了から1年後の事業主都 (21年度)</td><td>※指標の上段は支給対象労働者に係る支給終了後1年経過後の事業主都合離職割合、下段(括弧内)は同時期における雇用保険被保険者の事業主都合離職割合である。</td></tr></table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度		希望者全員が65歳まで働ける企業の割合	(%)		37	39	44.6	48%以上 (21年度)		公共職業安定所における就職率(障害者)	(%)		17.5	17.1	16.8	前年度実績以上 (21年度)	ハローワークの職業紹介により正規雇用に結びついたフリーター等の数	(万人)		17.2	18	25.6	22.7万人 (21年度)		特定求職者雇用開発助成金の支給終了から1年後における支給対	(%)		1.6 (3.4)	1.5 (3.3)	1.9 (3.5)	当該助成金支給終了から1年後の事業主都 (21年度)	※指標の上段は支給対象労働者に係る支給終了後1年経過後の事業主都合離職割合、下段(括弧内)は同時期における雇用保険被保険者の事業主都合離職割合である。
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																						
					19年度	20年度	21年度																																												
		希望者全員が65歳まで働ける企業の割合	(%)		37	39	44.6	48%以上 (21年度)																																											
		公共職業安定所における就職率(障害者)	(%)		17.5	17.1	16.8	前年度実績以上 (21年度)																																											
		ハローワークの職業紹介により正規雇用に結びついたフリーター等の数	(万人)		17.2	18	25.6	22.7万人 (21年度)																																											
		特定求職者雇用開発助成金の支給終了から1年後における支給対	(%)		1.6 (3.4)	1.5 (3.3)	1.9 (3.5)	当該助成金支給終了から1年後の事業主都 (21年度)	※指標の上段は支給対象労働者に係る支給終了後1年経過後の事業主都合離職割合、下段(括弧内)は同時期における雇用保険被保険者の事業主都合離職割合である。																																										
	関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)																																													

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保証等を図ること		評価方式	実績	番号	IV-4-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	1,485,294,652	1,579,776,939	2,679,016,913	2,253,605,538		
	<161,188,500>	<160,174,500>	<301,039,500>	<246,595,500>		
（ 補 正 後 ）	1,485,294,652	2,260,461,224				
	<161,188,500>	<589,513,500>				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	1,485,294,652	2,260,461,224				
	<161,188,500>	<589,513,500>				
支出済歳出額（千円）	1,349,592,338	1,980,506,363				
	<161,188,500>	<589,513,500>				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	135,702,314	279,954,861				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	特になし					
評価結果の予算要求等 への反映状況	雇用保険制度については、現下の雇用失業情勢を踏まえ、平成22年雇用保険法改正において、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就職支援の強化を重点にも直しを行ったところであり、引き続き適正な業務運営を徹底する。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保証等を図ること						番号	Ⅳ－４－１		(千円)		
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額			
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額				
対応表に おいて● となっているもの	A	1	労働保険特別	雇用勘定	失業等給付費	失業等給付に必要な経費	2,679,016,913		2,253,605,538			
	A	2										
	A	3										
	A	4										
	小計						2,679,016,913		2,253,605,538			
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1	一般	厚生労働本省	失業等給付費等労働保険特別会計雇用勘定への繰入	失業等給付費等の財源の労働保険特別会計へ繰入れに必要な経費	< 301,039,500 >		< 246,595,500 >			
	B	2										
	B	3										
	B	4										
	小計						<301,039,500> の内数		<246,595,500> の内数			
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >		< >			
	C	2					< >		< >			
	C	3					< >		< >			
	C	4					< >		< >			
	小計						の内数		の内数			
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >		< >			
	D	2					< >		< >			
	D	3					< >		< >			
	D	4					< >		< >			
	小計						の内数		の内数			
合計							2,679,016,913		2,253,605,538			
							<301,039,500> の内数		<246,595,500> の内数			

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成２２年８月

担当部局名：職業安定局

政策名	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること	番号	Ⅳ－４－１																																																											
政策の概要	労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために失業等給付を支給する。																																																													
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																																													
	（総合的評価） 雇用失業情勢の悪化を受け、平成２１年度の受給者実人員（年度月平均）は971千人と前年度より62.5%増加しており、基本手当給付額も前年度より増加する見込みである。そのような状況も踏まえ、現在暫定的に引き下げられている失業等給付に係る国庫負担について、平成２３年度以降については、安定した財源を確保した上で、国庫負担を本則（１／４）に戻す旨が平成２２年改正雇用保険法に盛り込まれており、本則復帰に取り組んでいくこととしている。 加えて、平成22年雇用保険法改正（当初予算関連）において、 ① 非正規労働者の適用基準を緩和し、適用範囲を拡大 ② 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善 等のセーフティネット機能等の強化を図ったところであり、今後はこれらの制度を適正に運営していくため、周知等を含めた円滑な施行に取り組んでいくこととしている。																																																													
	（必要性） 雇用保険制度は特に厳しい経済状況下で大きな役割を果たすべき雇用のセーフティネットであり、セーフティネット機能を強化しつつ、安定的な財政運営を確保する必要がある。																																																													
	（効率性） 雇用保険制度については、労働政策審議会において、費用負担者である、労働者・使用者の意見も伺いながら、効率的・効果的な制度設計ができるよう努めている。 また、平成２２年度からは、適用範囲の拡大に伴い、被保険者資格取得届に係る添付書類を提出不要とするなど、事業主の負担軽減を通じた効率的な業務運営を図っている。																																																													
	（有効性） 平成２１年度は厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化を重点に、平成２１年度雇用保険法改正により、以下の見直しを行った。 ①非正規労働者の適用基準を緩和し、適用範囲を拡大 ②雇止めの場合の受給要件の緩和 ③再就職の支援が必要な方に対する給付日数を６０日分延長する個別延長給付の創設 ④失業等給付に係る雇用保険料率を平成２１年度に限り、０．４％引き下げ（１．２％→０．８％） また、失業等給付に係る収支状況については、雇用失業情勢の悪化により、平成２１年度には約０．８兆円の単年度赤字が生じることが見込まれ、平成２２年度以降も引き続き単年度赤字が見込まれていた。そのため、雇用保険財政の安定的運営を確保するため、平成２２年度雇用保険法改正（補正予算関連）により、第二次補正予算において、失業等給付に係る国庫負担として、3,500億円の一般財源を追加投入した。 これにより、当面の雇用保険制度の安定的運営が確保され、必要な給付に支障を来すことはなかった。 加えて、厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化を図るため、雇用保険の適用範囲の拡大等を内容とした平成２２年雇用保険法改正（当初予算関連）が平成２２年３月３１日に成立した（一部を除き、同年４月１日施行）。 これにより、セーフティネット機能の更なる強化が図られた。																																																													
（反映の方向性） 施策全体として、予算規模の適正化等の見直しを検討																																																														
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																																														
<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr><tr><td rowspan="4"></td><td>収入額</td><td>(億円)</td><td></td><td>22,214</td><td>22,896</td><td>集計中</td><td></td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>うち保険料</td><td>(億円)</td><td></td><td>19,402</td><td>19,664</td><td>集計中</td><td></td></tr><tr><td>支出額</td><td>(億円)</td><td></td><td>14,917</td><td>15,907</td><td>集計中</td><td></td></tr><tr><td>うち失業等給付費</td><td>(億円)</td><td></td><td>12,598</td><td>13,496</td><td>集計中</td><td></td></tr><tr><td></td><td>積立金残高</td><td>(億円)</td><td></td><td>41,535</td><td>48,832</td><td>55,821</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>不正受給の件数</td><td>(件)</td><td></td><td>7,346</td><td>7,101</td><td>8,442</td><td>前年度以下</td><td></td></tr></table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度		収入額	(億円)		22,214	22,896	集計中			うち保険料	(億円)		19,402	19,664	集計中		支出額	(億円)		14,917	15,907	集計中		うち失業等給付費	(億円)		12,598	13,496	集計中			積立金残高	(億円)		41,535	48,832	55,821				不正受給の件数	(件)		7,346	7,101	8,442	前年度以下	
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実 績 値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																																	
			19年度	20年度	21年度																																																									
	収入額	(億円)		22,214	22,896	集計中																																																								
	うち保険料	(億円)		19,402	19,664	集計中																																																								
	支出額	(億円)		14,917	15,907	集計中																																																								
	うち失業等給付費	(億円)		12,598	13,496	集計中																																																								
	積立金残高	(億円)		41,535	48,832	55,821																																																								
	不正受給の件数	(件)		7,346	7,101	8,442	前年度以下																																																							

別紙(13－4)

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等 内閣の重要政策(主なもの)			

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	多様な職業能力開発の機会を確保すること		評価方式	総合・実績事業	番号	V-1-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
	42,629,963	55,602,425	56,748,059	58,255,017		
	<78,634,041>	<74,679,358>	<63,141,818>	<58,061,202>		
	44,354,118	415,178,565	56,748,059			
(補正後)	<78,634,041>	<74,679,358>	<63,141,818>			
前年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	44,354,118	415,178,565				
	<78,634,041>	<74,679,358>				
支出済歳出額（千円）	42,018,977	404,685,538				
	<78,418,672>	<74,396,423>				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
不用額（千円）	2,335,141	10,493,027				
	<215,369>	<282,935>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	・公共職業訓練（離職者訓練・委託訓練）の修了者における就職率（65%以上/平成21、22年度） ・公共職業訓練（離職者訓練・施設内訓練）の修了者における就職率（80%以上/平成21、22年度）					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける一方で、執行状況等を勘案し要求額を見直していく。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	施策目標の達成に必要な要求額を確保しつつ、執行状況等を勘案し、見直すべきところは見直している。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	多様な職業能力開発の機会を確保すること						番号	V－1－1		(千円)		
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額			
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額				
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般会計	厚生労働本省	職業能力開発強化費	職業能力開発の強化に必要な経費	3,348,472	3,347,289	▲ 1,347			
	A	2	一般会計	厚生労働本省	職業能力開発強化費	職業能力開発の強化の推進に必要な経費	14,359	11,631	▲ 1,817			
	A	3	労働保険特別会計	雇用勘定	職業能力開発強化費	職業能力開発の強化に必要な経費	53,385,228	54,896,097	▲ 813,486			
	A	4										
	小計						56,748,059 の内数	58,255,017 の内数	▲ 816,650			
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1										
	B	2										
	B	3										
	B	4										
	小計						の内数	の内数				
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >	< >				
	C	2					< >	< >				
	C	3					< >	< >				
	C	4					< >	< >				
	小計						の内数	の内数				
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1	労働保険特別会計	雇用勘定	独立行政法人雇用・能力開発機構運営費	独立行政法人雇用・能力開発機構運営費交付金に必要な経費	< 61,946,066 >	>< >				
	D	2	労働保険特別会計	雇用勘定	独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費	独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備に必要な経費	< 1,195,752 >	>< >				
	D	3	労働保険特別会計	雇用勘定	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費交付金に必要な経費	< >	< 56,522,116 >				
	D	4	労働保険特別会計	雇用勘定	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援施設整備に必要な経費	< >	< 1,539,086 >				
							<63,141,818> の内数	<58,061,202> の内数				
合計							56,748,059 <63,141,818> の内数	58,255,017 <58,061,202> の内数	▲ 816,650			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	多様な職業能力開発の機会を確保すること					番号	V－1－1		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)＋(C)－重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
能力開発基本調査費	A	1	49,812	48,629	△ 1,183	△ 1,347		△ 1,347	執行状況等を踏まえ、通信運搬費等を削減
ものづくり白書	A	2	5,338	3,521	△ 1,817	△ 1,817		△ 1,817	執行状況等を踏まえ、印刷製本費等を削減
能力開発対策事業費	A	3	57,183	51,026	△ 6,157	△ 6,157		△ 6,157	執行実績を踏まえて消耗品費等の要求額を見直したことによる減
離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの展開	A	3	29,526,825	31,541,285	2,014,460	△ 309,251		△ 309,251	一部の訓練定員の減等による削減
認定職業訓練助成事業費	A	3	953,086	1,219,575	266,489	△ 42,956		△ 42,956	事業実績を勘案し補助対象訓練生数を見直したことによる削減。
全国団体等認定職業訓練特別助成金	A	3	49,683	60,375	10,692	△ 2,906		△ 2,906	事業実績を勘案し補助対象訓練生数を見直したことによる削減。
教育訓練講座受講環境整備事業費	A	3	144,976	135,426	△ 9,550	△ 9,550		△ 9,550	事業費のうち、主に印刷物の部数等を実績に基づき積算を行い削減。
キャリア・コンサルティング普及促進事業	A	3	79,270	112,229	32,959	△ 430		△ 430	講習講師の謝金単価等を見直したことによる削減。
幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な職業能力評価制度の整備	A	3	261,278	291,010	29,732	△ 4,917		△ 4,917	実績を鑑み、職業能力評価基準の策定業種数の削減（7→5業種）
「ジョブ・カード制度」普及促進事業	A	3	2,589,733	2,325,214	△ 264,519	△ 437,089		△ 437,089	執行状況を踏まえ、事務管理費等を見直したことによる減
キャリア形成のためのポータルサイトの運営	A	3	41,819	41,589	△ 230	△ 230		△ 230	執行状況等を踏まえ、諸謝金等を削減。
合計						△ 816,650		△ 816,650	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名:職業能力開発局

政策名	多様な職業能力開発の機会を確保すること	番号	V－1－1																												
政策の概要	1 目的等 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 2 根拠法例等 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）																														
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																														
	（総合的評価） 公共職業訓練（離職者訓練）の修了者の就職率については、厳しい雇用失業情勢の影響もあり前年度実績を下回ったものの、目標達成率は90％を超えており、公共職業訓練の実施は、新たな知識・技能の習得を通じた再就職の促進を図る上で、引き続き有効な施策であると評価できる。 多様な職業訓練機会の確保に当たっては、 ①企業が行う人材育成に対する支援、 ②技能検定の実施による労働者の技能習得意欲の増進及び労働者の社会的地位の向上、 ③能力評価制度の整備を通じた労働市場で共通的に通用する職業能力の評価基準の策定 ④労働者個人のキャリア形成を促進するためのキャリア・コンサルティング機能の強化 など、職業能力を活かすための環境整備に取り組む必要があるが、これらの施策についても概ね前年度と同様の実績をあげており、これらの施策を実施することで、職業能力を発揮する環境整備に一定程度の効果があったものと考えられる。また、昨今、厳しい雇用失業情勢が続いており、雇用調整により離職を余儀なくされた非正規労働者等については、その失業期間が長期化していくことが懸念されている。このため、平成21年度補正予算において「緊急人材育成・就職支援基金」を創設し、雇用保険を受給できない方に対して、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行う「緊急人材育成支援事業」を実施しているところである。 このように、多様な職業訓練の機会を確保し、その能力を十分に発揮するためには、公共職業訓練等を通じた職業能力の向上を図るとともに、それを生かすための環境整備を併せて実施していく必要があることから、今後とも効果的な施策の実施に努めていく。																														
	（必要性） 少子高齢化が急速に進行し、人口減少社会に突入した我が国において、経済社会を将来にわたって持続可能なものとしていくためには、一人ひとりの能力を高め生産性を向上させていくことが不可欠である。 さらに、最近の我が国の雇用失業情勢の悪化を踏まえ、新たな知識・技能の修得を通じた離職者等の再就職が促進されるよう、フリーターや母子家庭の母、子育て終了後の女性等、これまで職業能力開発形成機会に恵まれなかった方に対して、ジョブ・カード制度の活用、離職者訓練の拡充等万全な措置を取ることが求められている。 また、専門的・技術的職業の割合の増加や職務内容の高度化・多様化などが進む中で、労働者の職業能力を適正に評価して企業が求める職業能力と労働者の持つ職業能力とのミスマッチを抑制することの重要性が高まるとともに、職業生活の長期化等を背景として、働く者自らが職業生活設計を行う傾向が強まる中で、キャリア・コンサルティングの重要性が増している。																														
	（効率性） 公共職業訓練（離職者訓練）は、施設内で国（（独）雇用・能力開発機構）が自ら行うとともに、都道府県が地域の実情に応じた訓練を実施するほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、民間で実施できるものについては専修学校などの民間教育訓練機関等へ委託して実施しており、都道府県や民間を効果的に活用しているという観点から、効率的な施策であると評価できる。																														
	（有効性） 公共職業訓練（離職者訓練・委託訓練）及び公共職業訓練（離職者訓練・施設内訓練）の修了者における就職率については、厳しい雇用失業情勢の影響もあり前年度実績を下回ったものの、目標達成率は90％を超えており、公共職業訓練（離職者訓練）の実施は、多様な職業能力開発の機会を確保するために引き続き有効であると評価できる。																														
	（反映の方向性） 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。																														
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																														
	<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr><tr><td rowspan="2">多様な職業能力開発の機会を確保すること</td><td>公共職業訓練（離職者訓練・委託訓練）の修了者における就職率</td><td>%</td><td>－</td><td>69.8% 【107.4%】</td><td>68.3% 【105.1%】</td><td>62.4% 【96.0%】</td><td>65% (平成21年度)</td><td rowspan="2">実績を踏まえ、それぞれの訓練ごとにアウトカム指標として就職率を設定している。</td></tr><tr><td>公共職業訓練（離職者訓練・施設内訓練）の修了者における就職率</td><td>%</td><td>－</td><td>78.5% 【98.1%】</td><td>74.5% 【93.1%】</td><td>73.9% 【92.4%】</td><td>80% (平成21年度)</td></tr></table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	多様な職業能力開発の機会を確保すること	公共職業訓練（離職者訓練・委託訓練）の修了者における就職率	%	－	69.8% 【107.4%】	68.3% 【105.1%】	62.4% 【96.0%】	65% (平成21年度)	実績を踏まえ、それぞれの訓練ごとにアウトカム指標として就職率を設定している。	公共職業訓練（離職者訓練・施設内訓練）の修了者における就職率	%	－	78.5% 【98.1%】	74.5% 【93.1%】	73.9% 【92.4%】	80% (平成21年度)
	達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実 績 値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																	
				19年度	20年度	21年度																									
多様な職業能力開発の機会を確保すること	公共職業訓練（離職者訓練・委託訓練）の修了者における就職率	%	－	69.8% 【107.4%】	68.3% 【105.1%】	62.4% 【96.0%】	65% (平成21年度)	実績を踏まえ、それぞれの訓練ごとにアウトカム指標として就職率を設定している。																							
	公共職業訓練（離職者訓練・施設内訓練）の修了者における就職率	%	－	78.5% 【98.1%】	74.5% 【93.1%】	73.9% 【92.4%】	80% (平成21年度)																								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																												
	第百七十四回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説	平成22年6月11日	非正規労働者の正規雇用化を含めた雇用の安定確保、産業構造の変化に対応した成長分野を中心とする実践的な能力育成の推進、ディーセント・ワーク、すなわち、人間らしい働きがいのある仕事の実現を目指します。																												
	新成長戦略	平成22年6月18日	ジョブ・カード取得者300万人																												

政策評価調書（個別票①－1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること		評価方式	総合(実績)事業	番号	V－2－1
歳出予算額（千円）	20年度		21年度	22年度	23年度要求額	
	(当 初)		11, 530, 010	13, 201, 560	12, 153, 118	3, 446, 408
			<78, 634, 041>	<74, 679, 358>	<63, 141, 818>	<58, 061, 202>
	(補 正 後)		11, 732, 234	14, 744, 933	12, 153, 118	
			<78, 634, 041>	<74, 679, 358>	<63, 141, 818>	
前年度繰越額（千円）	0		0			
	<0>		<0>			
予備費使用額（千円）	0		0			
	<0>		<0>			
流用等増△減額（千円）	0		0			
	<0>		<0>			
歳出予算現額（千円）	11, 732, 234		14, 744, 933			
	<78, 634, 041>		<74, 679, 358>			
支出済歳出額（千円）	10, 056, 010		13, 666, 174			
	<78, 418, 672>		<74, 396, 423>			
翌年度繰越額（千円）	0		0			
	<0>		<0>			
不用額（千円）	1, 676, 224		1, 078, 759			
	<215, 369>		<282, 935>			
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	・委託訓練活用型デュアルシステム修了者における就職率（65％以上/平成21、22年度）					
政策評価結果を受けて改善すべき点	新成長戦略に掲げられた「若者フリーター124万人」という目標を実現するため、今後も取組を行っていく一方で、執行状況等を勘案し要求額を見直していく。					
評価結果の予算要求等への反映状況	新成長戦略に掲げられた「若者フリーター124万人」という目標を実現するため、必要な要求額を確保しつつ、執行状況等を勘案し、見直すべきところは見直している。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること						番号	V－2－1		(千円)			
	予 算 科 目												政策評価結果等 による見直し額
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額					
対応表において● となっているもの	A	1	一般会計	厚生労働本省	若年者等職業能力開発支援費	若年者に対する職業能力開発の支援に必要な経費	2,768,720	2,062,380	▲ 74,200				
	A	2	一般会計	厚生労働本省	若年者等職業能力開発支援費	若年者に対する職業能力開発の推進に必要な経費	29,121	23,911	▲ 8				
	A	3	労働保険特別会計	雇用勘定	若年者等職業能力開発支援費	若年者に対する職業能力開発の支援に必要な経費	9,355,277	1,360,117					
	A	4											
	小計						12,153,118 の内数	3,446,408 の内数	▲ 74,208				
対応表において◆ となっているもの	B	1	労働保険特別会計	雇用勘定	独立行政法人雇用・能力開発機構運営費	独立行政法人雇用・能力開発機構運営費交付金に必要な経費	< 61,946,066 >	< >					
	B	2	労働保険特別会計	雇用勘定	独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費	独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備に必要な経費	< 1,195,752 >	< >					
	B	3	労働保険特別会計	雇用勘定	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費交付金に必要な経費	< >	< 56,522,116 >					
	B	4	労働保険特別会計	雇用勘定	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援施設整備に必要な経費	< >	< 1,539,086 >					
	小計						< 63,141,818 > の内数	< 58,061,202 > の内数					
対応表において○ となっているもの	C	1					< >	< >					
	C	2					< >	< >					
	C	3					< >	< >					
	C	4					< >	< >					
	小計						の内数	の内数					
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >					
	D	2					< >	< >					
	D	3					< >	< >					
	D	4					< >	< >					
							の内数	の内数					
合計							12,153,118 < 63,141,818 > の内数	3,446,408 < 58,061,202 > の内数	▲ 74,208				

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること				番号	V－2－1		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）		
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)＋(C)－重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)
地域若者サポートステーショ ン事業	A	1	1,849,860	1,951,515	101,655	△ 74,200	△ 74,200	
若年労働者対策経費	A	2	577	569	△ 8	△ 8		△ 8
合計						△ 74,208	△ 74,200	△ 8

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：職業能力開発局

政策名	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること			番号	V－2－1																							
政策の概要	1 目的等 人口減少下においても、経済の発展を将来にわたって持続可能なものとしていくため、若者をはじめとする人材の育成を進め、一人ひとりの能力を高め我が国の産業を支える人材の質を向上させる 2 根拠法例等 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）																											
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 雇用失業情勢の悪化の影響を受けながらも、委託訓練活用型デュアルシステムの就職率は目標を達成する見込みとなっている。今後も厳しい雇用情勢が続くことが見込まれるが、その中においても、各事業の拡充・強化を図り、若者の職業キャリア支援の一層の充実を図っていく必要がある。 （必要性） 現下の雇用失業情勢が依然として厳しい中、フリーター数は、6年ぶりに増加（平成21年178万人）し、いわゆる「ニート」の数は、依然として高水準で推移（平成21年63万人）している。 このため、平成22年6月18日に閣議決定された[新成長戦略]において、平成32年までの目標として、「若者フリーター数124万人」、「地域若者サポートステーション事業によるニートの就職等進路決定者10万人」が掲げられており、フリーター等への実践的な職業訓練の実施や地域若者サポートステーション等によるニート等の若者の職業的自立支援を通じて、若者の働く意欲を引き出し、その能力の向上を図り、就業に結びつけるための施策の推進が求められている。 （効率性） 民間職業訓練機関における座学と企業実習を組み合わせた委託訓練活用型デュアルシステムは、民間活力を活用した訓練であり、実施方法として効率的であると評価できる。 （有効性） 平成21年度における委託訓練活用型デュアルシステムの就職率は70.5％（暫定値）であり、目標達成率が108.5％と高水準となっている。 →若年者等が就職の実現に必要な実践的な能力を習得するために本施策を実施することは、引き続き有効と考えられる。 （反映の方向性） 新成長戦略に掲げられた「若者フリーター124万人」という目標を実現するため、今後も取組を行っていく。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 <table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr><tr><td>若年者等 に対して 段階に応じた職業 キャリア支援を講ずること</td><td>委託訓練 活 用 型 デュアル システム 修了者における就職率</td><td>%</td><td>－</td><td>76.9% 【109.9%】</td><td>72.5% 【96.7%】</td><td>70.5% (暫定値) 【108.5%】</td><td>65%以上 (平成21年度)</td><td>実績を踏まえ、アウトカム指標として就職率を設定している。</td></tr></table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	若年者等 に対して 段階に応じた職業 キャリア支援を講ずること	委託訓練 活 用 型 デュアル システム 修了者における就職率	%	－	76.9% 【109.9%】	72.5% 【96.7%】	70.5% (暫定値) 【108.5%】	65%以上 (平成21年度)	実績を踏まえ、アウトカム指標として就職率を設定している。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)					達成目標・指標の 設定根拠・考え方																
				19年度	20年度	21年度																						
若年者等 に対して 段階に応じた職業 キャリア支援を講ずること	委託訓練 活 用 型 デュアル システム 修了者における就職率	%	－	76.9% 【109.9%】	72.5% 【96.7%】	70.5% (暫定値) 【108.5%】	65%以上 (平成21年度)	実績を踏まえ、アウトカム指標として就職率を設定している。																				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)																							
	新成長戦略		平成22年6月18日閣議決定		第3章（6）雇用・人材戦略 ～「出番」と「居場所」のある国・日本～ 【2020年までの目標】 『若者フリーター数124万人、地域若者サポートステーション事業による就職等進路決定者数10万人』																							

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をする こと		評価方式	総合 [○] 実績事業	番号	V－2－2
歳出予算額（千円）	20年度		21年度	22年度	23年度要求額	
	(当 初)		7, 699, 689	7, 459, 903	7, 158, 526	7, 043, 892
			<742, 261>	<872, 768>	<868, 191>	<843, 995>
	(補 正 後)		7, 695, 167	7, 459, 650	7, 158, 526	
			<742, 261>	<872, 768>	<868, 191>	
前年度繰越額（千円）	0		0			
	<0>		<0>			
予備費使用額（千円）	0		0			
	<0>		<0>			
流用等増△減額（千円）	0		0			
	<0>		<0>			
歳出予算現額（千円）	7, 695, 167		7, 459, 650			
	<742, 261>		<872, 768>			
支出済歳出額（千円）	6, 748, 391		6, 989, 259			
	<742, 261>		<872, 768>			
翌年度繰越額（千円）	0		0			
	<0>		<0>			
不用額（千円）	946, 776		470, 391			
	<0>		<0>			
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	・ 障害者職業能力開発校の修了者における就職率（60％以上/平成21、22年度）					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	障害者職業能力開発校では、平成19年に障害者施策推進本部が決定した「重点施策実施5か年計画」に基づき、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」を重点的に受け入れているところである。 今後も引き続き、特別支援障害者の受入れを推進するとともに、障害の重度化、多様化に対応したきめ細やかな職業訓練の実施により、障害者の職業キャリア形成支援に取り組んでいく一方で、執行状況等を勘案し要求額を見直していく。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	特別支援障害者の受入れを推進するとともに、障害の重度化、多様化に対応したきめ細やかな職業訓練の実施により、障害者の職業キャリア形成支援に取り組むために必要な要求額は確保しつつ、執行状況等を勘案し、見直すべきところは見直している。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をする事						番号	V－2－2		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額		
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	一般会計	厚生労働本省	障害者等職業能力開発支援費	障害者等に対する職業能力開発の支援に必要な経費	3,065,836	2,915,005	▲ 4,545		
	A	2	一般会計	厚生労働本省	障害者等職業能力開発支援費	障害者等に対する職業能力開発の推進に必要な経費	2,721,456	2,739,509	▲ 170		
	A	3	労働保険特別会計	雇用勘定	障害者職業能力開発支援費	障害者等に対する職業能力開発の支援に必要な経費	1,371,234	843,995	▲ 7,494		
	A	4									
	小計							7,158,526	6,498,509	▲ 12,209	
							の内数	の内数			
対応表において◆ となっているもの	B	1	一般会計	厚生労働本省	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費交付金	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費交付金に必要な経費	868,191	843,995			
	B	2									
	B	3									
	B	4									
	小計							868,191	843,995		
							の内数	の内数			
対応表において○ となっているもの	C	1					<	<			
	C	2					<	<			
	C	3					<	<			
	C	4					<	<			
	小計							の内数	の内数		
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>			
	D	2					<	>			
	D	3					<	>			
	D	4					<	>			
								の内数	の内数		
合計							8,026,717	7,342,504	▲ 12,209		
							の内数	の内数			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をする事					番号	V－2－2		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)＋(C)－重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
障害者の態様に応じた多様な 委託訓練の実施	A	1	451,963	453,300	1,337	△ 4,545		△ 4,545	障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業については、執行状況を踏まえ、障害者 支援機関活用事業及び特別支援学校と連携した早期委託訓練事業の効率化を図ること により新たな訓練メニューの追加による要求額の増を抑えた
障害者職業訓練指導員経験交 流事業費	A	2	929	759	△ 170	△ 170		△ 170	障害者職業訓練指導員経験交流事業については、執行状況を踏まえ会場借料の見直 しによる削減を実施
障害者の態様に応じた多様な 委託訓練の実施	A	3	1,371,234	1,389,378	18,144	△ 7,494		△ 7,494	障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業については、執行状況を踏まえ、障害者 支援機関活用事業の効率化を図ることにより新たな訓練メニューの追加による要求 額の増を抑えた
合計						△ 12,209		△ 12,209	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：職業能力開発局

政策名	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと			番号	V-2-2																							
政策の概要	①障害者への支援を図ること 障害者の雇用促進を図ることを目的として障害者の身体的又は精神的な事情等に配慮した職業訓練等の事業を実施している。 ②母子家庭の母等への支援を図ること 「自立支援プログラム」に基づき就労支援を行う児童扶養手当受給者及び生活保護受給者に対し、民間教育訓練機関等を活用し、職業に就くための準備段階としての講習（ビジネス・マナー講習等）を実施した後、引き続き、実際の職業に必要な技能・知識を習得させるための職業訓練を実施している。																											
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 障害者職業訓練の修了者の就職率については、厳しい雇用情勢の影響を受け、目標を下回る結果となったが、障害者等の労働市場への参入を促進するとともに、就職を希望する障害者の身近な地域において、障害の態様や企業ニーズに対応した多様な職業訓練機会を提供することは、福祉から自立に向けた職業キャリアを形成する上で効果的な支援策となっている。 （必要性） 働くことを希望する障害者が、その能力を最大限に発揮でき、またそうした障害者の就労を通じた社会参加を実現、職業的自立を促進するため、障害者への身体的又は精神的な事情等に配慮した職業訓練を実施する必要がある。 「自立支援プログラム」に基づき福祉事務所を通じて職業訓練の受講を希望する児童扶養手当受給者及び生活保護受給者の職業的自立を促進するため、これらの者の特性に配慮した職業訓練を実施する必要がある。 （効率性） 定員合理化計画に基づき、管理職員の人員削減を進めている。 また、職業訓練ニーズの低下した訓練科目を廃止するとともに、障害状況等に応じた訓練科目の整備等を行い、職業訓練機会の拡大や訓練内容の拡充を図っているところである。 （有効性） 平成21年度の就職率は、ハローワークにおける障害者の就職率（36.0%）を上回ったものの、厳しい雇用失業情勢の影響により前年度実績を下回っており、特に精神障害者等の「職業訓練上特別な支援が必要な障害者」はその影響が大きく、個々の障害に応じた職業訓練を実施する必要がある。 障害者職業能力開発校における職業訓練は、障害者の労働市場への参入を促進する上で、引き続き有効な役割を果たしていると評価できるが、障害の状況に応じたより専門的な職業訓練を実施する必要がある。 （反映の方向性） 障害者職業能力開発校では、平成19年に障害者施策推進本部が決定した「重点施策実施5か年計画」に基づき、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」を重点的に受け入れているところである。 今後も引き続き、特別支援障害者の受入れを推進するとともに、障害の重度化、多様化に対応したきめ細やかな職業訓練の実施により、障害者の職業キャリア形成支援に取り組んでいく。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 <table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr><tr><td>福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと</td><td>障害者職業能力開発校の修了者における就職率</td><td>%</td><td>—</td><td>65.7% 【109.5%】</td><td>59.0% 【98.3%】</td><td>49.9% (暫定値) 【83.2%】</td><td>60%以上 (平成21年度)</td><td>実績を踏まえ、アウトカム指標として就職率を設定している。</td></tr></table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと	障害者職業能力開発校の修了者における就職率	%	—	65.7% 【109.5%】	59.0% 【98.3%】	49.9% (暫定値) 【83.2%】	60%以上 (平成21年度)	実績を踏まえ、アウトカム指標として就職率を設定している。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)					達成目標・指標の 設定根拠・考え方																
				19年度	20年度	21年度																						
福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと	障害者職業能力開発校の修了者における就職率	%	—	65.7% 【109.5%】	59.0% 【98.3%】	49.9% (暫定値) 【83.2%】	60%以上 (平成21年度)	実績を踏まえ、アウトカム指標として就職率を設定している。																				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等		年月日		記載事項（抜粋）																							

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	技能継承・振興のための施策を推進すること		評価方式	総合 ~~実績~~ 事業	番号	V－3－1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
	（ 当 初 ）	1,392,790	1,660,153	955,514	735,012	
		<0>	<0>	<0>	<0>	
	（ 補 正 後 ）	1,392,790	1,660,153	955,514		
		<0>	<0>	<0>		
前年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	1,392,790	1,660,153				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	1,374,582	1,565,990				
	<0>	<0>				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
不用額（千円）	18,208	94,163				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	・ 3 級技能検定の受検者数（前年度実績（270,914人）以上/平成 2 1、2 2 年度）					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	達成すべき目標値に実績値が到達しており、有効な実施手段や実施規模であると評価できる。今後も、執行状況等を踏まえ、効率的に施策を実施していく。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	達成すべき目標値に実績値が到達しており、有効な実施手段や実施規模であると評価できることから、引き続き要求を行う一方で、執行状況等を勘案し、見直すべきところは見直している。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	技能継承・振興のための施策を推進すること						番号	V－3－1		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額		
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表に おいて● となっているもの	A	1	労働保険特別会計	雇用勘定	技能継承・振興推進費	技能継承・振興の推進に必要な経費	955,514	735,012	▲ 129,308		
	A	2									
	A	3									
	A	4									
	小計						955,514 の内数	735,012 の内数	▲ 129,308		
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1									
	B	2									
	B	3									
	B	4									
	小計						の内数	の内数			
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					<	>			
	C	2					<	>			
	C	3					<	>			
	C	4					<	>			
	小計						の内数	の内数			
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					<	>			
	D	2					<	>			
	D	3					<	>			
	D	4					<	>			
	小計						の内数	の内数			
合計						955,514 の内数	735,012 の内数	▲ 129,308			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	技能継承・振興のための施策を推進すること					番号	V－3－1		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)＋(C)－重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
ものづくり立国の推進	A	1	955,514	735,012	△ 220,502	△ 129,308		△ 129,308	「地域・業界におけるものづくり分野の技能振興事業の推進」事業等の廃止及び各種技能競技大会等の推進事業における業務管理費の縮減等
合計						△ 129,308		△ 129,308	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：職業能力開発局

政策名	技能継承・振興のための施策を推進すること			番号	V－3－1																						
政策の概要	我が国の産業競争力の基盤となる高付加価値製品の生産、質の高いサービスの提供のために不可欠な「現場力」（ものづくりの現場をはじめ様々な現場における実践的な経験に裏打ちされた技能・技術、問題解決能力、管理能力）やそれを支える人材の育成・確保を図るための取組を総合的に推進する。																										
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																										
	（総合的評価） 目標指標である3級技能検定の受検者数が目標値を上回る水準を維持していることは、ものづくり企業の時代を担う若年者が増加していると考えられることから、技能継承・振興のための施策を推進するという施策目標を達成する上で有効かつ効果的な施策であると評価できる。																										
	（必要性） 近年、我が国では、これまでものづくりの現場を支えてきた熟練した技能やノウハウを有する団塊の世代の方々が徐々に引退過程を迎えており、さらに、若年者のものづくり離れの動きが止まないことから、「ものづくり」の基盤の維持・向上が喫緊の課題となっている。これら熟練技能は、我が国の競争力の大きな源泉となっていることから、ものづくり技能の魅力や重要性に対する認識をさらに高め、若年者の就業意欲の喚起や円滑な技能の継承といった具体的な成果につなげていくことが重要である。																										
	（効率性） 技能の重要性、必要性についての啓発を図るための技能啓発等推進事業等の実施について、前年同様の事業規模によりを展開する中において、目標指標である3級技能検定の受検者数が増加していることから、より効率的に事業を実施できたものと評価できる。																										
	（有効性） 目標指標である3級技能検定の受検者数が目標値を上回る水準を維持していることから、技能の重要性、必要性についての啓発を図るための技能啓発等推進事業等の施策は、技能継承・振興を推進する上で、有効な実施手段や実施規模であると評価できる。																										
（反映の方向性） 達成すべき目標値に実績値が到達しており、有効な実施手段や実施規模であると評価できる。今後も、より効率的に施策を実施していく。																											
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																											
<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr><tr><td>技能継承・振興のための施策を推進すること</td><td>3級技能検定の受検者数</td><td>人</td><td>—</td><td>159,606人 【113.1%】</td><td>198,449人 【124.3%】</td><td>270,914人 【136.5%】</td><td>前年度以上 (平成21年度)</td><td>優れた技能の維持・継承を図るためには若年者の確保・育成が不可欠であることを鑑み、企業の将来を担う若年者について有効的かつ効果的に技能への魅力向上を図ることができたかを確認できる指標とした。</td></tr></table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	技能継承・振興のための施策を推進すること	3級技能検定の受検者数	人	—	159,606人 【113.1%】	198,449人 【124.3%】	270,914人 【136.5%】	前年度以上 (平成21年度)	優れた技能の維持・継承を図るためには若年者の確保・育成が不可欠であることを鑑み、企業の将来を担う若年者について有効的かつ効果的に技能への魅力向上を図ることができたかを確認できる指標とした。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方															
				19年度	20年度	21年度																					
技能継承・振興のための施策を推進すること	3級技能検定の受検者数	人	—	159,606人 【113.1%】	198,449人 【124.3%】	270,914人 【136.5%】	前年度以上 (平成21年度)	優れた技能の維持・継承を図るためには若年者の確保・育成が不可欠であることを鑑み、企業の将来を担う若年者について有効的かつ効果的に技能への魅力向上を図ることができたかを確認できる指標とした。																			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等		年月日	記載事項(抜粋)																							

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること		評価方式	総合 実績・事業	番号	VI-1-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	13,434,528	15,430,310	16,244,373	16,011,690		
（ 補 正 後 ）	13,434,528	15,430,310				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	13,434,528 <0>	15,430,310 <0>				
支出済歳出額（千円）	-	13,462,248				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	- <0>	1,968,062 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票②に記載のため省略					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	執行状況等を勘案し、適正な予算額としていく。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	政策評価結果を踏まえ、女性の継続就業率や男性の育児休業取得率を高めていく等のため、引き続き現在の取組を推進するための経費を要求している。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること						番号	Ⅵ－１－１		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額		
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	男女均等雇用対策費	男女労働者の均等な雇用環境等の整備に必要な経費	133,099	111,104			
	A	2	一般	都道府県労働局	男女均等雇用対策費	男女労働者の均等な雇用環境等の整備に必要な経費	122,404	115,107			
	A	3	労働保険特別会計	雇用勘定	男女均等雇用対策費	男女労働者の均等な雇用環境等の整備に必要な経費	13,784,955	13,698,790	-106,449		
	A	4									
	小計						14,040,458	13,925,001	-106,449		
対応表において◆ となっているもの	B	1	労働保険特別会計	雇用勘定	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費交付金に必要な経費	2,173,745	2,045,927			
	B	2	労働保険特別会計	雇用勘定	独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備に必要な経費	30,170	40,762			
	B	3									
	B	4									
	小計						2,203,915	2,086,689			
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>			
	C	2					<	>			
	C	3					<	>			
	C	4					<	>			
	小計						の内数	の内数			
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>			
	D	2					<	>			
	D	3					<	>			
	D	4					<	>			
							の内数	の内数			
合計							16,244,373	16,011,690	-106,449		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること			番号		Ⅵ－１－１	
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	（B）＋（C）－重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	
短時間労働者均衡待遇啓発事業	A	3	456,052	349,603	△ 106,449	△ 106,449		△ 106,449	執行状況及び不用反映の観点から、均衡待遇・正社員化プランナーの人数及び委員等旅費を見直したことによる削減を行った。（平成21年度執行率74.4%）
合計						△ 106,449		△ 106,449	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局

政策名	男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること	番号	Ⅵ－１－１
政策の概要	男女労働者が性別により差別されることなく、能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するとともに、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図ること等の目的のために、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、育児・介護休業制度の定着促進、労働者が仕事と育児・介護とを両立できるようにするための支援などの諸施策を推進する。		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 1 今後とも、法違反が疑われる事業主に対する迅速かつ的確な行政指導を行い、均等法の履行確保を徹底するとともに、企業の実態に応じた取組支援により、ポジティブ・アクションの一層の推進を図ることが必要である。 2 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境を整備することは引き続き重要な課題であり、引き続きこうした取り組みを推進していく必要がある。 3 パートタイム労働者の公正な待遇を確保することはますます重要な課題となっており、引き続きこうした取組を推進していく必要がある。 （必要性） 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保については、昭和61年に男女雇用機会均等法（以下「均等法」といいます。）が施行され、2度の改正を経て、法制度の整備は大きく進展している。しかし、依然として以下のような現状がみられるため、実質的な均等確保に向けて、引き続き取組が必要である。 （１）女性労働者の就業実態（賃金構造基本調査、労働力調査） ・管理職に占める女性の割合は年々上昇しているが、先進諸国と比較すると、依然低い割合となっている。 ・女性労働者の勤続年数は長期的には伸長しているものの、一般労働者の平均勤続年数は男性に比べいまだ短くなっている。 （２）ポジティブ・アクションの取組状況（雇用均等基本調査） ・企業規模5,000人以上企業におけるポジティブ・アクションの取組企業割合は、平成18年度は66.5%、平成21年度は76.2%と、その割合は高くなっている。しかし全体としては、中小企業への広がりが十分でないことなどにより、30.2%（平成18年度20.7%）に留まっている。 （３）雇用均等室における均等法に関する相談等 ・都道府県労働局雇用均等室に寄せられる均等法に関する相談は平成21年度で23,301件となっており、個別事案の解決に向けて、紛争解決援助制度を利用するケースも増加している。 ・都道府県労働局長による均等法に基づく是正指導については、近年事案が複雑・困難化しており、特に、性別を理由とした差別的取扱いについては外見上、直ちには法違反か否かの判断が難しいケースが見られる。 ○ 子育てや介護等をしながら安心して働き続けられることができるためには、育児休業制度や介護休業制度、短時間勤務制度などが企業においてしっかりと整備されていることが重要である。 育児休業制度の規定率は平成17年度86.1%が平成21年度には89.4%、介護休業制度の規定率は平成17年度81.4%が平成20年度には85.5%、法定以上の措置である「小学校就学の始期に達するまで」以上の勤務時間短縮等の措置が規定されている事業所の割合も平成17年度の16.3%が平成21年度には31.1%と、両立支援制度が規定整備されている企業の割合は着実に増加している。 ○ 育児休業取得率については、女性が平成17年度に72.3%が平成21年度には85.6%と高水準になったところであるが、一方で、第一子出産前後の継続就業率は38%にとどまっていることから、平成19年12月に政労使で取りまとめられた「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、女性の継続就業率が社会全体の目標（平成24年：45%、平成29年：55%）として設定され、平成22年1月に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」にも参考指標として設定されたことも踏まえ、本評価書においても当該指標を目標として掲げている。 ○ 男性の育児休業取得率については、平成17年度0.50%が平成21年度には1.72%に上昇している。しかしながら、依然として低い水準にとどまっており、こうした状況を踏まえ、男性のワーク・ライフ・バランスを実現するとともに女性の仕事と子育ての両立の負担を軽減し、その継続就業や円滑な職場復帰を図るため、男性の育児休業の取得促進策が必要となっている。 ○ 平成21年6月に、3歳に満たない子を養育する労働者に対する短時間勤務制度の義務化や男性の育児休業の取得促進等を内容とする改正育児・介護休業法が成立し、一部を除き平成22年6月30日に施行された。改正法の円滑な施行のため、周知・指導を徹底する必要がある。 ○ 急速な少子高齢化による労働力人口の減少に対応するためにも、働き方の見直しを含めた対策が求められている。 企業が従業員のために、働き方の見直しを含めた次世代育成支援対策を行うことを促進するため、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定・実施を着実に進める必要がある。 ○ 「労働力調査」（総務省）によると、近年、パートタイム労働者は増加し、平成21年には1,431万人と、雇用者総数の約26.9%にも達しており、従来のような補助的な業務ではなく、役職に就くなど職場において基幹的役割を果たす者も増加している。一方で、パートタイム労働者の待遇がその働き・貢献に見合ったものになっていない状況も見受けられ、働き・貢献に見合った公正な待遇を確保することが課題となっている。 このような中で、正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の推進等を内容とする改正パートタイム労働法が平成20年4月1日より施行されているところであり、同法に基づく行政指導等の実施や専門家による事業主への相談・支援、さらに雇用管理の改善等に取り組む事業主に対して助成金を支給する等の支援を通じ、同法の実効性を確保していく必要がある。 （効率性） 男女雇用機会均等の確保に係る法令の履行を確保し、男女が能力を発揮するための就業環境を整備することについて、男女が能力を発揮できる職場環境の整備に向けて、均等法の履行確保のため、都道府県労働局では、法違反の蓋然性の高い業種、地域に重点を置いて事業場を選定するなど、計画的な事業所訪問を行っている。また、ポジティブ・アクションの普及促進のため、広く社会一般に対し周知啓発を行うだけでなく、各事業所において選任された機会均等推進責任者に対する情報提供やセミナーの開催等、ポジティブ・アクションに取り組む意欲のある企業への集中的な周知啓発を行っている。この結果、役職者に占める女性の割合がここ数年間増加しており、施策の効果を上げていることから、取組は効率的である。 育児・介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備に向けて、都道府県労働局では行政指導や助成金の支給等の事業を実施しているところであり、特に、事業所訪問の際には、あらかじめ訪問計画を立て計画的に事業所訪問を行うとともに、あわせて、助成金の説明を行うことで両立支援に取り組む事業主にインセンティブを与えるなど、効率的な行政運営に努めている。さらに、男性に対する意識啓発等、社会の気運を醸成するための事業等は民間企業に委託し、そのノウハウを活用することにより、効率的な事業展開を図ることができた。この結果、ここ数年間は育児休業取得率が増加するなど施策の効果を上げていることから、取組は効率的である。		

	（有効性） 男女が能力を発揮できる職場環境の整備に向けて、均等法の履行確保とともに、ポジティブアクション（男女労働者間に生じている事実上の格差を解消するための企業の積極的な取組）を推進しているところであり、これによりテンポは緩やかであるものの、役職者に占める女性の割合が毎年上昇しており、取組は有効であったと評価できる。 育児・介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備に向けて、労使に対する相談対応や育児・介護休業法の徹底のための行政指導を行うとともに助成金の支給等の事業主支援のための事業や社会の気運を醸成するための事業等を実施しているところであり、これらの施策を実施したことにより、特に、育児休業取得率については、女性が平成17年度に72.3%が平成21年度には85.6%となり平成24年に「80%以上」という目標は既に達成された。なお、平成21年度は前年度より低下しているが、景気の低迷を背景にして、育児休業を取らずに復帰した女性労働者が増えたことが一因でないかと考えられる。一方、男性は、平成17年度0.50%が平成21年度には1.72%に上昇する等の効果が見られ、取組は有効であったと評価できる。 （反映の方向性） 男女雇用機会均等の確保に係る法令の履行を確保し、男女が能力を発揮するための就業環境を整備することについて、現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、均等法違反が疑われる事業主に対する迅速かつ的確な行政指導を行い、均等法の履行確保を徹底する。また、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日 閣議決定）で定める目標「平成26年度までにポジティブ・アクションに取り組む企業割合 40%超」の達成に向け、取組の遅れている中小企業に対し更なる取組の支援を行う。 厳しい経済状況の中で、育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境を整備することは引き続き重要な課題であり、新成長戦略に掲げられた2020年までの目標「第1子出産前後の女性の継続就業率55%、男性の育児休業取得率13%」に向けて引き続き現在の取組を推進する。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 <table><tr><td colspan="2">施策目標に係る指標 (達成水準／達成時期)</td><td colspan="5">※【 】内は、目標達成率(実績値／達成水準)</td></tr><tr><td></td><td></td><td>H17</td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td></tr><tr><td>1</td><td>役職者にしめる女性の割合 (単位:%) (前年以上／毎年)</td><td>6.7 【100.0%】</td><td>7.3 【109.0%】</td><td>8.2 【112.3%】</td><td>8.5 【103.7%】</td><td>9.2 【108.2%】</td></tr><tr><td>2</td><td>育児休業取得率 (単位:%) (男性:前年以上／毎年、5%以上／平成24年、10%／平成29年 女性:80%以上／平成24年、80%以上／平成29年)</td><td>男性 0.50 【89.2%】 女性 72.3 【－】</td><td>男性 0.57 【129.5%】 女性 88.5 【－】</td><td>男性 1.56 【312.0%】 女性 89.7 【－】</td><td>男性 1.23 【78.8%】 女性 90.6 【－】</td><td>男性 1.72 【139.8%】 女性 85.6 【－】</td></tr><tr><td>3</td><td>第1子出産前後の女性の継続就業率 (単位:%) (45%以上／平成24年、55%以上／平成29年)</td><td>38% 【－】</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr></table> (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、大臣官房統計情報部賃金福祉統計課の「賃金構造基本統計調査」による。 ・指標2は、雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課の「雇用均等基本調査」(平成18年度までは「女性雇用管理基本調査」)による。平成16年度、平成17年度、平成19年度、平成20年度及び平成21年度は5人以上の規模事業所調査、平成15年度及び平成18年度は30人以上規模調査。 目標達成率については、比較可能な年度と比較した数値であり、平成17年度は平成16年度と、平成18年度は平成15年度と、平成19年度は平成17年度と、平成20年度は平成19年度と、平成21年度は平成20年度と比較した数値である。 ・指標3は、国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第13回出生動向基本調査」(平成17年)による。当該数値(38%)は子どもの出生年を平成12年から平成16年とする第1子出産前後の継続就業率。						施策目標に係る指標 (達成水準／達成時期)		※【 】内は、目標達成率(実績値／達成水準)							H17	H18	H19	H20	H21	1	役職者にしめる女性の割合 (単位:%) (前年以上／毎年)	6.7 【100.0%】	7.3 【109.0%】	8.2 【112.3%】	8.5 【103.7%】	9.2 【108.2%】	2	育児休業取得率 (単位:%) (男性:前年以上／毎年、5%以上／平成24年、10%／平成29年 女性:80%以上／平成24年、80%以上／平成29年)	男性 0.50 【89.2%】 女性 72.3 【－】	男性 0.57 【129.5%】 女性 88.5 【－】	男性 1.56 【312.0%】 女性 89.7 【－】	男性 1.23 【78.8%】 女性 90.6 【－】	男性 1.72 【139.8%】 女性 85.6 【－】	3	第1子出産前後の女性の継続就業率 (単位:%) (45%以上／平成24年、55%以上／平成29年)	38% 【－】	－	－	－	－
	施策目標に係る指標 (達成水準／達成時期)		※【 】内は、目標達成率(実績値／達成水準)																																						
		H17	H18	H19	H20	H21																																			
1	役職者にしめる女性の割合 (単位:%) (前年以上／毎年)	6.7 【100.0%】	7.3 【109.0%】	8.2 【112.3%】	8.5 【103.7%】	9.2 【108.2%】																																			
2	育児休業取得率 (単位:%) (男性:前年以上／毎年、5%以上／平成24年、10%／平成29年 女性:80%以上／平成24年、80%以上／平成29年)	男性 0.50 【89.2%】 女性 72.3 【－】	男性 0.57 【129.5%】 女性 88.5 【－】	男性 1.56 【312.0%】 女性 89.7 【－】	男性 1.23 【78.8%】 女性 90.6 【－】	男性 1.72 【139.8%】 女性 85.6 【－】																																			
3	第1子出産前後の女性の継続就業率 (単位:%) (45%以上／平成24年、55%以上／平成29年)	38% 【－】	－	－	－	－																																			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																						
	新成長戦略	平成22年6月18日	・若者・女性・高齢者など潜在的な能力を有する人々の労働市場への参加を促進 ・ワーク・ライフ・バランスの実現（年次有給休暇の取得促進、労働時間短縮、育児休業等の取得促進）に取り組む ・育児休業の取得期間・方法の弾力化（育児期の短時間勤務の活用等）、育児休業取得先進企業への優遇策などにより、出産・育児後の復職・再就職の支援を充実させ、少なくとも、2017年には、出産・育児後に働くことを希望するすべての人が仕事に復帰することができるようにする。 ・「ディーセント・ワーク（人間らしい働きがいのある仕事）」の実現に向けて、「同一価値労働同一賃金」に向けた均等・均衡待遇の推進																																						
	子ども・子育てビジョン	平成22年1月29日	・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づく取組の推進 ・ライフスタイルに応じた多様な働き方の選択肢の確保 ・男性の育児休業の取得促進（パパ・ママ育休プラス） ・父親の育児に関する意識改革、啓発普及 ・男性の家事・育児に関する意識形成 ・育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着 ・両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備 ・育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの防止 ・妊娠中及び出産後の健康管理の推進 ・男女雇用機会均等の確保による就業継続の支援 ・一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）の策定・公表の促進 ・次世代認定マーク（くるみん）の周知・取組促進 ・非正規雇用対策の推進																																						
	雇用戦略対話合意	平成22年6月3日	「2020年までの目標」と達成に向けた施策 4 地域雇用創造と「ディーセント・ワーク」の実現 【同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進等】 ・パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進																																						

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	地域における子育て支援等施策の推進を図ること		評価方式	総合・実績・事業	番号	Ⅵ－２－１
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
	（ 当 初 ）	48,299,908	49,588,671	36,701,914		33,902,915
		—	—	—		—
	（ 補 正 後 ）	48,296,741	49,694,395	—		
	及び95,867,000の内数	及び163,175,000の内数	—			
前年度繰越額（千円）	0	0				
	—	—				
予備費使用額（千円）	0	0				
	—	—				
流用等増△減額（千円）	0	0				
	—	—				
歳出予算現額（千円）	48,296,741	49,694,395				
	及び95,867,000の内数	及び163,175,000の内数				
支出済歳出額（千円）	46,104,660	47,287,745				
	及び95,867,000の内数	及び163,175,000の内数				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
	—	—				
不用額（千円）	2,192,081	2,406,650				
	—	—				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票②に記載					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果によると平成２２年度目標に向け着実に取組が推進されているところであるが、平成２２年に策定された「子ども・子育てビジョン」に掲げる数値目標の達成に向けた着実な推進等、国の基本施策として、社会一体となって少子化の流れを変えるための各種の施策を一層強力に推進することが必要であり、２３年度も継続して予算要求を行うこととした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	地域における子育て支援等施策の推進を図ること						番号	Ⅵ―2―1	(千円)		
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額		
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	年金特別会計	児童手当勘定	児童育成事業費	地域子育て支援に必要な経費	508,222	509,500			
	A	2	一般	厚生労働本省	地域子育て支援対策費	地域子育て支援の推進に必要な経費	93,692	93,415			
	A	3	一般	厚生労働本省	地域子育て支援対策費	地域子育て支援対策に必要な経費	36,100,000	33,300,000			
	A	4									
	小計						36,701,914	33,902,915			
対応表において◆ となっているもの	B	1									
	B	2									
	B	3									
	B	4									
	小計						の内数	の内数			
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<	>	
	C	2					<	>	<	>	
	C	3					<	>	<	>	
	C	4					<	>	<	>	
	小計						の内数	の内数			
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>	
	D	2					<	>	<	>	
	D	3					<	>	<	>	
	D	4					<	>	<	>	
							の内数	の内数			
合計							36,701,914	33,902,915			
							の内数	の内数			

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年 8月 担当部局名:雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室

政策名	地域における子育て支援等施策の推進を図ること	番号	Ⅵ－2－1																																																																					
政策の概要	市町村が策定する市町村行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図ることを目的として、次世代育成支援対策に資する事業に要する経費に充てるための次世代育成支援対策交付金（平成17年度創設）を交付する。																																																																							
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																																																							
	（総合的評価） 地域子育て支援拠点事業は、地域における子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するものであり、地域のニーズに応え着実に実施か所が増加しており、その普及に向けて取組が推進されている。乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものであり、毎年度、定量的に実施市町村割合を伸ばしていることから、その普及に向けて取組が推進されている。養育支援家庭訪問事業は、毎年度、定量的に実施市町村割合を伸ばしていることから、市町村における児童虐待の発生予防の取組が進んでいる。ファミリー・サポート・センター事業は、地域の会員間による育児の相互援助活動であり、毎年度、定量的に設置か所数を伸ばしていることから、その普及に向けて取組が推進されている。ショートステイ事業、トワイライトステイ事業は、児童を養育することが一時的に困難となった家庭等を支援しており、毎年度、定量的に実施か所数を伸ばしていることから、その普及に向けて取組が推進されている。要保護児童対策地域協議会を設置している市町村の割合は97.6％に達しており、市町村における児童虐待の早期発見・早期対応の体制強化に向けて取組が推進されている。以上のことから、平成22年度目標に向け着実に取組が推進されており、地域における子育て支援等施策の推進が図られていると評価できる。																																																																							
	（必要性） これまで様々な対策を進めてきたものの、様々な社会の変化に対して、対策が十分に追いついておらず、平成21年の合計特殊出生率は前年同様1.37と横ばいであったものの、出生数自体は減少しており、依然として急速な少子化が進行していることや、核家族化の進行など家庭及び地域を取り巻く環境の変化により、家庭や地域における子育て支援機能が低下していること等が問題となっている。このような状況の下、平成22年に策定された「子ども・子育てビジョン」に掲げる数値目標の達成に向けて着実な推進等、国の基本政策として、社会一体となって少子化の流れを変えるための各種の施策を一層強力に推進することが必要である。																																																																							
	（効率性） 次世代育成支援対策交付金により実施する、地域子育て支援拠点事業や乳児家庭全戸訪問事業、ファミリー・サポート・センター事業等は、市町村行動計画をもとに作成される毎年度の事業計画を総合的に評価したうえで、計画全体に対し一括して交付金を交付するため市町村の特性・裁量を尊重した柔軟な執行を可能とし、市町村による創意工夫を活かした独自の取組のより一層の推進が図られることから、効率的であると評価できる。																																																																							
	（有効性） 交付金化により、各種の子育て支援事業などの次世代育成支援対策に関する施策については、地域の特性や創意工夫を活かした市町村行動計画に基づく取組が進められることから、地域の実情に応じた各種の子育て支援サービスの利用が促進され、地域における子育て支援体制の強化に資するものであり有効である。																																																																							
	（反映の方向性） 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。																																																																							
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																																																								
<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr><tr><td rowspan="7"></td><td>地域における子育て支援の拠点整備か所数</td><td>か所</td><td></td><td>4,409</td><td>4,889</td><td>5,199</td><td>前年度以上 (22年度)</td><td>10,000か所(26年度)※</td></tr><tr><td>乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村割合</td><td>%</td><td></td><td>58.2</td><td>72.2</td><td>84.1</td><td>前年度以上 (22年度)</td><td>100%(26年度)※</td></tr><tr><td>養育支援訪問事業の実施市町村割合</td><td>%</td><td></td><td>42.9</td><td>45.3</td><td>55.4</td><td>前年度以上 (毎年度)</td><td>100%(26年度)※</td></tr><tr><td>ファミリー・サポート・センターの設置か所数</td><td>か所</td><td></td><td>527</td><td>572</td><td>599</td><td>前年度以上 (22年度)</td><td>950か所(26年度)※</td></tr><tr><td>ショートステイ事業実施施設か所数</td><td>か所</td><td></td><td>546</td><td>592</td><td>637</td><td>前年度以上 (22年度)</td><td>870か所(26年度)※</td></tr><tr><td>トワイライトステイ事業実施施設か所数</td><td>か所</td><td></td><td>268</td><td>311</td><td>330</td><td>前年度以上 (22年度)</td><td>410か所(26年度)※</td></tr><tr><td>要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)を設置している市町村割合 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合</td><td>%</td><td></td><td>84.1 —</td><td>94.1 —</td><td>97.6 58.3</td><td>前年度以上 (22年度)</td><td>80%(市は全て設置) (26年度)※</td></tr></table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度		地域における子育て支援の拠点整備か所数	か所		4,409	4,889	5,199	前年度以上 (22年度)	10,000か所(26年度)※	乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村割合	%		58.2	72.2	84.1	前年度以上 (22年度)	100%(26年度)※	養育支援訪問事業の実施市町村割合	%		42.9	45.3	55.4	前年度以上 (毎年度)	100%(26年度)※	ファミリー・サポート・センターの設置か所数	か所		527	572	599	前年度以上 (22年度)	950か所(26年度)※	ショートステイ事業実施施設か所数	か所		546	592	637	前年度以上 (22年度)	870か所(26年度)※	トワイライトステイ事業実施施設か所数	か所		268	311	330	前年度以上 (22年度)	410か所(26年度)※	要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)を設置している市町村割合 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合	%		84.1 —	94.1 —	97.6 58.3	前年度以上 (22年度)	80%(市は全て設置) (26年度)※
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実 績 値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																																										
				19年度	20年度	21年度																																																																		
	地域における子育て支援の拠点整備か所数	か所		4,409	4,889	5,199	前年度以上 (22年度)	10,000か所(26年度)※																																																																
	乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村割合	%		58.2	72.2	84.1	前年度以上 (22年度)	100%(26年度)※																																																																
	養育支援訪問事業の実施市町村割合	%		42.9	45.3	55.4	前年度以上 (毎年度)	100%(26年度)※																																																																
	ファミリー・サポート・センターの設置か所数	か所		527	572	599	前年度以上 (22年度)	950か所(26年度)※																																																																
	ショートステイ事業実施施設か所数	か所		546	592	637	前年度以上 (22年度)	870か所(26年度)※																																																																
	トワイライトステイ事業実施施設か所数	か所		268	311	330	前年度以上 (22年度)	410か所(26年度)※																																																																
	要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)を設置している市町村割合 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合	%		84.1 —	94.1 —	97.6 58.3	前年度以上 (22年度)	80%(市は全て設置) (26年度)※																																																																
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																																					
	「子ども・子育てビジョン」	平成22年1月29日閣議決定	「多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように 地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る」																																																																					

※子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)より

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること		評価方式	総合・実績・事業	番号	VI-2-2
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	24,866,418	35,122,610	47,100,450	40,474,743		
（ 補 正 後 ）	24,866,418	35,122,610				
前年度繰越額（千円）	60,343	32,244				
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）	-26,109					
歳出予算現額（千円）	24,900,652	35,154,854				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	21,733,909	28,816,104				
翌年度繰越額（千円）	32,244	65,801				
不用額（千円）	3,134,499	6,272,949				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	放課後児童クラブ登録児童数の対象児童への提供割合を増加させる。（提供割合：平成26年度に32%）					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討する。「子ども・子育てビジョン」等を踏まえ、その目標達成に必要なクラブ数の運営費の確保や整備費単価の大幅な増など、これまでも予算の拡充等を行ってきたところであり、引き続き及びハード面での支援措置を図ることとしている。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果を踏まえ、総合的な放課後児童対策及び子どもの遊び場づくりの推進並びに地域における子どもの健全育成及び子育て家庭への支援の更なる充実を図るため、所要の要求を行っている。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること						番号	Ⅵ－２－２	(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表に おいて● となっているもの	A	1	年金特別	児童手当及び子ども手当勘定	児童育成事業費	児童の健全育成に必要な経費	47,100,450	40,474,743		
	小計						47,100,450	40,474,743		
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
対応表に おいて○ となっているもの										
	B	4								
	小計									
	C	1								
対応表に おいて◇ となっているもの										
	C	2								
	C	3								
対応表に おいて◇ となっているもの	C	4								
	小計									
	D	1								
対応表に おいて◇ となっているもの	D	2								
	D	3								
	D	4								
合計						47,100,450	40,474,743			

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 年 月 担当部局名：雇用均等・児童家庭局育成環境課

政策名	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること		番号	VI－2－2			
政策の概要	次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として（児童手当法第29条の2）、放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所の確保（放課後児童クラブの設置促進）を提供する。 ※ 根拠法令等 児童手当法（昭和46年法律第73号）						
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】						
	（総合的評価） 有効性や効率性を考慮しながら必要とされるサービスの提供が一定程度行われているものと評価できるが、放課後児童クラブにおいては、量的拡充等が課題となっており、引き続き、登録児童数の増加等に必要な、ソフト面及びハード面での支援措置が必要である。						
	（必要性） 少子化や、核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能の低下等に伴う育児の負担感の増大、多様な人間関係を経験する機会の減少など、こどもや家庭を取り巻く環境が変化している。このため、地域のニーズを踏まえた子どもの健全育成及び資質の向上に必要なサービスを提供することが課題となっているため、当該政策は必要である。						
	（効率性） 当該事業の運営においては、地域の実情に応じ民間活力を活かした事業を展開しており、また、事業の実施場所についても既存施設を活用するなど、効率的に必要なとされるサービスの提供が行われている。						
	（有効性） 児童の健全育成及び資質の向上については、「子ども・子育て応援プラン」、「放課後子どもプラン」、「新待機児童ゼロ作戦」等に基づき、関連施策の充実を図っているところである。放課後児童クラブの提供割合（小学校1年～3年の放課後児童クラブの登録児童数／小学校1年～3年の学年別児童数）を見ると、平成16年の14.9%から平成21年には21.7%と6.8ポイント増加しており、放課後児童に対する適切な遊び及び生活の場が適切に提供されており、有効であると評価できる。今年1月に「子ども・子育てビジョン」を策定し、その目標達成に必要なクラブ数の運営費の確保や整備費単価の大幅な増など、必要な予算を計上していることなどから、今後も着実に伸びていくものと考えられるが、当該提供割合を平成26年度までに32%にするという目標を達成するためには、引き続き、放課後児童クラブの登録児童数の増加等に必要なソフト面及びハード面での支援措置が必要である。						
	（反映の方向性） 評価結果を踏まえ、総合的な放課後児童対策及び子どもの遊び場づくりの推進並びに地域における子どもの健全育成や子育て家庭への支援の更なる充実を図る。						
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】						
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値 20年度 21年度 22年度	目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
	放課後児童 クラブの 提供割合	放課後児童 クラブの 登録児童数 (小学校1年 ～3年生) (小学校1年 ～3年生の 児童数に対 する提供割 合)	(人)	—	714,070 724,559	提供割合	雇用均等児童家庭局育 成環境課調べ(各年5月 1日現在)
					20% 22%	32% (平成26年度)	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等		年月日	記載事項(抜粋)			

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること		評価方式	総合(実績)・事業	番号	Ⅵ－２－３
歳出予算額（千円） （ 当 初 ） （ 補 正 後 ）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
	337, 769, 705	350, 255, 120	382, 187, 730	403, 359, 377		
	及び13, 716, 000の内数					
	345, 718, 199	343, 273, 660				
	及び13, 716, 000の内数	及び170, 000, 000の内数				
	及び100, 000, 000の内数					
前年度繰越額（千円）	7, 831, 863の内数	6, 747, 645				
		及び5, 938, 009の内数				
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）	△24, 076の内数					
歳出予算現額（千円）	345, 718, 199	350, 021, 305				
	及び21, 523, 787の内数	及び5, 938, 009の内数				
	及び100, 000, 000の内数	及び170, 000, 000の内数				
支出済歳出額（千円）	320, 100, 140	334, 636, 055				
	及び14, 997, 786の内数	及び5, 505, 875の内数				
	及び100, 000, 000の内数	及び170, 000, 000の内数				
翌年度繰越額（千円）	6, 747, 645					
	及び5, 938, 009の内数					
不用額（千円）	18, 870, 414	15, 385, 250				
	及び587, 992の内数	及び432, 134の内数				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	省略（個別表②参照）					
政策評価結果を受けて改善すべき点	現在の施策は目標達成に有効であるが、平成26年度の数値目標達成のためにはまだ開きがあることから、現状の施策を継続して助成することに加え、保育所等の整備、家庭的保育事業等に係る支援策について拡充を図る必要がある。					
評価結果の予算要求等への反映状況	評価結果を踏まえ、保育サービスの拡大を推進するために必要な経費等を継続して助成するとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。 民間保育所等の施設整備については、平成20年度第2次補正予算において創設した「安心こども基金」（総額2,700億円）によって平成22年度までの間に民間保育所等の整備等の促進を図っているところ。 また、延長保育の実施か所数の増や家庭的保育補助者の配置を促進し家庭的保育者の量の拡大など、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保するため必要な予算を要求することとした。 ・民間保育所整備費 子ども手当の上積み分の取扱いについては、現物サービス（子ども・子育てビジョンに基づく保育所の整備を含む）への代替も含めて、予算編成過程で検討し、結論を得る。 ・民間保育所運営費 （平成23年度概算要求額：371,447百万円）〔平成22年度予算額：353,362百万円〕 ・延長保育促進事業 （平成23年度概算要求額：20,628百万円）〔平成22年度予算額：19,900百万円〕 ・家庭的保育事業 （平成23年度概算要求額：3,888百万円）〔平成22年度予算額：2,787百万円〕					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること						番号	Ⅵ－２－３	(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般会計	厚生労働本省	保育所運営費	保育所運営に必要な経費	353,361,619	371,447,465		
	A	2	一般会計	厚生労働本省	保育所運営費	保育サービスの推進に必要な経費	25,585	25,360		
	A	3	特別会計	児童手当及び子ども手当勘定	児童育成事業費	特別保育等に必要な経費	28,800,526	31,886,552		
	A	4								
	小計						382,187,730 の内数	403,359,377 の内数		
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計						の内数	の内数		
対応表において○ となっているもの	C	1					< >	< >		
	C	2					< >	< >		
	C	3					< >	< >		
	C	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >		
	D	2					< >	< >		
	D	3					< >	< >		
	D	4					< >	< >		
							の内数	の内数		
合計							382,187,730 の内数	403,359,377 の内数		

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 年 月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局保育課

政策名	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること	番号	VI－2－3
政策の概要	安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会作りを推進するために、保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保する。		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】		
	（総合的評価） 保育所等の整備が進み、保育サービス（3歳未満児）の提供割合については増加しているものの、平成26年度末に目標としている数値35％にはまだ開きがある。また経済状況の悪化等により保育需要が増大していることを踏まえて、目標達成には、保育所の整備等に係る支援策につき、拡充を図ることが必要である。 現在、保育所の整備等については、平成20年度第2次補正予算において都道府県に創設された「安心こども基金」で対応しており、平成21年度第1次補正予算及び平成21年度第2次補正予算においても増額を図ったところである。（総額2,700億円）この「安心こども基金」によって、保育サービス等の充実・拡充、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館等）を活用した認可保育所の分園等設置促進、家庭的保育の拡充を行うなどにより、待機児童の大半を占める低年齢児（0～2歳児）の良質な保育サービスの充実や改善を図っているところである。 今後は、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）に盛り込まれた目指すべき施策内容と数値目標の着実な実施に向け、取り組んでいくことが必要である。 さらに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けて「子ども・子育て新システム検討会議」において議論を進めているところである。		
	（必要性） 我が国で進む少子化・人口減少は、経済社会や社会保障の問題にとどまらず国や社会の存立に関わる問題であるが、その解決に向け子育てしながら就労を継続するための受け皿となる社会的サービス基盤の整備が必要であることから、潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消、多様な保育サービスの充実、人口減少地域における保育機能の維持、保育の質の向上を図るなどにより、誰もが安心して子どもを生み育てることができる環境を整備することが必要である。		
	（効率性） 待機児童の解消においては、これまで「子ども・子育て応援プラン」・「新待機児童ゼロ作戦」において、待機児童の多い市町村を中心に重点的に受入児童数の拡大を図る方向性を示した。その結果、都市部を中心に待機児童の多い地域における重点的な保育所の整備が進み、平成19年度時点までは徐々に特定市区町村の数が減少しており、効率的な保育所整備が進んでいると評価できる。 しかし、依然として、都市部を中心として、待機児童が多く生じており、その数は、約2万5千人（平成21年4月1日現在）となるなど、増加しているところである。 こうした状況を踏まえ、新たに「子ども・子育てビジョン」が策定され（平成22年1月29日閣議決定）新たに今後5年間で目指すべき施策内容と数値目標を盛り込んでいるところであり、同ビジョンの着実な実施に向け、取り組んでいくことが必要である。		
	（有効性） 保育所受入児童数については、この1年間で約2万人の増と、平成19年度から平成20年度の約7千人を大幅に上回る受入児童数の増が図られており、保育所の整備等による効果は着実にあらわれているものと評価できる。また、待機児童の多い3歳未満児への保育サービス提供割合についても毎年着実に増加していることから、現在の施策は目標達成の実現に向け有効であると評価できる。		
	（反映の方向性） 目標の達成に向けて着実に進展しており、現在の取組に加えさらに拡充をした上で、引き続き施策を実施していく。		

	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																																			
	<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr><tr><td rowspan="3">待機児童 の解消</td><td>3歳未満 児への保 育サービ ス提供割 合</td><td>%</td><td></td><td>20.3</td><td>21.0</td><td>21.7</td><td>35% 26年度</td><td rowspan="3">目標値は、「子ども・子育て ビジョン(平成22年1月 29日閣議決定)」に定め たものである。</td></tr><tr><td>保育所受 入児童数</td><td>人</td><td></td><td>2,015,337</td><td>2,022,227</td><td>2,040,974</td><td>2,410,000人 26年度</td></tr><tr><td>延長保育 等の保育 サービス</td><td>か所数</td><td></td><td>15,076</td><td>15,533</td><td>15,901</td><td>(16,200) 96万人 (21年度) 26年度</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	待機児童 の解消	3歳未満 児への保 育サービ ス提供割 合	%		20.3	21.0	21.7	35% 26年度	目標値は、「子ども・子育て ビジョン(平成22年1月 29日閣議決定)」に定め たものである。	保育所受 入児童数	人		2,015,337	2,022,227	2,040,974	2,410,000人 26年度	延長保育 等の保育 サービス	か所数		15,076	15,533	15,901	(16,200) 96万人 (21年度) 26年度									
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																												
				19年度	20年度	21年度																																														
待機児童 の解消	3歳未満 児への保 育サービ ス提供割 合	%		20.3	21.0	21.7	35% 26年度	目標値は、「子ども・子育て ビジョン(平成22年1月 29日閣議決定)」に定め たものである。																																												
	保育所受 入児童数	人		2,015,337	2,022,227	2,040,974	2,410,000人 26年度																																													
	延長保育 等の保育 サービス	か所数		15,076	15,533	15,901	(16,200) 96万人 (21年度) 26年度																																													
関係する施政方針演 説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)																																															
	第174回施政方針演説		平成22年1月29日		「子ども・子育てビジョン」に基づき、新たな目標のもと、待機児童の解消や幼保一体化による保育サービスの充実、放課後児童対策の拡充など、子どもの成長を担うご家族の負担を、社会全体で分かち合う環境づくりに取り組みます。																																															
	子ども・子育てビジョン		平成22年1月29日		保育所に入れない子どもたちや放課後の居場所のない子どもたちを抱える子育て家庭に、十分なサービスが提供されるよう環境整備を進めます																																															

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	子育て家庭の生活の安定を図ること			評価方式	総合・実績事業	番号	Ⅵ－３－１
歳出予算額（千円）		20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
	（ 当 初 ）	（一般会計分）	242, 149, 666	252, 300, 130	1, 514, 767, 026	1, 739, 555, 807	
		（年金特別会計分）	435, 705, 180	429, 604, 164	1, 669, 884, 126	1, 892, 081, 056	
	（ 補 正 後 ）	（一般会計分）	242, 149, 598	241, 554, 781			
		（年金特別会計分）	435, 705, 180	429, 604, 164			
前年度繰越額（千円）	（一般会計分）	0	0				
	（年金特別会計分）	0	0				
予備費使用額（千円）	（一般会計分）	0	0				
	（年金特別会計分）	0	0				
流用等増△減額（千円）	（一般会計分）	0	0				
	（年金特別会計分）	0	0				
歳出予算現額（千円）	（一般会計分）	242, 149, 598	241, 554, 781				
		<0>	<0>				
	（年金特別会計分）	435, 705, 180	429, 604, 164				
		<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	（一般会計分）	242, 149, 598	241, 554, 781				
	（年金特別会計分）	423, 013, 618	421, 549, 363				
翌年度繰越額（千円）	（一般会計分）	0	0				
	（年金特別会計分）	0	0				
不用額（千円）	（一般会計分）	0	0				
		<0>	<0>				
	（年金特別会計分）	12, 691, 561	8, 054, 801				
		<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法							
政策評価結果を受けて 改善すべき点							
評価結果の予算要求等 への反映状況	本政策については、平成１９年度にモニタリングを実施し、平成２０年度に実績評価をしたところである。なお、実績評価の概要については児童手当支給件数が１，２９０万件（平成２０年度）であり、当該評価については平成２３年度概算要求に反映させたところである。						

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	子育て家庭の生活の安定を図ること						番号	Ⅵ－３－１		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	年金特別会計	児童手当及び子ども手当勘定	児童手当及子ども手当交付金	被用者児童手当交付金等に必要な経費	56,978,138	939,781		
	A	2	年金特別会計	児童手当及び子ども手当勘定	児童手当及子ども手当交付金	非被用者児童手当交付金等に必要な経費	13,696,934	280,283		
	A	3	年金特別会計	児童手当及び子ども手当勘定	児童手当及子ども手当交付金	子ども手当交付金に必要な経費	1,599,209,054	1,890,860,992		
	小計						1,669,884,126 の内数	1,892,081,056 の内数		
対応表において◆ となっているもの	B	1	一般	厚生労働本省	児童手当及子ども手当年金特別会計 へ繰入	児童手当及び子ども手当の財源の年金特別会計児童手当 及び子ども手当勘定へ繰入れに必要な経費	1,514,767,026	1,739,555,807		
	小計						1,514,767,026 の内数	1,739,555,807 の内数		
対応表において○ となっているもの										
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇ となっているもの										
							の内数	の内数		
合計							(一般会計分)	1,514,767,026 の内数	1,739,555,807 の内数	
							(年金特別会計分)	1,669,884,126 の内数	1,892,081,056 の内数	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局育成環境課

政策名	子育て家庭の生活の安定を図ること	番号	Ⅵ－3－1																																												
政策の概要	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校修了前の子どもを養育する親等に対し、子ども手当を支給することを目的とする。																																														
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																														
	（総合的評価） 児童手当制度は、児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資するという政策目的に対し有効かつ効率的な制度であり、児童手当の妥当性について子どものいる世帯の約7割が支持するという高い評価結果が出ている。これは、児童手当に対する国民のニーズに対応しつつ児童手当制度を認定、支給事務処理を含め適正に運営してきた成果の一つとして評価できるとともに、適時の制度拡充により児童手当支給件数も増加していること等から、目標達成に向けて進展があったと考える。また、平成22年度から実施している子ども手当制度については、従来の児童手当から対象者や給付額の拡充を図ったところであり、これにより、更なる効果が発揮されるものと考えられる。																																														
	（必要性） 第13回出生動向基本調査(国立社会保障・人口問題研究所 平成17年)によれば、理想よりも予定している子どもの数が少ない理由について、約65%が子どもを育てるのにお金がかかると回答しており、また、平成15年国民生活基礎調査において児童のいる世帯の6割が生活が苦しいと回答している。 児童手当制度に関しては、子育て家庭を対象とした調査によれば、子どものいる世帯のうち、70%以上が子育て支援策としての現金給付(児童手当制度)の妥当性について評価している。また、子どものいる世帯のうち、特に年収500万円未満の世帯にあっては、90%以上が評価しているところである。さらに、平成22年度から実施している子ども手当制度においては、従来の児童手当制度から対象者、給付額ともに拡充を図ったところである。こうしたことから、子育て費用の負担軽減を図るため、保育料や幼稚園教育費の軽減や子ども手当の引上げなどの経済的支援策を拡充する必要性が高い。																																														
	（効率性） 児童手当及び子ども手当は、現金給付方式であることから、児童を持つ家庭の生活の安定を図るための直接的な支援であり、効率的なものである。 「子どものいる世帯に対する所得保障、税制、保育サービス等の対策に関する総合的研究」(平成14年勝又幸子(国立社会保障・人口問題研究所))において児童手当の受給経験者にその使途を調査したところ、月々の家計に足して使うもの、子どものための貯蓄、学費、衣類など子どもの特別な用途に限って使うものとする回答が大多数を占めたことから、制度の趣旨に合致した効率的な制度であると評価できる。また、平成22年度から実施している子ども手当についても、同様の効果等が期待できる。 なお、児童手当及び子ども手当の支給事務は、市町村長が行うこととされており、受給資格者の家族構成等の状況を現有公簿により確認できること等により事務処理の的確、簡素化が図られ効率的である。																																														
	（有効性） 平成12年度において、支給対象年齢を3歳未満から小学校就学前までに拡大し、平成13年度には支給率が72.5%から85%となるよう所得制限限度額を大幅に引き上げた。また、平成16年4月から支給対象年齢を小学校就学前までから小学校第3学年修了前までに、平成18年4月から小学校修了前までに拡大し、平成19年4月から3歳未満の第1子・第2子について手当額を倍増し、出生順位にかかわらず一律月額1万円とし、若い子育て世帯の生活の安定を図るための支援が拡充されてきたところである。更に、平成22年度からは子ども手当の創設により、給付額を一律1万3千円に引き上げるとともに、支給対象児童を中学校修了前まで拡充したところである。 また、「子育て家庭に対する支援策等に関する調査」(平成14年北場勉(日本社会事業大学助教授))において子育て支援策として子育て家庭の50%が子育てへの経済的支援を求めている、また児童手当の妥当性についても評価されている。今後も、子育て世帯への現金給付に対する国民のニーズに対応しつつ、子ども手当制度を適正に運用していくことが、基本目標や施策目標の実現のために有効である。																																														
	（反映の方向性） 政策目標に向けて進展しており、現在の取組を続ける。																																														
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																															
<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr><tr><td rowspan="3"></td><td>児童手当 支給件数</td><td>万件</td><td></td><td>1,299</td><td>1,297</td><td>1,290</td><td></td><td rowspan="3">平成20年度児童手当事業年報</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度		児童手当 支給件数	万件		1,299	1,297	1,290		平成20年度児童手当事業年報																							
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実 績 値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																	
				18年度	19年度	20年度																																									
	児童手当 支給件数	万件		1,299	1,297	1,290		平成20年度児童手当事業年報																																							
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																												
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「児童手当の乳幼児加算を創設し、3歳未満の第1子、第2子に対する児童手当を倍増し、一律一万円とします。」																																												
	「平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて」 (国家戦略担当・内閣府特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣)	平成21年12月23日	(別紙参照)																																												

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること		評価方式	総合・実績事業	番号	Ⅵ－４－１
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
	82,294,728	84,638,300	86,181,912		86,940,065	
	及び13,716,000の内数	及び5,033,000の内数	及び5,033,000の内数		及び3,100,000の内数	
	－	－	－		－	
	－	－	－		－	
	82,290,723	83,650,797	－			
	－	及び4,033,000の内数	－			
	及び95,867,000の内数	及び163,175,000の内数	－			
	－	及び117,493,816の内数	－			
	－	－	－			
前年度繰越額（千円）	－	－				
	7,831,863の内数	5,938,009の内数				
	－	－				
	－	－				
予備費使用額（千円）	－	－				
	－	－				
	－	－				
	－	－				
流用等増△減額（千円）	－	－				
	△24,076の内数	△10,888の内数				
	－	－				
	－	－				
歳出予算現額（千円）	82,290,723	83,650,797				
	21,523,787の内数	9,960,121の内数				
	及び95,867,000の内数	及び163,175,000の内数				
	－	及び117,493,816の内数				
支出済歳出額（千円）	－	－				
	14,997,786の内数	8,230,156の内数				
	及び95,867,000の内数	及び163,175,000の内数				
	－	及び117,493,816の内数				
翌年度繰越額（千円）	－	－				
	5,938,009の内数	792,448の内数				
	－	－				
	－	－				
不用額（千円）	－	－				
	587,991の内数	937,517の内数				
	－	－				
	－	－				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票②に記載。					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果等を踏まえ、児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図る観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること						番号	Ⅵ－４－１		(千円)		
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額			
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額			23年度 要求額		
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	児童虐待等防止対策費	児童虐待及び配偶者からの暴力防止対策等に必要な経費	85,933,671		86,638,423		-8,373	
	A	2	一般	厚生労働本省	児童虐待等防止対策費	児童虐待及び配偶者からの暴力防止対策等の推進に必要な経費	77,379		117,311			
	A	3	一般	国立更生援護機関	国立児童自立支援施設運営費	国立児童自立支援施設の運営に必要な経費	170,862		184,331			
	A	4										
	小計						86,181,912		86,940,065		-8,373	
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1										
	B	2										
	B	3										
	B	4										
	小計											
対応表に おいて○ となっているもの	C	1	一般	厚生労働本省	児童福祉施設整備費	児童福祉施設等施設整備に必要な経費	< 5,033,000 >		< 3,100,000 >			
	C	2					< >		< >			
	C	3					< >		< >			
	C	4					< >		< >			
	小計						<5,033,000> の内数		<3,100,000> の内数			
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >		< >			
	D	2					< >		< >			
	D	3					< >		< >			
	D	4					< >		< >			
合計						86,181,912 <5,033,000> の内数		86,940,065 <3,100,000> の内数		-8,373		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること				番号	Ⅵ－４－１		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)＋(C)－重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
婦人保護事業費補助金	A	1	1,250,924	1,242,551	△ 8,373	△ 8,373		△ 8,373	執行実績を踏まえ、概算要求額を削減。
					0				
					0				
					0				
					0				
					0				
					0				
					0				
					0				
					0				
					0				
					0				
					0				
					0				
合計						△ 8,373	0	△ 8,373	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	男女共同参画基本計画(第2次)(閣議決定)	平成17年12月27日	多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実 ○児童虐待への取組の推進
	新しい少子化対策について(少子化社会対策会議決定)	平成18年6月20日	2. 新たな少子化対策の推進 (1) 子育て支援策 ⑦子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築 (3) その他重要な施策 ④児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「児童相談所、警察、学校、NPOなどが連携して、子どもを虐待から守る地域ネットワークの市町村への設置を進めます」、「配偶者からの暴力や母子家庭など、困難な状況に置かれている女性に対し、行き届いたケアや自立支援を進めます」
	子ども・子育てビジョン(閣議決定)	平成22年1月29日	・虐待防止ネットワークを平成21年度までに全市町村で設置 ・子どもを守る地域ネットワークの調整機関への専門職員の配置を平成26年度までに80%の市町村で実施 ・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業を全市町村で実施 ・個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	母子保健衛生対策の充実を図ること		評価方式	実績	番号	VI-5-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
	（ 当 初 ）	19,130,581 及び13,716,000の内数	19,057,625 及び5,033,000の内数	22,899,395 及び5,033,000の内数	28,578,599 及び3,100,000の内数	
	（ 補 正 後 ）	98,129,588	21,495,278	22,899,395		
			及び4,033,000の内数			
前年度繰越額（千円）	0	0				
	7,831,863の内数	5,938,009の内数				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
	△24,076の内数	△10,888の内数				
歳出予算現額（千円）	98,129,588	21,495,278				
	21,523,787の内数	9,960,121の内数				
支出済歳出額（千円）	97,712,586	20,875,920				
	14,997,785の内数	8,230,156の内数				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
	5,938,009の内数	792,448の内数				
不用額（千円）	417,002	619,358				
	587,991の内数	937,517の内数				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票②に記載					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	特になし					
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果を踏まえ、施策目標の達成に向け、着実に母子保健衛生対策の充実を図ることとするとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	母子保健衛生対策の充実を図ること						番号	VI-5-1	(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	母子保健衛生対策費	母子保健衛生対策に必要な経費	11,470,599	15,767,291		
	A	2	一般	厚生労働本省	母子保健衛生対策費	小児慢性特定疾患治療研究に必要な経費	11,409,568	12,791,445		
	A	3	一般	厚生労働本省	母子保健衛生対策費	母子保健衛生対策の推進に必要な経費	19,228	19,863		
	A	4								
	小計						22,899,395	28,578,599		
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計						の内数	の内数		
対応表において○ となっているもの	C	1	一般	厚生労働本省	児童福祉施設整備費	児童福祉施設等施設整備に必要な経費	< 5,033,000 >	< 3,100,000 >		
	C	2					< >	< >		
	C	3					< >	< >		
	C	4					< >	< >		
	小計						<5,033,000> の内数	<3,100,000> の内数		
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >		
	D	2					< >	< >		
	D	3					< >	< >		
	D	4					< >	< >		
							の内数	の内数		
合計							22,899,395 <5,033,000> の内数	28,578,599 <3,100,000> の内数		

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局母子保健課

政策名	母子保健衛生対策の充実を図ること			番号	Ⅵ－5－1																						
政策の概要	母性並びに乳児及び幼児の健康の保持、増進を図るために、不妊について悩む夫婦に対する相談体制の整備や特定不妊治療に要する費用の一部の助成、妊婦健診費用に対する公費補助等、母子保健衛生対策の充実のための施策を推進する。																										
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																										
	（総合的評価） 母子保健衛生対策については、有効的・効率的に実施され、その充実が進められていると評価できる。																										
	一方で、今後の課題としては、妊婦健診の公費負担の回数や内容、不妊専門相談センターの設置状況等について、自治体によって差があることがあげられる。各母子保健事業が適切に実施されるよう、各自治体に対して働きかけを行うことが必要である。																										
	（必要性） 近年、わが国における母と子の健康を取り巻く環境は変化してきており、個々の実情や地域の特性などに応じたきめ細やかな母子保健衛生対策の充実が急務となっている。																										
	具体的には、女性の社会進出の進行等に伴う出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦に対する保健指導及び健康診査の重要性、必要性が一層高まっている。																										
また、出産年齢の上昇や医療技術の進歩等によって、不妊治療を受ける夫婦の数が増加しており、特定不妊治療を受けた者の子の割合が年間出生数の約2％になるなど、特定不妊治療の果たす役割は大きくなっており、不妊治療を受ける者への精神的、経済的な支援を適切に行うことも重要である。																											
（効率性） 母子保健衛生対策は、事業の目的により、実施主体が都道府県（指定都市、中核市）又は市町村と異なるが、その目的に沿った事業の実施が図られており、結果として、妊産婦死亡率も低率を維持していることから、取組は効率的であると評価できる。																											
（有効性） 母子保健の水準を示す指標の1つである妊産婦死亡率について、他の先進国に比べても常に低率を維持し（注）、平成19年（2007年）においては過去最低の3.1を記録したことの要因の1つとして、各種母子保健施策を着実に実施してきたことがあげられることから、取組は有効であると評価できる。																											
（注）主要先進国の妊産婦死亡率 アメリカ 9.4〔2002年〕、イギリス 7.7〔2004年〕、フランス 7.4〔2003年〕、ドイツ 5.2〔2004年〕、イタリア 3.2〔2002年〕、カナダ 6.9〔2003年〕																											
（反映の方向性） 全体として、母子保健衛生対策の充実という施策目標の達成に向けて取組が進展しており、現在の施策を引き続き推進していく必要がある。																											
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																											
<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr><tr><td>妊産婦死亡率の減少</td><td>妊産婦死亡率</td><td>妊産婦死亡率＝(1年間の妊産婦死亡数／1年間の出産数)</td><td>5.7 (平成17年)</td><td>4.8</td><td>3.1</td><td>3.5</td><td>前年以下 (毎年)</td><td>各種母子保健施策の有効性を図るため、母子保健の水準を示す指標の1つである妊産婦死亡率の減少を達成目標に設定した。</td></tr></table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	妊産婦死亡率の減少	妊産婦死亡率	妊産婦死亡率＝(1年間の妊産婦死亡数／1年間の出産数)	5.7 (平成17年)	4.8	3.1	3.5	前年以下 (毎年)	各種母子保健施策の有効性を図るため、母子保健の水準を示す指標の1つである妊産婦死亡率の減少を達成目標に設定した。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値							目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方															
				18年度	19年度	20年度																					
妊産婦死亡率の減少	妊産婦死亡率	妊産婦死亡率＝(1年間の妊産婦死亡数／1年間の出産数)	5.7 (平成17年)	4.8	3.1	3.5	前年以下 (毎年)	各種母子保健施策の有効性を図るため、母子保健の水準を示す指標の1つである妊産婦死亡率の減少を達成目標に設定した。																			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)																						
	民主党Manifesto2010		平成22年6月		「出産育児一時金、不妊治療支援など出産にかかわる支援策を拡充します。」																						

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること		評価方式	モニタリング	番号	VI-6-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
（ 当 初 ）	166,728,904	169,318,583	176,416,739		185,886,137	
	及び13,716,000の内数	及び5,033,000の内数	及び5,033,000の内数		及び3,100,000の内数	
（ 補 正 後 ）	166,861,933	170,005,388				
		及び4,033,000の内数				
前年度繰越額（千円）						
	7,831,863の内数	5,938,009の内数				
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
	△24,076の内数	△10,888の内数				
歳出予算現額（千円）	166,861,933	170,005,388				
	21,523,787の内数	9,960,121の内数				
支出済歳出額（千円）	158,471,157	161,819,423				
	14,997,785の内数	8,230,156の内数				
翌年度繰越額（千円）						
	5,938,009の内数	792,448の内数				
不用額（千円）	8,390,776	8,185,965				
	587,991の内数	937,517の内数				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別表②に記載					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	—					
評価結果の予算要求等 への反映状況	○予算要求 評価結果を踏まえ、引き続き現在の取組を推進するための経費を要求している。 （継続） ・ 児童扶養手当 （平成23年度予算概算要求額：177,018百万【平成21年度予算額：167,837百万】） ・ 母子家庭等対策総合支援事業 （平成23年度予算概算要求額：3,644,百万【平成21年度予算額：3,747百万】）					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること					番号	VI-6-1		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	母子家庭等対策費	母子家庭等の自立支援に必要な経費	176,413,246	185,882,777	-1,810	
	A	2	一般	厚生労働本省	母子家庭等対策費	母子家庭等自立支援対策費	3,493	3,360		
	A	3	一般	厚生労働本省	児童福祉施設整備費	児童福祉施設等施設整備に必要な経費	5,033,000	3,100,000	-1,933,000	
	A	4								
	A	5								
	小計						176,416,739 <5,033,000> の内数	185,886,137 <3,100,000> の内数	-1,934,810	
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計						の内数	の内数		
対応表において○ となっているもの	C	1					< >	< >		
	C	2					< >	< >		
	C	3					< >	< >		
	C	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >		
	D	2					< >	< >		
	D	3					< >	< >		
	D	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
合計						176,416,739 <5,033,000> の内数	185,886,137 <3,100,000> の内数	-1,934,810		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること					番号	VI-6-1		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)+(C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
養育費確保支援事業委託費	A	1	61,938	60,128	△ 1,810	△ 1,810		△ 1,810	執行実績を踏まえた削減。
次世代育成支援対策施設整備 交付金	A	3	5,033,000	3,100,000	△ 1,933,000	△ 1,933,000		△ 1,933,000	過去の実績等を踏まえ、見直し。

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

政策名	母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること					番号	VI-6-1																																													
政策の概要	母子家庭の母等の自立促進、生活の安定、就業促進を図るため、子育て・生活支援、就業支援策、養育費の確保、経済的支援策などの総合的な母子家庭等対策を推進する。																																																			
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																																			
	（総合的評価） 母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子自立支援プログラム策定等事業、高等技能訓練促進費等事業による就業実績及び高等技能訓練促進費等事業による資格取得者数のいずれの指標についても平成15年度の事業開始から着実に実績を伸ばしており、目標達成に向けた進展があったものと評価できる。																																																			
	（必要性） 平成14年に、母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等の改正を行い、それまでの経済的支援策中心の対策から、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策の4本柱による総合的な自立支援策に転換することとし、母子家庭の母の就業の支援の充実を図ることとされたことを受け、施策を推進してきたところである。平成18年度全国母子家庭等調査によると、母子家庭の母の就業率が84.5%となっているなど母子家庭の母の状況については一定の改善がみられたところであるが、臨時・パートの雇用形態の者が43.6%となっており、母子世帯の平均年収が213万円と全世帯の平均年収と比較して低い水準にとどまる等、その状況は厳しいものとなっていることから、母子家庭の母等の自立促進、生活の安定、就業促進を図るため、引き続き母子家庭の母等の自立のため生活支援、就業支援を総合的に実施することが必要である。																																																			
	（効率性） 母子家庭等対策総合支援事業の実施主体は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村（一部の事業については、都道府県、指定都市及び中核市）となっており、母子家庭の母に対し、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を効率的に提供できる体制にあり、身近な自治体において効率的に実施されている。また、児童扶養手当については、市町村が窓口となって児童扶養手当の認定請求書等の受付など、市町村が持つ情報をもとに、支給要件の適否や所得についての確認を行うなど、効率的に行っている。																																																			
	（有効性） 1 母子家庭等就業・自立支援センター事業 母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供など一貫した就業支援サービス等を提供している。実施主体数や就業者数が着実に伸びていることを踏まえると、母子家庭の母等の就業支援等にとっては、有効な手段であると評価できる。 2 母子自立支援プログラム策定等事業 福祉事務所等において、母子家庭の母の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細かな就業支援等を行う。また、直ちに就業に移行することが困難な母子家庭の母について、ボランティア活動等への参加を促し、就業意欲の醸成等を行うものである。自立支援計画書策定件数や就業者数の増加を踏まえると、母子家庭の母の就業支援にとっては、有効な手段であると評価できる。 3 高等技能訓練促進費等事業 看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関で修学する場合において、生活費の負担軽減のため、高等技能訓練促進費を支給するとともに、入学金の負担軽減のため、入学支援修了一時金を支給するものである。高等技能訓練促進費受給者の資格取得数の増加を踏まえると、母子家庭の就業支援にとっては、有効な手段であると評価できる。 4 養育費相談支援センター事業 養育費の取り決めなどに関する相談対応等を行うことにより、養育費を確保する母子家庭等が増加することが見込めることから、母子家庭等の自立の促進に有効である。 5 児童扶養手当 児童扶養手当の支給により、母子世帯等への経済的支援が行われており、母子家庭等の生活の経済的な安定及び自立促進を図る上で有効である。																																																			
	（反映の方向性） 今後とも引き続き地方自治体の積極的な取組を推進する。																																																			
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																																			
	<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr><tr><td rowspan="4">母子家庭の母等の就業等の支援を図ること</td><td>各就業支援による就業実績 (母子家庭等就業・自立支援センター事業)</td><td>件</td><td>5,487 (19年度)</td><td>5,487</td><td>5,718</td><td>集計中</td><td>前年度以上の就業実績</td><td rowspan="3">政策評価結果</td></tr><tr><td>各種就業支援による就業実績 (母子自立支援プログラム策定等事業)</td><td>件</td><td>3,815 (19年度)</td><td>3,815</td><td>4,851</td><td>集計中</td><td>前年度以上の就業実績</td></tr><tr><td>各種就業支援による就業実績 (高等技能訓練促進費等事業)</td><td>件</td><td>1,071 (19年度)</td><td>1,071</td><td>1,291</td><td>集計中</td><td>前年度以上の就業実績</td></tr><tr><td>高等技能訓練促進費等事業による資格取得者数</td><td>人</td><td>1,264 (19年度)</td><td>1,264</td><td>1,544</td><td>集計中</td><td>資格取得者数1,300人 (21年度)</td><td>子ども・子育て応援プラン</td></tr></table>									達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	母子家庭の母等の就業等の支援を図ること	各就業支援による就業実績 (母子家庭等就業・自立支援センター事業)	件	5,487 (19年度)	5,487	5,718	集計中	前年度以上の就業実績	政策評価結果	各種就業支援による就業実績 (母子自立支援プログラム策定等事業)	件	3,815 (19年度)	3,815	4,851	集計中	前年度以上の就業実績	各種就業支援による就業実績 (高等技能訓練促進費等事業)	件	1,071 (19年度)	1,071	1,291	集計中	前年度以上の就業実績	高等技能訓練促進費等事業による資格取得者数	人	1,264 (19年度)	1,264	1,544	集計中	資格取得者数1,300人 (21年度)	子ども・子育て応援プラン
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																											
					19年度	20年度	21年度																																													
母子家庭の母等の就業等の支援を図ること	各就業支援による就業実績 (母子家庭等就業・自立支援センター事業)	件	5,487 (19年度)	5,487	5,718	集計中	前年度以上の就業実績	政策評価結果																																												
	各種就業支援による就業実績 (母子自立支援プログラム策定等事業)	件	3,815 (19年度)	3,815	4,851	集計中	前年度以上の就業実績																																													
	各種就業支援による就業実績 (高等技能訓練促進費等事業)	件	1,071 (19年度)	1,071	1,291	集計中	前年度以上の就業実績																																													
	高等技能訓練促進費等事業による資格取得者数	人	1,264 (19年度)	1,264	1,544	集計中	資格取得者数1,300人 (21年度)	子ども・子育て応援プラン																																												
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等		年月日		記載事項（抜粋）																																															
	「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議		平成21年4月10日		保育サービス等の充実をはじめとする子育て支援の強化を行うとともに、学生・生徒等が安心して学べる環境を整備する。 ○ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充 ・母子家庭等への資格取得支援、在宅就業支援等																																															
	「子ども・子育てビジョン」		平成22年1月29日		・ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）が安心して暮らせるよう、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援（児童扶養手当等）の充実を図ります。																																															

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること		評価方式	総合・実績・事業	番号	VII-1-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	2,005,336,133	2,096,888,342	2,238,819,764	2,509,315,865		
	<19,500,000>	<21,000,000>	<24,000,000>	<33,600,000>		
（ 補 正 後 ）	2,047,260,619	2,290,361,250				
	<50,800,000>	<132,353,880>				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	2,047,260,619	2,290,361,250				
	<50,800,000>	<132,353,880>				
支出済歳出額（千円）	2,047,260,619	2,290,361,250				
	<49,505,791>	<131,513,749>				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	0	7,064,293				
	<1,294,209>	<840,131>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	施策目標：生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること 施策目標に係る指標：自立支援プログラムの各年度の参加者数（単位：人）（前年度以上/毎年度） 自立支援プログラムにより就職・増収した者の数（単位：人）（前年度以上/毎年度）					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	平成22年度より、生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会を立ち上げ、自立支援についてより効果的な事業となるよう、「新しい公共」等との協働に関し、先進的な取組事例の紹介や各自治体での取組を促進するための提言がとりまとめられたところである。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	平成23年度概算要求において、セーフティネット支援対策等事業費補助金につき、社会から孤立している受給者や就労意欲等に乏しい受給者に対する社会的な居場所の確保や社会生活自立や経済的自立に結びつけや、貧困の連鎖を防止するための生活保護世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくりを内容とする、「被保護者の社会的な居場所づくり支援事業」の創設について計上しているところである。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること						番号	Ⅶ－１－１		(千円)		
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額			
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額				
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	生活保護費	生活保護に必要な経費	2,238,819,764	2,509,315,865				
	A	2										
	A	3										
	A	4										
	小計						2,238,819,764 の内数	2,509,315,865 の内数				
対応表において◆ となっているもの	B	1										
	B	2										
	B	3										
	B	4										
	小計						の内数	の内数				
対応表において○ となっているもの	C	1	一般	厚生労働本省	地域福祉推進費	地域社会におけるセーフティネット機能の整備等に必要な経費	< 24,000,000 >	< 33,600,000 >				
	C	2					< >	< >				
	C	3					< >	< >				
	C	4					< >	< >				
	小計						<24,000,000> の内数	<33,600,000> の内数				
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >				
	D	2					< >	< >				
	D	3					< >	< >				
	D	4					< >	< >				
							の内数	の内数				
合計							2,238,819,764 <24,000,000> の内数	2,509,315,865 <33,600,000> の内数				

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

[illegible]

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 年 月 担当部局名：社会・援護局保護課

政策名	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること			番号	Ⅶ－１－１																																										
政策の概要	生活保護制度は、生活に困窮する者に対する最低限度の生活の保障とともに、その者の自立を助長することを目的としている。生活保護受給者の自立の助長を図るため、地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進する。																																														
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																														
	(総合的評価)																																														
	平成17年度より開始した自立支援プログラムの取組みについては、自立支援プログラム策定自治体数がほぼ100%となっており、着実に定着してきているものと考えている。また、自立支援プログラムの取組みにより就職・増収した者についても毎年増加しており、本事業は一定の成果を上げているものと考えている。																																														
	しかし、平成20年秋の世界不況の影響もあって、参加者の伸びに比べると就労又は増収した者の伸びが低調になっていることから、就労支援のより一層の強化が必要である。																																														
	(必要性)																																														
	生活保護受給者への支援については、これまで生活保護の実施機関の担当職員個人の努力や経験に依存して行われてきた面があり、担当職員の努力により培われた経験や他の実施機関での取組みの事例等を反映した自立支援プログラムを策定・実施することは、個々の生活保護受給者に対して必要な支援を組織的に実施することを可能とし、ひいては生活保護受給者の自立の促進へとつながるものである。																																														
	したがって、本事業により、生活保護受給者の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制及び多様かつ重層的なメニューの整備を図り、地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進する必要がある。																																														
	なお、平成21年11月の行政刷新会議においては、就労支援員を活用した就労支援の取り組みが大きな評価を得て、更に促進すべきとされたところである。																																														
	(効率性)																																														
	生活保護受給者への支援については、これまで担当職員個人の努力や経験に依存して行われてきた面があるが、担当職員の努力により培われた経験や他の実施機関での取組の事例等を自立支援プログラムの内容に反映させていくことにより、こうした経験等を組織全体として共有することが可能となり、自立支援の組織的対応や効率的な実施につなげることが可能となった。																																														
(有効性)																																															
自立支援プログラムは、単に就労による経済的自立を目指すだけでなく、生活保護受給者の抱える多様な課題を踏まえ、個々の被保護者の状況に応じた自立を早期に支援する仕組みとして、これを受ける生活保護受給者及びこれを実施する生活保護の実施機関の双方にとって有効なものである。																																															
(反映の方向性)																																															
平成21年11月の行政刷新会議において、就労支援員を活用した就労支援の取り組みが大きな評価を得て、更に促進すべきとされたところであることから、平成21年度第2次補正予算において、2,500名の増員が可能となるよう予算措置を行ったところであり、引き続き、生活保護受給者への就労支援に取り組む必要がある。																																															
また、平成22年7月にとりまとめの行われた「生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会報告書」においては、生活保護受給者の一般就労による経済的自立だけでなく、日常生活自立や社会生活自立に係る支援の推進のためには、社会的な居場所が重要であるとともに、社会的な居場所づくりに取り組む企業、NPO、社会福祉法人、住民等と行政との協働が必要であるということ、そのためには、所要の財政措置を図るとともに、地域ネットワークを構築していく必要があるなどの提言を受けたところ。																																															
当該提言を受けて、国としては、生活保護受給者の自立の促進を図るため所要の取組を行い、引き続き地方自治体における自立支援プログラムの取組を推進していく必要がある。																																															
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																															
<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr><tr><td rowspan="5">生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること</td><td>自立支援プログラムの参加者数</td><td>人</td><td></td><td>76,695</td><td>107,554</td><td>148,171</td><td>前年度以上</td><td rowspan="4">政策評価の指標については、実施機関の被保護者の自立支援に対する積極的な活動により策定される自立支援プログラムの策定数と、多数の自立支援プログラムが策定された結果、被保護者の自立支援プログラムへの参加機会が増え、その自立の助長が図られることから、自立支援プログラムへの参加者数を、政策の成果を図りうるものとして設定した。</td></tr><tr><td>自立支援プログラムにより就職・増収した者の数</td><td>人</td><td></td><td>10,777</td><td>12,231</td><td>12,293</td><td>前年度以上</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>毎年度</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>毎年度</td></tr></table>						達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	自立支援プログラムの参加者数	人		76,695	107,554	148,171	前年度以上	政策評価の指標については、実施機関の被保護者の自立支援に対する積極的な活動により策定される自立支援プログラムの策定数と、多数の自立支援プログラムが策定された結果、被保護者の自立支援プログラムへの参加機会が増え、その自立の助長が図られることから、自立支援プログラムへの参加者数を、政策の成果を図りうるものとして設定した。	自立支援プログラムにより就職・増収した者の数	人		10,777	12,231	12,293	前年度以上							毎年度							毎年度
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値						目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																				
				19年度	20年度	21年度																																									
生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	自立支援プログラムの参加者数	人		76,695	107,554	148,171	前年度以上	政策評価の指標については、実施機関の被保護者の自立支援に対する積極的な活動により策定される自立支援プログラムの策定数と、多数の自立支援プログラムが策定された結果、被保護者の自立支援プログラムへの参加機会が増え、その自立の助長が図られることから、自立支援プログラムへの参加者数を、政策の成果を図りうるものとして設定した。																																							
	自立支援プログラムにより就職・増収した者の数	人		10,777	12,231	12,293	前年度以上																																								
							毎年度																																								
							毎年度																																								
	関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)																																									
経済財政改革の基本方針2007		平成19年6月19日		・「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」の策定 厚生労働省を中心に、母子家庭、生活保護世帯、障害者等の就労移行について、5年後の具体的な目標を平成19年内に策定する。平成19年度～21年度を目標実現の集中戦略期間として、就労支援体制の全国展開、ハローワークを中心としたチーム支援、関係者の意識改革のための情報提供・支援のネットワークづくり等を推進する。」																																											
「福祉から雇用へ」推進5か年計画		平成19年12月26日		・「平成19年度までに生活保護の就労支援プログラムを全自治体で策定するとともに、当該プログラムの一環である生活保護受給者等就労支援事業の支援対象者の就職率を平成21年度までに、60%に引き上げること等により、生活保護の被保護者の就労を推進する。」																																											

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要 援護者の福祉の向上を図ること		評価方式	実績	番号	VII-2-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
（ 当 初 ）	694,386	734,769	643,932		644,520	
	<19,500,000>	<21,000,000>	<24,000,000>		<33,600,000>	
（ 補 正 後 ）	664,159	734,769				
	<50,800,000>	<132,353,880>				
前年度繰越額（千円）	<0>					
予備費使用額（千円）	<0>					
流用等増△減額（千円）	<0>					
歳出予算現額（千円）	694,386					
	<50,800,000>					
支出済歳出額（千円）	521,057					
	<49,505,791>					
翌年度繰越額（千円）	<0>					
不用額（千円）	173,329					
	<1,294,209>					
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	施策目標：地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 施策目標に関する指標：ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の割合（％）、 福祉サービスに関する苦情受付件数に占める解決件数の割合（％）					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	現行のホームレス事業が有効に機能していることが評価できるため、引き続き施策目標として継続、実施するが、現下の厳しい雇用 情勢の中、解雇や派遣労働者の雇止め等により今後ホームレス等の増加が考えられるため、事業の拡充を予定している。 また、運営適正化委員における苦情受付については、現行の事業が有効に機能していると評価できるため、引き続き施策目標とし て継続、実施する。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果を踏まえ、引き続き施策を推進することとし、必要な経費を概算要求した。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること						番号	Ⅶ－２－１		(千円)		
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額			
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額				
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	地域福祉推進費	地域社会における要援護者の福祉の向上に必要な経費	643,932	664,520				
	A	2										
	A	3										
	A	4										
	小計						643,932 の内数	664,520 の内数				
対応表において◆ となっているもの	B	1										
	B	2										
	B	3										
	B	4										
	小計						の内数	の内数				
対応表において○ となっているもの	C	1	一般	厚生労働本省	地域福祉推進費	地域社会におけるセーフティネット機能の整備等に必要な経費	< 24,000,000 >	< 33,600,000 >				
	C	2					< >	< >				
	C	3					< >	< >				
	C	4					< >	< >				
	小計						<24,000,000> の内数	<33,600,000> の内数				
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >				
	D	2					< >	< >				
	D	3					< >	< >				
	D	4					< >	< >				
	小計						の内数	の内数				
合計							643,932 <24,000,000> の内数	664,520 <33,600,000> の内数				

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

[illegible]

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成２２年８月

担当部局名：社会・援護局地域福祉課

政策名	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	番号	VII－2－1																													
政策の概要	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上に質することを目的として、地域福祉等推進特別支援事業等の要援護者の自立に向けた事業を実施する																															
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																															
	（総合的評価） ホームレス自立支援センターを利用し、就労及び福祉等の措置により退所した者の数が増加しており、着実に事業が行われていると評価できる。 また、運営適正化委員における苦情受付件数は、ここ数年横ばいであり、その解決件数の割合は高水準を維持しているので、福祉サービスの利用者からの苦情解決に向けて適切に努めていると評価できる。																															
	（必要性） 地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備することが期待されており、今後もこれらの施策を充実していくことが必要である。 少子高齢化の進行や地域の連帯感の希薄化の問題、高齢者や障害者等の電球交換といった軽微な生活課題など既存の制度のみでは充足できない問題や制度の狭間にある問題など多くの課題があり、地域における支え合いの強化が求められている。特に、運営適正化委員における苦情受付については、利用者保護の観点から、今後とも、高い解決率を維持しつつ実施する必要がある。また、ホームレスの自立の促進についても現下の厳しい経済情勢を踏まえ着実に取り組んでいく必要があり、今後もホームレス個々の状況に応じ、自立に向けた支援を行うとともに、退所した者が再び路上に戻ることをないよう、アフターケアが必要な者には適的な訪問等を実施し、生活上の相談・助言等を行うことが必要である。																															
	（効率性） ホームレス総合相談推進事業等によりホームレスの各人の状況に応じた取り組みを行っており、効率的に自立が図られていると評価できる。 福祉サービスの利用者からの苦情については、事業者自身がその解決に努めることとされており、都道府県社会福祉協議会に置く運営適正化委員会が実施する苦情解決は、その補完的役割を担うものであり、このような仕組みのもと、効率的な事業実施を図っていると認められる。																															
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	（有効性） ホームレス総合相談推進事業等を通してホームレス自立支援センターに入所した者のうち、平成２１年度中に退所した者の約７０％が、就労または福祉等の措置により自立を果たしていることから、その事業に有効性があると認められる。 また、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合は、これまで９５％以上と高い数字を維持してきており、その有効性が認められる。																															
	（反映の方向性） 評価結果を踏まえ、引き続き施策を推進する																															
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】																															
	<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr><tr><td>ホームレスの自立促進</td><td>ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の割合</td><td>%</td><td>－</td><td>59 【98%】</td><td>58 【97%】</td><td>70 【117%】</td><td>60%以上／ 毎年度</td><td>各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課で取りまとめたものである</td></tr><tr><td>福祉サービスに関する苦情解決</td><td>苦情受付件数に占める解決件数の割合</td><td>%</td><td>－</td><td>95 【100.1%】</td><td>97 【101.7%】</td><td>96 【100.9%】</td><td>95%以上／ 毎年度</td><td>社会福祉法人全国社会福祉協議会調べによる</td></tr></table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	ホームレスの自立促進	ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の割合	%	－	59 【98%】	58 【97%】	70 【117%】	60%以上／ 毎年度	各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課で取りまとめたものである	福祉サービスに関する苦情解決	苦情受付件数に占める解決件数の割合	%	－	95 【100.1%】	97 【101.7%】	96 【100.9%】	95%以上／ 毎年度
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実 績 値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																		
				19年度	20年度	21年度																										
ホームレスの自立促進	ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の割合	%	－	59 【98%】	58 【97%】	70 【117%】	60%以上／ 毎年度	各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課で取りまとめたものである																								
福祉サービスに関する苦情解決	苦情受付件数に占める解決件数の割合	%	－	95 【100.1%】	97 【101.7%】	96 【100.9%】	95%以上／ 毎年度	社会福祉法人全国社会福祉協議会調べによる																								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																													
	なし																															

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	災害に際し応急的な支援を実施すること		評価方式	実績	番号	VII－３－１
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
（ 当 初 ）	721,500	721,500	721,500		541,500	
（ 補 正 後 ）	831,487	964,434	721,500			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	831,487 <0>	964,434 <0>				
支出済歳出額（千円）	359,303	551,016				
翌年度繰越額（千円）		0				
不用額（千円）	472,184 <0>	413,418 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	災害に際し応急的な支援を実施すること/災害が発生又は発生する恐れが生じ、災害救助法を適用した場合における避難所の設置状況					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	災害が発生することを予測することは不可能であるため、これまでもほぼ一定の予算を計上しているところであり、今回の評価結果のみで予算に反映させることは適切でないと判断される。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	災害に際し応急的な支援を実施すること						番号	Ⅶ－３－１		(千円)		
									政策評価結果等 による見直し額			
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額				
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働省	災害救助等諸費	災害救助等に必要な経費	721,500	541,500	-180,000			
	小計						721,500 の内数	541,500 の内数	-180,000			
対応表に おいて◆ となっているもの												
	小計						の内数	の内数				
対応表に おいて○ となっているもの							< >	< >				
							< >	< >				
							< >	< >				
							< >	< >				
							< >	< >				
	小計						の内数	の内数				
対応表に おいて◇ となっているもの							< >	< >				
							< >	< >				
							< >	< >				
							< >	< >				
							< >	< >				
	小計						の内数	の内数				
合計						721,500 の内数	541,500 の内数	-180,000				

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		災害に際し応急的な支援を実施すること				番号	Ⅶ－３－１		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容	
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)＋(C)－重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)		うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)
災害援護貸付金			380,000	200,000	△ 180,000	△ 180,000		△ 180,000	本事業は自然災害の被災者のニーズに応じて資金を貸し付けるものであるが、過去５年間の決算状況を踏まえ、２億円で十分対応が可能であると判断した。
合計						△ 180,000		△ 180,000	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：社会・援護局総務課

政策名	災害に際し応急的な支援を実施すること		番号	Ⅶ－3－1																					
政策の概要	・災害に際し、国が地方公共団体・日本赤十字社その他の団体等の協力の下に、災害救助法第23条に定められた避難所の設置や食品の給与など、応急的に必要な救助を現物により行うことで、被災者の保護と秩序を図ることを目的とするものである。																								
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																								
	（総合的評価） ・災害救助法を適用した市町村において被災者の応急救助が適切に行われるよう、都道府県に対し必要な助言・指導を行っており、適切な応急的支援を実施している。																								
	（必要性） ・都道府県が災害救助法を適用した場合、災害救助法第36条に基づき、避難所や応急仮設住宅の設置、炊き出し等、救助に要した経費に応じ、その一部を都道府県に対して補助するものであり、迅速な応急救助の実施のために必要な事業である。																								
	（効率性） ・応急的、一時的な救助の観点から、避難所の開設期間等について適切な対応がなされるよう、都道府県に対し助言・指導を行っており、また国庫負担の対象経費については、交付決定前に救助に要した費用内容の確認を行っており、適切な応急救助を実施していると評価できる。																								
	（有効性） ・平成21年度に災害救助法が適用された7市町は、避難勧告発令前又は発令と同時に避難所が設置されており、各都道府県知事が災害救助法を適用を行うにあたっても適用基準に合致しているかどうか国が助言を行うなどの行っていることから、的確な応急救助を実施していると評価できる。																								
（反映の方向性） ・災害救助法を適用した地方自治体において被災者の応急救助が適切に行われるよう、引き続き一定の予算額を確保する必要がある。																									
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																									
<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr><tr><td>災害に際し応急的な支援を実施すること</td><td>災害が発生又は発生するおそれが生じ、災害救助法を適用した場合における避難所の設置状況</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>100%</td><td>100%</td><td>－</td><td>災害が発生した場合、速やかに避難所を設置する必要があるが、災害の種類・程度等により、その設置時間が異なることから、その設置までの時間については達成水準を設けることは困難である。</td></tr></table>					達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	災害に際し応急的な支援を実施すること	災害が発生又は発生するおそれが生じ、災害救助法を適用した場合における避難所の設置状況	－	－	－	100%	100%	－	災害が発生した場合、速やかに避難所を設置する必要があるが、災害の種類・程度等により、その設置時間が異なることから、その設置までの時間については達成水準を設けることは困難である。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方															
				19年度	20年度	21年度																			
災害に際し応急的な支援を実施すること	災害が発生又は発生するおそれが生じ、災害救助法を適用した場合における避難所の設置状況	－	－	－	100%	100%	－	災害が発生した場合、速やかに避難所を設置する必要があるが、災害の種類・程度等により、その設置時間が異なることから、その設置までの時間については達成水準を設けることは困難である。																	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)																				

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること		評価方式	実績	番号	VII－４－１		
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額			
	（ 当 初 ）	43,318,114 <36,667,428>	41,925,251 <36,585,523>	40,229,756 <39,260,865>		34,578,856 <49,812,510>		
	（ 補 正 後 ）	43,020,482 <67,914,877>	42,371,214 <148,994,226>					
前年度繰越額（千円）	0 <4,089,957>	0 <5,162,543>						
予備費使用額（千円）	0 <0>	0 <0>						
流用等増△減額（千円）	0 <0>	0 <0>						
歳出予算現額（千円）	43,020,482 <72,004,834>	42,371,214 <154,156,769>						
支出済歳出額（千円）	42,901,000 <63,964,392>	41,908,517 <147,163,001>						
翌年度繰越額（千円）	0 <5,162,543>	344,215 <4,446,269>						
不用額（千円）	119,482 <2,877,899>	118,482 <2,547,499>						
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	施策目標：社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること 施策目標に関する指標：介護保険施設等において、介護の業務に従事している者のうち、介護福祉士有資格者数（実人員） ・社会福祉施設等において、相談援助業務に従事している者のうち、社会福祉士有資格者数（実人員）							
政策評価結果を受けて 改善すべき点	福祉・介護サービスの現場に就業している有資格者数については着実に増加しているが、さらに有資格者の参入を促進し、定着を支援するとともに、一層質の高い福祉・介護サービスの確保を図るため、引き続き総合的な人材確保対策を講じる必要がある。							
評価結果の予算要求等 への反映状況	社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴う養成課程における教員等の資質の向上及び人材確保指針に基づく施策の推進のための事業を継続して予算要求するとともに、その他の事業についても、評価結果を踏まえ、福利厚生の実施等による社会福祉事業従事者の確保の実施等により、より質の高い福祉サービスを提供するため、継続して予算要求することとした。							

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること						番号	Ⅶ－４－１		(千円)		
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額			
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額					
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	地域福祉推進費	地域社会におけるセーフティネット機能の整備等に必要な経費	< 24,000,000 >	< 33,600,000 >	-4,000,000			
	A	2	一般	厚生労働本省	社会福祉諸費	福祉サービス提供体制の確保に必要な経費	39,653,980	33,909,945				
	A	3	一般	厚生労働本省	社会福祉諸費	福祉サービス提供体制確保の推進に必要な経費	575,776	668,911				
	A	4										
	小計						40,229,756 <24,000,000> の内数	34,578,856 <33,600,000> の内数	-4,000,000			
対応表において◆ となっているもの	B	1										
	B	2										
	B	3										
	B	4										
	小計						の内数	の内数				
対応表において○ となっているもの	C	1	一般	厚生労働本省	社会福祉施設整備費	社会福祉施設整備等施設整備に必要な経費	< 11,139,911 >	< 12,265,000 >				
	C	2					< >	< >				
	C	3					< >	< >				
	C	4					< >	< >				
	小計						<11,139,911> の内数	<12,265,000> の内数				
対応表において◇ となっているもの	D	1	一般	厚生労働本省	独立行政法人福祉医療機構運営費	独立行政法人福祉医療機構運営費交付金に必要な経費	< 4,120,954 >	< 3,947,510 >				
	D	2					< >	< >				
	D	3					< >	< >				
	D	4					< >	< >				
	小計						<4,120,954> の内数	<3,947,510> の内数				
合計							40,229,756 <39,260,865> の内数	34,578,856 <49,812,510> の内数	-4,000,000			

政策評価調書（個別票①-③）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること					番号	Ⅶ－４－１		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)＋(C)－重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
セーフティネット支援等対策 等事業費補助金	A	1	24,000,000	20,000,000	△ 4,000,000	△ 4,000,000		△ 4,000,000	「被保護者の社会的な居場所づくり支援事業」の創設（事項要求） 事業実績を踏まえ、40億円を縮減。

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：社会・援護局福祉基盤課

政策名	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること			番号	Ⅶ－4－1																															
政策の概要	より質の高い福祉サービスを提供するため、社会福祉に関する専門性を持った人材の養成、福利厚生充実等による社会福祉事業従事者の確保、福祉サービスの質の向上のための措置の援助等を行う。																																			
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 福祉・介護人材の確保については、昨今の厳しい経済情勢による他産業における雇用情勢の悪化を受け、その動向に一定の改善が見られるものの、依然として労働環境の厳しさから、福祉・介護の現場では、「従事者の離職率が高い」、「地域や事業所によっては人材確保が困難な状況にある」、「介護福祉士・社会福祉士の養成施設では著しい定員割れが生じている」、「多数の介護福祉士等の有資格者がこの分野で就労していない」などの様々な課題を抱えている。このような状況の中、質の高い福祉・介護人材の安定的な確保は喫緊の課題であり、平成19年度には、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部を改正し、資格取得方法の見直しを行うとともに教育カリキュラムの見直しを行い、平成19年8月に見直された「福祉人材確保指針」を踏まえつつ、福祉・人材確保のため、総合的な取組を進めているところである。 具体的には、 ○ 介護報酬のプラス3.0%改定による介護人材の処遇改善 ○ 雇用管理改善に取り組む事業主に対する支援 ○ 介護福祉士等の養成校に通う学生に対する修学資金の貸付け ○ 潜在的介護福祉士等の再就業を支援するための研修の実施 等の総合的な人材確保対策を講じているところであり、これらを通じて、引き続き、より一層質の高い福祉・介護サービスの確保を図ることとしている。 （必要性） 近年、少子・高齢化の進展により福祉人材への期待が高まってきている。特に介護保険制度の見直しや障害者自立支援法の制定に伴い、多様化・高度化する介護・福祉ニーズに対応するための高い倫理と技術を習得した人材が求められており、その中核的な役割を担うものとして、介護福祉士・社会福祉士を養成し、その資質の確保・向上を図ることが必要である。 （効率性） 福祉・介護分野で就業している介護福祉士及び社会福祉士の就業者数は、平成17年度以降着実に増加しており、質の高い福祉・介護サービスを提供するための基盤整備推進について、効率的に進められていると評価できる。 （有効性） 質の高い福祉・介護サービスを確保するためには、サービスの担い手となる人材の資質の向上を図ることが不可欠の要素であり、こうした意味で、福祉・介護サービスの現場において、社会福祉士及び介護福祉士の確保を進めていくことは重要である。実際に福祉・介護分野で就業している介護福祉士及び社会福祉士は、平成17年度以降着実に増加しており、一定の専門性を有する有資格者による質の高い福祉・介護サービスの提供という面で有効性が認められる。 （反映の方向性） 施策目標の達成に向けて進展しているが、現在の介護分野においては、離職率が高く、地域によっては人手不足が生じているなどの課題があるため、引き続き福祉人材の確保のため、事業を継続、実施する。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 <table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr><tr><td>介護福祉士就業者数が前年度以上/ 毎年度</td><td>介護福祉士就業者数</td><td>人</td><td>-</td><td>414,149 【115.7%】</td><td>476,246 【115.0%】</td><td>-</td><td>前年度以上</td><td rowspan="2">介護福祉士就業者数及び社会福祉士就業者数は、一定の専門性を有する有資格者による質の高い福祉・介護サービスの提供という面での指標であり、実績評価を達成するための手段により、当該数値がどのように推移したかを分析し、実績目標の達成度を測定する。</td></tr><tr><td>社会福祉士就業者数が前年度以上/ 毎年度</td><td>社会福祉士就業者数</td><td>人</td><td>-</td><td>22,534 【110.0%】</td><td>24,308 【107.9%】</td><td>-</td><td>前年度以上</td></tr></table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	介護福祉士就業者数が前年度以上/ 毎年度	介護福祉士就業者数	人	-	414,149 【115.7%】	476,246 【115.0%】	-	前年度以上	介護福祉士就業者数及び社会福祉士就業者数は、一定の専門性を有する有資格者による質の高い福祉・介護サービスの提供という面での指標であり、実績評価を達成するための手段により、当該数値がどのように推移したかを分析し、実績目標の達成度を測定する。	社会福祉士就業者数が前年度以上/ 毎年度	社会福祉士就業者数	人	-	22,534 【110.0%】	24,308 【107.9%】	-	前年度以上
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)					達成目標・指標の 設定根拠・考え方																								
				19年度	20年度	21年度																														
介護福祉士就業者数が前年度以上/ 毎年度	介護福祉士就業者数	人	-	414,149 【115.7%】	476,246 【115.0%】	-	前年度以上	介護福祉士就業者数及び社会福祉士就業者数は、一定の専門性を有する有資格者による質の高い福祉・介護サービスの提供という面での指標であり、実績評価を達成するための手段により、当該数値がどのように推移したかを分析し、実績目標の達成度を測定する。																												
社会福祉士就業者数が前年度以上/ 毎年度	社会福祉士就業者数	人	-	22,534 【110.0%】	24,308 【107.9%】	-	前年度以上																													
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)																															
	社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～		平成20年7月29日		「①高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会」を実現するため、「介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援」や「福祉・介護サービス従事者の確保・養成の推進」に取り組むこととされている。																															

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと		評価方式	総合 ~~実績~~ 事業	番号	VII－５－１
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
（ 当 初 ）	42, 275, 443	37, 292, 538	32, 991, 682		29, 558, 227	
（ 補 正 後 ）	42, 263, 649	37, 284, 712				
前年度繰越額（千円）	48, 796	170, 716				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	42, 312, 445	37, 455, 428				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	40, 082, 282	35, 511, 895				
翌年度繰越額（千円）	170, 716	167, 005				
不用額（千円）	2, 059, 447	1, 776, 528				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	・ 援護年金等の適切な支給（援護年金及び弔慰金の全受理件数のうち、請求受理した後６ヶ月以内に裁定を行った件数割合） ・ 戦中・戦後の国民生活上の労苦を広く後世代に継承（昭和館、しょうけい館の年間入場者数）					
政策評価結果を受けて改善すべき点	施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続けることとした。					
評価結果の予算要求等への反映状況	戦没者遺族等に対する援護年金の支給、戦傷病者に対する療養の給付等については、その対象者数は減少しているものの、引き続き適切な支給の実施が求められていることから、必要な経費を適切に要求している。また、昭和館及びしょうけい館については、戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を広く後世代に継承していることから、引き続き着実な効果が得られるよう、必要な経費を適切に要求している。 ※平成２０年度～平成２２年度はモニタリングのみを実施しており、モニタリング結果や平成１９年度に実施した実績評価に基づき記載している。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと					番号	Ⅶ－５－１		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	遺族及留守家族等援護費	遺族及び留守家族等の援護に必要な経費	32,991,682	29,558,227	-22,552	
	小計						32,991,682	29,558,227	-22,552	
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
		小計								
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					<	>		
	C	2					<	>		
	C	3					<	>		
	C	4					<	>		
		小計								
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					<	>		
	D	2					<	>		
	D	3					<	>		
	D	4					<	>		
		小計								
合計							32,991,682	29,558,227	-22,552	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと				番号	Ⅶ－５－１	
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)＋(C)－重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
昭和館運営等事業	A	1	456,023	441,551	△ 14,472	△ 14,472		△ 14,472	公益法人への支出見直しの観点から、広報関係経費を見直したことなどにより削減を行った。
戦傷病者福祉事業	A	1	193,237	185,157	△ 8,080	△ 8,080		△ 8,080	公益法人への支出見直しの観点から、広報関係経費を見直したことなどにより削減を行った。
合計						△ 22,552		△ 22,552	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 年 月				担当部局名：社会・援護局（援護）																																									
政策名	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと			番号	Ⅶ－5－1																																								
政策の概要	国家補償の精神に基づき、戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護を実施する。また、昭和館及びしょうけい館において戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を広く国民に継承する事業を行う。																																												
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																												
	（総合的評価） 戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づき迅速かつ適切に実施されており、また、昭和館及びしょうけい館においては、戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を広く国民に継承していることから、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。																																												
	（必要性） 援護年金等の対象者は減少しているものの、高齢化した戦傷病者、戦没者遺族等に対しては、引き続き着実な支給の実施が求められている。また、戦中・戦後の国民の体験が風化しつつあり、戦傷病者、戦没者遺族等の経験した生活上の労苦を確実に後世代に伝えることが求められている。																																												
	（効率性） 戦傷病者、戦没者遺族等の経験した生活上の労苦を継承する事業については、正確に当時の労苦を伝えるために、当事者である戦傷病者、戦没者遺族等から意見を伺っており、また、戦中・戦後の国民生活上の労苦を実物資料や映像によってわかりやすく伝えていることから、効率的に行っている。																																												
	（有効性） 援護年金等の6ヶ月以内の裁定件数割合については7割近くに達しており、迅速な処理がなされていると評価できる。昭和館、しょうけい館においても戦中・戦後の労苦を広く国民に継承していることから、施策目標の達成に向けて進展があった。																																												
（反映の方向性） 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を継続していく。																																													
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																													
<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr><tr><td>援護年金の支給</td><td>処理割合</td><td>%</td><td></td><td>69.5%</td><td>69.9%</td><td>集計中</td><td></td><td>援護年金及び弔慰金の全受理件数のうち、請求を受理した後6ヶ月以内に裁定を行った件数の割合</td></tr><tr><td>戦没者遺族の経験した労苦を後世代に伝えること</td><td>昭和館の入館者数</td><td>人</td><td></td><td>315,724</td><td>279,151</td><td>266,579</td><td></td><td>戦没者遺族に対する援護施策の一環として、昭和館の適切な運営</td></tr><tr><td>戦傷病者の経験した労苦を後世代に伝えること</td><td>しょうけい館の入館者数</td><td>人</td><td></td><td>103,312</td><td>137,714</td><td>114,514</td><td></td><td>戦傷病者等に対する援護施策の一環として、しょうけい館の適切な運営</td></tr></table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	援護年金の支給	処理割合	%		69.5%	69.9%	集計中		援護年金及び弔慰金の全受理件数のうち、請求を受理した後6ヶ月以内に裁定を行った件数の割合	戦没者遺族の経験した労苦を後世代に伝えること	昭和館の入館者数	人		315,724	279,151	266,579		戦没者遺族に対する援護施策の一環として、昭和館の適切な運営	戦傷病者の経験した労苦を後世代に伝えること	しょうけい館の入館者数	人		103,312	137,714	114,514		戦傷病者等に対する援護施策の一環として、しょうけい館の適切な運営
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値							目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																																	
				19年度	20年度	21年度																																							
援護年金の支給	処理割合	%		69.5%	69.9%	集計中		援護年金及び弔慰金の全受理件数のうち、請求を受理した後6ヶ月以内に裁定を行った件数の割合																																					
戦没者遺族の経験した労苦を後世代に伝えること	昭和館の入館者数	人		315,724	279,151	266,579		戦没者遺族に対する援護施策の一環として、昭和館の適切な運営																																					
戦傷病者の経験した労苦を後世代に伝えること	しょうけい館の入館者数	人		103,312	137,714	114,514		戦傷病者等に対する援護施策の一環として、しょうけい館の適切な運営																																					
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)																																								

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること		評価方式	総合 ~~実績~~ 事業	番号	VII-5-2
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
（ 当 初 ）	973,383	1,039,483	1,402,206		2,731,495	
（ 補 正 後 ）	973,038	1,039,483	1,402,206			
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	973,038	1,039,483				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	952,133	1,005,536				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	20,905	33,947				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	・遺骨帰還関連事業 海外未送還遺骨の集中的な情報収集を実施し、情報に基づき迅速かつ着実に遺骨帰還を実施する。 ・慰霊巡拝事業 戦没者の遺族の慰藉のため、円滑に慰霊巡拝事業を実施する。					
政策評価結果を受けて改善すべき点	施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続けることとした。					
評価結果の予算要求等への反映状況	戦没者の遺骨帰還に関しては、平成18年度から南方地域に関して「海外未送還遺骨の情報収集事業」を実施する等、NPO法人等民間団体との連携強化に努めた結果、遺骨帰還実績があがってきたところである。しかしながら、未だ多くの遺骨が残されている現状にあり、遺骨帰還の推進に向けて事業を適切に行うために必要な経費を要求するものである。 ※平成22年度はモニタリングのみを実施しており、モニタリング結果や平成21年度に実施した実績評価に基づき記載している。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること						番号	VII-5-2	(千円)		
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額		
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	戦没者慰霊事業費	戦没者の遺骨収集事業等に必要な経費	1,402,206	2,731,495	-5,743		
	小計						1,402,206	2,731,495	-5,743		
対応表において◆ となっているもの	B	1									
	B	2									
	B	3									
	B	4									
	小計										
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>			
	C	2					<	>			
	C	3					<	>			
	C	4					<	>			
	小計										
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>			
	D	2					<	>			
	D	3					<	>			
	D	4					<	>			
合計							1,402,206	2,731,495	-5,743		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること					番号	Ⅶ-5-2		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B) + (C) - 重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
民間建立慰霊碑等整理事業	A	1	19,230	13,487	△ 5,743	△ 5,743		△ 5,743	執行状況を踏まえ、事業実施地域を見直した上で、必要な経費について要求を行った。
合計			19,230	13,487	△ 5,743	△ 5,743		△ 5,743	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：社会・援護局援護企画課外事室

政策名	戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること		番号	VII-5-2																													
政策の概要	戦没者遺族の慰藉を目的として、戦没者の遺骨収集等の迅速かつ適切な実施、慰霊巡拝の着実な実施及び慰霊碑の適切な管理等を行う。																																
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																
	（総合的評価） 戦没者の遺骨収集の迅速かつ適切な実施や、慰霊巡拝、慰霊友好親善事業の着実な実施等により、戦没者遺族の慰藉をいう施策目標の達成にむけて進展があった。平成21年度においては、慰霊巡拝については全12回、遺骨収集等事業については全42回実施し、遺族の慰藉に進展があったことから、今後も着実に実施していくこととしたい。																																
	（必要性） 戦没者の遺骨については、相手国の事情や海没その他の自然条件等により収集できない地域が残されているという事情はあるものの、未だ多くの海外戦没者遺骨が海外に残されていることから、遺骨収集の促進に努めている。しかしながら、戦後60年以上が経過し、遺骨等の所在に関する情報が減少するとともに、戦没者遺族の高齢化が進んでいることから、これらの施策を、より迅速かつ着実に実施することが求められている。 そこで、南方地域においては、集中的な情報収集を行うとともに、ソ連抑留中死亡者の遺骨収集については、平成3年に日ソ両国間で協定が締結されて以降に実施した1次調査で再調査が必要とされた埋葬地について、現地の事情に詳しい関係者の調査同行等の協力をロシア政府に求めており、迅速な遺骨収集の実施に努めている。硫黄島等全15箇所に建立した戦没者慰霊碑については、それぞれ建立地の関係機関等と維持管理に関する委託契約を締結し、維持管理が適切に行われるよう努めている。																																
	（効率性） 遺骨収集等事業について、南方地域においては、平成18年度から実施している海外未送還遺骨の集中的な情報収集を行い、これに基づく遺骨収集を行うとともに、ソ連抑留中死亡者の遺骨収集についても、収集可能と判断された埋葬地につき、計画的に遺骨収集を実施しており、効率的に行っているといえる。																																
	（有効性） 戦没者遺族の慰藉のためには、戦没者の遺骨を送還して遺族に引き渡すことや、旧主戦場地域において遺族が慰霊を行うことが望まれており、このためには、遺骨収集事業をできる限り推進するとともに、慰霊巡拝事業については遺族が参加しやすい仕組み整備することが必要である。遺骨収集については、外交努力により収集の促進に努めているほか、NPO法人等の協力を得た情報収集を実施する等により実績を上げており、また、慰霊巡拝については、参加遺族決定の手続きを弾力化して遺族を参加しやすくしたことから、いずれも施策目標の実現に有効であると評価できる。																																
（反映の方向性） 施策目標の達成にむけて進展しており、現在の取り組みを続ける。																																	
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																	
<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr><tr><td>・戦没者の遺骨の収集を迅速かつ適切に行うこと</td><td>遺骨収集等事業の実施数</td><td>遺骨収集等事業の実施数</td><td>柱</td><td>760</td><td>2038</td><td>8965</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>・旧主要戦域等において、慰霊巡拝を適切に行うこと</td><td>慰霊巡拝の実施数</td><td>慰霊巡拝の実施数</td><td>回</td><td>12</td><td>14</td><td>12</td><td>—</td><td></td></tr></table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	・戦没者の遺骨の収集を迅速かつ適切に行うこと	遺骨収集等事業の実施数	遺骨収集等事業の実施数	柱	760	2038	8965	—		・旧主要戦域等において、慰霊巡拝を適切に行うこと	慰霊巡拝の実施数	慰霊巡拝の実施数	回	12	14	12	—	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実 績 値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																			
				19年度	20年度	21年度																											
・戦没者の遺骨の収集を迅速かつ適切に行うこと	遺骨収集等事業の実施数	遺骨収集等事業の実施数	柱	760	2038	8965	—																										
・旧主要戦域等において、慰霊巡拝を適切に行うこと	慰霊巡拝の実施数	慰霊巡拝の実施数	回	12	14	12	—																										
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等		年月日	記載事項(抜粋)																													

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること		評価方式	実績	番号	VII－５－３
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
（ 当 初 ）	1,960,609	1,965,498	2,088,384		1,918,599	
（ 補 正 後 ）	1,960,609	2,149,317	2,088,384			
前年度繰越額（千円）	6,052,447	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	8,013,056	2,149,317				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	7,715,251	2,020,676				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	297,805	128,641				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	目標：中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること 目標の達成度合いの測定方法：中国残留邦人等の帰国世帯数 等					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続けることとした。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続けるとの評価結果を踏まえ、適切に執行状況に基づく見直しを行った上で、 所要額を計上することとした。 ※平成２０～２２年度はモニタリングのみを実施しており、モニタリング結果や平成１９年度に実施した実績評価に基づき記載している。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること						番号	Ⅶ－５－３		(千円)		
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額			
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額				
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	中国残留邦人等支援事業費	中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	2,081,445	1,918,599	-155,380			
	A	2	一般	厚生労働本省	中国残留邦人等支援事業費	北朝鮮在住日本人配偶者の故郷訪問事業に必要な経費	6,939	0	-6,939			
	A	3										
	A	4										
	小計						2,088,384	1,918,599	-162,319			
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1										
	B	2										
	B	3										
	B	4										
	小計								0			
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					<	>				
	C	2					<	>				
	C	3					<	>				
	C	4					<	>				
	小計											
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					<	>				
	D	2					<	>				
	D	3					<	>				
	D	4					<	>				
合計							2,088,384	1,918,599	-162,319			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること				番号	Ⅶ－５－３		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)＋(C)－重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
中国残留邦人等に対する生活 支援事業	A	1	966,168	845,656	△ 120,512	△ 119,817	－	△ 119,817	施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続けるとの評価結果を踏まえ、適切に執行状況に基づく見直しを行った上で、所要額を計上することとした。 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続けるとの評価結果を踏まえ、適切に執行状況に基づく見直しを行った上で、所要額を計上することとした。 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続けるとの評価結果を踏まえ、適切に執行状況に基づく見直しを行った上で、所要額を計上することとした。 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続けるとの評価結果を踏まえ、適切に執行状況に基づく見直しを行った上で、所要額を計上することとした。 当面、両国間関係の中で、訪問が再開される見通しがないため、平成23年度予算の概算要求を行わないこととした。
中国残留邦人等に対する定着 自立援護事業	A	1	479,353	462,530	△ 16,823	△ 16,620	－	△ 16,620	
中国残留邦人等の帰国受入援 護事業	A	1	562,539	542,103	△ 20,436	△ 14,043	－	△ 14,043	
中国残留邦人等の身元調査等 事業	A	1	51,953	45,719	△ 6,234	△ 4,900	－	△ 4,900	
北朝鮮在住日本人配偶者故郷 訪問事業	A	2	6,939	0	△ 6,939	△ 6,939	－	△ 6,939	
合計			2,066,952	1,896,008	△ 170,944	△ 162,319	0	△ 162,319	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室

政策名	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること	番号	VII-5-3																																																
政策の概要	中国残留邦人等の円滑な帰国を推進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的として、帰国援護、受入れ、定着・自立援護を行う。																																																		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																																		
	（総合的評価） 中国残留邦人等に対する帰国援護、受入れ、定着・自立援護の適切な実施により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国者の自立支援という施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。																																																		
	（必要性） 中国残留邦人等については、これまでの帰国援護の継続的な実施により、帰国者数は減少しているものの、帰国を希望し、永住帰国する者が今なお一定程度存在することから円滑な帰国を促進する必要がある。 また、永住帰国した中国残留邦人等は、高齢化のため、日本語の習得や就労面で厳しい状況にあることから、自立を支援する必要がある。																																																		
	（効率性） 永住帰国した世帯は、近年減少傾向にあるが、これは、中国残留邦人の多くがすでに帰国し、中国及び樺太地域における残留邦人の人数が減少傾向にあり、同時に帰国希望者数も減少していることが理由として挙げられる。永住帰国希望者については、中国残留邦人等の帰国事務手続きに問題がなければ、申請後1年以内には受入れ態勢を整えた上で帰国を実現しており、円滑な帰国の支援は効率的に行われていると評価できる。																																																		
	（有効性） 帰国者に対する帰国から定着・自立までの一連の取組として、帰国直後は、集団生活の中で日本語や生活習慣の指導を行い、その後は、自立を目標に個人のニーズに応じて、就労に結びつくような日本語教育や就労相談、地域交流支援などを行っている。このようなきめ細やかな支援策により、中国残留邦人等に対する自立支援を着実に推進しており、施策は有効であると評価できる。																																																		
	（反映の方向性） 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。																																																		
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																																		
	<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr><tr><td rowspan="4">中国残留邦人等の円滑な帰国及び自立を支援すること</td><td>中国残留邦人等の帰国世帯数</td><td>世帯</td><td>(－)</td><td>22</td><td>28</td><td>22</td><td>(－)</td><td>中国残留邦人等に対する支援として、帰国援護・受入れの適切な実施</td></tr><tr><td>自立指導員の派遣回数</td><td>回</td><td>(－)</td><td>7,063</td><td>3,646</td><td>集計中</td><td>(－)</td><td>中国残留邦人等に対する支援として、定着・自立援護の適切な実施</td></tr><tr><td>中国帰国者自立研修センター通所者数</td><td>人</td><td>(－)</td><td>408</td><td>354</td><td>131</td><td>(－)</td><td>中国残留邦人等に対する支援として、中国帰国者自立研修センターの適切な運営</td></tr><tr><td>中国帰国者支援・交流センター日本語教室の受講者数</td><td>人</td><td>(－)</td><td>19,219</td><td>28,609</td><td>29,305</td><td>(－)</td><td>中国残留邦人等に対する支援として、中国帰国者支援・交流センターの適切な運営</td></tr></table>						達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	中国残留邦人等の円滑な帰国及び自立を支援すること	中国残留邦人等の帰国世帯数	世帯	(－)	22	28	22	(－)	中国残留邦人等に対する支援として、帰国援護・受入れの適切な実施	自立指導員の派遣回数	回	(－)	7,063	3,646	集計中	(－)	中国残留邦人等に対する支援として、定着・自立援護の適切な実施	中国帰国者自立研修センター通所者数	人	(－)	408	354	131	(－)	中国残留邦人等に対する支援として、中国帰国者自立研修センターの適切な運営	中国帰国者支援・交流センター日本語教室の受講者数	人	(－)	19,219	28,609	29,305	(－)	中国残留邦人等に対する支援として、中国帰国者支援・交流センターの適切な運営
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																							
				19年度	20年度	21年度																																													
中国残留邦人等の円滑な帰国及び自立を支援すること	中国残留邦人等の帰国世帯数	世帯	(－)	22	28	22	(－)	中国残留邦人等に対する支援として、帰国援護・受入れの適切な実施																																											
	自立指導員の派遣回数	回	(－)	7,063	3,646	集計中	(－)	中国残留邦人等に対する支援として、定着・自立援護の適切な実施																																											
	中国帰国者自立研修センター通所者数	人	(－)	408	354	131	(－)	中国残留邦人等に対する支援として、中国帰国者自立研修センターの適切な運営																																											
	中国帰国者支援・交流センター日本語教室の受講者数	人	(－)	19,219	28,609	29,305	(－)	中国残留邦人等に対する支援として、中国帰国者支援・交流センターの適切な運営																																											
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日	記載事項(抜粋)																																															

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求を適切に進達すること		評価方式	実績	番号	VII－5－4
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
	（ 当 初 ）					
	247, 276	290, 201	364, 395		316, 541	
	（ 補 正 後 ）					
	246, 957	289, 081				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）		0				
	246, 957	289, 081				
支出済歳出額（千円）						
	233, 084	286, 236				
翌年度繰越額（千円）						
	0					
不用額（千円）	0	0				
	13, 873	2, 845				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	（達成すべき目標） （１）旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること （２）旧陸海軍に関する恩給請求書の進達を迅速かつ適切に行うこと （目標の達成度合いの測定方法） （１）旧陸海軍に関する人事関係資料のうち海軍履歴原表等約750万件のうち、データベース化したものの割合 （２）ロシア政府関係機関より入手した旧ソ連抑留者登録カード約70万枚のうちデータベース化したものの割合 （３）恩給請求書を1.5カ月以内に総務省に進達した割合 （４）旧陸海軍軍人軍属に係る資料の調査及び履歴証明を受付後概ね3か月以内に処理した割合					
政策評価結果を受けて改善すべき点	施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続けることとした。					
評価結果の予算要求等への反映状況	各種資料のデータベース化を引続き促進するとともに、恩給請求書の進達業務を迅速かつ適正に行えるよう必要額を要求した。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求を適切に進達すること						番号	Ⅶ－５－４		(千円)		
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額			
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額				
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	恩給進達等実施費	恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	364,395	316,541	-9,712			
	A	2										
	A	3										
	A	4										
	小計						364,395	316,541	-9,712			
対応表において◆ となっているもの	B	1										
	B	2										
	B	3										
	B	4										
	小計											
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<	>		
	C	2					<	>	<	>		
	C	3					<	>	<	>		
	C	4					<	>	<	>		
	小計											
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>		
	D	2					<	>	<	>		
	D	3					<	>	<	>		
	D	4					<	>	<	>		
合計							364,395	316,541	-9,712			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求を適切に進達すること					番号	Ⅶ－５－４		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)＋(C)－重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
人事関係等資料整備事業	A	1	304,397	265,335	△ 39,062	△ 1,061		△ 1,061	事業実績を踏まえて積算を見直したことによる削減
旧軍人遺族等恩給進達事務事業	A	1	59,998	51,206	△ 8,792	△ 8,651		△ 8,651	事業実績を踏まえて積算を見直したことによる削減
合計			364,395	316,541	△ 47,854	△ 9,712		△ 9,712	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 年 月 担当部局名：社会・援護局業務課

政策名	旧陸海軍に関する人事関係資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること	番号	VII－5－4																																																									
政策の概要	恩給等の請求に必要な軍歴証明の作成等に使用するため、旧陸海軍に関する人事関係資料を適切に整備保管するとともに、恩給請求書の内容を審査し、恩給の裁定庁である総務省人事・恩給局に進達する。																																																											
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																																											
	(総合的評価) ・旧陸海軍に関する人事関係資料のデータベース化については、平成16年度より8年計画でデータベース化を行っている。平成21年度末現在で目標の50%が終了していることから、平成22年度及び平成23年度で残りの50%を終了すべく、目標達成に向けて取組を推進する。 ・ロシア政府関係機関より入手した約70万枚の抑留者登録カードのデータベース化については、平成22年度までの2力年計画で行われており、平成21年現在目標の50%が終了している。平成22年度においても目標の達成を目指す。 また、恩給請求書を受付から1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合及び旧陸海軍軍人軍属に係る資料の調査及び履歴証明を受付後概ね3か月以内に処理した割合については、平成21年度は100%と目標を達成した。今後も事務処理の向上や資料の整備等を図ることにより目標の確実な達成を目指すこととしている。																																																											
	(必要性) ・当局において保管している旧陸海軍人事関係資料等について、経年劣化による損傷が激しいため、資料の電子化により、資料の永続的保管と業務の効率化を図る必要がある。 ・恩給請求事務は、対象件数は徐々に減少しているものの、その重要性和請求者の高齢化に鑑み、早急な処理が求められていることから、進達事務の円滑な処理を図る必要がある。 ・平成3年5月に締結した「捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」に基づきロシア側から提供されたソ連抑留中死亡者名簿等の記載内容を遺族等に情報提供するため、関係資料を整備する必要がある。																																																											
	(効率性) ・旧陸海軍人事関係資料のデータベース化により、情報が整備され、必要な名簿情報の検索等が迅速に行えることから、効率性の向上に寄与している。 ・平成21年度に入手した旧ソ連抑留者登録カード約70万枚についても、データベース化することにより、遺族に登録カードの記載内容をお知らせする際の検索等が迅速に行えることから、効率性の向上に寄与している。																																																											
	(有効性) ・旧陸海軍の人事関係資料は、作成されてから数十年を経過し、損傷が激しいものが多いため、そのデータベース化を図ることは、適切な整備保管のため有効な施策である。 ・平成21年度に入手した旧ソ連抑留者登録カード約70万枚のデータベース化について、翻訳及び日本側資料との照合調査を実施し、死亡者が特定できた場合には、遺族に登録カードの記載内容をお知らせするため有効な施策である。 ・恩給の進達については、進達業務を受付開始から標準処理期間の1.5か月以内に行い、かつ内容の審査を適切に行うことにより、恩給制度の円滑な運営を可能としている。																																																											
	(反映の方向性) ・いずれの施策も、施策対象者の高齢化に鑑み、今度とも確実・早急な処理に努める。																																																											
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																																											
	<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr><tr><td rowspan="5">旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省へ進達した割合</td><td>旧陸海軍に関する人事関係資料のうち海軍履歴原表等</td><td>%</td><td>23</td><td>21.4</td><td>32.2</td><td>50.3</td><td>100 (23年度)</td><td>旧陸海軍に関する人事資料のうちデータベース化した割合を掲げることにより、目標達成に近づくための指標とした。</td></tr><tr><td>ロシア政府関係機関より入手した旧ソ連抑留者登録</td><td>%</td><td>22</td><td>－</td><td>－</td><td>50</td><td>100 (22年度)</td><td>ロシア政府関係機関より入手した旧ソ連抑留者登録カードのうちデータベース化した割合を掲げることにより、目標達成に近づくための指標とした。</td></tr><tr><td>恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省へ進達した割合</td><td>%</td><td>毎年度</td><td>80</td><td>100</td><td>100</td><td>100 (毎年)</td><td rowspan="2">標準処理期間が定められているため</td></tr><tr><td colspan="6">進達に係る標準処理期間は、平成18年10月から1.5ヶ月に変更し、平成18年9月30日までは3ヶ月としていたことから、標準処理期間の変更前については、3ヶ月以内に総務省に進達した割合を括弧内に記載した。</td></tr><tr><td>旧陸海軍軍人軍属に係る資料の調査及び履歴証明を受</td><td>%</td><td>毎年度</td><td>－</td><td>99.5</td><td>100</td><td>前年度以上 (毎年)</td><td rowspan="2">標準処理期間が定められているため</td></tr><tr><td colspan="6">平成21年度政策評価実施計画で新たに設定したもので、平成19年度以前の数値はない。</td></tr></table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省へ進達した割合	旧陸海軍に関する人事関係資料のうち海軍履歴原表等	%	23	21.4	32.2	50.3	100 (23年度)	旧陸海軍に関する人事資料のうちデータベース化した割合を掲げることにより、目標達成に近づくための指標とした。	ロシア政府関係機関より入手した旧ソ連抑留者登録	%	22	－	－	50	100 (22年度)	ロシア政府関係機関より入手した旧ソ連抑留者登録カードのうちデータベース化した割合を掲げることにより、目標達成に近づくための指標とした。	恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省へ進達した割合	%	毎年度	80	100	100	100 (毎年)	標準処理期間が定められているため	進達に係る標準処理期間は、平成18年10月から1.5ヶ月に変更し、平成18年9月30日までは3ヶ月としていたことから、標準処理期間の変更前については、3ヶ月以内に総務省に進達した割合を括弧内に記載した。						旧陸海軍軍人軍属に係る資料の調査及び履歴証明を受	%	毎年度	－	99.5	100	前年度以上 (毎年)	標準処理期間が定められているため	平成21年度政策評価実施計画で新たに設定したもので、平成19年度以前の数値はない。					
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実 績 値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																														
				19年度	20年度	21年度																																																						
旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省へ進達した割合	旧陸海軍に関する人事関係資料のうち海軍履歴原表等	%	23	21.4	32.2	50.3	100 (23年度)	旧陸海軍に関する人事資料のうちデータベース化した割合を掲げることにより、目標達成に近づくための指標とした。																																																				
	ロシア政府関係機関より入手した旧ソ連抑留者登録	%	22	－	－	50	100 (22年度)	ロシア政府関係機関より入手した旧ソ連抑留者登録カードのうちデータベース化した割合を掲げることにより、目標達成に近づくための指標とした。																																																				
	恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省へ進達した割合	%	毎年度	80	100	100	100 (毎年)	標準処理期間が定められているため																																																				
	進達に係る標準処理期間は、平成18年10月から1.5ヶ月に変更し、平成18年9月30日までは3ヶ月としていたことから、標準処理期間の変更前については、3ヶ月以内に総務省に進達した割合を括弧内に記載した。																																																											
	旧陸海軍軍人軍属に係る資料の調査及び履歴証明を受	%	毎年度	－	99.5	100	前年度以上 (毎年)	標準処理期間が定められているため																																																				
平成21年度政策評価実施計画で新たに設定したもので、平成19年度以前の数値はない。																																																												
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日	記載事項(抜粋)																																																								

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること					番号	Ⅷ－１－１		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	社会福祉施設整備費	社会福祉施設等施設整備に必要な経費	<11, 139, 911>	<12, 265, 000>	0
	A	2	一般	厚生労働本省	障害保健福祉費	障害保健福祉の推進に必要な経費	645, 466	1, 131, 352	0
	A	3	一般	厚生労働本省	障害保健福祉費	障害者の自立支援等に必要な経費	1, 064, 663, 904	1, 160, 814, 425	0
	A	4	一般	厚生労働本省	障害保健福祉費	精神保健事業に必要な経費	33, 584, 544	35, 590, 441	0
	A	5	一般	国立更生援護機関	国立更生援護所運営費	国立光明寮の運営に必要な経費	0	0	0
	A	6	一般	国立更生援護機関	国立更生援護所運営費	国立保養所の運営に必要な経費	0	0	0
	A	7	一般	国立更生援護機関	国立更生援護所運営費	国立知的障害児施設の運営に必要な経費	0	0	0
	A	8	一般	国立更生援護機関	国立更生援護所運営費	国立障害者リハビリテーションセンターの運営に必要な経費	2, 152, 106	2, 167, 226	0
	A	9	一般	地方厚生局	医療観察等実施費	入院の決定の執行等に必要な経費	137, 773	114, 299	0
	A	10	年金特別会計	福祉年金勘定	特別障害給付金給付費	特別障害給付金給付費に必要な経費	8, 457, 791	8, 139, 268	
	小計						1, 109, 641, 584 <11, 139, 911> の内数	1, 207, 957, 011 <12, 265, 000> の内数	
対応表において◆ となっているもの	B	1	一般	厚生労働本省	独立行政法人福祉医療機構運営費	独立行政法人福祉医療機構運営費交付金に必要な経費	<4, 120, 954>	<3, 947, 510>	0
	B	2	一般	厚生労働本省	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費交付金に必要な経費	2, 263, 507	2, 260, 692	0
	B	3	一般	厚生労働本省	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備に必要な経費	291, 200	257, 985	0
	B	4	一般	厚生労働本省	特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入	特別障害給付金給付金給付費の財源の年金特別会計福祉勘定へ繰入に必要な経費	8, 542, 791	8, 220, 268	0
	小計						11, 097, 498 <4, 120, 954> の内数	10, 738, 945 <3, 947, 510> の内数	
合計						1, 120, 739, 082 <15, 260, 865> の内数	1, 218, 695, 956 <16, 212, 510> の内数		

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成22年8月		担当部局名:障害保健福祉部	
政策名	障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	番号	Ⅷ－１－１
政策の概要	障害者の就労支援の強化や地域生活への移行の推進等を通じ、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 (必要性) ○ 我が国の障害保健福祉施策では、ノーマライゼーションの理念に基づき、従来の「施設収容型の福祉」から「地域生活の支援」へ向けて、さまざまな改革を行ってきました。特に平成12年の社会福祉基礎構造改革では、「障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活を送れるよう自立を支援すること」という基本理念を示し、その一環として平成15年には措置制度から利用契約制度(支援費制度)を導入しました。 ○ この支援費制度の導入により、利用者がサービスを選択できる仕組みとなりましたが、利用者の支援の必要性にかかわらず、長期間にわたり同じ施設を利用し続けるなど、本来のサービスが想定している機能と利用者の実態が乖離し、障害者が地域で生活するために必要なサービスが不足している、など、障害者が地域で生活を送ることができるようにするための支援が不十分である状況が見られ、また、多くの障害者が就労を希望する一方で、養護学校(現特別支援学校)の卒業者数の半数以上が福祉施設に通うとともに、就職のために施設を退所する障害者が1%程度にとどまっている、など、就労意欲のある障害者の自立への支援が必ずしもできていない状況も見られました。 ○ こうした状況を踏まえ、平成18年4月に障害者自立支援法が施行されました。 同法は、支援費制度における課題を解決し、障害者の地域での安心した暮らしを支援できるよう、従前の制度について抜本的な改革を行ったものです。 特に、グループホーム・ケアホームなどの障害者が地域で生活するために必要な事業や、障害者が自らの能力を存分に発揮し、就労を通じた自立を支援することができるよう、一般就労への移行を支援するための事業を創設するなど新たな課題に対応するための支援を創設するとともに、サービスの地域的な偏在や不足を解消するため、各自治体において平成18年度から3年毎の障害福祉計画を策定することとし、計画的にこれらのサービスの提供基盤の強化を図ることとしました。 ○ 同法の施行後、各自治体において計画に基づくサービス提供基盤の強化に取り組んできたほか、国においても障害保健福祉関係予算について毎年度着実な伸びを確保するなど、サービスの充実を図ってきました。一方で、利用者負担について軽減を求める意見等がありました。 ○ こうした中、「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者負担を応能負担とする障害者総合福祉法(仮称)を制定することとされています。この総合的な福祉制度の検討のために、本年4月に障がい者制度改革推進会議の下に総合福祉部会を設置し、検討を開始したところです。 ※新たな総合的な制度は遅くとも平成25年8月までに施行することとなっており、それまでの間は、引き続き「障害者自立支援法」に基づき、障害者の地域での安心した暮らしを支援するための施策を講じる必要があります。 (効率性) ○ 障害者自立支援法におけるサービスについては、市町村及び都道府県が障害福祉計画を策定し(障害者自立支援法第88条、第89条)、その基盤整備を行っているところですが、これに際しては、 ・地域の障害者の実情やサービスに対するニーズを把握しながら、それぞれの地域において必要な障害福祉サービスの種類及び量を事前に見込む、 ・地域移行や就労支援などの課題への対応が遅れている地域については、その地域の実情を勘案しながら、市町村と都道府県が協働して、広域的観点からサービス事業所の整備を行う、 ・障害者自立支援法上の障害福祉サービスのほか、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」などの事業や各都道府県で策定する「工賃倍増5カ年計画」の役割についても計画上位置づけることとし、地域資源を活用するとともに、個々の障害者へのきめ細かな支援ができるよう取組を行う、 など、効率的かつ計画的な方法を採用しています。 (有効性) ○ 施設に入所等をしていた障害者の地域生活への移行を進めるには、退所後の単身での生活に不安がある障害者のために、一定の支援を受けながら安心して暮らせる場を確保することが有効です。 また、障害者の地域における自立した生活を実現するためには、生活に必要な所得が確保されることが重要ですが、稼働収入(給与や賃金)を得ながら生活することを望んでいる障害者は約75%に及んでおり(※)、就労を通じた自立を支援することが有効であるといえます。 (※)平成18年度障害者施策総合調査(内閣府) (反映の方向性) (1)予算について 見直しの上増額で検討します。 (2)税制改正要望について 障害者の地域生活を支える日中活動の場及び住まいの場の一層の整備促進を図る観点から、譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充を平成23年度税制改正要望において、要望しています。 (3)機構・定員について 障害者自立支援法に基づく新体系への移行や、障害者の虐待防止等に対応するため、増員の方向で検討します。 (4)指標の見直しについて なし		

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																																							
<table><tr><th colspan="2">指標と目標値（達成水準／達成時期）</th><th colspan="5"></th></tr><tr><th colspan="2">アウトカム指標</th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th></tr><tr><td>1</td><td>福祉施設入所者の地域生活への移行者数（単位：人） （平成１７年度入所者数約１４，６万人のうち、２，１万人以上／平成２３年度）（前年度以上／平成２０年度・２１年度）</td><td>—</td><td>—</td><td>9,344</td><td>14,098</td><td>19,430</td></tr><tr><td colspan="2">達成率</td><td>—％</td><td>—％</td><td>44.4％</td><td>67.1％</td><td>92.5％</td></tr><tr><td>2</td><td>一般就労への年間移行者数（単位：万人） （1.0万人以上／平成23年度）</td><td>0.2</td><td>—</td><td>0.3</td><td>0.3</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="2">達成率</td><td>20.0％</td><td>—％</td><td>30.0％</td><td>30.0％</td><td>—％</td></tr><tr><td colspan="7">【調査名・資料出所、備考等】 ○ 指標１は、「施設入所者の地域生活への移行に関する状況について」（社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）によるものであるが、平成１９年度の数値は、平成１７年１０月から平成１９年１０月までに地域生活へ移行した者の数（2,586施設から回答を集計（回収率約９２％））であり、平成２０年度の数値は、平成１９年度の数値と平成１９年１０月から平成２０年１０月までに地域生活へ移行した者の数（2,450施設から回答を集計（回収率約９１％））を合計した数であり、平成２１年度の数値は、平成２０年度の数値と平成２０年１０月から平成２１年１０月までに地域生活へ移行した者の数（2,596施設から回答を集計（回収率約96％））を合計した数である。（目標達成率は平成２３年の目標値である２，１万人を分母として計算している。） ○ 指標２は、「障害福祉計画にかかる報告等の提出について」（社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ）による。平成１８年度分は調査を実施していない。当該指標については、調査方法等も含め、今後検討することとしている。</td></tr></table>							指標と目標値（達成水準／達成時期）							アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21	1	福祉施設入所者の地域生活への移行者数（単位：人） （平成１７年度入所者数約１４，６万人のうち、２，１万人以上／平成２３年度）（前年度以上／平成２０年度・２１年度）	—	—	9,344	14,098	19,430	達成率		—％	—％	44.4％	67.1％	92.5％	2	一般就労への年間移行者数（単位：万人） （1.0万人以上／平成23年度）	0.2	—	0.3	0.3	—	達成率		20.0％	—％	30.0％	30.0％	—％	【調査名・資料出所、備考等】 ○ 指標１は、「施設入所者の地域生活への移行に関する状況について」（社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）によるものであるが、平成１９年度の数値は、平成１７年１０月から平成１９年１０月までに地域生活へ移行した者の数（2,586施設から回答を集計（回収率約９２％））であり、平成２０年度の数値は、平成１９年度の数値と平成１９年１０月から平成２０年１０月までに地域生活へ移行した者の数（2,450施設から回答を集計（回収率約９１％））を合計した数であり、平成２１年度の数値は、平成２０年度の数値と平成２０年１０月から平成２１年１０月までに地域生活へ移行した者の数（2,596施設から回答を集計（回収率約96％））を合計した数である。（目標達成率は平成２３年の目標値である２，１万人を分母として計算している。） ○ 指標２は、「障害福祉計画にかかる報告等の提出について」（社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ）による。平成１８年度分は調査を実施していない。当該指標については、調査方法等も含め、今後検討することとしている。						
指標と目標値（達成水準／達成時期）																																																							
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21																																																	
1	福祉施設入所者の地域生活への移行者数（単位：人） （平成１７年度入所者数約１４，６万人のうち、２，１万人以上／平成２３年度）（前年度以上／平成２０年度・２１年度）	—	—	9,344	14,098	19,430																																																	
達成率		—％	—％	44.4％	67.1％	92.5％																																																	
2	一般就労への年間移行者数（単位：万人） （1.0万人以上／平成23年度）	0.2	—	0.3	0.3	—																																																	
達成率		20.0％	—％	30.0％	30.0％	—％																																																	
【調査名・資料出所、備考等】 ○ 指標１は、「施設入所者の地域生活への移行に関する状況について」（社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）によるものであるが、平成１９年度の数値は、平成１７年１０月から平成１９年１０月までに地域生活へ移行した者の数（2,586施設から回答を集計（回収率約９２％））であり、平成２０年度の数値は、平成１９年度の数値と平成１９年１０月から平成２０年１０月までに地域生活へ移行した者の数（2,450施設から回答を集計（回収率約９１％））を合計した数であり、平成２１年度の数値は、平成２０年度の数値と平成２０年１０月から平成２１年１０月までに地域生活へ移行した者の数（2,596施設から回答を集計（回収率約96％））を合計した数である。（目標達成率は平成２３年の目標値である２，１万人を分母として計算している。） ○ 指標２は、「障害福祉計画にかかる報告等の提出について」（社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ）による。平成１８年度分は調査を実施していない。当該指標については、調査方法等も含め、今後検討することとしている。																																																							
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																																																				
	成長力底上げ戦略（基本構想）	平成19年2月15日	○「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の一環として、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進。																																																				
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	「障害者の生活支援や就労支援・雇用促進等を進めるとともに、障害者自立支援法について、障害児支援の在り方など制度全般にわたる抜本的な見直しを行う。また、発達障害児・者に対する支援や精神障害者の地域移行を推進する。」																																																				

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	国民に信頼される公的年金制度の構築		評価方式	総合・実績・事業	番号	Ⅸ－１－１
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
	（ 当 初 ）	252, 658	211, 400	469, 632	377, 109	
	（ 補 正 後 ）	236, 160	211, 400	469, 632		
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	236, 160	211, 400				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	173, 186	135, 692				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	62, 974	75, 708				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	（達成すべき目標） 国民に信頼される公的年金制度の構築 （目標の達成度合いの測定方法） 所得把握調査・海外調査の実施状況、制度の改善に向けた企画立案状況、社会保障協定の集結に向けた当局間協議新規開始国数					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	目標の達成に向けた取組は着実に進展しており、引き続きこの取組を進展していく。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	目標の達成に向けた取組は着実に進展しており、引き続きこの取組を進展していく。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	国民に信頼される公的年金制度の構築						番号	Ⅸ－１－１		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額		
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働省	公的年金制度運営諸費	公的年金制度の持続可能性確保に必要な経費	469,632	377,109			
	A	2									
	A	3									
	A	4									
	小計						469,632	377,109			
対応表において◆ となっているもの	B	1									
	B	2									
	B	3									
	B	4									
	小計										
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>			
	C	2					<	>			
	C	3					<	>			
	C	4					<	>			
	小計						の内数	の内数			
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>			
	D	2					<	>			
	D	3					<	>			
	D	4					<	>			
	小計						の内数	の内数			
合計							469,632	377,109			
							の内数	の内数			

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 22 年 8 月

担当部局名：年金局総務課

政策名	国民に信頼される公的年金制度の構築			番号	Ⅸ－１－１																																																											
政策の概要	公的年金は、高齢者世帯の所得の７割を占め、６割の高齢者世帯が公的年金の収入だけで生活しているなど、公的年金制度は老後の所得保障の柱となっている。このような年金制度を、少子高齢化の中でも安定したものとするため、国民に信頼される制度を構築する必要がある。																																																															
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】□ （総合的評価） 平成２１年度は、新しい年金制度の設計に向けた情報収集のため、文献等により諸外国の制度調査を行った。 無年金・低年金を防止する等の観点から、国民年金保険料の納付可能期間を現行の２年から１０年間に延長する等の内容を盛り込んだ「年金確保支援法案」を、第１７４回通常国会に提出した。 国際化の進展への対応については、人材交流が活発で、経済団体等から社会保障協定締結の要望が強かったルクセンブルク、ブラジル及びフィリピン（※）との間で、協定の締結に向けた当局間協議を平成２１年度に開始しており、毎年度１カ国以上の国と新規に当局間協議を開始するという目標を達成した。 また、アイルランドとの間で、平成２１年度中に協定の署名を行うなどの成果があった。 なお、社会保障協定に係る相手国政府等との協議については、平成２１年度には１３回行ったところである。 既に締結した社会保障協定による経済効果（在留法人に係る保険料の二重負担軽減総額）は、平成２１年３月３１日時点で年間９５７億円と推計している。 以上を踏まえると、施策目標である「国民に信頼される公的年金制度の構築」については、目標を達成に向け進展していると評価できる。																																																															
	※フィリピンについては、協定締結の可能性について検討を行うための「作業部会」を開催した。 （必要性） 公的年金は、高齢者世帯の所得の７割を占め、６割の高齢者世帯が公的年金の収入だけで生活しているなど、公的年金制度は老後の所得保障の柱となっている。このような年金制度を、少子高齢化の中でも安定したものとするため、国民に信頼される制度を構築する必要がある。 また、国際的な人的交流の活発化に対応して、社会保障協定の締結により、日本と外国の保険料の二重払い等の問題の解決を図ることが喫緊の課題となっている。経済団体等関係各方面からも、協定の締結による在外日系企業の負担の解消等のため、人的交流の多い各国との間で速やかに協定を締結することが求められている。 （効率性） 「年金確保支援法案」の提出は、国民に信頼される公的年金制度の構築という目標の達成に向けて、低年金・無年金となることを防止する観点から、効率的な手段であったと評価できる。 平成２１年度においては、３カ国との間で新規に当局間協議を開始し、１カ国との間で社会保障協定の署名を行っており、効率的に施策を実施していると評価できる。また、協定交渉のため海外渡航する際には、一回の渡航で複数国を訪問するよう日程調整を行うなど効率的に進めているところである。																																																															
	（有効性） 「年金確保支援法案」の提出は、国民に信頼される公的年金制度の構築という目標の達成に向けて、低年金・無年金となることを防止する観点から、有効な取組であったと評価できる。 平成２１年度において、社会保障協定の発効に至ったものが１カ国、署名を行ったものが１カ国、また、政府間交渉を実施、又は、当局間協議を実施したものが５カ国となるなど一定の成果をあげており、日本と外国の保険料の二重払い等の問題を解消することにより、相手国との間の人的交流や経済交流を一層推進することは、国際化の進展への対応として有効な手段であった。 既に締結した社会保障協定による経済効果（在留法人に係る保険料の二重負担軽減総額）は、平成２１年３月３１日時点で年間９５７億円と推計している。																																																															
	（反映の方向性） 平成２１年度においても、目標の達成に向けた取組は着実に進展しており、引き続きこの取組を推進していく。																																																															
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																																															
<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr><tr><td>1</td><td>所得把握調査・海外調査の実施状況</td><td>進捗状況</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>文献等による諸外国の制度調査</td><td>所得把握調査・海外調査を実施、調査内容を整理・分析(平成22年度)</td><td>新しい年金制度の制度設計を着実に進める</td></tr><tr><td>2</td><td>制度の改善に向けた企画立案状況</td><td>進捗状況</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>年金確保支援法案の提出</td><td>必要な制度改正(平成22年度)</td><td>現行の公的年金制度の改善</td></tr><tr><td>3</td><td>社会保障協定の締結に向けた当局間協議新規開始国数</td><td>国</td><td>1カ国以上／毎年度</td><td>3カ国</td><td>1カ国</td><td>3カ国</td><td>1ヶ国以上／毎年度</td><td>国際化の進展への対応を図ること</td></tr><tr><td>4</td><td>社会保障協定に係る相手国政府等との協議の実施回数</td><td>国</td><td></td><td>12カ国</td><td>17カ国</td><td>13カ国</td><td></td><td>国際化の進展への対応を図ること</td></tr><tr><td>5</td><td>社会保障協定による経済効果</td><td>億円</td><td></td><td>919億円</td><td>955億円</td><td>957億円</td><td></td><td>国際化の進展への対応を図ること</td></tr></table>								達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	1	所得把握調査・海外調査の実施状況	進捗状況	—	—	—	文献等による諸外国の制度調査	所得把握調査・海外調査を実施、調査内容を整理・分析(平成22年度)	新しい年金制度の制度設計を着実に進める	2	制度の改善に向けた企画立案状況	進捗状況	—	—	—	年金確保支援法案の提出	必要な制度改正(平成22年度)	現行の公的年金制度の改善	3	社会保障協定の締結に向けた当局間協議新規開始国数	国	1カ国以上／毎年度	3カ国	1カ国	3カ国	1ヶ国以上／毎年度	国際化の進展への対応を図ること	4	社会保障協定に係る相手国政府等との協議の実施回数	国		12カ国	17カ国	13カ国		国際化の進展への対応を図ること	5	社会保障協定による経済効果	億円		919億円	955億円	957億円		国際化の進展への対応を図ること
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)					達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																																				
				19年度	20年度	21年度																																																										
1	所得把握調査・海外調査の実施状況	進捗状況	—	—	—	文献等による諸外国の制度調査	所得把握調査・海外調査を実施、調査内容を整理・分析(平成22年度)	新しい年金制度の制度設計を着実に進める																																																								
2	制度の改善に向けた企画立案状況	進捗状況	—	—	—	年金確保支援法案の提出	必要な制度改正(平成22年度)	現行の公的年金制度の改善																																																								
3	社会保障協定の締結に向けた当局間協議新規開始国数	国	1カ国以上／毎年度	3カ国	1カ国	3カ国	1ヶ国以上／毎年度	国際化の進展への対応を図ること																																																								
4	社会保障協定に係る相手国政府等との協議の実施回数	国		12カ国	17カ国	13カ国		国際化の進展への対応を図ること																																																								
5	社会保障協定による経済効果	億円		919億円	955億円	957億円		国際化の進展への対応を図ること																																																								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)																																																											

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	公的年金制度の信頼を確保するため、適正な事業運営を図ること。			評価方式	総合・実績・事業	番号	Ⅸ－１－２
歳出予算額（千円） （ 当 初 ） （ 補 正 後 ）		20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
	（一般会計分）	7,425,781,957	9,859,269,465	10,125,705,496	10,445,817,986		
	（年金特別会計分）	62,808,050,238	65,148,688,179	67,295,082,822	68,353,999,686		
	（一般会計分）	7,294,377,882	9,858,844,358	10,125,705,496			
	（年金特別会計分）	62,807,831,356	65,148,305,031	66,873,234,715			
前年度繰越額（千円）	（一般会計分）	0	0				
	（年金特別会計分）	0	0				
予備費使用額（千円）	（一般会計分）	0	0				
	（年金特別会計分）	0	0				
流用等増△減額（千円）	（一般会計分）	0	0				
	（年金特別会計分）	-3,551,044	-47,135				
歳出予算現額（千円）	（一般会計分）	7,294,377,882	9,858,844,358				
		<0>	<0>				
	（年金特別会計分）	62,804,280,312	65,148,257,896				
支出済歳出額（千円）		<0>	<0>				
	（一般会計分）	7,293,915,232	9,857,568,969				
	（年金特別会計分）	61,155,380,468	64,291,346,846				
翌年度繰越額（千円）	（一般会計分）	0	0				
	（年金特別会計分）	0	0				
不用額（千円）	（一般会計分）	462,650	1,275,389				
		<0>	<0>				
	（年金特別会計分）	1,648,899,844	856,911,050				
		<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法							
政策評価結果を受けて 改善すべき点							
評価結果の予算要求等 への反映状況							

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		公的年金制度の信頼を確保するため、適正な事業運営を図ること。					番号	Ⅸ－１－２		(千円)		
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額			
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額					
対応表において● となっているもの	A	1	年金特別会計	基礎年金勘定	基礎年金給付費	基礎年金給付に必要な経費	17,803,929,823	18,488,882,560				
	A	2	年金特別会計	国民年金勘定	国民年金給付費	国民年金給付に必要な経費	1,486,412,006	1,325,728,858				
	A	3	年金特別会計	厚生年金勘定	保険給付費	保険給付に必要な経費	24,727,349,092	24,836,227,273				
	A	4	年金特別会計	厚生年金勘定	保険給付費	厚生年金基金等給付費等負担金に必要な経費	109,454,794	107,185,925				
	A	5	年金特別会計	福祉年金勘定	福祉年金給付費	福祉年金給付に必要な経費	3,036,490	2,158,571				
	A	6	年金特別会計	業務勘定	業務取扱費	公的年金制度の適正な運営に必要な経費	12,095,652	12,724,421				
	A	7	年金特別会計	業務勘定	業務取扱費	年金記録問題対策の実施に必要な経費	10,978,116	11,037,872				
	A	8	年金特別会計	業務勘定	社会保険オンラインシステム費	社会保険オンラインシステムの運用等に必要な経費	46,664,472	58,491,983				
	A	9	年金特別会計	業務勘定	社会保険オンラインシステム費	社会保険オンラインシステムの見直しに必要な経費	46,270,839	12,296,036				
	小計						44,246,191,284 の内数	44,854,733,499 の内数	0			
対応表において◆ となっているもの	B	1	年金特別会計	基礎年金勘定	基礎年金相当給付他勘定へ繰入及交付金	基礎年金相当給付費の財源の他勘定へ繰入れ及び交付に必要な経費	3,566,869,865	3,621,731,230				
	B	2	年金特別会計	国民年金勘定	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	基礎年金給付費等の財源の基礎年金勘定へ繰入れに必要な経費	2,983,621,108	3,381,717,464				
	B	3	年金特別会計	国民年金勘定	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	年金相談事業費等の財源の業務勘定へ繰入れに必要な経費	102,930,569	96,832,334				
	B	4	年金特別会計	厚生年金勘定	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	基礎年金給付費等の財源の基礎年金勘定へ繰入れに必要な経費	15,988,026,477	15,938,261,885				
	B	5	年金特別会計	厚生年金勘定	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	年金相談事業費等の財源の業務勘定へ繰入れに必要な経費	101,604,491	100,801,598				
	B	6	年金特別会計	業務勘定	日本年金機構運営費	日本年金機構運営費交付金に必要な経費	305,839,028	359,921,676				
	B	7	一般会計	厚生労働本省	基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	基礎年金拠出金等の財源の年金特別会計へ繰入れに必要な経費	10,122,388,548	10,443,368,252				
	B	8	一般会計	厚生労働本省	基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	福祉年金給付費等の財源の年金特別会計へ繰入れに必要な経費	3,316,948	2,449,734				
	小計						33,174,597,034 の内数	33,945,084,173 の内数	0			
合計							(一般会計分)	10,125,705,496 ＜0＞ の内数	10,445,817,986 ＜0＞ の内数	0		
							(年金特別会計分)	67,295,082,822 ＜0＞ の内数	68,353,999,686 ＜0＞ の内数	0		

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	企業年金等の健全な育成を図ること		評価方式	総合・実績・事業	番号	IX-1-3
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	27,192	30,874	24,942	22,763		
（ 補 正 後 ）	27,192	30,874	24,942			
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	27,192 <0>	30,874 <0>				
支出済歳出額（千円）	19,564	14,157				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	7,628 <0>	16,717 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票③を参照。					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	今度とも、日頃から関係者と意見交換を行い、経済情勢や制度の運営状況に応じた制度改善のニーズを把握し、必要な制度改善に努めていく。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	定員については、企業年金等の企画・審査業務の充実・改善を図るため必要な人員の確保について検討する。平成23年度の予算要求については、効率的執行に努めることにより、前年度より縮減する。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	企業年金等の健全な育成を図ること						番号	Ⅸ－１－３		(千円)		
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額			
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額				
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働省	企業年金等健全育成費	企業年金等の健全な育成に必要な経費	24,942	22,763				
	A	2										
	A	3										
	A	4										
	小計						24,942	22,763				
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1										
	B	2										
	B	3										
	B	4										
	小計						の内数	の内数				
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >	< >				
	C	2					< >	< >				
	C	3					< >	< >				
	C	4					< >	< >				
	小計						の内数	の内数				
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >	< >				
	D	2					< >	< >				
	D	3					< >	< >				
	D	4					< >	< >				
	小計						の内数	の内数				
合計							24,942	22,763				
							の内数	の内数				

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 22 年 9月

担当部局名：年金局企業年金国民年金基金課

政策名	企業年金等の健全な育成を図ること	番号	Ⅸ－１－３
政策の概要	企業年金等の制度改善を行うことにより、企業年金等の健全な育成を図り、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実する。		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】□ (総合的評価) 企業年金等は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期における所得確保を図るための制度である。各種の制度改善により、政策目標の測定指標である「企業年金等の加入者数」が着実に増加しており、国民の高齢期における所得確保を図る取組みとして有効に運営されていると評価できる。 平成21年度の主な取組みは、以下の通り。 ①確定拠出年金制度について、掛金の拠出限度額を引き上げた。 ②平成24年3月末で廃止される適格退職年金から企業年金への円滑な移行を図るため、「適格退職年金の企業年金への移行支援本部」を立ち上げ、早期移行の必要性・移行の選択肢等を周知するとともに、移行先である企業年金における規約変更手続きの簡素化の実施。 ③厳しい経済情勢にある企業年金の財政運営の弾力化措置として、積立不足が生じている場合に、法令に基づき引き上げることとされている掛金について、財政が長期的に安定するための構造改革等を盛り込んだ長期運営計画を策定すること等を条件に、当該掛金の引上げを最長２年間猶予すること等を可能とし、母体企業の経営に配慮した措置の実施。 ④確定拠出年金における加入資格年齢の引上げ、従業員拠出（マッチング拠出）を可能とする等の制度改善を盛り込んだ「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（年金確保支援法案）」（継続審議中）を第174回国会に提出。 (必要性) 少子高齢化が進展する状況においては、国民の自主的な努力を国として支援することも非常に重要であり、国民の老後の所得保障の多様なニーズに応える企業年金等の役割は、今後益々増していくものと考えており、その改善を進め、制度の健全な育成を図っていく必要がある。 (効率性) 国費の負担増を伴う方法によるのではなく、企業年金等の制度改善を行うことで、事業主や従業員にとって魅力的な制度を用意し、実施・加入してもらい事業主や従業員の老後の所得確保に向けた自主的な努力を促すことにより、国民の老後の所得保障の充実を図るという目的を果たしていることから、効率的であると考える。 (有効性) 企業年金の加入者は全体として徐々に、しかし着実に増えており、企業年金に加入することによって、企業又は従業員の自主的な努力により、老後の所得確保が図られている者が増加しているといえることから、有効であると考ええる。 (反映の方向性) 政策目標の達成に向けて進展しており、引き続き関係者からの意見を聴取しつつ、更なる制度改善に努めていく。定員については、企業年金等の企画・審査業務の充実・改善を図るため必要な人員の確保について検討する。平成23年度の予算要求については、効率的執行に努めることにより、前年度より縮減する。 <		

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	企業年金等の適正な運営を図ること		評価方式	総合・実績・事業	番号	IX-1-4
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	2,459,937	2,579,054	1,505,821	1,444,421		
（ 補 正 後 ）	2,459,937	2,579,054	1,505,821			
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	2,459,937 <0>	2,579,054 <0>				
支出済歳出額（千円）	2,440,935	2,550,729				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	19,002 <0>	28,325 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票④を参照。					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	現在の取組みについては、未請求者の解消に資するよう引き続き実施していくとともに、今後、厚生年金基金の加入履歴のある方に対する注意喚起など日本年金機構との連携を更に推進していく。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	平成23年度の予算要求については、事業仕分けの結果を踏まえ、企業年金連合会・国民年金基金連合会に対する事務費補助金を縮減すること等により、前年度より縮減する。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	企業年金等の適正な運営を図ること						番号	Ⅸ－１－４		(千円)		
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額			
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額				
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働省	企業年金等適正運営費	企業年金等の適正な運営に必要な経費	1,505,821	1,444,421				
	A	2										
	A	3										
	A	4										
	小計						1,505,821	1,444,421				
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1										
	B	2										
	B	3										
	B	4										
	小計						の内数	の内数				
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >	< >				
	C	2					< >	< >				
	C	3					< >	< >				
	C	4					< >	< >				
	小計						の内数	の内数				
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >	< >				
	D	2					< >	< >				
	D	3					< >	< >				
	D	4					< >	< >				
	小計						の内数	の内数				
合計							1,505,821	1,444,421				
							の内数	の内数				

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 22 年 9月 担当部局名：年金局企業年金国民年金基金課

政策名	企業年金等の適正な運営を図ること				番号	IX－１－４																						
政策の概要	企業年金等の適正な運営を図ることで、確実な年金給付を行い、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実する。																											
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】□ (総合的評価) 企業年金等は国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期における所得確保を図るための制度であり、給付が確実かつ適切に行われることが非常に重要である。しかしながら、支給開始年齢前に厚生年金基金等を脱退した方が、転居により住所を把握できなくなり、年金裁定請求書を送付することができない等の理由により、年金の受給要件を満たしているにもかかわらず給付の申請を行っていない方（未請求者）が多数存在している状況にある。各種の取組みにより政策目標の測定指標である「受給権者に占める未請求者の割合」は減少しており、確実な年金給付に向けた未請求者対策は有効に実施されていると評価できる。 各企業年金等で未請求者の解消に向けた様々な取組を行っているが、厚生労働省における、平成21年度の主な取組みは、以下の通りである。 ①日本年金機構が管理する住所情報の活用による裁定請求書の送付（平成20年度～） ※平成22年1月より、日本年金機構から住所情報が提供される頻度を、年2回から毎月に改善。 ※当該情報提供を活用し、平成20年度、21年度の2年間で約71万人の住所が判明。 ②厚生年金基金については、現状把握に努めるため、未請求者及び住所不明者等の実態調査を実施し、毎年公表。（平成19年度～） ③企業年金連合会・厚生年金基金における取組みを支援する観点から、企業年金が住民基本台帳ネットワークから住所情報の提供を受けることを可能とする等の制度改善を盛り込んだ「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（年金確保支援法案）」（継続審議中）を第174回国会に提出。 (必要性) 各企業年金等において、未請求者の解消に向けた様々な取組を行っているが、厚生労働省としても、企業年金等において、確実に年金給付が行われ、適正な運営が行われるよう、引き続き環境整備、必要な指導を行っていく必要がある。 (効率性) 国が費用を負担し、直接的に老後所得保障を行うのではなく、未請求者対策など企業年金等における適正な運営・確実な給付に向けた取組を支援することにより、国民の老後の所得保障の充実を図るという目的を果たしていることから、効率的であると考える。 (有効性) 受給権者に占める未請求者の割合については、減少しており、老後の所得確保を図るため、企業年金等に加入した方々について、より確実に年金給付が行われているといえることから、有効であると考える。 (反映の方向性) 政策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組みについては、未請求者の解消に資するよう引き続き実施していくとともに、今後、厚生年金基金の加入履歴のある方に対する注意喚起など日本年金機構との連携を更に推進していく。平成23年度の予算要求については、事業仕分けの結果を踏まえ、企業年金連合会・国民年金基金連合会に対する事務費補助金を縮減すること等により、前年度より縮減する。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																											
	<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr><tr><td>企業年金等の適正な運営を図ること</td><td>受給権者に占める未請求者の割合</td><td>%</td><td>—</td><td>21.9</td><td>19.4</td><td>—</td><td>前年度以下の割合</td><td>年金の受給権があるにもかかわらず、制度の周知不足等の事情により、受給権者本人が、権利を有していることに気づいていないため、裁定請求を行っていないものを減</td></tr></table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	企業年金等の適正な運営を図ること	受給権者に占める未請求者の割合	%	—	21.9	19.4	—	前年度以下の割合	年金の受給権があるにもかかわらず、制度の周知不足等の事情により、受給権者本人が、権利を有していることに気づいていないため、裁定請求を行っていないものを減
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方															
					19年度	20年度	21年度																					
	企業年金等の適正な運営を図ること	受給権者に占める未請求者の割合	%	—	21.9	19.4	—	前年度以下の割合	年金の受給権があるにもかかわらず、制度の周知不足等の事情により、受給権者本人が、権利を有していることに気づいていないため、裁定請求を行っていないものを減																			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)																							

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること		評価方式	総合・実績・事業	番号	Ⅸ－３－１
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
	（ 当 初 ）	<74, 537, 955>	<74, 308, 316>	<75, 792, 560>		<71, 768, 928>
	（ 補 正 後 ）	<69, 493, 771>	<70, 183, 316>			
前年度繰越額（千円）	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	<69, 493, 771>	<70, 183, 316>				
支出済歳出額（千円）	<64, 754, 462>	<65, 871, 818>				
翌年度繰越額（千円）	<0>	<0>				
不用額（千円）	<4, 739, 309>	<4, 311, 498>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	二次予防事業参加者の状態の改善率（前年度以上／毎年度）					
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況	評価結果を踏まえ、地域支援事業を着実に実施するなど、介護予防対策を引き続き推進することとした。 （継続） ・介護予防実態調査分析支援事業 （平成23年度予算概算要求額：250百万円〔平成22年度予算額342百万円〕） ・地域支援事業 （平成23年度予算概算要求額：66, 280百万円〔平成22年度予算額69, 792百万円〕） ・介護予防市町村支援事業 （平成23年度予算概算要求額：84百万円〔平成22年度予算額120百万円〕） ・高齢者地域福祉推進事業 （平成23年度予算概算要求額：2, 760百万円〔平成22年度予算額2, 760百万円〕）					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること						番号	Ⅸ－３－１		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額		
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1									
	A	2									
	A	3									
	A	4									
	小計						の内数	の内数			
対応表において◆ となっているもの	B	1									
	B	2									
	B	3									
	B	4									
	小計						の内数	の内数			
対応表において○ となっているもの	C	1	一般	厚生労働本省	高齢者日常生活等推進費	高齢者の介護予防・健康づくり等に必要な経費	< 75,792,560 >	< 71,768,928 >			
	C	2					< >	< >			
	C	3					< >	< >			
	C	4					< >	< >			
	小計						<75,792,560> の内数	<71,768,928> の内数			
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >			
	D	2					< >	< >			
	D	3					< >	< >			
	D	4					< >	< >			
							の内数	の内数			
合計							<75,792,560> の内数	<71,768,928> の内数			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

[illegible]

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年7月

担当部局名：老健局老人保健課

政策名	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること			番号	Ⅸ－3－1														
政策の概要	高齢者が尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、介護予防が円滑に展開されるよう支援体制や評価体制を整備する。																		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																		
	（総合的評価） 介護予防事業の実施や新予防給付等の取組を通じて、高齢者の介護予防・健康づくりの推進等を図ることができたものと評価できる。したがって、今後とも、これまで行ってきた取組を継続していくことが必要である。 （必要性） 介護予防事業において、要介護状態等となる前の段階からの予防の取組を推進することによって、高齢者のQOL(Quality of Life:生活の質)の向上、認知症やうつなど特に支援が必要な者への対応、介護に要する費用の適正化が図られる。こうした取組を引き続き社会全体の取組として進めていくことが必要である。																		
	（効率性） 平成20年度は、二次予防事業に参加した者のうち状態が改善した者は42.4%となっており、一定の効果が得られたものと考えられる。																		
	（有効性） 平成20年度における二次予防事業参加者は128,253人で、そのうち54,430人の状態が改善している。また、一次予防事業に参加した者の延べ人数は9,276,507人であり、介護予防に対する理解が促進され、介護予防に関する普及啓発が実施されているものと考えられる。 このように、介護予防事業の実施等により、介護予防・健康づくり等が推進されており、施策目標達成のための有効な取組を行うことができたものと評価できる。																		
	（反映の方向性） 評価結果を踏まえ、引き続き施策目標達成のための取組を継続していくこととしている。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 <table><thead><tr><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="3">実績値</th><th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>二次予防事業参加者の状態の改善率</td><td>%</td><td>-</td><td>42.4</td><td>集計中</td><td>前年度以上／毎年度</td></tr></tbody></table> 【調査名・資料出所】 介護予防事業報告（老健局調べ） 平成21年度の数値は集計中（平成22年度9月頃公表予定）					指標名	単位	実績値			達成目標・指標の設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	二次予防事業参加者の状態の改善率	%	-	42.4	集計中
指標名	単位	実績値			達成目標・指標の設定根拠・考え方														
		19年度	20年度	21年度															
二次予防事業参加者の状態の改善率	%	-	42.4	集計中	前年度以上／毎年度														
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「医療や介護については、施策の重点を予防に移し」																

政策評価調書（個別票①－1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること		評価方式	総合・実績・事業	番号	Ⅸ－３－２
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
	（ 当 初 ）	1,886,620,014	49,425,056	36,307,392	50,591,729	
		<74,537,955>	<74,308,316>	<75,792,560>	<71,768,928>	
	（ 補 正 後 ）	2,001,724,327	771,993,784			
		<69,493,771>	<70,183,316>			
前年度繰越額（千円）	6,205,909	5,546,379				
	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	0	-72,180				
	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	2,007,930,236	777,467,983				
	<69,493,771>	<70,183,316>				
支出済歳出額（千円）	1,976,350,029	752,198,104				
	<64,754,462>	<65,871,818>				
翌年度繰越額（千円）	5,546,379	11,398,447				
	<0>	<0>				
不用額（千円）	26,033,828	13,871,432				
	<4,739,309>	<4,311,498>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法						
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果を踏まえ、介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ることが出来ているので、事業を継続することとした。 （継続） ・介護給付費等費用適正化事業 （平成23年度予算概算要求額：66,280百万円の内数〔平成22年度予算額百万69,792円の内数〕） ・要介護認定適正化事業 （平成23年度予算概算要求額：143百万円〔平成22年度予算額180百万円〕） ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 （平成23年度予算概算要求額：17,000百万円〔平成22年度予算額26,300百万円〕） ・地域介護・福祉空間整備推進交付金 （平成23年度予算概算要求額：1,500百万円〔平成22年度予算額2,000百万円〕） ・介護サービス情報の公表制度支援事業 （平成23年度予算概算要求額：124百万円〔平成22年度予算額336百万円〕） ・介護支援専門員等に対する研修事業 （平成23年度予算概算要求額：174百万円〔平成22年度予算額175百万円〕） ・認知症対策等総合支援事業 （平成23年度予算概算要求額：2,000百万円〔平成22年度予算額2,690百万円〕） ・福祉用具臨床的評価実施等事業 （平成23年度予算概算要求額：25百万円〔平成22年度予算額25百万円〕）					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること						番号	Ⅸ－３－２		(千円)		
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額			
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額				
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	高齢者日常生活等推進費	高齢者の介護予防・健康づくり等に必要な経費	< 75,792,560 >	< 71,768,928 >				
	A	2	一般	厚生労働本省	介護保険制度運営推進費	介護保険制度の適切な運営等に必要な経費	36,307,392	50,591,729				
	A	3										
	A	4										
	小計						36,307,392 <75,792,560> の内数	50,591,729 <71,768,928> の内数				
対応表において◆ となっているもの	B	1										
	B	2										
	B	3										
	B	4										
	小計						の内数	の内数				
対応表において○ となっているもの	C	1					< >	< >				
	C	2					< >	< >				
	C	3					< >	< >				
	C	4					< >	< >				
	小計						の内数	の内数				
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >				
	D	2					< >	< >				
	D	3					< >	< >				
	D	4					< >	< >				
	小計						の内数	の内数				
合計							36,307,392 <75,792,560> の内数	50,591,729 <71,768,928> の内数				

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

[illegible]

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成２２年７月

担当部局名:老健局介護保険計画課

政策名	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること		番号	Ⅸ－３－２	
政策の概要	高齢者、特に認知症や一人暮らしの高齢者が急増していく中で、高齢者が介護を必要とする状態となっても、尊厳を持って、その有する能力に応じて自立した生活を住み慣れた地域において継続できるよう、介護給付の適正化、要介護認定の適正化等を通じて介護保険制度の適切な運営を図りつつ、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図る。				
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 各種事業の実施等の取組を通じて、介護給付の適正化、要介護認定の適正化等を通じた介護保険制度の適切な運営、質・量両面にわたる介護サービス基盤の整備を図ることができたものと評価できる。したがって、今後とも、これまで行ってきた取組を実施していくことが必要である。 （必要性） 介護保険制度については、平成１２年４月の施行から１１年目をむかえ、要介護認定者数、サービス事業者数が増加するなど、国民の間に広く普及してきたところであるが、その一方で、我が国全体の介護費用が３．６兆円（平成１２年度実績）から７．９兆円（平成２２年度予算）に増加するなど、制度の持続可能性を確保していくことが課題になっている。また、今後とも、国民の保健医療の向上及び福祉の増進のため、全国的に一定水準のサービスを利用できるようにすることが必要である。このため、介護給付の適正化や要介護認定の適正化などを通じて、介護保険制度の適切な運営を図っていくことが必要である。 他方、今後、高齢化が急速に進み、要介護者・要支援者も現在以上に増加することが見込まれていることから、これらの要介護者等に対して良質な介護サービスを提供していくための基盤整備を進めていくことも重要である。 さらに、今後増加が見込まれている認知症高齢者対策についても、重点的に対応していく必要がある。 <				

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	国際機関の活動への参画・協力し、国際社会に貢献すること		評価方式	総合 ~~実績~~ 事業	番号	X-1-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	1,828,543	2,025,429	14,835,397	11,538,997		
（ 補 正 後 ）	1,828,543	2,025,429				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	1,828,543 <0>	2,025,429 <0>				
支出済歳出額（千円）	1,678,169	2,020,331				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	150,374 <0>	5,098 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	①国際労働機関が行うディーンセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）実現のための事業等に対して協力すること ②世界保健機関等が行う技術協力事業に対して協力すること ③経済協力開発機構が行う研究・分析事業に対して協力すること （個別票②参照）					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果を踏まえ、施策目標達成のために必要な経費を継続して要求することとした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	国際機関の活動への参画・協力し、国際社会に貢献すること						番号	X－1－1		(千円)		
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額			
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額				
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	国際機関活動推進費	経済協力に係る分担金等の支払に必要な経費	8,624,044	6,844,295				
	A	2	一般	厚生労働本省	国際機関活動推進費	国際分担金等の支払に必要な経費	6,211,353	4,694,702				
	小計						14,835,397	11,538,997				
対応表において◆ となっているもの	B	1										
	B	2										
	B	3										
	B	4										
	小計						の内数	の内数				
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<	>		
	C	2					<	>	<	>		
	C	3					<	>	<	>		
	C	4					<	>	<	>		
	小計						の内数	の内数				
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>		
	D	2					<	>	<	>		
	D	3					<	>	<	>		
	D	4					<	>	<	>		
							の内数	の内数				
合計							14,835,397	11,538,997				
							の内数	の内数				

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

[illegible]

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成２２年９月

担当部局名:大臣官房国際課

政策名	国際機関の活動へ参画・協力し、国際社会に貢献すること	番号	X－1－1
政策の概要	保健医療・公衆衛生・雇用・労働・社会分野における様々な課題について、国際社会に貢献するため、世界保健機関（WHO）、国際労働機関（ILO）、経済協力開発機構（OECD）等の国際機関を通じて、技術協力事業、国際的な研究・分析事業へ協力する。		
	【評価結果の概要】 ※平成２２年度は、モニタリングのみを実施しており、平成２２年度のモニタリング結果及び平成２１年度の実績評価書に基づき記載している。 （総合的評価） 保健医療、公衆衛生、雇用・労働分野等における国際機関を通じた協力については我が国の経験及び国際機関の専門性の双方を活用し、国際社会へ貢献するだけでなく、我が国の施策の検討や制度の安定等に資するものであるため、効率的、効果的に事業を実施しているものと評価している。 今後の課題として、金融危機に端を発した経済危機が労働市場へ与える影響、新型インフルエンザ発生のような様々な問題に即応した事業が実施されるよう国際機関に働きかけること等により、日本のプレゼンスを高めていくことが必要である。 （必要性） グローバル化が進展する中で、急速な技術革新、産業構造の変化に伴い、労働分野における諸問題の解決は、開発途上国の安定的・持続的な社会的・経済的発展の条件となっており、重要な課題でもある。 特にアジア・太平洋地域の開発途上国においては、年々、我が国との社会的・経済的な関係が深化しており、技術協力を通じて、同地域の発展のために、労働環境の整備を推進することは、関係の深い我が国の発展にもつながるものであり、政策的にも重要である。 こうした状況において、同地域の安定的・持続的な経済発展の基盤として、労働環境の整備を進めるために、ILOが持つ専門的知識やノウハウを活用した技術協力を行うことが必要である。 近年国際社会でその重要性が高まっている保健医療・公衆衛生分野における諸課題に対して、各国が協力することにより、例えば、世界共通の課題となっている感染症問題に適切かつ迅速に対処することが可能となり、これは我が国の感染症対策の実施の上で、重要である。 また、発展途上国における保健医療の水準の向上に寄与することにより、安定的・持続的な経済発展の基盤となり、その国の開発・発展にも貢献することとなる。 OECDは、世界経済の主要国の雇用・社会分野の様々な課題に関して多角的・総合的な研究・分析を行っており、これを通じて、我が国の雇用・社会保障政策等の改善が図られる。このため、OECDが行う事業のうち、我が国の政策立案・運営に資する研究・分析事業に拠出し、当該事業の効果的実施に貢献することが、我が国にとって必要である。 （効率性） 現在アジア・太平洋地域各国が直面している課題に既に対応してきた我が国の経験は、諸外国がこれらの課題に対応するために実践的なものである。また、ILOやWHO等の専門知識、経験を有する国際機関を通じた協力を行うことにより、より効果的な事業を実施することが可能となっている。 また、我が国が積極的に協力・貢献しているOECDの雇用や医療に関する事業に対して、先進各国からも効果や効率性等について高い評価を得ている。 （有効性） 保健医療、公衆衛生、雇用・労働分野等において、我が国は長年の経験を有しており、東南アジアを中心としたアジア・太平洋地域各国におけるこれらの分野に係る課題を解決するために、我が国の経験を踏まえた支援を行うことは、効果的である。また、OECDによる研究・分析に参加することにより我が国の雇用・社会保障政策等の改善が図られるため、OECDの事業への拠出は有効である。 （反映の方向性） 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。		

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

		H17	H18	H19	H20	H21
1	アジア太平洋地域技能就業能力計画（SKILLS-AP）のセミナー参加者が自分の所属機関等においてセミナーの成果を政策や事業等何らかの形で活用した割合（80％/毎年度）	-	85％	100％	88％	集計中
達成率		-	106％	125％	110％	-
2	OECD 事業実施報告における厚生労働省が提出した事業の質に対する各国評価平均（中程度（medium）＝3 以上/2 年に 1 回）	3. 66	3. 59	4. 00	4. 02	平成 23 年 実施予定
達成率		122％	120％	133％	134％	-
3	プロジェクト（国際労働機関が行うディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）実現のための各種事業）毎に設定されている計画目標（immediate objectives）の達成状況（前プロジェクトと同程度/各プロジェクト終了時）	-	-	100％	100％	集計中
達成率		-	-	100％	100％	-
【調査名・資料出所、備考等】						
指標 1 について						
・資料出所：アジア太平洋地域技能就業能力計画（SKILLS-AP）ワークショップの参加者の所属機関（各国能力開発行政機関）による評価結果（ワークショップで得られた知識・スキルを新しい制度の導入、既存の制度の運営等に活用できたか）						
・平成 21 年度の数値を現在集計中であり、平成 2 2 年 1 1 月公表予定。						
指標 2 について						
・資料出所：OECD 事業実施報告（PIR, Programme Implementation Reporting）						
OECD 加盟国が OECD の事業の「質」（Quality）を 1～5 の 5 段階で評価した調査報告。2 年おきに実施され、平成 21 年及び平成 22 年分は、平成 23 年実施予定。						
・OECD の事業年（暦年）と当省予算年度の関係：OECD の事業に対しては、その前年度の当省予算から提出（OECD の平成 21 年（暦年）事業については、当省平成 20 年度予算から提出）。						
・政策評価の対象事業：当省が拠出金を出している OECD の事業						
指標 3 について						
・資料出所：ILO の持つ専門的知識やノウハウを活用し、ニーズにあった協力を行うために日本が提出しているプロジェクトについて、そのプロジェクト毎に設定される計画目標の達成状況を、国際労働機関アジア太平洋地域事務所（ILO・ROAP）の作成する報告書を基に、平成 19 年度プロジェクトから把握。						
・平成 21 年度の数値を現在集計中であり、平成 23 年度第 1 四半期に公表予定。						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	二国間の国際協力を推進すること		評価方式	総合・ 実績 事業	番号	X－１－２
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
	（ 当 初 ）	277,510	266,766	717,161		749,656
	（ 補 正 後 ）	276,976	266,131			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	276,976	266,131				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	276,812	265,720				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	164	411				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	開発途上国の人材養成事業等に対して協力すること（個別票②参照）					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果を踏まえ、施策目標達成のために必要な経費を継続して要求することとした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	二国間等の国際協力を推進すること						番号	Ⅹ－１－２		(千円)		
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額			
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額				
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	国際協力費	国際協力の推進に必要な経費	717,161	749,656				
	A	2										
	A	3										
	A	4										
	小計						717,161	749,656				
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1										
	B	2										
	B	3										
	B	4										
	小計											
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					<	>	<	>		
	C	2					<	>	<	>		
	C	3					<	>	<	>		
	C	4					<	>	<	>		
	小計											
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1	一般				<	>	<	>		
	D	2	一般				<	>	<	>		
	D	3					<	>	<	>		
	D	4					<	>	<	>		
	小計											
合計							717,161	749,656				

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

[illegible]

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年9月

担当部局名:大臣官房国際課

政策名	二国間等の国際協力を推進すること	番号	X－1－2
政策の概要	【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業】 ○社会福祉及び保健医療の分野におけるASEANと日本の緊密な関係を更に発展させ、また、当該分野での人材育成を強化するため、ASEAN10カ国から社会福祉と保健医療政策を担当するハイレベル行政官を招聘し、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を実施。 ・本会合のテーマはASEAN諸国やASEAN事務局からの提案を受けて、ASEAN＋3保健大臣会合、社会福祉大臣会合の議論などを踏まえ選定している。 →これまで、高齢化社会への対応、母子・障害者福祉、社会的弱者（女性・児童）支援をテーマとし、福祉と保健分野の連携を軸に、中央政府と地方の連携、官民の役割分担、地域活動などについて議論を行ってきた。 ・ASEAN諸国からの参加者は（2003～2009年）延べ244名に上る。 【技能実習制度推進事業】 ○外国人研修・技能実習制度の適正かつ円滑な推進を図り、研修生・技能実習生が修得した技能等を帰国後母国で活用することによって経済発展に資することを目的として、実習実施機関、技能実習生等に対する指導・援助を行うための以下の事務事業を実施 ・実習実施機関等に対する巡回指導、技能実習生に対する母国語での電話相談等を行う「技能実習制度推進事業」		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 保健医療、公衆衛生、雇用・労働分野等において、我が国が保持する高度な技術を活用し、民間団体による国際協力を支援する事業を実施することや、我が国とASEAN諸国との情報・経験の共有を図ることで、効果的に国際社会に貢献することができると評価している。 （必要性） 【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業】 ○東南アジア諸国を始めとするアジア・太平洋地域の開発途上国は、1997年のアジア通貨危機を乗り越えたためざましい経済発展を遂げ、現下の金融・経済危機の影響も徐々に克服しつつあります。しかしながら、これまでの経済成長の成果は十分に行き渡っておらず、貧富の差は非常に大きく、貧困削減等に関するMDGsの達成が危ぶまれています。これらの背景より、シンガポールAPEC首脳会議宣言においても、「あまねく広がる成長（inclusive growth）」の必要性を強調しており、ピッツバーグG20サミット首脳声明においては、開発途上国における失業、疾病などのリスクから人々を保護するためのセーフティネットの不備が指摘されています。我が国としても、「東アジア共同体構想」に格差是正、貧困削減などのアジアが抱える課題に対して 社会的セーフティネットの構築など,我が国の地域、経験を活用することを盛り込んだところです。 ○とりわけASEAN諸国の産業社会の着実な発展は、少子高齢化や核家族化などといった、かつて我が国が経験した急速な人口構造・家族形態の変容をもたらしつつあります。 →アジアにおける先駆的取り組みとして我が国が講じてきた社会保障諸政策に対して、各国からの期待は非常に高くなっています。 →また、本事業は、2004年から開催されている、ASEAN+3（日・中・韓）保健大臣会合、社会福祉大臣会合を支える事業として位置づけられるとともに、我が国が進める「東アジア共同体」構想の具体化に資するものです。 【技能実習制度推進事業】 ○技能実習制度は開発途上国への技能移転を通じた国際協力を目的とする制度です。平成5年の制度開始以来、本制度による外国人研修生・技能実習生の数は年々増え続け、現在では約20万人の外国人研修生・技能実習生が我が国に滞在しています。 ○しかしながら、一部の受入れ企業・団体において研修生・技能実習生を実質的に低賃金労働者として扱うなど、不適正な受入れが行われていたため、規制改革推進のための3カ年計画（再改定）（平成21年3月閣議決定）により、研修生・技能実習生に対する保護措置の整備・拡充が提言されています。 →監理団体及び実習実施機関に対する巡回指導の強化、技能実習生に対する母国語電話相談、労働基準法などの法的保護に関する講習が的確に実施されるよう、各種支援等を実施する必要があります。 （効率性） 【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業】 ○ 記述式の参加者アンケートによるとテーマに関連する現場視察に対する評価が高く挙がっており、→ 保健医療・社会福祉分野における我が国における制度の紹介を行うだけでなく、より具体的に社会保障政策を理解することを促進するための複数の現場視察を効率的に組み込んでいる点が評価されており、効率性の高いプログラムとなっていると言える。 ○ 一度にASEAN諸国10カ国が省庁間の縦割りを超えて一堂に会し、参加者が相互に積極的な影響を与えながら、保健と福祉の連携による具体的な施策展開に繋がっている点からも、 → 効率性の高い事業運営となっていると言える。 【技能実習制度推進事業】 ○巡回指導については、従来は実習実施機関を中心に行ってきた →平成21年度より、受入れ団体に対する指導を強化（受入れ団体への巡回指導実施件数：98件（平成19年度）→1397件（平成21年））することで、1回の指導で、1団体のみならず、傘下の実習実施機関まで指導の効果が及ぶように方針を転換 →概ね2年間で全ての受入れ団体（1,807団体：21年度把握分）及び実習実施機関（23,716企業：21年度把握分）を巡回できるよう目標を設定しており、目標件数を上回っていることから、効率良く巡回指導を行っているものと評価できる。		

	(有効性) 【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業】 ○「会合が有効だった」とする割合は過去会合に於いて5点満点中4点以上と前年度と同等 →本事業は有効だと評価されており、我が国の国際的評価・信用を高めています。 【技能実習制度推進事業】 ○目標値を達成していない →金融危機に伴う景気の悪化により、実習実施機関の倒産を理由とする技能実習生の途中帰国が平成21年に著しく増加（3,626人）したため、目標値を下回る結果となったと考えられる。 ○他方、技能実習生から技能実習目標を「十分に達成できた」と評価される割合が97%。 ○巡回指導の件数も目標数（10,500件/平成21年度）を上回っている。 →巡回指導を通じて受入れ団体・企業を指導することにより、技能実習生の技能実習目標が高い割合で達成されているものと考えられる。 →開発途上国への技能移転を図ることで、二国間の国際協力等を推進するという本事業の目的に照らし、一定の成果を挙げているものと評価できる。 (反映の方向性) 予算について、見直しの上、減額 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 <table><tr><th colspan="2"></th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th></tr><tr><td>1</td><td>ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業参加者(各国の代表者)へのアンケート調査において「会合が有効だった」とする割合 (前年と同程度/毎年度)</td><td>-</td><td>-</td><td>4.1/5点中</td><td>4.4/5点中</td><td>4.2/5点中</td></tr><tr><td colspan="2">達成率</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>107%</td><td>95%</td></tr><tr><td>2</td><td>技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合 (95%以上/H17～H20) (90%以上/H21)</td><td>92%</td><td>93%</td><td>94%</td><td>91%</td><td>88%</td></tr><tr><td colspan="2">達成率</td><td>97%</td><td>98%</td><td>99%</td><td>96%</td><td>98%</td></tr><tr><td colspan="7">【調査名・資料出所、備考等】</td></tr><tr><td colspan="7">指標1について 資料出所：厚生労働省調べ（参加者からのアンケート5点満点評価の平均値）</td></tr><tr><td colspan="7">指標2について 資料出所：技能実習制度推進事業の受託者調べ</td></tr></table>								H17	H18	H19	H20	H21	1	ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業参加者(各国の代表者)へのアンケート調査において「会合が有効だった」とする割合 (前年と同程度/毎年度)	-	-	4.1/5点中	4.4/5点中	4.2/5点中	達成率		-	-	-	107%	95%	2	技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合 (95%以上/H17～H20) (90%以上/H21)	92%	93%	94%	91%	88%	達成率		97%	98%	99%	96%	98%	【調査名・資料出所、備考等】							指標1について 資料出所：厚生労働省調べ（参加者からのアンケート5点満点評価の平均値）							指標2について 資料出所：技能実習制度推進事業の受託者調べ						
			H17	H18	H19	H20	H21																																																							
	1	ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業参加者(各国の代表者)へのアンケート調査において「会合が有効だった」とする割合 (前年と同程度/毎年度)	-	-	4.1/5点中	4.4/5点中	4.2/5点中																																																							
	達成率		-	-	-	107%	95%																																																							
	2	技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合 (95%以上/H17～H20) (90%以上/H21)	92%	93%	94%	91%	88%																																																							
	達成率		97%	98%	99%	96%	98%																																																							
	【調査名・資料出所、備考等】																																																													
	指標1について 資料出所：厚生労働省調べ（参加者からのアンケート5点満点評価の平均値）																																																													
	指標2について 資料出所：技能実習制度推進事業の受託者調べ																																																													
	関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																										

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	国立試験研究機関の適正かつ効率的な運営を確保すること		評価方式	総合 実績 ・事業	番号	X I - 1 - 1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	4,101,194	4,147,582	3,926,972	3,816,731		
（ 補 正 後 ）	4,553,139	4,122,906	3,926,972			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	4,553,139 <0>	4,122,906 <0>				
支出済歳出額（千円）	4,519,739	4,097,599				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	33,400 <0>	25,307 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	各機関における研究課題評価において、一定の水準を達成する。（5点中3.5点／3年間）					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	適正かつ効果的に実施されているとの評価結果を踏まえ、引き続き機関評価の結果を反映し、必要な予算を要求することとした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	国立試験研究機関の適正かつ効率的な運営を確保すること						番号	X I - 1 - 1		(千円)		
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額			
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額				
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省 試験研究機関	厚生労働本省試験研究所試験研究費	国立医薬品食品衛生研究所の試験研究に必要な経費	1,010,663	989,232				
	A	2	一般	厚生労働本省 試験研究機関	厚生労働本省試験研究所試験研究費	国立保健医療科学院の養成訓練及び試験研究に必要な経費	490,146	477,335				
	A	3	一般	厚生労働本省 試験研究機関	厚生労働本省試験研究所試験研究費	国立社会保障・人口問題研究所の試験研究に必要な経費	166,177	141,761				
	A	4	一般	厚生労働本省 試験研究機関	厚生労働本省試験研究所試験研究費	国立感染症研究所の試験研究に必要な経費	2,259,986	2,208,403				
	小計						3,926,972 の内数	3,816,731 の内数				
対応表において◆ となっているもの	B	1										
	B	2										
	B	3										
	B	4										
	小計						の内数	の内数				
対応表において○ となっているもの	C	1					< >	< >				
	C	2					< >	< >				
	C	3					< >	< >				
	C	4					< >	< >				
	小計						の内数	の内数				
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >				
	D	2					< >	< >				
	D	3					< >	< >				
	D	4					< >	< >				
							の内数	の内数				
合計							3,926,972 の内数	3,816,731 の内数				

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

[illegible]

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 22年 7月

担当部局名:大臣官房厚生科学課

政策名	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること		番号	X I－1－1																																																				
政策の概要	各国立試験研究機関において3年に1度研究課題評価を行うことにより、機関運営と研究実施推進の両面から、機関の適正かつ効果的な運営を確保することを目的とする。																																																							
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																																							
	（総合的評価） 国立試験研究機関の研究課題評価については、手法及び頻度ににおいて適切であり、適正かつ効果的に実施されているものと評価できる。全ての研究事業において、「良好」である3点以上の評価を得ているか、点数制を採用していないが、全体的に肯定的な評価を受けているところである。このことから、国立試験研究機関で行っている研究事業は、国民の福祉の向上のため、十分な成果を上げていると考えられる。																																																							
	（必要性） 国立試験研究機関は、国民生活の向上のため、医薬品等の安全性、公衆衛生、社会保障・人口問題、感染症対策等について、科学的見地から研究するとともに関連情報の提供を行っているところである。このような研究開発評価のプロセスにおいては、研究重点化の方向性、社会貢献、国際協力、倫理規程の整備といった諸課題について議論されており、その結果、様々な形で機関の運営の改善が図られており、今後も適正に評価を行っていく必要がある。																																																							
	（効率性） 評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して行っていることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができる。また、国立試験研究機関における研究は、その期間が複数年にわたる研究が多くあることから、これまでは3年程度の間隔を置いて評価を行っていることは妥当と考えられる。ホームページによる公表は、評価結果の入手を希望する多数の者が簡便に入手できる点において、効率的である。																																																							
	（有効性） 研究をめぐる諸情勢の変化に柔軟に対応しつつ、適切な研究の推進を図るためには、研究開発施策の評価に当たり、評価を積極的に活用し、機関運営と研究の実施・推進の両面から、定期的な評価を行うことが有効である。また、評価の公正や透明性を確保するためには、評価の結果について、できるだけ具体的な内容を公表することが有効であり、各国立試験研究機関においては評価結果を厚生科学審議会の資料として公開するとともに、各機関におけるホームページ等により公表している。																																																							
（反映の方向性） 評価を積極的に活用し、機関運営と研究実施・推進の両面から、定期的な評価を進めて行くと共に、事業の必要性、計画の見直し、予算要求等に反映																																																								
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																																								
<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr><tr><td rowspan="4">国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること</td><td>国立医薬品食品衛生研究所における研究課題評価(3年に1度実施)</td><td>点</td><td></td><td>－</td><td>－</td><td>3.9</td><td>3.5</td><td rowspan="4">平均3.5点以上／3年間 ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価 ※国立感染症研究所の各研究課題については開始年度で評価時期が異なっている</td></tr><tr><td>国立保健医療科学院における研究課題評価(3年に1度実施)</td><td>点</td><td></td><td>－</td><td>3.5</td><td>－</td><td>3.5</td></tr><tr><td>国立社会保障・人口問題研究所における研究課題評価(3年に1度実施)</td><td>点</td><td></td><td>－</td><td>点数制を採択していなかったが、全体として肯定的な</td><td></td><td>3.5</td></tr><tr><td>国立感染症研究所における研究課題評価(3年に1度実施)</td><td>点</td><td></td><td>3.8</td><td>4.4</td><td>3.9</td><td>3.5</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること	国立医薬品食品衛生研究所における研究課題評価(3年に1度実施)	点		－	－	3.9	3.5	平均3.5点以上／3年間 ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価 ※国立感染症研究所の各研究課題については開始年度で評価時期が異なっている	国立保健医療科学院における研究課題評価(3年に1度実施)	点		－	3.5	－	3.5	国立社会保障・人口問題研究所における研究課題評価(3年に1度実施)	点		－	点数制を採択していなかったが、全体として肯定的な		3.5	国立感染症研究所における研究課題評価(3年に1度実施)	点		3.8	4.4	3.9	3.5									
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値						目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																													
				19年度	20年度	21年度																																																		
国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること	国立医薬品食品衛生研究所における研究課題評価(3年に1度実施)	点		－	－	3.9	3.5	平均3.5点以上／3年間 ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価 ※国立感染症研究所の各研究課題については開始年度で評価時期が異なっている																																																
	国立保健医療科学院における研究課題評価(3年に1度実施)	点		－	3.5	－	3.5																																																	
	国立社会保障・人口問題研究所における研究課題評価(3年に1度実施)	点		－	点数制を採択していなかったが、全体として肯定的な		3.5																																																	
	国立感染症研究所における研究課題評価(3年に1度実施)	点		3.8	4.4	3.9	3.5																																																	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)																																																			

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	厚生労働科学研究事業の適性かつ効率的な実施を確保すること		評価方式	実績	番号	X I - 2 - 1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
（ 当 初 ）	12, 399, 070	12, 249, 301	57, 902, 800		57, 429, 911	
（ 補 正 後 ）	12, 399, 070	12, 249, 301	57, 902, 800			
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	12, 399, 070	12, 249, 301				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	12, 389, 990	12, 243, 210				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	9, 080	6, 091				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別表②に記載					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	今後も引き続き、各研究事業で評価委員会が開催され適切な評価が行われることにより、各研究事業の適切かつ効果的な実施を図っていく必要がある。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果を踏まえ、厚生労働行政にとって真に必要な研究を厳選すること、また、評価による研究成果の施策への適切な反映の観点から、引き続き、各種指針を踏まえた評価体制の構築と適切な評価の実施を図ることとし、そのために必要な予算を継続して要求することとした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	厚生労働科学研究事業の適性かつ効率的な実施を確保すること						番号	X I－2－1		(千円)		
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額			
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額				
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	厚生労働科学研究費	厚生労働科学研究に必要な経費	47,247,029	47,733,467	-366			
	A	2										
	A	3										
	A	4										
	小計						47,247,029	47,733,467	-366			
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1	一般	厚生労働本省	独立行政法人国立健康・栄養研究所 運営費	独立行政法人国立健康・栄養研究所運営費交付金に必要な 経費	738,737	701,721				
	B	2	一般	厚生労働本省	独立行政法人医薬基盤研究所運営費	独立行政法人医薬基盤研究所運営費交付金に必要な経費	9,742,034	8,102,723				
	B	3	一般	厚生労働本省	独立行政法人医薬基盤研究所施設整備 費	独立行政法人医薬基盤研究所施設整備に必要な経費	175,000	892,000				
	B	4										
	小計						10,655,771 の内数	9,696,444 の内数				
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >	< >				
	C	2					< >	< >				
	C	3					< >	< >				
	C	4					< >	< >				
	小計						の内数	の内数				
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >	< >				
	D	2					< >	< >				
	D	3					< >	< >				
	D	4					< >	< >				
	小計						の内数	の内数				
合計							57,902,800 の内数	57,429,911 の内数	-366			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		厚生労働科学研究事業の適性かつ効率的な実施を確保すること				番号		X I - 2 - 1	
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	（B）+（C）-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	
研究評価推進事業	A	1	44,893	55,589	10,696	△ 366	—	△ 366	施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続けるという評価結果を踏まえ、引き続き、必要な予算を要求することとした。
合計						△ 366	—	△ 366	

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年7月

担当部局名：大臣官房厚生科学課

政策名	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること			番号	X I－2－1																																														
政策の概要	厚生労働科学研究の振興を促し、もって、保険医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等厚生労働行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図る。																																																		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 各研究事業の適正かつ効果的な実施には、各種指針を踏まえた評価体制の構築と適切な評価の実施が不可欠である。下記のとおり各研究事業で年1回以上評価委員会が開催され適切な評価が行われていることにより、各研究事業の適切かつ効果的な実施が図られていると評価できる。 （必要性） 厚生労働科学研究では、厚生労働行政施策の適切妥当な科学的根拠の形成に資する幅広い研究を実施しているところである。近年は特に、健康安心の推進、健康安全の確保及び先端医療の実現に資する研究を推進しており、具体的な事例として、がんの革新的予防・診断・治療法の開発に関する研究や、生活習慣病対策、難病対策、肝炎対策等の推進に関する研究を実施しているところである。したがって、厚生労働省が実施する重要な施策の展開のため、厚生労働科学研究の適切かつ効率的な実施を確保することが必要となっている。 （効率性） 各研究事業の評価委員会においては、各分野の委員（学識経験者等）が最新の知見に照らして評価を行い、その結果に基づいて研究費が配分されている。また、中間評価では当初の計画通り研究が進行しているか否か到達度評価を実施しており、必要な場合は研究計画の変更・中止が決定されるため、研究費の効率的な運用に寄与している。 （有効性） 各研究事業の評価委員会については、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成22年4月1日厚生労働省大臣官房厚生科学課。以下「指針」という。）に基づいて各事業毎に年1回以上開催している。研究評価には、研究開発課題の採択に関する事前評価、研究の進捗を評価する中間評価、研究が適切に行われたか等を評価する事後評価がある。事前評価では、厚生労働行政にとって真に必要な研究開発課題を厳選することにより効果的な資金配分に寄与し、中間評価では、研究成果が施策に反映されるように研究の進め方に適切な助言等を行い、事後評価では、研究の達成・未達成の確認、以後の評価での活用、以後の研究事業の企画・実施への活用など、評価委員会の評価を通じ、各研究事業の有効な実施が図られている。 （反映の方向性） 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 <table><thead><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>H19年度</th><th>H20年</th><th>H21年度</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">研究評価 委員会の 開催</td><td>研究評価 委員会開 催件数</td><td>回</td><td>各事業 毎 年1回以 上</td><td>64</td><td>78</td><td>72</td><td>各事業 毎 年1回以 上</td><td rowspan="3">厚生労働省の科学研究 開発評価に関する指針</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	H19年度	H20年	H21年度	研究評価 委員会の 開催	研究評価 委員会開 催件数	回	各事業 毎 年1回以 上	64	78	72	各事業 毎 年1回以 上	厚生労働省の科学研究 開発評価に関する指針																							
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																						
H19年度					H20年	H21年度																																													
研究評価 委員会の 開催	研究評価 委員会開 催件数	回	各事業 毎 年1回以 上	64	78	72	各事業 毎 年1回以 上	厚生労働省の科学研究 開発評価に関する指針																																											
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等		年月日	記載事項(抜粋)																																															
	第3期科学技術基本計画		平成18年3月28日	・競争的資金及び間接経費の拡充。																																															

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること。		評価方式	実績	番号	XⅡ-1-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
	（ 当 初 ）	409, 153	504, 535	779, 628	619, 027	
	（ 補 正 後 ）	409, 153	503, 050			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	409, 153	503, 050				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	404, 158	450, 695				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	4, 995	52, 355				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	「オンライン利用拡大行動計画」に基づく重点21手続のオンライン利用率（70％以上／平成25年度、かつ、43％以上／平成20年度、47％以上／平成21年度					
政策評価結果を受けて改善すべき点	施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。					
評価結果の予算要求等への反映状況	平成22年度予算に引き続き国民からのオンラインによる申請・届出を処理するシステムを整備、運用及び改善するための経費を要求する。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること。						番号	XⅡ-1-1		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1								
	A	2								
	A	3								
	A	4								
	小計									
対応表において◆ となっているもの	B	1	一般	厚生労働本省	厚生労働本省共通費	厚生労働本省一般行政に必要な経費	180,608	172,420		
	B	2	労働保険特別会計	労災勘定	業務取扱費	業務取扱いに必要な経費	14,518	10,823		
	B	3	労働保険特別会計	雇用勘定	業務取扱費	業務取扱いに必要な経費	100,994	75,296		
	B	4	労働保険特別会計	徴収勘定	業務取扱費	業務取扱いに必要な経費	20,199	15,060		
	B	5	年金特別会計	業務勘定	業務取扱費	業務取扱いに必要な経費	463,309	345,428		
小計						779,628	619,027			
対応表において○ となっているもの	C	1					< >	< >		
	C	2					< >	< >		
	C	3					< >	< >		
	C	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >		
	D	2					< >	< >		
	D	3					< >	< >		
	D	4					< >	< >		
							の内数	の内数		
合計						779,628 の内数	619,027 の内数			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること。					番号	XⅡ-1-1		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B) + (C) - 重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
電子政府実現のための基盤整備	B	1	779,628	619,027	△ 160,601				評価結果を踏まえ、国民の利便性及びサービスの維持・更なる向上に資するため、国民からのオンラインによる申請・届出を処理するシステムを整備、運用及び改善するための経費等を要求することとした。
合計									

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年 月 担当部局名：大臣官房統計情報部

政策名	行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること。			番号	X II-1-1																																				
政策の概要	国民の利便性・サービスの向上を目的としてI Tが活用される電子政府を実現するため、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続について、利用者視点に立った抜本的な見直し・改善等を進め、オンライン利用の飛躍的な拡大を図る。																																								
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																								
	（総合的評価） 「オンライン利用拡大行動計画」（2008年9月12日I T戦略本部決定）に基づき、国民や企業による利用頻度が高い手続を中心に、社会保険・労働保険分野の21手続を重点手続として選定し、平成25年度までに重点手続全体の電子申請利用率70%を達成するという目標を掲げた。 厚生労働省としては、同計画に基づき種々の取組を行い、平成21年度末の目標利用率47%に対して、利用率50.3%という実績を達成したことから、着実に利用促進が図られたと評価できる。 ※平成22年度は、モニタリングのみを実施している。																																								
	（必要性） オンライン利用促進については、これまでの取組みを抜本的に見直し、新たな目標を設定の上、種々の改善措置を集中的に講ずることとした「オンライン利用拡大行動計画」（2008年9月12日I T戦略本部決定）が策定され、各種取組を進めることとされており、計画内容を着実に実施するため。																																								
	（効率性） ① 事業主が電子申請で被保険者の提出代行を行う場合、手続によっては委任状を添付することで、被保険者の電子証明書の省略を可とする措置を講じた。 ② 労働保険適用徴収システムについて、電子政府の総合窓口（e-Gov）に移行するとともに、労働保険料の自動計算機能を強化した。																																								
	（有効性） 以下のオンライン利用促進に有効な取組を実施した。 ① 労働保険関係手続について、労働保険適用徴収システムのe-Govへの移行に伴い、電子申請体験システムに手続を追加した。 ② 毎月、定期的に総務省（e-Gov）と各部局を交え、全国社会保険労務士会連合会と定期協議を行い、利便性向上のための意見・要望を聴取している。 ③ オンライン利用促進のための操作マニュアルを更新した。 ④ オンライン利用促進に係る部局間の連携を推進するため、「業務・システム最適化等推進																																								
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																									
<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th></tr><tr><td rowspan="3">利用者視点に立ったオンライン利用を促進すること。</td><td>重点21手続のオンライン利用率</td><td>%</td><td></td><td>42</td><td>45.6</td><td>50.3</td><td>70 (25)</td><td rowspan="3">オンライン利用促進のための部局横断的な調整の場である「業務・システム最適化等推進部会」、「電子申請オンライン利用促進緊急対策」の取組等により、オンライン利用率の向上につなげる。</td></tr><tr><td>業務・システム最適化等推進部会</td><td>回</td><td></td><td>4</td><td>4</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	利用者視点に立ったオンライン利用を促進すること。	重点21手続のオンライン利用率	%		42	45.6	50.3	70 (25)	オンライン利用促進のための部局横断的な調整の場である「業務・システム最適化等推進部会」、「電子申請オンライン利用促進緊急対策」の取組等により、オンライン利用率の向上につなげる。	業務・システム最適化等推進部会	回		4	4	2								
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値							目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																													
				19年度	20年度	21年度																																			
利用者視点に立ったオンライン利用を促進すること。	重点21手続のオンライン利用率	%		42	45.6	50.3	70 (25)	オンライン利用促進のための部局横断的な調整の場である「業務・システム最適化等推進部会」、「電子申請オンライン利用促進緊急対策」の取組等により、オンライン利用率の向上につなげる。																																	
	業務・システム最適化等推進部会	回		4	4	2																																			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日	記載事項(抜粋)																																					
	i-Japan戦略2015		平成21年7月6日	国民・企業等の利用頻度が高い重点71 手続については、利用者満足度を高めるため、重点的に業務改革に取り組むこと。																																					
	重点計画 - 2008		平成20年8月20日	国・地方公共団体の行政手続に関し、オンライン利用を飛躍的に拡大させるため、ワンストップ化やバックオフィス連携等を図り、利便性・サービス向上が実感できる電子行政（電子政府・電子自治体）を実現する。																																					
	オンライン利用拡大行動計画		平成20年9月12日	分野ごとの取組を通じて、重点手続全体では2013 年度（平成25 年度）末にオンライン利用率72%以上、先行手続全体では2011 年度（平成23 年度）末にオンライン利用率66%以上の実現を目指す。																																					
	電子政府推進計画		平成20年12月25日	重点手続全体で2013年度（平成25年度）末にオンライン利用率72%以上、重点手続のうち取組の効果が比較的早期に現れやすいと考えられる手続全体では2011年度（平成23年度）末にオンライン利用率66%以上の実現を目指す。																																					